

令和5年3月24日
山口県報号外第10号
監査公表第3号別冊

令和4年度 包括外部監査の結果報告書

デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について

令和5年3月
山口県包括外部監査人
森 永 晃 仁

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査対象期間	2
5. 外部監査対象機関	2
(1) 部署及び所管課	2
(2) 関連する出先機関及び財政的援助団体等	2
6. 外部監査の実施期間	3
7. 外部監査の方法	3
(1) 監査要点	3
(2) 主な監査手続	3
8. 包括外部監査人及び監査補助者	3
9. 利害関係	4
第2 外部監査対象の概要	4
1. やまぐちデジタル改革基本方針の概要	4
(1) 策定の趣旨	4
(2) 改革の意義	4
(3) 対象期間	5
(4) デジタル社会のビジョン	5
(5) 目指すべき将来像	6
(6) 改革の基本姿勢	8
(7) 推進体制	9
(8) 施策の3つの柱	10
(9) 重点プロジェクトの実施	10
2. 山口県デジタル推進本部の概要	11
3. 山口県デジタル・ガバメント構築連携会議の概要（設置当初）	11
4. 一般財団法人山口県デジタル技術振興財団の概要	12
5. 令和3年度デジタル化関連事業予算の概要	14
6. 監査対象事業	15
(1) 監査対象事業の選定方法	15
(2) 事前ヒアリング	15
(3) 監査対象事業の一覧	16
第3 外部監査の結果及び意見（概要）	19
1. 結果（指摘事項）及び意見の判断基準	19

2.	指摘事項及び意見の件数	19
3.	指摘事項及び意見の項目一覧	22
4.	指摘事項及び意見の総評	28
	(1) はじめに	28
	(2) 指摘事項及び意見の要約	29
	(3) おわりに	34
第4	外部監査の結果及び意見(各事業別)	35
1.	やまぐちDX推進事業	35
1-1.	「やまぐちDX推進拠点(仮称)」整備・運営事業	48
1-2.	山口県版クラウド「Y-C l o u d(仮称)」構築事業	58
1-3.	「山口県データプラットフォーム(仮称)」構築事業	64
1-4.	DX推進官民協働フォーラム創設事業	70
1-5.	オープンイノベーション創出事業	75
1-6.	シビックテック推進事業	83
1-7.	データドリブン推進事業	93
1-8.	AI人材育成プログラム推進事業	100
1-9.	DXリーダー育成事業	106
1-10.	若者層の育成	112
2.	未来技術活用推進事業	119
2-1.	未来技術活用推進事業	124
3.	デジタル・ガバメント構築推進事業	127
4.	県・市町RPA等共同利用推進事業	141
5.	RPA等活用推進事業	146
6.	テレワーク移住支援事業	151
7.	ぶちエコやまぐちCO ₂ 削減加速化事業	156
8.	EVによる分散型エネルギー活用推進事業	162
9.	介護事業所ICT導入推進事業	168
10.	つながるやまぐちSNS相談事業	177
11.	デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業	183
11-1.	デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業	189
12.	交通系ICカード整備促進事業	193
13.	次代を切り拓くスマート農林漁業研究開発事業	198
14.	やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業	218
14-1.	やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業	225
15.	スマート農業実装加速化事業	233
16.	やまぐち「農の継活」スタートアップ推進事業	239

17. 林業労働環境デジタル化推進事業	245
18. やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業	250
19. スマート水産業社会実装推進事業	261
20. 建設DX加速化事業	267
21. 建設ICT導入普及推進事業	272
22. AIによるインフラ点検・診断システム活用推進事業	276
23. 高度なインフラ監視・点検事業（道路整備課）	283
24. 高度なインフラ監視・点検事業（河川課）	287
25. デジタル技術導入推進事業	293
26. デジタル化対応産業教育装置整備事業	300
27. ICTを活用した新たな学び推進事業	306

【数値について】

・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

【法人格の表記について】

・報告書中の法人格は、略語により表記している場合がある（下記例示参照）。

[株式会社：（株）、有限会社：（有）、国立大学法人及び公立大学法人：（大）、社会福祉法人：（福）、国立研究開発法人：（国研）、地方独立行政法人：（地独）、公益財団法人：（公財）、一般財団法人：（一財）、一般社団法人：（一社）等]

【再委託先名の表記について】

・報告書中の再委託先名は、県の契約情報の公表対象項目となっておらず、所管課等の要請により具体的な法人名等の公表を控えている場合がある。

【事業名の表記について】

・No. 1-1～1-3は、令和3年11月1日にやまぐちDX推進拠点を開設しており、本年度の包括外部監査の実施期間においては正式に発足しているが、当該開設日以前の事業名である「（仮称）」と表記している。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

本県において、最初に新型コロナウイルスが確認されてから2年以上が経過したが、この新たなウイルスの出現は、県民の日常生活をはじめ、企業等の経済活動の在り方にも多大な影響を及ぼし、大きな変化をもたらした。具体的には、従来の接触型・対面型から、感染防止対策を念頭に置いた非接触型・非対面型への転換が図られた。そして、その過程では様々な面でデジタル技術が導入され、キャッシュレス決済やテレワーク、オンライン会議等が急速に普及した。すなわち、これらの社会経済基盤の構造的な変革は、デジタル化の推進（デジタル技術の活用）によって支えられていると言える。

一般的にデジタル化とは、企業等において、既存の業務の効率化や合理化を図ることを目的にデジタル技術を活用することであるとも言われるが、地方自治体の行政サービスにおいても同様に推進されるべきである。この点は、我が国でも総務省が「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を令和2年12月25日に策定し、主導的に地方自治体のデジタル化を推進する各種施策に取り組んでいることから明らかである。

翻って、本県におけるデジタル化の推進状況を見てみると、「やまぐちデジタル改革基本方針」を令和3年3月に策定し、改革の意義として、「県民があまねくデジタル化の恩恵を享受し、これまでよりも豊かで安心・安全に暮らすことができる山口県の未来を目指して、国の取組にも呼応しながら、本県ならではのデジタル改革を、強力に、そしてスピード感を持って推進していく。」としている。また、県政運営の指針である「やまぐち維新プラン」において、県づくりの基本目標として「活力みなぎる山口県」の実現を掲げているが、デジタル化を手段として、最終的には関連する制度や施策、組織の在り方なども併せて変革することで社会全体のDXを通じて、地域課題の解決と新たな価値の創造によって、より質の高い「活力みなぎる山口県」の実現を目指している。

このように、本県におけるデジタル化の推進は、県民の利便性を向上させ、また、業務の効率化によって得られた人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げることも可能としており、県民一人ひとりのニーズに合ったサービスが展開されていく中で、多くの県民が関心を寄せる分野であると考えられる。

以上のような状況に鑑みて、合規性、有効性及び経済性並びに効率性の観点から、デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

4. 外部監査対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

5. 外部監査対象機関

(1) 部署及び所管課

部局	所管課
総合企画部	デジタル推進局デジタル政策課、デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課、政策企画課、中山間地域づくり推進課
環境生活部	環境政策課
健康福祉部	長寿社会課、こども・子育て応援局こども家庭課
観光スポーツ文化部	インバウンド推進室、交通政策課
農林水産部	農林水産政策課、ぶちうまやまぐち推進課、農業振興課、森林企画課、森林整備課、水産振興課
土木建築部	技術管理課、道路整備課、河川課
企業局	電気工水課
教育庁	教育政策課、教職員課

(2) 関連する出先機関及び財政的援助団体等

部局	出先機関及び財政的援助団体等の名称
総合企画部	一般財団法人山口県デジタル技術振興財団
観光スポーツ文化部	一般社団法人山口県観光連盟
農林水産部	農林総合技術センター、山口農林水産事務所、美祢農林水産事務所、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会
土木建築部	周南土木建築事務所
教育庁	やまぐち総合教育支援センター、山口県立防府商工高等学校、山口県立山口農業高等学校、山口県立大津緑洋高等学校（水産校舎）

6. 外部監査の実施期間

令和4年4月5日から令和5年2月16日まで

7. 外部監査の方法

(1) 監査要点

① 合規性

デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に準拠して執行されているか。

② 有効性・経済性・効率性

デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について、事業目的に適合した有効なものであるか、また、経済性や効率性に配慮して執行されているか。

(2) 主な監査手続

① 実施した事業の概要を把握するため、ヒアリング及び関連する法令及び条例・規則等の閲覧を実施した。

② 財務事務の執行（事務処理及び承認等）が上記の監査要点に照らして適切になされていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧並びにサンプルチェックを実施した。

③ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

なお、詳細な監査手続については、「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」における各事業の頁に記載している。

8. 包括外部監査人及び監査補助者

区 分	資 格	氏 名
包括外部監査人	公認会計士	森 永 晃 仁
監査補助者	公認会計士	品 川 充 洋
監査補助者	公認会計士	村 田 治 子
監査補助者	公認会計士	花 井 宏 行
監査補助者	公認会計士	天 羽 亮 介
監査補助者	公認会計士	上 條 玲
監査補助者	公認会計士	蘭 顕 紹
監査補助者	公認会計士	渡 辺 真 弓
監査補助者	公認会計士	崎 西 明 子

9. 利害関係

包括外部監査人及び監査補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1. やまぐちデジタル改革基本方針の概要

本県では令和3年3月に「やまぐちデジタル改革基本方針」を策定しており、以下において当該方針の概要を抜粋要約する（一部記載様式等について、監査人により加工した箇所がある）。

（1）策定の趣旨

この方針は、令和2年12月に閣議決定された、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画（2020年改定版）」、総務省において策定された「自治体DX推進計画」等を踏まえながら、本県として進める社会全体のデジタル化に向けた取組を「やまぐちデジタル改革」と位置付け、その基本的な考え方や内容等を指し示すものとして策定する。

（2）改革の意義

新型コロナウイルス感染症の世界規模の流行は、我が国においても、社会・経済はもとより、国民の意識や行動、価値観にまで否応のない変化をもたらした。この変化の上に立ち、今後、我々は、コロナとの共存を前提とした「新たな日常」を確立すると同時に、そのための変容を未来に向けた成長へとつなげていかなければならない。この社会変革の原動力となるのが、デジタル化である。

今般の感染症への対応においては、特に行政分野でのデジタル化の遅れが浮き彫りとなった。まずは、これに迅速に対処し、デジタル技術の活用による行政サービスの質の向上に取り組んでいく必要がある。

また、デジタル化は、企業等の生産性向上や付加価値の創出を促進し、今後の経済成長を主導するとともに、地域や社会が抱える様々な課題の解決を図り、より便利で豊かな生活を実現する上で欠かすことのできない取組である。コロナ禍によってテレワークや遠隔教育等の普及・定着が急速に進みつつある中、これをデジタル化加速のチャンスと捉え、単に新たな技術を導入するだけでなく、関連する制度や施策、組織の在り方なども併せて変革することが重要である。そうした社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）が、コロナの時代の「新たな日常」を築き、その先に見据える「Society5.0」を実現していく力となる。

何よりもデジタル化は、地方においてこそ、より大きな進展を果たさなければならない。地方にとってデジタル化は、今までにはない手法で地域課題を解決し、住民の暮ら

しや社会経済活動を向上させ、都市部との格差を解消するとともに、現在、首都圏の若い世代を中心に、地方移住への関心が高まっていることも追い風にして、地方への新たな人の流れを生み出し、拡大させる大きな可能性を有している。

このような認識の下、県民があまねくデジタル化の恩恵を享受し、これまでよりも豊かで安心・安全に暮らすことができる山口県の未来を目指して、国の取組にも呼応しながら、本県ならではのデジタル改革を、強力に、そしてスピード感を持って推進していく。

(3) 対象期間

対象期間は、令和3年度(2021年度)から「やまぐち維新プラン」の計画終期である令和4年度(2022年度)までの2年間を当面の期間とする(令和4年度中に、国のデジタル政策の進捗や、新型コロナウイルス感染症への対応状況等を勘案の上、その後の取扱いを検討する)。

(4) デジタル社会のビジョン

本県では、県政運営の指針である「やまぐち維新プラン」及び「第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「活力みなぎる山口県」の実現を県づくりの基本目標に掲げ、現在は、両計画の基本的な方向性を維持しつつ、コロナ禍の影響等を踏まえ、特に重点化・加速化すべき取組とその進め方を示した『『コロナの時代』に対応するための施策推進方針』に即して、諸施策を推進しているところである。

今般のデジタル改革は、これらの計画・方針に基づく施策を一層充実し、県づくりの取組を加速するとともに、さらにその先を見据え、県民一人ひとりが、希望に合ったサービスやライフスタイルを自由に選択でき、これまで以上の豊かさと幸せを実感することのできる、より質の高い「活力みなぎる山口県」の実現を目指すものとする。

この考えの下、本県が目指すべきデジタル社会のビジョンを次のとおり掲げる。

【県づくりの基本目標】 「活力みなぎる山口県」の実現

《目指すべきデジタル社会のビジョン》

デジタル化がもたらす「地域課題の解決」と「新たな価値の創造」によって、県民一人ひとりが、希望するサービスやライフスタイルを自由に選択でき、豊かさと幸せを実感することのできる社会

(出典：「やまぐちデジタル改革基本方針」)

(5) 目指すべき将来像

「やまぐちデジタル改革」が目指すべき本県の将来像について、その代表的なものを、維新プランの政策の柱である「3つの維新」に沿って、次のとおり掲げる。

産業維新

- AIやIoT、5G等の導入が進み、本県の強みであるものづくり産業を中心に生産性が大幅に向上し、労働力不足が解消されるとともに、データ利活用分野等において、新たなサービスが続々と誕生している。
- 中小企業のDXやテレワーク等の導入が進み、経済成長を牽引する中核企業が創出されるなど、中小企業が持続的に発展する基盤が構築されている。
- 農林水産業のスマート化や建設業のDXが進み、生産現場・建設現場の省力化と生産性向上によって、収益の拡大や労働環境の改善が図られ、新たな担い手が数多く参入している。

大交流維新

- ビッグデータを活用したマーケティングやSNS、アプリ等の活用によって、利用者ニーズの的確な把握や、リアルタイムで効果的な情報発信が可能であり、誘客や県産品の販路、海外展開が拡大し、県内経済の活性化が進んでいる。
- 新たなモビリティサービス（MaaS）の広がりによる二次交通の充実が、県外からのビジネス客や観光客の県内移動を誘引し、宿泊の増加や各地域での賑わいを生み出している。
- 県内各地にテレワーカーやワーケーションの受入環境が整備され、都市部からの人の流れが拡大しており、滞在期間の長期化も進み、本県への移住者の増加につながっている。

生活維新

- AIやアプリ等を活用したきめ細かなサポート体制により、結婚の希望を叶え、安心して妊娠・出産、子育てができる環境が整っており、合計特殊出生率も向上し、若い世代が生き生きと子育てを楽しんでいる。

- 5Gを活用した医療や、ICT・ロボットを活用した介護等の提供体制が整備され、住み慣れた地域で安心して医療や介護サービスを受けることができる。
- 学校における1人1台タブレット端末等のICT環境を活かし、児童生徒一人ひとりに合った学びの充実や、海外の学校等との交流が進んでおり、これからの時代に必要な資質・能力を身に付けた子どもたちが県内で健やかに育っている。
- 5G、VR（バーチャルリアリティ）等を活用した、新しい美術鑑賞や文化体験のスタイルが広く定着し、県民にとって、文化・芸術の新たな魅力に触れる機会の増加が、生活に潤いをもたらしている。
- AIやドローン等を活用した社会インフラの点検・診断、新たな防災システムの構築などにより、災害に強い県づくりが進み、県民が安心・安全に暮らすことができる。

共 通

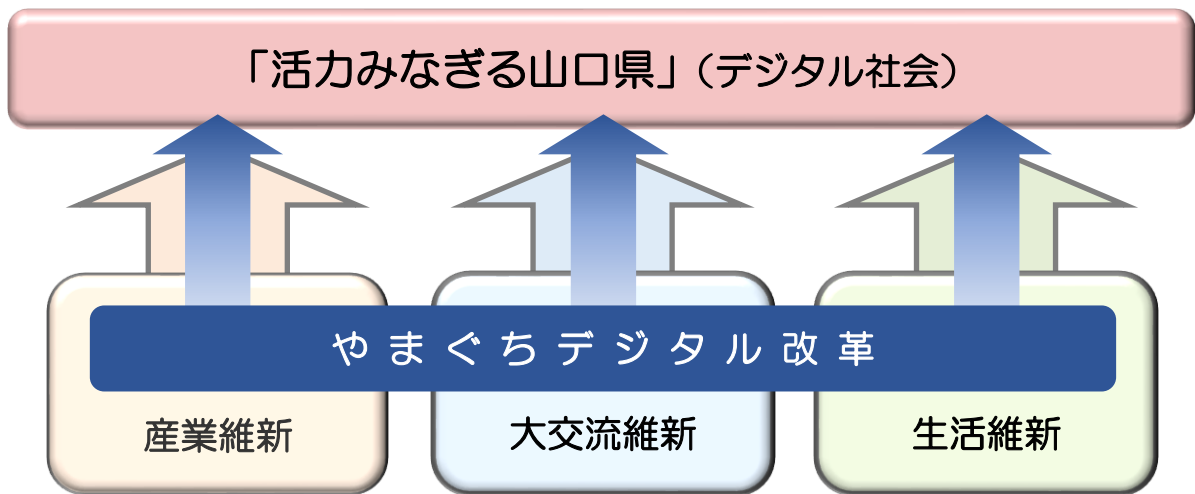
- マイナンバーカードが普及し、カードを使って全ての行政手続きがオンラインでワンストップに行えるほか、口座情報との連携により、災害時はもとより、通常のサービスにおいても、必要なプッシュ型支援を受けることができる。
- 離島や過疎地域を含めた県内全域に、誰もが利用できる高度なブロードバンド環境が整っている。また、UI（ユーザーインターフェイス¹）・UX（ユーザーエクスペリエンス²）が最適化され、高齢者や障害者、デジタル機器に不慣れな方も、手軽にデジタルサービスを利用することができる。
- 県内で多くのデジタル人材が育ち、そうした人材の官民にわたる活躍により、デジタル社会がさらに進化し続けている。

（出典：「やまぐちデジタル改革基本方針」）

¹ 製品やサービスと利用者との間の伝達方法や接続の仕方

² 製品やサービスの利用を通じて得られる体験の総称

【概念図】



(出典：「やまぐちデジタル改革基本方針」)

(6) 改革の基本姿勢

「やまぐちデジタル改革」は、次の5つを基本姿勢として推進する。

① 地域課題の解決

これまで対応が困難であった様々な地域課題について、デジタル技術を活かした、今までとは異なる視点からの発想により、新たな解決策を生み出すとともに、こうしたソリューションをより効果的な形で具体化し、速やかな社会実装を図る。

② 新たな価値の創造

県政の各分野において、本県の強みや特性を踏まえ、官民のデータ資源も最大限に活用しながら、利用者目線に立って新たな価値を創造するイノベーションを促進し、新サービスの提供や新規事業の展開につなげる。

③ デジタルデバインド(情報格差)の排除

情報通信基盤の整備状況等に起因する「地域間のデジタルデバインド」や、デジタルリテラシー³の違い、あるいは、デジタルサービス自体のアクセシビリティの問題等による「個人間・集団間のデジタルデバインド」を徹底して排除し、誰一人取り残さないデジタル社会を目指す。

④ 多様な主体との連携・協働

市町や県民の皆様をはじめ、企業、関係団体、大学、金融機関等の多様な主体との連携・協働体制を整え、各主体の持つ知見やノウハウ、新たなアイデア等を

³ デジタル機器の操作などに関する能力や、情報を取り扱う上での理解、さらには、情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力

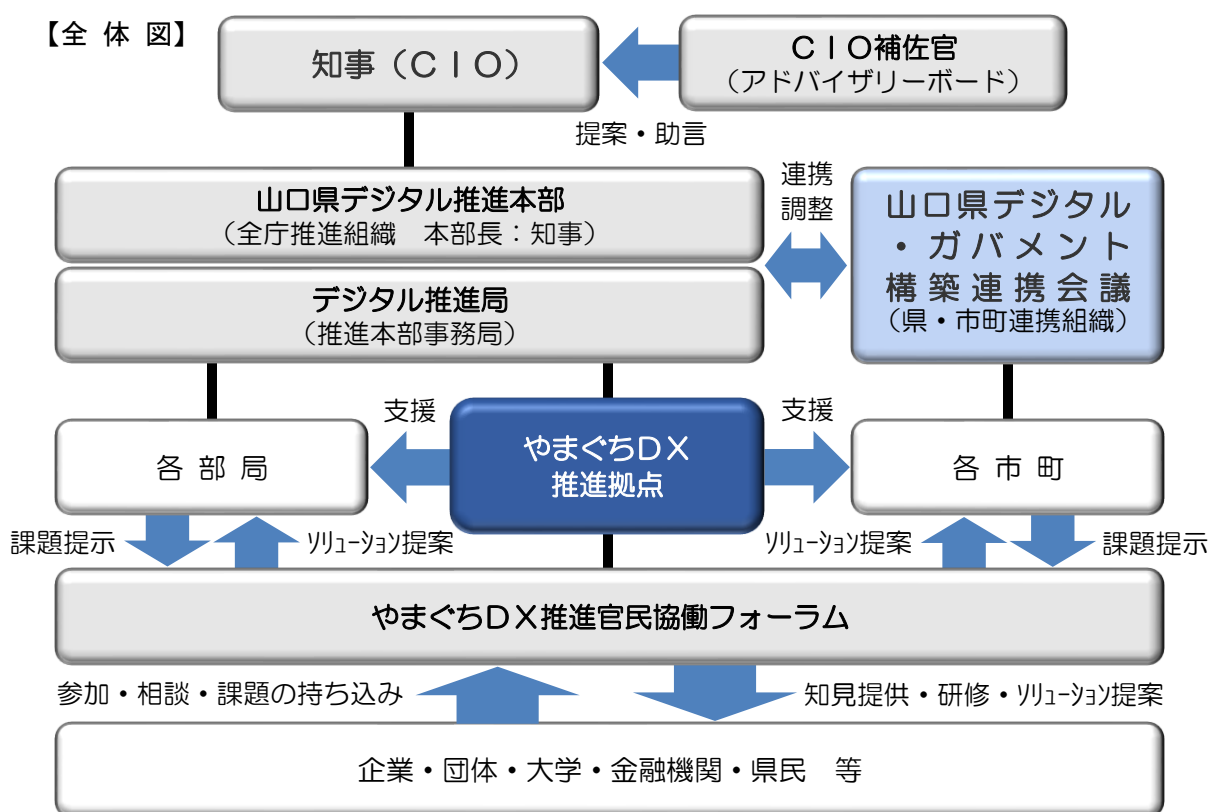
結集し、また、外部有識者の意見も積極的に採り入れ、それぞれが担うべき役割を踏まえながら、一体となってデジタル改革を進める。

⑤ スピード・柔軟性・持続性

現下のデジタル化の遅れに対処するため、改革の取組はスピードを重視する。そのためにも、地域の実態や現場のニーズを的確に把握した上で、解決すべき課題や生み出すべき価値を特定化し、的を絞った取組をアジャイル⁴な手法により、柔軟に、かつ失敗を恐れず展開するとともに、持続可能で安定的な改革の成果を追求する。

(7) 推進体制

「やまぐちデジタル改革」は、庁内の推進体制はもとより、市町や民間等との連携・協働体制を構築の上、官民が一体となって実行する。



(出典：「やまぐちデジタル改革基本方針」)

⁴ 顧客の要求に従って、優先度の高い機能から順に、要求・開発・テスト（・リリース）を短時間で繰り返しながら、システム全体を構築していく開発手法

(8) 施策の3つの柱

「やまぐちデジタル改革」は、次に掲げる施策の3つの柱に沿って、県政各分野における取組を速やかに展開していくものとする。

① 『やまぐちDX』の創出

令和3年度に設置する「やまぐちDX推進拠点（仮称）」を核として、国の政策に呼応するだけでなく、市町をはじめ、多様な主体と連携・協働しながら、県政の幅広い分野でデジタル改革を強力に推進し、地域課題の解決と新たな価値の創造に向けた、本県ならではのDX、『やまぐちDX』の創出に取り組む。

② 『デジタル・ガバメントやまぐち』の構築

国の「自治体DX推進計画」に基づく情報システムの標準化・共通化に適切に対応するとともに、行政手続のオンライン化やワンストップ化等による行政サービスの利便性向上やAI・RPA等の活用による業務効率化など、デジタル化を梃子とした行政の構造改革に取り組み、市町と一体となって『デジタル・ガバメントやまぐち』の構築を進める。

③ 『デジタル・エリアやまぐち』の形成

県内全域において、光ファイバ網や5G等による高度なブロードバンド環境を確保するとともに、デジタル人材の育成を加速し、県内での活躍を促進するなど、これからのデジタル社会を創り支える基盤をしっかりと整え、地域社会のデジタル化を進めることにより、県民誰もがデジタル化を通じて、暮らしの豊かさや地域の活力を実感することのできる、『デジタル・エリアやまぐち』を形成していく。

(9) 重点プロジェクトの実施

デジタル化の効果を目に見える形で、県民の皆様いち早く実感してもらうことができるよう、具体的な取組事項に掲げたものを含めて、特定の政策テーマの下、関連する施策の中から先導的な取組をプロジェクト化し、『デジタル・魁（さきがけ）プロジェクト』として、重点的・集中的に実施する。

具体的なプロジェクトについては、毎年度の予算編成を通じて、県政を取り巻く環境や諸情勢の変化等を踏まえ、緊急性や必要性の高い政策テーマと各テーマに即したプロジェクトの全体像を設定し、関連施策を精査した上で、プロジェクトの構成内容等を決定するものとする。

2. 山口県デジタル推進本部の概要

やまぐちデジタル改革を総合的に進行管理する全庁的な推進組織として、「山口県デジタル推進本部」を設置するとともに、その事務局を担い、改革全般のマネジメント等を行う専門部署として、「デジタル推進局」を創設する。

名称	山口県デジタル推進本部（事務局：デジタル推進局）
設置時期	令和3年1月14日
構成	（本部長） 知事 （副本部長） 副知事 （本部長） 公営企業管理者、教育長、警察本部長、各部局長、東京事務所長
所掌事項	1. 県政各分野におけるデジタル化及びDXの総合的な推進に関すること 2. デジタル・ガバメントの構築に関すること 3. デジタル化に必要な社会基盤の整備促進に関すること 4. デジタル人材の確保・育成に関すること 等

（出典：総合企画部デジタル推進局デジタル政策課「令和2年度第1回山口県デジタル推進本部会議資料」）

3. 山口県デジタル・ガバメント構築連携会議の概要（設置当初）

市町との情報共有や連携・協働を進めていくための活動母体として、県及び全市町で構成する「山口県デジタル・ガバメント構築連携会議」を設置する。

名称	山口県デジタル・ガバメント構築連携会議
設置時期	令和3年1月14日
構成	（議長） 県デジタル推進準備室長 （委員） 県デジタル推進準備室次長、各市町情報政策担当部課長（オブザーバー：市町総合事務局長）
所掌事項	1. デジタル・ガバメントの構築に係る連携・調整に関すること 2. デジタル化及びDXの推進における連携・協働に関すること 等

（出典：同上）

4. 一般財団法人山口県デジタル技術振興財団の概要

一般財団法人山口県デジタル技術振興財団の法人概要は以下のとおりである。

設立の目的	山口県におけるデジタル技術の振興を図ることにより、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。
所在地	山口県山口市熊野町1番10号 ニューメディアプラザ山口2F
県の出資額	60,000千円
主な沿革	<p>昭和62年2月25日 財団法人山口県ニューメディア推進財団として発足</p> <p>平成24年4月1日 一般財団法人山口県ニューメディア推進財団へ移行</p> <p>令和3年4月1日 一般財団法人山口県デジタル技術振興財団に名称変更</p>
組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員6名、理事8名、監事2名 ・事務局長1名、管理部長1名（企画運営部長と兼務） ・職員総数14名（管理部2名、企画運営部12名） <p>職員のうち、県職員7名、出向派遣職員1名</p>
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高度情報化の推進に関する事業 2. デジタル技術の普及及び利用促進に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> －やまぐちDX推進事業（令和3年度～） －未来技術活用推進受託事業（令和2年度～） －オープンデータ普及・推進事業（令和元年度～） <p>※当枠内の事業は本監査テーマに関連する部分である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 情報通信格差の是正に関する事業 4. ニューメディアプラザ山口の管理運営に関する事業 5. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

施設の概要

やまぐちDX推進拠点（Y-BASE）の概要

- ・最先端技術紹介
デジタル技術を体感し、情報収集できる。
- ・DXコンサルティング・技術支援
専門スタッフに相談でき、DX実現のサポートを得られる。



（出典：「一般財団法人山口県デジタル技術振興財団について」及び「定款」並びに「役員名簿」）

5. 令和3年度デジタル化関連事業予算の概要

本県の総合計画である、やまぐち維新プラン重点施策別のデジタル化関連事業予算の概要は以下のとおりである（予算額は、令和3年度当初予算以外に令和3年2月補正予算等の事業を含んでいる）。

（単位：千円）

維新プランの分類・重点施策	デジタル化関連事業予算額
産業維新	1,163,516
1. 時代を勝ち抜く産業力強化	17,635
2. 次代を切り拓く成長産業発展	249,125
3. 中堅・中小企業の「底力」発揮	671,399
4. 強い農林水産業育成	225,357
大交流維新	549,194
5. 交流を拓げる基盤整備	51,460
6. 選ばれる観光目的地やまぐち実現	92,544
7. 国内外での新たな市場開拓	168,690
8. やまぐちへの人の還流・移住・定住促進	236,500
生活維新	3,746,663
9. 結婚、妊娠・出産、子育て応援	144,420
10. やまぐち働き方改革推進	168,300
11. 快適な暮らしづくり推進	326,915
12. 新時代を創造する人材育成	2,732,549
13. 人を豊かにする環境づくり推進	115,140
14. 誰もがいきいきと輝く地域社会実現	2,484
15. 安心の医療・介護充実	66,831
16. 県民一斉健康づくり	8,406
17. 災害に強い県づくり推進	139,974
18. 暮らしの安心・安全確保	8,644
19. 人口減少社会を生き抜く地域づくり	33,000
共通	1,801,584
再掲（重複）除く	△492,248
合計	6,768,709

なお、参考までに、上記のデジタル化関連事業予算額が令和3年度一般会計当初予算額に占める割合を示すと以下のとおりである。

項目	金額及び割合
(A) デジタル化関連事業予算額	6,768,709 千円
(B) 令和3年度一般会計当初予算額	752,892,957 千円
(A) / (B) による割合	0.89%

6. 監査対象事業

(1) 監査対象事業の選定方法

「令和3年度デジタル化関連事業一覧（維新プラン重点施策別）」から、事前ヒアリングを行い（下記（2）参照）、事業内容や予算規模10百万円以上の質的かつ量的重要性を鑑みて監査対象事業を選定した。なお、令和3年度（昨年度）の包括外部監査で監査対象部局とした産業戦略部及び商工労働部の所管事業については除外した。

(2) 事前ヒアリング

事業選定に際して実施した主な事前ヒアリングの概要は以下のとおりである。

主な事前ヒアリング項目	ヒアリング目的
担当部局	監査対象機関の確認
事業の概要	事業実施の背景、事業目的（達成時期）、目指すべき将来像、事業内容等の把握
事業の実施主体	財務事務手続きの実施主体の確認（本庁又は出先機関での執行や令達先の確認等）
令和3年度の取り組みと成果の概要	令和3年度の具体的な事業の取り組み内容及び得られた成果の確認
関連する県の計画や基本方針等	県の総合計画や個別計画等との関連性を確認
予算額及び決算額	事業の量的規模、主要な項目（節）の把握
事業の財源内訳	一般財源の占める割合等を把握

(3) 監査対象事業の一覧

上記(1)及び(2)を踏まえ、監査対象事業は以下に示したNo. 1からNo. 27に至る40事業(枝番含む)である。

(単位：千円)

所管部署			
No.	所管課等	事業名	当初予算額 (注1)
I 総合企画部			
1	デジタル政策課	やまぐちDX推進事業	544,600
1-1	(一財) 山口県デジタル技術振興財団	「やまぐちDX推進拠点(仮称)」整備・運営事業	271,800
1-2		山口県版クラウド「Y-Cloud(仮称)」構築事業	125,800
1-3		「山口県データプラットフォーム(仮称)」構築事業	32,000
1-4		DX推進官民協働フォーラム創設事業	10,000
1-5		オープンイノベーション創出事業	30,000
1-6		シビックテック推進事業	10,000
1-7		データドリブン推進事業	23,000
1-8		AI人材育成プログラム推進事業	22,000
1-9		DXリーダー育成事業	10,000
1-10		政策企画課	若者層の育成
2	デジタル政策課	未来技術活用推進事業	17,760
2-1	(一財) 山口県デジタル技術振興財団		17,760
3	デジタル・ガバメント推進課	デジタル・ガバメント構築推進事業	1,176,341
4		県・市町RPA等共同利用推進事業	18,260
5		RPA等活用推進事業	21,495
6	中山間地域づくり推進課	テレワーク移住支援事業	15,000
II 環境生活部			
7	環境政策課	ぶちエコやまぐちCO ₂ 削減加速化事業	271,545
8		EVによる分散型エネルギー活用推進	15,120

所管部署			
No.	所管課等	事業名	当初予算額 (注1)
		事業	
Ⅲ 健康福祉部			
9	長寿社会課	介護事業所 I C T 導入推進事業	57,000
10	こども家庭課	つながるやまぐち S N S 相談事業	27,935
Ⅳ 観光スポーツ文化部			
11	インバウンド推進室	デジタルプラットフォーム活用による 観光周遊促進事業	32,844
11-1	(一社) 山口県観光 連盟		32,660
12	交通政策課	交通系 I C カード整備促進事業	33,950
Ⅴ 農林水産部			
13	農林水産政策課 (農 林総合技術センタ ー)	次代を切り拓くスマート農林漁業研究 開発事業	68,483
14	ぶちうまやまぐち推 進課	やまぐちの農林水産物デジタル販促推 進事業	39,025
14-1	やまぐちの農林水産 物需要拡大協議会		39,025
15	農業振興課	スマート農業実装加速化事業	20,168
16		やまぐち「農の継活」スタートアップ 推進事業	22,000
17	森林企画課 (山口農 林水産事務所、美祢 農林水産事務所)	林業労働環境デジタル化推進事業	15,000
18	森林整備課 (美祢農 林水産事務所)	やまぐちスマート林業実装チャレンジ 事業	36,000
19	水産振興課	スマート水産業社会実装推進事業	11,000
Ⅵ 土木建築部			
20	技術管理課	建設 D X 加速化事業	20,000
21		建設 I C T 導入普及推進事業	12,070
22	道路整備課	A I によるインフラ点検・診断システ ム活用推進事業	29,974
23		高度なインフラ監視・点検事業	50,000

所管部署			
No.	所管課等	事業名	当初予算額 (注1)
24	河川課（周南土木建築事務所）	高度なインフラ監視・点検事業	40,000
VII 企業局			
25	電気工水課	デジタル技術導入推進事業	11,000
VIII 教育庁			
26	教育政策課（県立学校（注2））	デジタル化対応産業教育装置整備事業	1,572,734
27	教職員課（やまぐち総合教育支援センター）	I C Tを活用した新たな学び推進事業	17,718
合計（No.のうち、枝番事業除く）			4,197,022

（注1）当初予算額は令和2年度繰越予算や令和3年2月補正予算を含む。

（注2）令達先である県立学校（3校）を対象とした（「第1 外部監査の概要 5. 外部監査対象機関 （2）関連する出先機関及び財政的援助団体等」を参照）。

第3 外部監査の結果及び意見（概要）

1. 結果（指摘事項）及び意見の判断基準

区分	根拠	判断基準
指摘事項	監査の結果 地方自治法第252条の37第5項	・法令、条例、規則等の違法や違反 ・違法等ではないが妥当性を欠き不当
意見	監査の結果に添えて提出する意見 地方自治法第252条の38第2項	指摘以外で監査対象の合理化等のために是正改善や問題提議するべきと判断した事項

2. 指摘事項及び意見の件数

指摘事項（21件）及び意見（61件）の各事業別件数は下表のとおりである。なお、記載すべき指摘事項及び意見がなかった事業については記載を省略している。

（単位：件）

所管部署				
No.	所管課等	事業名	指摘事項	意見
I 総合企画部				
1	デジタル政策課	やまぐちDX推進事業	1	1
1-1	(一財) 山口県デジタル技術振興財団	「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営事業	1	2
1-2	(一財) 山口県デジタル技術振興財団	山口県版クラウド「Y-C1oud（仮称）」構築事業	1 (注1)	2
1-3	(一財) 山口県デジタル技術振興財団	「山口県データプラットフォーム（仮称）」構築事業	1 (注1)	2
1-4	(一財) 山口県デジタル技術振興財団	DX推進官民協働フォーラム創設事業	1 (注1)	2
1-5	(一財) 山口県デジタル技術振興財団	オープンイノベーション創出事業	—	3
1-6	(一財) 山口県デジタル技術振興財団	シビックテック推進事業	1	3
1-7	(一財) 山口県デジタル技術振興財団	データドリブン推進事業	1 (注1)	2
1-8	(一財) 山口県デジタル技術振興財団	AI人材育成プログラム推進事業	—	4
1-9	(一財) 山口県デジタル技術振興財団	DXリーダー育成事業	—	2
1-10	政策企画課	若者層の育成	3	1

所管部署				
No.	所管課等	事業名	指摘事項	意見
3	デジタル・ガバメント推進課	デジタル・ガバメント構築推進事業	2	—
4	デジタル・ガバメント推進課	県・市町RPA等共同利用推進事業	—	1
5	デジタル・ガバメント推進課	RPA等活用推進事業	—	2
6	中山間地域づくり推進課	テレワーク移住支援事業	—	1
II 環境生活部				
7	環境政策課	ぶちエコやまぐちCO ₂ 削減加速化事業	—	1
III 健康福祉部				
9	長寿社会課	介護事業所ICT導入推進事業	3	1
10	こども家庭課	つながるやまぐちSNS相談事業	—	2
IV 観光スポーツ文化部				
11	インバウンド推進室	デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業	—	2
11-1	(一社)山口県観光連盟	デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業	1	—
12	交通政策課	交通系ICカード整備促進事業	—	2
V 農林水産部				
13	農林水産政策課(農林総合技術センター)	次代を切り拓くスマート農林漁業研究開発事業	3	2
14	ぶちうまやまぐち推進課	やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業	—	4
14-1	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会	やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業	—	1
15	農業振興課	スマート農業実装加速化事業	—	1
16	農業振興課	やまぐち「農の継活」スタートアップ推進事業	1	1
17	森林企画課(山口農	林業労働環境デジタル化推進事	—	2

所管部署				
No.	所管課等	事業名	指摘事項	意見
	林水産事務所、美祢農林水産事務所)	業		
18	森林整備課（美祢農林水産事務所）	やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業	1	3
19	水産振興課	スマート水産業社会実装推進事業	—	2
VI 土木建築部				
21	技術管理課	建設ICT導入普及推進事業	1	—
22	道路整備課	AIによるインフラ点検・診断システム活用推進事業	1	—
23	道路整備課	高度なインフラ監視・点検事業	—	1
24	河川課（周南土木建築事務所）	高度なインフラ監視・点検事業	—	2
VII 企業局				
25	電気工水課	デジタル技術導入推進事業	1	2
VIII 教育庁				
26	教育政策課（県立防府商工高等学校、県立山口農業高等学校、県立大津緑洋高等学校（水産校舎））	デジタル化対応産業教育装置整備事業	1	3
27	教職員課（やまぐち総合教育支援センター）	ICTを活用した新たな学び推進事業	—	1
監査対象事業の単純合計			25	61
監査対象事業の合計（上記（注1）再掲除く）			21	61

（注1）監査対象に細分化した各事業単位では指摘事項として抽出したが、No. 1-1 指摘事項と同一内容であり、再掲の意味で表記した。

3. 指摘事項及び意見の項目一覧

指摘事項及び意見について、事業別に項目を一覧にすると下表のとおりである（詳細は「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」を参照）。

No.	事業名	区分	項目
1	やまぐちDX推進事業	指摘事項	消費税等額の確定に伴う報告書の提出について（合規性）
		意見	デジタル改革の進行管理について（有効性、経済性・効率性）
1-1	やまぐちDX推進事業 「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営事業	指摘事項	再委託の承認審査について（経済性・効率性）
		意見	DX推進の啓発強化について（有効性）
		意見	DXコンサルタントの育成について（有効性）
1-2	やまぐちDX推進事業 山口県版クラウド「Y-Cloud（仮称）」構築事業	指摘事項	No. 1-1 参照（再掲）（注1）
		意見	Y-Cloudのランニングコストについて（経済性・効率性）
		意見	Y-Cloudの利用促進について（有効性）
1-3	やまぐちDX推進事業 「山口県データプラットフォーム（仮称）」構築事業	指摘事項	No. 1-1 参照（再掲）（注1）
		意見	山口県DPのランニングコストについて（経済性・効率性）
		意見	山口県DPの利用促進について（有効性）
1-4	やまぐちDX推進事業 DX推進官民協働フォーラム創設事業	指摘事項	No. 1-1 参照（再掲）（注1）
		意見	契約変更時の見積りに関して（経済性・効率性）
		意見	今後の事業推進について（有効性）
1-5	やまぐちDX推進事業 オープンイノベーション創出事業	意見	事業目的達成指標について（有効性、経済性・効率性）
		意見	オープンイノベーション応募件数について（有効性、経済性・効率性）
		意見	提案選考基準の評価について（有効性）
1-6	やまぐちDX推進事業	指摘事項	開発支援金の使用明細根拠の徴収に

No.	事業名	区分	項目
	シビックテック推進事業		について（合規性）
		意見	開発支援金の支出方法について（合規性）
		意見	シビックテックの活性化について（有効性）
		意見	見積書の検討について（経済性・効率性）
1-7	やまぐちDX推進事業 データドリブン推進事業	指摘事項	No. 1-1 参照（再掲）（注1）
		意見	グループ企業間の再委託について（合規性、経済性・効率性）
		意見	委託先の選定過程について（有効性）
1-8	やまぐちDX推進事業 AI人材育成プログラム推進事業	意見	委託業務の作業工数確認について（経済性・効率性）
		意見	委託の効果測定指標について（有効性）
		意見	AI学習講座の受講者拡充について（有効性）
		意見	人材育成と県内課題解決との関係について（有効性）
1-9	やまぐちDX推進事業 DXリーダー育成事業	意見	全市町へのDXリーダー配置について（有効性）
		意見	研修成果活用状況の把握について（有効性）
1-10	やまぐちDX推進事業 若者層の育成	指摘事項	再委託の承認審査について（合規性、経済性・効率性）
		指摘事項	検査調書について（合規性）
		指摘事項	成果品について（合規性）
		意見	目指すべき将来像について（有効性）
2	未来技術活用推進事業	—	該当なし
2-1	未来技術活用推進事業	—	該当なし
3	デジタル・ガバメント構築 推進事業	指摘事項	長期継続契約に係る契約書作成について（合規性）
		指摘事項	長期継続契約に係る一括支払いについて（合規性）

No.	事業名	区分	項目
4	県・市町 R P A 等共同利用 推進事業	意見	再委託業務の範囲について（経済性・ 効率性）
5	R P A 等活用推進事業	意見	概算見積書の評価について（経済性・ 効率性）
		意見	事業の評価について（有効性）
6	テレワーク移住支援事業	意見	補助金の効果測定指標について（有効 性）
7	ぶちエコやまぐち C O ₂ 削 減加速化事業	意見	ぶちエコアプリの今後の活用につい て（有効性）
8	E V による分散型エネルギ ー活用推進事業	—	該当なし
9	介護事業所 I C T 導入推進 事業	指摘事項	補助金額の確定について－①（合規 性）
		指摘事項	補助金額の確定について－②（合規 性）
		指摘事項	補助金額の確定について－③（合規 性）
		意見	補助金の効果測定指標について（有効 性）
10	つながるやまぐち S N S 相 談事業	意見	再委託業務の範囲について（経済性・ 効率性）
		意見	プロポーザル審査について（有効性）
11	デジタルプラットフォーム 活用による観光周遊促進事 業	意見	補助金の効果測定指標について（有効 性）
		意見	非公募の補助金交付先の選定につい て（有効性）
11－1	デジタルプラットフォーム 活用による観光周遊促進事 業	指摘事項	再委託の承認手続きについて（合規 性）
12	交通系 I C カード整備促進 事業	意見	補助金交付後の路線バスのモニタリ ングについて（合規性）
		意見	補助金の効果測定指標について（有効 性）
13	次代を切り拓くスマート農	指摘事項	仕様書の明確化について（合規性、経

No.	事業名	区分	項目
	林漁業研究開発事業		済性・効率性)
		指摘事項	単独随意契約における再委託の合理性について(合規性、経済性・効率性)
		指摘事項	見積書の内容確認について(有効性、経済性・効率性)
		意見	通信型マルドリシステムの普及について(有効性)
		意見	Evo. マスターの普及について(有効性)
14	やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業	意見	ぶちうまアプリの出口戦略について(経済性・効率性)
		意見	ぶちうまアプリと県産品消費拡大の関係について(有効性)
		意見	ぶちうまアプリの効果測定指標について(有効性)
		意見	協議会における県の関与について(経済性・効率性)
14-1	やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業	意見	非公募の補助金交付先の選定手続きについて(有効性)
15	スマート農業実装加速化事業	意見	収支報告書の税込記載について(有効性)
16	やまぐち「農の継活」スタートアップ推進事業	指摘事項	仕様書の記載について(経済性・効率性)
		意見	作成公表したウェブサイトの活用及び情報の有用性について(有効性)
17	林業労働環境デジタル化推進事業	意見	当初予算額の精緻化について(有効性、経済性・効率性)
		意見	補助金の効果測定指標について(有効性)
18	やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業	指摘事項	単独随意契約における再委託の合理性について(合規性、経済性・効率性)
		意見	補助金等の交付事務に係るチェックシートについて(有効性)
		意見	事業目的の達成指標について(有効

No.	事業名	区分	項目
			性)
		意見	当初予算額の精緻化について（有効性、経済性・効率性）
19	スマート水産業社会実装推進事業	意見	実績報告（収支報告）の評価について（経済性・効率性）
		意見	仕様書の業務内容について（法規性、有効性）
20	建設DX加速化事業	—	該当なし
21	建設ICT導入普及推進事業	指摘事項	起案書の記載様式について（法規性、有効性）
22	AIによるインフラ点検・診断システム活用推進事業	指摘事項	再委託の承認審査について（法規性）
23	高度なインフラ監視・点検事業（道路整備課）	意見	委託成果の利活用について（有効性）
24	高度なインフラ監視・点検事業（河川課）	意見	再委託の承認審査について（経済性・効率性）
		意見	見積価格と落札価格の乖離について（有効性）
25	デジタル技術導入推進事業	指摘事項	再委託の承認審査について（経済性・効率性）
		意見	再委託業務の範囲について（経済性・効率性）
		意見	プロポーザル審査について（有効性）
26	デジタル化対応産業教育装置整備事業	指摘事項	県立山口農業高等学校 起案書の記載様式について（法規性、有効性）
		意見	県立大津緑洋高等学校（水産校舎） デジタル化対応産業教育装置の有効利用について（有効性）
		意見	県立大津緑洋高等学校（水産校舎） 見積価格と落札価格の乖離について（有効性）
		意見	県立大津緑洋高等学校（水産校舎） やまぐちデジタル改革基本方針との関連性について（有効性）

No.	事業名	区分	項目
27	I C Tを活用した新たな学び推進事業	意見	教育プログラムの周知及び活用について（有効性）

（注1） 監査対象に細分化した各事業単位では指摘事項として抽出したが、No. 1－1 指摘事項と同一内容であり、再掲の意味で表記した。

4. 指摘事項及び意見の総評

(1) はじめに

総務省は、政府が掲げるデジタル社会の実現に向け、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした、地方行政のデジタル化を推進しており、その中で自治体におけるDX推進の意義として、「住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要」と示している。DXへの取り組み自体は先進的な内容であり、特に、コロナ禍を通じてデジタル行政の遅れが浮き彫りとなる中で、行政サービスの質の向上を図るうえで、一層その重要性が増している点を踏まえると、本県のデジタル改革基本方針にあるとおり、デジタル化は、単なる情報技術の導入ではなく、関連する制度や施策、組織の在り方なども併せて変革しなければならない。また、デジタル化は、社会変容をもたらし、それが、将来に見据える「Society5.0」を実現していく力となる点で推進する意義がある。

一方で、県として新たな取り組みも多く、仮設の検証により課題を抽出するべく、スピード感を持って試行錯誤した面も窺えた。また、それ自体を否定するものではないが、結果的に、迅速かつ柔軟な対応の反面、主に経済性の点で御座なりとなった印象の事業もあった。デジタル化の推進は、アジャイルな手法により、ビジョン達成に向けて事業の結果が良くも悪くも、それらを成果として今後活かす材料となることは間違いない。しかしながら、公金を使用する県の事業として、どこまでそれが肯定されるべきなのかとの問題意識を持ったことも事実であり、包括外部監査の視点では、経済性への配慮（検証）も重要と考える。さらに、デジタル化という概念は、まだまだ県民に浸透しているとは言えず、依然として個々人や各企業のデジタルリテラシーに左右される状況である。即ち、一部の者が継続してメリットを享受するようになってしまえば、県民に対する事業効果の発現（有効性）にも疑問が生じることとなる。したがって、改めて、本県の推進するデジタル化施策は、行政手続き面に限らず、また、単なる情報技術の導入に止まることなく、社会変容によって県民の暮らしが一層良くなるもの、住民サービスの向上に繋がるものとして、施策の意義を県民と共有することを念頭に置くことが重要である。

本年度、デジタル化推進施策について、本庁（出先機関を含む）や財政的援助団体等で令和3年度に取り組んだ事業を包括外部監査の対象とした。多くの事業で、各部局が事業ごとに目指すべき将来像を示し、デジタル化の推進が果たす役割を意識している点は理解できた。しかしながら、新規の取り組みである点も影響したのか、今後の展望に向けた課題や事務手続きにおける不備等も見受けられた。また、実態としては、同じ庁内組織でありながら、部局間でDXに取り組む意識の温度差を感じざるを得ない状況でもあった。特に、私見ではあるが、デジタル化の推進に際して、旗振り役となっている総合企画部とその他の部局との間には、DXへの理解度（深度）や前提知識に大きな隔たりがあるのではないかと感じた。いかに全庁的にDXの意義を浸透させてビジョンを共有できるか、将来のSociety5.0の実現に向け、DXを目指すデジタル化推進事業の執行に際しては、その点が重要になると思われる。県の展開するデジタル化推進事業について、例え、年度ご

と（段階的）には情報や業務のデジタル化の整備に止まるとしても、最終的には社会全体の変容をもたらすDXに繋がらなければならない。つまり、組織が一丸となって主体性を持ち、デジタル改革基本方針を理解し、実現可能で具体的な施策を各事業に反映することが必要であり、それを踏まえて、広く県民目線に立ち、真に効果的かつ効率的なデジタル化推進事業について、改善を重ねてより良い事業展開となるように不断の見直しが望まれる。

以下、監査人が特に重要と判断した指摘事項及び意見を踏まえて、その概要を取り纏めるが、詳細は「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」の頁を参照されたい。

（2）指摘事項及び意見の要約

I. 検証プロセスの可視化について

本年度は、デジタル政策という新たな取り組みも影響したのか、監査対象の各部局等に概ね共通する事項として、まずは、財務事務手続きの経緯（どのような検証がなされ、その結果どう判断したのかという経緯）が不明瞭であり、客観的な説明可能性を十分に担保していないという基本的だが重要な問題点が挙げられる。

委託契約では、例えば、再委託の承認について、県が禁止する一括再委託に抵触しないか（当初委託契約の合理性に問題はなかったのか）、また、当初委託契約を単独随意契約で業者選定した一方で、再委託することの合理性（矛盾しないか）に関して、妥当性を具体的に検証した形跡を確認し得なかった（後述Ⅲ. を参照）。さらに、No. 1－7では、外郭団体である（一財）山口県デジタル技術振興財団（以下、「財団」という）と本県のCIO補佐官（県の非常勤特別職）に就任している民間の第三者が代表を務める一般社団法人との委託契約（プロポーザル審査）について、委託業者選定手続きの過程で、ともすれば特別な配慮があったと見られかねない外観（県のCIO補佐官という立場が財団内部での委託業者選定過程に影響を及ぼしたのではないかと外観）が認識されたが、委託業者の選定過程が公正であることが客観的かつ合理的に説明可能となるよう文書等で残されるべきであった。加えて、No. 3の事業では、単年度主義の特例として容認される複数年契約（長期継続契約）の締結について、本県の条例や通知に則して、十分な検証過程を確認できなかった（支出負担行為も複数年分を一括支出となった）。その他、補助金でも、非公募制の補助金について、公募制を採用しなかった理由や非公募の妥当性等を具体的に検証した形跡が見られず、公益性や公平性が重視されるべき補助事業における補助金交付先選定の透明性確保が不十分な事業があった（No. 11、14－1）。

これらに関して、「適切に承認した」、「説明は可能」という趣旨の回答を得た部局もあったが、一括再委託に該当しないことや再委託の合理性、委託業者（補助金交付先）選定過程等で、何が問題（リスク）となるか、それをどのように協議し、最終的に判断したか等を具体的に記した、裏付けとなる文書記録（職務上の公文書）等が残されていない、または、不十分と判断せざるを得ない状況であった。適切である旨の主張については、それ

が客観的にならない限りは、妥当性を対外的に立証することは困難であり、事後的な口頭説明で足りるものではない。一括再委託に当たるか否かの判断にしても、委託業者や補助金交付先の選定過程にしても、公正性や公平性について、外部（県民）の目は、県が考える以上に非常に厳しいものがあることを改めて認識するべきである。令和2年度から本県でも内部統制制度が導入されているが、業務の効率的かつ効果的な遂行のために、十分なリスク認識（不備があった場合に惹起される事象の抽出）を行い、現状の財務事務手続きの更なる透明化を追求することで、対外的な説明可能性を担保するべく、起案から最終承認に至る手続き上の検証プロセスをより明瞭に可視化するべきである。

II. デジタル改革の進行管理（新たな行政手法の周知）について

県は、令和3年3月に「やまぐちデジタル改革基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定した。この基本方針の中で、進行管理について、「取組の進行管理については、『山口県デジタル推進本部』での審議等を踏まえながら、維新プラン及び第2期総合戦略と一体的に行う」と示している。そこで、山口県デジタル推進本部会議の資料を閲覧したところ、いわゆる活動内容（実施内容）の報告が中心であり、必ずしも十分な進行管理とは言えないとの問題意識を持つに至った。

一般に、進行管理の意義は、設定した目標に効果的に到達するために、当初計画したスケジュールに対する実際の進捗状況を把握し、また、計画の見直し等の要否を明らかにすることにある。しかしながら、少なくとも県が公表している会議要旨からは、これらの状況は読み取れず、目標地点に対する現在地点の在り方が適正なのか否か不明瞭である。即ち、県民目線では、「いつ・どのような」メリットを享受し得るか予測可能性を困難としており、効果的かつ効率的な予算の使用状況を判別することが難しい。この点、県では「変動が激しく、将来の予測が困難な環境である、いわゆる『VUCAの時代』において、目標を設定し、計画を立てて中長期的に取り組むような従来の行政手法では立ち行かないため、ビジョンを共有し、関係者がそこを目指して共に挑戦する考え方に基づいて取組を進めている」とのことであり、「県のCIO補佐官からも、アジャイルな進め方の助言を得ている」とのことであった。もちろん、当該専門的見地からのデジタル行政手法を否定するものではないが、住民サービス向上に向けて、最小の経費で最大の効果を得る（地方自治法第2条第14項参照）という考え方は変わらないはずであり、具体的な計画や目標値等が定まらない、または敢えて定めない手法を採る中で、公金の使い方として、有効性や経済性への配慮が見え難い。すなわち、従来の行政手法から大きく変わるのであれば、尚更この新たな手法やその必要性を県民に周知し、理解を得る必要もある。

したがって、従来の進行管理とは概念を異にするものの、効果的かつ効率的なデジタル改革における県民への説明責任が一層果たされ、県民側の理解も深まり、DX推進の意義が共有されることを期待する。

Ⅲ. 再委託について

(i) 再委託の承認審査について

本年度の監査対象事業における委託契約では、再委託の有無及び、該当が有る場合の再委託契約の承認審査の実施状況を確認した。その結果、本庁（出先機関含む）における承認審査で再委託金額の把握漏れ（No. 25）や、土木建築部（No. 22、24）においては、そもそも、承認願（審査書類）に再委託金額を記載する様式になっていない等の不備が見受けられた（財団については後述Ⅳ.（ii）参照）。ここで、再委託承認の趣旨は、一般的に責任の所在が不明瞭となり易い再委託業務に対して、品質確保の観点で、再委託先が適正な業務遂行能力を有していることを確認する点、及び業務の全部又は主要な部分を再委託する一括再委託（いわゆる丸投げ）については、当初の委託契約自体の経済的合理性の観点で、それを原則禁止としていることを踏まえ、一括再委託を防止する点にある。即ち、確実な業務履行はもとより、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であること、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念されることがないか等、当初の委託契約の経済的合理性が慎重に検証されなければならない。

以上より、再委託の承認審査は、再委託（予定）金額が漏れなく把握されるよう早急に改善すべきである（土木建築部では令和4年10月1日以降の承認願からは再委託金額を記載する様式へ改訂された）。なお、当然ながら、形式的に再委託金額を記載すれば足りるものではなく、その記載目的の実質を理解した上で、当該再委託が一括再委託等に当たらない旨の具体的な検証が判断過程とともに示されるべき点を申し添える。

(ii) 再委託金額が当初委託金額の50%超となる契約について

委託契約のうち、再委託に付し、かつ、再委託金額が当初委託金額に対して50%を超える（再委託割合が50%超となる）ものを下表に一覧として抽出した。なお、所管課で再委託金額ですら明確に把握できていなかった事業（No. 25）については、下表の中で金額や割合を記載していないが、「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」の該当頁で記載したとおり、監査人が試算した限りにおいて、業務内容から判断すると再委託割合は90%を超えるものと推察される。

本県の委託契約において、業務の一部を再委託に付すこと自体は適切な承認を前提に認められている一方で、一括再委託（いわゆる丸投げ）については禁止されている。なお、一部とは言え、仕様書等に鑑みて業務の主要な部分を再委託する場合も一括再委託に準じて取り扱われるべきと考える。ここで、下表の再委託について、必ずしも金額基準のみによって一括再委託や業務の主要な部分が再委託に付されていると判断するものではないが、一般的に、合理的経済人が行う取引において、量的・質的両面から業務内容の対価が貨幣的価値に反映される点を踏まえると、金額基準での再委託割合が高ければ高いほど、外観上は一括再委託や業務の主要な部分が再委託されたのではないかとの疑念が生じやすい。その上で、再委託割合が50%を超えるという、ともすれば一括再委託や主要

な業務の再委託と見られかねない状況下において、当該再委託が丸投げ等に該当しないとする説明責任を県が十分に果たしているか否かに着目した場合、監査を通じて得た再委託の承認審査書類等からは否定せざるを得ない。即ち、具体的かつ客観的な情報等から十分な審査内容（審査過程）を確認するに至らなかった。

したがって、下表に限らず再委託の妥当性（再委託承認申請の審査過程で、再委託業務の範囲や金額、管理・監督の手法等の是非）を慎重に検証し、そもそも当初委託契約における経済性の観点からも、最小の経費で最大の効果を得る委託業務の履行について、その検証過程や検証結果が客観的に示されるべきである。

（単位：千円（税込））

No.	業務委託契約	当初委託金額	再委託金額	再委託割合
4	県・市町共同利用型RPA導入支援業務	18,260	12,980	71.0%
10	令和3年度つながるやまぐちSNS相談業務	11,937	6,380	53.4%
13	「Evo. マスター」のクラウドシステム開発業務	2,651	2,200	82.9%
18	令和3年度スマート林業技術の現場実装・技術定着支援業務	7,843	4,400	56.1%
25	AIによる導水路点検・診断システム構築業務	8,998	(注1)	(注1)

（注1）No. 25 については、上述のとおり、明確な再委託金額を所管課で把握しておらず、監査人の推定に止まり、ミスリード防止のため表中の明記は控える。

（iii）単独随意契約を起点とする再委託契約について

監査対象事業において、当初委託契約を単独随意契約とした一方で、再委託に付された契約があった（No. 13、18）。これら単独随意契約の業者選定は、委託先事業者以外に適した者がいないとして、唯一の相手である旨を理由とするものであった（No. 1－7も同様だが、これは後述（IV.（i））のようにグループ企業間の分業が前提であり、性質が異なるため本項目では記載対象としない）。しかしながら、唯一の相手であるとしながらも、実際には当該委託先から再委託に付されており、このような契約関係は業者選定理由と外観上は矛盾するものとなっている。そもそも、単独随意契約の締結を前提に、再委託を容認することがどこまで適切と言えるか否か疑問が残るところでもある。

したがって、少なくとも、唯一の契約相手と認めて委託契約を締結した者以外の第三者が契約関係に登場するに際しては、慣例的な判断を排除し、当初委託契約の業者選定過程に本当に問題点等はなかったのか、また、再委託の合理性についても明確に説明され、具体的かつ客観的な検証結果の記録がなければならない。

IV. (一財) 山口県デジタル技術振興財団の事務手続きについて

D X達成のためには、アジャイルな手法が採られ、計画の見直しや検証を繰り返し、漸次的に進めることが重要とされている点は上述のとおりである。一方で、公金の支出には、そのための事務手続きに明確な根拠を伴わなければならないことも事実であり、実証実験という名のもとに、公金の支出が図らずも無駄なものに終わる事態は避けなければならない。実証実験によって得られた、成功や失敗のいずれの結果も県のノウハウとして活用することは重要な意味を持つが、このような新たなデジタル行政手法であっても、明確な根拠の上に成り立つ手法であり、事務手続きにおいて依拠すべき規定等の整備運用、公金の支出における経済性及び効率性の追求も同様に重要である。

(i) 事務手続きの根拠規定等の明確化について

シビックテック推進事業 (No. 1 - 6) において、プロジェクトの開発支援金を委託料として支出している一方で、委託契約書や仕様書が存在しておらず、根拠となるものとしては協定書のみであった。また、当該協定書第5条第1項では、名目として開発支援金と謳っている。さらに、同条第3項において、協働開発終了後は実際に開発支援金を使用した明細や明細根拠を求め、500千円を下回る場合には差額の返還を要する旨も規定している。加えて、成果物の帰属 (第7条) について、協働企業や自治体に単独あるいは共有で帰属すると定められており、財団への帰属は見受けられず、プログラムの使用許諾 (第8条) においても、財団による使用は同条に規定されていない。また、当初の見積書では、開発支援金は消費税の対象外項目とされている。これらの状況に鑑みると、ともすれば当該開発支援金は、協働開発経費の一部を補助する、いわゆる、補助金や助成金、負担金 (以下、「補助金等」という) であるとも見られかねない。仮に、補助金等であるならば、当該支援金を委託料として支出した財団の事務手続きの根拠が相違する。この点、同様の事業に取り組む他の複数の自治体でも、委託契約や補助金等など取扱いが区々となっており、財団としては「参考としたA市に倣い、委託契約とした」とのことだが、財団の対応を前提にすると、本県規定の委託契約に係る一連の事務手続きとは異なる現状にある。また、今後も同様の実務運用が起こり得る点に鑑みると、県の外郭団体に位置付けられる財団において、契約事務手続きの根拠を整理し、明確にしておくべきである。

次に、データドリブン推進事業 (No. 1 - 7) において、委託業者と再委託業者がグループ企業間のある契約形態が見られた。当該形態自体が問題という訳ではないが、グループ企業間の分業を前提として、再委託が当然に認められる訳でもない。あくまでも、委託業者による再委託先の適切な管理監督 (指揮命令系統の確立) が必要である点は、適切な再委託の判断に際して変わるものではない。一方で、昨今ではグループ企業間での分業 (事業再編) が進み、営業や役務提供を明確に分離しているケース等が見受けられる経済実態が増えている点にも注目しなければならない。そこで、これらを踏まえ、委託業者の適切な指揮監督及び検査等を前提に、グループ企業間の分業における再委託は一括再委託に当たらないとして例示したガイドラインを策定している自治体もあり、財団でも

当該形態に応じた再委託の可否判定を行い得る事務取扱要領等の策定の検討が必要と思われる。なお、本件は財団に限らず、県においても同様である。

(ii) 再委託の承認審査について

財団が執行する委託契約において、再委託に付した契約が多く見受けられた。当該再委託では、再委託承認願に「再委託をしようとする相手方の名称及び所在地」、「再委託をしようとする業務の範囲」及び「再委託をする理由」は記載されているものの、再委託金額の情報はなく、その状況下で競争入札等審査会に諮問されていた。これに関しては、先述のとおり(Ⅲ.(i)参照)、再委託(予定)金額は再委託の妥当性を判断する際に必要不可欠な要素であり、承認審査時点で確実に把握するよう改善されなければならない。

なお、県の事務手続きでは、再委託の承認申請において、再委託に係る契約金額の記載を要求しており(平23会計第321号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について(通知)」参照)、外郭団体である財団も同様の措置を図るべきである。

(3) おわりに

以上が、本年度の包括外部監査において、監査人がとりわけ重要と考えた指摘事項及び意見の要約である。デジタル化の推進という先進的な取り組みに対して、従来手法に固執することなく、積極的に新たな手法を採り入れることは、変化の激しい時代にあって柔軟かつ必要な対応であると思われる。一方で、このような時代の過渡期にあっては、行政の事務手続きはより一層の透明性(客観性)を有し、県民への十分な情報提供や説明責任が果たされなければならない。また、それは仮にも外部から疑問や疑念が投げかけられた場合に、これらを払拭するための説明ではなく、内部統制におけるリスクコントロールの一環として、常日頃から主体性を持った積極的な説明開示でなければならない。そのような意味で、上述した指摘事項及び意見の要約についても、「可視化」、「客観的」、「説明責任」、「検証(結果)の記録」といった言葉を各項目において強調的に使用した。

本年度の包括外部監査を通じて、県の財務事務の執行状況は、総じて適正であるとの心証は得られた。しかしながら、これは問題点がないことを示したわけではなく、上述した要約事項を含め、早急な措置を要する問題点や中長期的視点で検討を要する問題点等、識別した問題点は少なくない(上記「3. 指摘事項及び意見の項目一覧」参照)。いずれの指摘事項及び意見も、監査人として報告対象とすべき事項と判断したものを抽出して記載しており、今後の措置を経て、本県の財務事務がこれまで以上に県民の信頼に応えるものとなることを期待してやまない。

最後に、全庁的に業務ご多忙の折、包括外部監査にご理解を賜り、円滑な監査の実施にご協力をいただいた関係者各位に心より感謝を申し上げます。

第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）

1. やまぐちDX推進事業

（1）事業の概要

事業名	やまぐちDX推進事業
担当部局	総合企画部 デジタル推進局デジタル政策課
事業実施の背景（必要性）	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に行政分野でのデジタル化の遅れが浮き彫りとなった。また、コロナとの共存を前提とした「新たな日常」の確立に向け、人々の意識や行動の変容が求められることとなり、こうした動きに対応するため、デジタル化に取り組んでいく必要が生じていたところ。</p> <p>地方にとってデジタル化は、今までにない手法で地域課題を解決し、住民の暮らしや社会経済活動を向上させ、都市部との格差を解消するとともに、地方への新たな人の流れを生み出し、拡大させる大きな可能性を有している。このため、コロナ禍によってテレワークや遠隔教育等との普及・定着が急速に進みつつある中、これをデジタル化加速のチャンスと捉え、単に新たな技術を導入するだけでなく、社会全体のDXを進めていくことが重要となっていた。</p> <p>このような中、県民があまねくデジタル化の恩恵を享受し、これまでよりも豊かで安心・安全に暮らすことができる山口県の実現を目指し、県政の幅広い分野でDXを推進することの支援が必要となっていた。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>デジタル社会の実現に向け、全県的なDXを推進するための拠点を整備し、相談対応や技術的支援、人材育成等を実施するとともに、多様な主体との連携・協働により、地域課題の解決や新たなイノベーションの創出等を推進する。</p> <p>（達成時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまぐちDX推進拠点（クラウド環境を含む）の整備：令和3年度 ・同拠点の運営及び地域課題の解決等の推進：令和3年度～ ・官民連携によるデジタルを活用した地域課題の解決等の推進（フォーラムの設置・運営、会員同士による課題解決の促進）：令和3年度～

	<ul style="list-style-type: none"> ・データ活用の推進・データ活用人材の育成：令和3年度～ ・A I 人材の育成：令和3年度～ ・ローコードツール活用人材の育成：令和3年度～ ・若者層のデジタル人材の育成：令和3年度～ 												
<p>目指すべき将来像</p>	<p>(本事業(デジタル化の推進)で目指すべき将来像) 「デジタル化がもたらす『地域課題の解決』と『新たな価値の創造』によって、県民一人ひとりが、希望するサービスやライフスタイルを自由に選択でき、豊かさと幸せを実感することのできる社会」というビジョンに向かって、県政の幅広い分野においてデジタル化の取組が推進。</p>												
<p>事業の概要(内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐちDX推進拠点(クラウド環境を含む)を設置し、専門人材によるDX相談・コンサルティング等を推進 ・DX推進官民協働フォーラムを発足し、会員同士の交流等によるデジタル技術を活用した地域課題解決等を促進 ・データの活用を促進する環境の整備 ・A I やローコード、データ活用人材等の育成 ・デジタル技術を活用して新たな価値を創造するプロセスの体験 												
<p>事業の概要図等</p>	<p>●やまぐちDX推進拠点</p> <p>《コンセプト》</p> <table border="1" data-bbox="566 1272 1348 1429"> <thead> <tr> <th colspan="4">やまぐちDX推進拠点 Y-BASE コンセプト</th> </tr> <tr> <th>情報収集できる</th> <th>相談できる</th> <th>試行できる</th> <th>学習・交流できる</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>  県内外のDX情報が集まる情報共有機能 </td> <td>  DX相談窓口・DXコンサルティング機能 </td> <td>  簡易的なPoCを可能にするICT環境/技術サポート機能 </td> <td>  デジタル人材育成機能/新たな価値を創出する場 </td> </tr> </tbody> </table> <p>《レイアウト》</p> 	やまぐちDX推進拠点 Y-BASE コンセプト				情報収集できる	相談できる	試行できる	学習・交流できる	 県内外のDX情報が集まる情報共有機能	 DX相談窓口・DXコンサルティング機能	 簡易的なPoCを可能にするICT環境/技術サポート機能	 デジタル人材育成機能/新たな価値を創出する場
やまぐちDX推進拠点 Y-BASE コンセプト													
情報収集できる	相談できる	試行できる	学習・交流できる										
 県内外のDX情報が集まる情報共有機能	 DX相談窓口・DXコンサルティング機能	 簡易的なPoCを可能にするICT環境/技術サポート機能	 デジタル人材育成機能/新たな価値を創出する場										

《クラウド環境》



《機能》

最先端技術紹介
デジタル技術を体感

A Iや5 Gなどを活用したデモ展示で、最先端のデジタル技術を紹介します。様々な技術を実際に体感することを通じ、デジタル技術を活用した新たなサービス創出のアイデアが生まれます。

情報収集できる

DXコンサルティング・技術支援
専門スタッフによるDXの実現をサポート

「デジタルを活用したいが、どうすればよいのかわからない」こうした相談からDXの実現までを、専門スタッフがサポートします。県内どの地域でも、Web会議システムを利用したオンラインによりサポートします。

相談できる

ICT環境・技術サポート
技術やアイデアを実証

専門スタッフのサポートのもと、クラウドによるICT環境『Y-C l o u d』『山口県データプラットフォーム』を活用して、課題解決に向けたデータ分析や実証実験を行うことができます。

試行できる

DXイベント・勉強会
DXを、共に学んで共に考える

DX推進に向けたセミナーやワークショップ、AIやデータ活用に向けた実践型の研修など、様々なイベント・勉強会を随時開催します。また、『デジテック for YAMAGUCHI』の活動拠点として、共に課題解決を目指す仲間との出会い・交流の場としても活用できます。

学習・交流できる

	<p>●DX推進官民協働フォーラム</p>  <p>●若者層の育成</p> 
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>補助事業者（一部、県：委託）</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>全県民、県内企業・団体、行政、学生など</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要</p>	<p>●やまぐちDX推進拠点（クラウド環境含む）の設置・運営（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまぐちDX推進拠点（クラウド環境を含む）の設置（Y-BASE）。 ・同拠点に専門人材を配置し、DXに関する相談やコンサルティング、技術サポート及びデジタル人材の育成を推進。 <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月1日にY-BASEを開所し、年度内に1,396名（247団体＋個人。オンラインセミナー等の参加者数を除く）の利用があった。 ・令和3年度中に38件のDXコンサル・技術サポートを実施。 ・様々なリテラシー向けに9件のセミナー・ワークショップを開催したほか、他事業と連携したセミナー等を開催。 <p>●DX推進官民協働フォーラムの発足（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DX推進官民協働フォーラム（デジタル for YAMAGUCHI）

の発足及び会員同士の交流促進。

(成果 (進捗))

- ・令和3年6月10日に発足させ、会員募集を開始。年度内に646(個人532、法人114)の会員数となった。
- ・会員向けセミナー(4件)やHP・note・slackによる交流を促進し、会員の自発的な企画イベント3件も実施。
- ・会員同士の共創活動として、レノファ山口の駐車場の利用状況を見える化できるツールが開発された。

●オープンイノベーションの創出

(取り組み)

・デジテック会員同士による県内をフィールドとした社会実装に繋がる実証試験の推進。

(成果 (進捗))

- ・応募があった4件の実証を支援。
 - ① ドローン配送を組み込んだ物流システムの導入
 - ② スマートフォン1つで公共施設を利用する仕組みの導入
 - ③ 道の駅を拠点とした買い物等の生活支援の仕組みの導入
 - ④ ドローンを活用した地域防災・災害対応の取組の導入

●シビックテック推進

(取り組み)

・行政とスタートアップ企業等とが協働でデジタル技術を活用した地域課題解決に取り組む活動の推進。

(成果 (進捗))

・県及び市町から寄せられた39課題の中から8課題を選定し、協働企業を募集したところ48社からの応募があり、マッチングに至った7件の実証を支援。

- ① 粗大ごみの収集申込・手数料納付ができるアプリの開発
- ② 公民館で市役所窓口が利用できる仕組みの構築
- ③ 道路メンテナンスの情報一元化サービスの構築
- ④ 聴力の弱い方と意思疎通できる相談支援ツールの開発
- ⑤ 環境問題に取り組むことができる学習ツールの開発
- ⑥ 観光客数や人流をタイムリーに把握するツールの開発
- ⑦ 空撮画像を活用した農地作付状況の把握ツールの開発

●データドリブンの推進

(取り組み)

・データ利活用を促進する環境の整備及びデータ利活用人材の育成。

(成果 (進捗))

・オープンデータに関する民間ニーズを把握でき、また、データ同士の関連性を可視化できるA Iシステムを構築。

・行政職員を対象に「山口データアカデミー」を開催し、データを活用した施策立案及び指標の作成手法等を習得できる「データ分析型」に県3部署・8市町から54名、データを活用した課題解決型新サービス検討の手法を習得できる「サービス立案型」に県7部署・8市町から19名の参加があり、各5回ずつの実戦形式セミナーによる人材育成を行った。

●A I人材の育成

(取り組み)

・県民を対象としたA I学習プログラムの提供及び受講者を対象としたハンズオン勉強会の開催。

(成果 (進捗))

・オンラインによるA I学習プログラム(A I開発ベンダーが提供するA I開発プロセスの疑似体験プログラム等)を「やまぐちA I Q u e s t」としてデジテック会員に無料開放した。

・262名の参加があり、うち155名がA Iに関する基礎知識を習得し、71名が一般的なプログラミング言語であるPythonの操作方法を習得した。

・e-Learningで学んだ知識を基に、実際のデータを用いて予測精度を競い合うA Iモデル開発の実践的なスキルを習得する勉強会を開催し、28名に対して全3回のハンズオン学習を実施した。

●D Xリーダーの育成

(取り組み)

・行政職員を対象としたローコード技術(できる限りコードを書かないで素早くアプリケーションを開発するツール)の活用研修の開催。

	<ul style="list-style-type: none"> ・また、当該研修受講者が、各団体での実践や他職員の育成を進めることができる「DXリーダー」となるための研修の開催。 (成果 (進捗)) ・県7部局14名、8市町16名からの応募があり、ローコードツールの基礎スキル習得、アプリ開発技術習得、課題解決力習得の研修を実施。 ・また、受講者が実践や他職員の育成を進めるためのスキル習得等を目的として、開発した業務改善アプリの成果報告会を開催した。 ・この研修において、受付文書管理、紙おむつ等支給申請、水道災害報告、施設予約管理、税関係チャットボット、システム担当業務FAQサイトなどが開発された。 <p>●若者層の育成 (取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル人材として活躍するロールモデルによる講演 ・地域課題を解決するアイデアを創造するアイデアソン ・デジタル技術を活用したアプリ制作に取り組むハッカソン ・各個人で制作したアプリのプレゼンテーション <p>(成果 (進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本プログラムに参加しデジタル技術の活用による「0から1をつくる」体験をした人数の実績：17名
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐちデジタル改革基本方針 ・やまぐち産業イノベーション戦略 ・山口県新たな時代の人づくり推進方針
<p>デジタル・魁プロジェクトとの関連性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ④「未来を切り拓く中堅・中小企業DX」促進プロジェクト ⑦「みんなで解決！地域課題」チャレンジプロジェクト ⑧「データ＝価値創造の源泉」利活用促進プロジェクト ⑩「明日の社会を創るデジタル人材」育成プロジェクト
<p>事業区分</p>	<p>新規事業</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	544,600
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	544,588

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	9,988	下記(6) 委託契約の概要参照
負担金補助金及び交付金	534,600	下記(8) 補助金等の概要参照
合計	544,588	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	528,094	96.9
その他	—	—
一般(県)	16,494	3.0
合計	544,588	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	9,988
契約方法	—	—	随意契約(プロポーザル)
委託業者名	—	—	タクトピア(株)

(6) 令和3年度委託契約の概要(総合企画部 政策企画課が執行(No. 1-10参照))

契約名	やまぐちDX推進事業「やまぐち未来維新塾DX事業」開催に係る企画・運営等業務
契約期間	令和3年6月25日～令和4年3月31日

業務内容（仕様）	地域課題の掘り下げやアイデアの創出及び協働作業によるアプリの開発に向けた支援 ・アイデアソン、ハッカソンの企画・運営 ・ファシリテーター・講師・メンター等の配置 ・チラシのデザイン、取組状況の録画等の作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	タクトピア(株)
業者選定理由	運営や広報、実施体制等、他の業者より提案内容が優れていたため（プロポーザル方式により選定）。
予定価格	9,900,000円（税込）
契約金額	9,900,000円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	発注者側の都合により、宿泊施設の変更が生じたため。
変更後契約金額	9,988,000円（税込）
再委託の有無	有り
再委託先	エデュケーショナルデザイン(株)
再委託金額	4,400,000円（税込）
検査の概要	（検査対象(何を)） 講演、アイデアソン、ハッカソンの運営状況および記録動画 （検査手法（どのように）） 講演、アイデアソン、ハッカソンに立ち会うとともに、提出された成果報告書に基づき、ヒアリングを実施し、適正に処理されているかを確認した。 （検査結果） 合格（適正に委託業務を遂行している）

（7）負担金補助金及び交付金の3期間推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	534,600
補助金等の名称	—	—	やまぐちDX推進事業補助金
交付先名	—	—	(一財)山口県デジタル技術振興財団

(8) 令和3年度補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐちDX推進事業補助金																		
目的(趣旨)	全県的なデジタルトランスフォーメーション(「DX」)を推進するための拠点を整備するとともに、当該拠点を活用して市町等の多様な主体からの相談対応やデジタル化の技術的支援、人材育成等を実施することにより、デジタル社会を実現することを目的とする。																		
公募・非公募	非公募																		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県補助金等交付規則 ・やまぐちDX推進事業補助金交付要綱 																		
創設年度	令和2年度(令和3年3月23日)																		
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・DX推進拠点の整備事業 ・デジタル化の技術的支援事業 ・デジタル人材育成事業 ・その他前各号の目的を達するために必要な事業 																		
補助対象経費及び補助率(限度額)	<p>補助対象経費及び補助率(限度額)の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助対象経費の概要</th> <th>補助率(限度額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DX推進拠点の整備、デジタル化の技術的支援、デジタル人材育成、その他前各号の目的を達するために必要なもの</td> <td>事業を実施するために必要な経費</td> <td>10/10 (予算の範囲内)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	補助対象経費の概要	補助率(限度額)	DX推進拠点の整備、デジタル化の技術的支援、デジタル人材育成、その他前各号の目的を達するために必要なもの	事業を実施するために必要な経費	10/10 (予算の範囲内)										
区分	補助対象経費の概要	補助率(限度額)																	
DX推進拠点の整備、デジタル化の技術的支援、デジタル人材育成、その他前各号の目的を達するために必要なもの	事業を実施するために必要な経費	10/10 (予算の範囲内)																	
交付先及び交付金額	<p>交付先及び交付金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付先名</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一財)山口県デジタル技術振興財団</td> <td>534,600,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>534,600,000円</td> </tr> </tbody> </table>			交付先名	交付金額	(一財)山口県デジタル技術振興財団	534,600,000円	合計	534,600,000円										
交付先名	交付金額																		
(一財)山口県デジタル技術振興財団	534,600,000円																		
合計	534,600,000円																		
申請及び交付件数	<p>申請件数：1件 交付件数：1件</p>																		
補助金の効果測定	<p>効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値(A)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>実績値(B)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>達成率(B/A)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標値(A)	—	—	—	実績値(B)	—	—	—	達成率(B/A)	—	—	—
	令和元年度	令和2年度	令和3年度																
目標値(A)	—	—	—																
実績値(B)	—	—	—																
達成率(B/A)	—	—	—																

	<p>効果測定指標が定量化されていない場合 (効果測定方法)</p> <p>県政の幅広い分野におけるDX推進を目的としているため、単なるアウトプット(人数、件数)だけでは効果が測れないこと、また、県CIO補佐官の意見などを踏まえて年度途中でも柔軟な対応変更が必要となることなどから、各細事業の実質的な有効性を個別に判断。</p> <p>(測定結果)</p> <p>やまぐちDX推進拠点の開所当初は、施設見学を目的とした利用が多かったものの、令和4年2月以降はDXコンサル利用の方が多くなる(2月:予約の69.2%、3月:予約の55.9%)なり、3月以降は新規プロジェクトが10件以上となるなど、県政の幅広分野でのDXは進みつつある。また、DX推進官民協働フォーラムには、ほぼ毎日のように新規登録があり、会員数が約650にも上り、自発的な共創活動(レノファ山口駐車場サイト)や企画イベントが生まれるなど、デジタルを活用した地域課題解決に向けた機運は上昇している。</p>
--	--

(9) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること(交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性)を確認した。 ・ 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・ 補助金に係る消費税仕入控除税額報告を受けているか否か確認した。 ・ 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支(経理)が適切に報告されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまぐちDX推進事業補助金交付要綱 ・ 令和3年度やまぐちDX推進事業補助金交付申請書(事業計画書含む) ・ 交付決定 ・ 令和3年度やまぐちDX推進事業補助金の額の確定について ・ 令和3年度やまぐちDX推進事業補助事業実績報告書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度やまぐちDX推進事業補助事業実績報告書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。	・補助金等の交付事務に係るチェックシート
経済性・効率性	・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を確認し、補助金額の妥当性（制度縮減の必要性等）について検討した。	・令和3年度やまぐちDX推進事業補助事業実績報告書

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】消費税等額の確定に伴う報告書の提出について（合规性）

当該補助事業における補助金交付要綱では、補助事業者が補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入税額控除額が確定した場合には、所定の様式（第6号様式）により速やかに知事に報告しなければならない旨が規定されている。

しかしながら、補助事業者である財団では、実績報告書を提出する時点（令和4年3月31日）で消費税等の仕入税額控除額が0円であること、また、同規定が補助金の返還に係る規定であり、「事業完了後に（中略）仕入控除額が確定した場合には」という表現であるため、事業完了後に補助金の返還が必要となるような仕入控除額の変動及び確定があった場合に必要となる様式という認識から、第6号様式の報告を提出していなかったとのことである。しかしながら、第6号様式は、消費税等の確定申告を経て確定した情報に基づき報告されるものであり、やはり当該報告は交付要綱に則って行われるべきである。

以上より、仕入税額控除額が0円であっても、そのことが確定した旨の報告を漏れなく受領する必要がある。

【意見】デジタル改革の進行管理について（有効性、経済性・効率性）

県は、令和3年3月に「やまぐちデジタル改革基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定している。そして、この基本方針の中で、進行管理について、「取組の進行管理については、「山口県デジタル推進本部」での審議等を踏まえながら、維新プラン及び第2期総合戦略と一体的に行う」と示されている。

ここで、下表のとおり、山口県デジタル推進本部会議の資料について閲覧したところ、「取組の進捗状況」を報告していることは確認できた。しかしながら、活動内容（実施内容）の報告が中心であり、必ずしも十分な進行管理とは言えない。一般に、進行管理の意義は、設定した目標に効果的に到達するために、当初計画したスケジュールに対する実際の進捗状況を把握し、また、計画の見直し等の要否を明らかにすることにある。もちろん、実際の会議においては、これらの経緯も協議等されているのかもしれないが、県が公表している会議要旨からは読み取れず、目標地点に対する現在地点の在り方が適正なのか否か不明瞭であ

る。即ち、県民目線では、「いつ・どのような」メリットを享受し得るか予測可能性を困難としており、効果的かつ効率的な予算の使用状況の判別が難しい。この点、所管課では、「変動が激しく、将来の予測が困難な環境である、いわゆる『VUCAの時代』において、目標を設定し、計画を立てて中長期的に取り組むような従来の行政手法では立ち行かないため、ビジョンを共有し、関係者がそこを目指して共に挑戦する考え方に基づいて取組を進めている」とのことであり、また、「本県のCIO補佐官からも、計画を立てて早急に結果を求めすぎるのではなく、関係者がイメージを共有しながら様々なことにチャレンジしていくことや、失敗をある程度許容しながら試行錯誤し、他の行政政策とは異なるデジタル政策に相応しいアジャイルな進め方の重要性について助言を得ている」とのことであった。

これらの見解について否定するものではないが、最小の経費で最大の効果を得ることで住民サービスの向上を図る基本的な考え方は変わらないはずであり、計画や目標値等が定まらない中で、公金の使い方としての有効性や経済性への配慮が客観的には見え難い。また、従来の行政手法から大きく変わるのであれば、尚更当該手法をより具体的に県民に周知し、理解を得る必要もある。

したがって、従来の進行管理とは概念を異にするものの、効果的かつ効率的なデジタル改革における県民への説明責任が一層果たされ、県民側の理解も深まり、DX推進の意義が共有されることを期待する。

(山口県デジタル推進本部会議)

日時	協議内容等
令和3年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまぐちデジタル改革基本方針」に基づく取組の進捗状況について
令和4年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまぐち未来維新プラン」の素案について ・「やまぐち維新プラン」の進行管理について ・「山口県新たな時代の人づくり推進方針」に係る取組の進行管理について ・「やまぐちデジタル改革基本方針」に基づく取組の進捗状況について

1-1. 「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営事業

（一財）山口県デジタル技術振興財団

（1）事業の概要

事業名	やまぐちDX推進事業 「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営事業
担当部局	（一財）山口県デジタル技術振興財団
事業実施の背景（必要性）	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に行政分野でのデジタル化の遅れが浮き彫りとなった。また、コロナとの共存を前提とした「新たな日常」の確立に向け、人々の意識や行動の変容が求められることとなり、こうした動きに対応するため、デジタル化に取り組んでいく必要が生じていたところ。</p> <p>また、地方にとってデジタル化は、今までにない手法で地域課題を解決し、住民の暮らしや社会経済活動を向上させ、都市部との格差を解消するとともに、地方への新たな人の流れを生み出し、拡大させる大きな可能性を有している。このため、コロナ禍によってテレワークや遠隔教育等との普及・定着が急速に進みつつある中、これをデジタル化加速のチャンスと捉え、単に新たな技術を導入するだけでなく、社会全体のDXを進めていくことが重要となっていた。</p> <p>このような中、県民があまねくデジタル化の恩恵を享受し、これまでよりも豊かで安心・安全に暮らすことができる山口県の実現を目指し、県政の幅広い分野でDXを推進することの支援が必要となっていた。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>全県的なDXを推進するため、行政や民間企業、大学等の多様な主体がDXの相談をすることができ、内容に応じてDXコンサルティングやデジタル化の技術的支援、デジタル人材の育成等を行う中核施設を整備し、運営を開始する。</p> <p>（達成時期）</p> <p>令和3年度～</p>
目指すべき将来像	<p>（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像）</p> <p>行政や民間企業、大学等の多様な主体が、県政の幅広い分野でDXを推進し、豊かさと幸せを実感することのできるデジタル社会を実現する。</p>

事業の概要 (内容)

- ・やまぐちDX推進拠点「Y-BASE」の設置
- ・専門人事を配置してDXに関する技術紹介、DXコンサルティングや技術支援、デジタル人材の育成を実施

事業の概要図等

今までできなかったことを
やまぐちDX推進拠点 Y-BASE で実現しませんか？

皆様のDXの推進を「Y-BASE」がサポートします



このような課題をお持ちの方
 ・どんなデジタル技術があるのか分からない！
 ・DXについて相談する人がいない！
 ・デジタル技術を試す機会がない！
 ・デジタル技術について学ぶ場がない！
 ぜひ「Y-BASE」をご利用ください



最先端技術紹介
デジタル技術を
体感
情報収集
できる

どんなデジタル技術があるのかを知りたい



AR/VRなどを活用したデモ展示で、最先端のデジタル技術を紹介します。様々な技術を実際に体感することを通じて、デジタル技術を活用した新たなサービス創出のアイデアが生まれます。



DXコンサルティング・技術支援
専門スタッフによる
DXの実現をサポート
相談
できる

DXをどのように進めればいいのか相談したい



「デジタルを活用したいが、どうすればいいのかわからない」という相談からDXの実現まで、専門スタッフがサポートします。県内での地域でも、Web会議システムを利用したオンラインによりサポートします。



ICT環境・技術サポート
技術やアイデアを
実証
試行
できる

デジタル技術を試してみたい

専門スタッフのサポートのもと、クラウドによるICT環境「Y-Cloud」
「山口県データプラットフォーム」を活用して、課題解決に向けたデータ
分析や実証実験を行うことができます。



活用事例

観光地の混雑予測情報を
観光客にお知らせすることで
満足度向上を目指す

山口県データプラットフォームを用いて、観光エリアのセンサーから収集された人流データや、天気・イベントカレンダーなどのオープンデータを連携。Y-Cloud上の各種ツールを導入しデータ分析を実施し、来訪予測モデルを開発します。そこで得られた情報を配信するアプリケーションの開発を行い、混雑予測情報を観光客へ提供します。

クラウドツール

クイックなデータ分析・アプリケーション開発
Y-Cloud



Y-Cloudは三次大クラウドにも接続しており、データの加工や分析、アプリケーション開発など、様々な実証が可能です。実証を行うためには、様々なハードウェアやソフトウェアが必要ですが、Y-Cloudならコストをかけることなく試すことができます。



©Amazon Web Services. アマゾン クラウド サービス, AWS. および "Powered by Amazon Web Services" ロゴは、米国の他の国における Amazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です。©Microsoft 及び Azure. 米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における商標または登録商標です。©Google Cloud. Google LLC の商標です。

データドリブンの促進
山口県
データプラットフォーム

全国初のAI解析ツールにより関連性の高いデータの可視化が可能で、広範囲にわたるデータを収集・連携することで、データ活用をサポートします。

	 <p>DXイベント・勉強会 DXを、共に学んで 共に考える</p> <p>学習・交流 できる</p> <p>今後のキャリアや業務に役立つスキルを身につけたい</p> <p>DX推進に向けたセミナーやワークショップ、AIやデータ活用に向けた実践型の研修など、様々なイベント・勉強会を随時開催します。また、「デジテック for YAMAGUCHI」の活動拠点として、共に課題解決を目指す仲間との出会い・交流の場としても活用できます。</p> <p>開催イベント例</p> <p>デザインシンキングワークショップ 地域や行政の課題を抽出し、解決に向けた取組みや新たな住民サービスの検討など、様々なアイデアの創出を図るワークショップを開催します。</p> <p>Y-Cloud 基礎セミナー 『Y-Cloud』の様々な機能を活用いただくため、「ローコードツール*」や「匿名化ツール」などを実践的に学ぶハンズオンセミナーを開催します。 ※ローコードツール：プログラミング言語を記述しなくても、ビジュアルな操作でシステムを構築できるツール</p> <p>*デジテック for YAMAGUCHI 【登録者 デジテックパートナー】 デジタル転換を活用して、山口県が抱える地域課題の解決や、新たな価値の創造を身銭的に行うため、シビックテックの活動からビジネス的活動まで幅広く取組む市民連携の会員組織です。 https://digitech-ymg.org/</p> 
事業の主な実施主体	(一財) 山口県デジタル技術振興財団 (委託)
事業の対象者 (誰に対する事業か)	全県民、県内企業・団体、行政、学生など
令和3年度の取り組みと成果 (進捗) の概要	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Y-BASEを設置し、令和3年11月1日に開所。 ・ 専門人材を配置し、相談体制を整備。施設見学やDXコンサル相談の対応を開始。 <p>(成果 (進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 247 団体+個人の計 1,396 名が利用し、アンケートによる満足度は 95.1%が満足と回答。 ・ 27 団体 38 件のDXコンサル・技術サポートを実施。 ・ 機械学習やローコードアプリ開発等に関するハンズオン勉強会や匿名加工情報などのオンラインセミナー、親子向けプログラミングイベント等を開催。
関連する県の計画や基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまぐち維新プラン ・ 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・ やまぐちデジタル改革基本方針 ・ やまぐち産業イノベーション戦略
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	<ul style="list-style-type: none"> ④「未来を切り拓く中堅・中小企業DX」促進プロジェクト ⑦「みんなで解決！地域課題」チャレンジプロジェクト ⑧「データ＝価値創造の源泉」利活用促進プロジェクト ⑩「明日の社会を創るデジタル人材」育成プロジェクト
事業区分	新規事業

(2) 予算額（交付額）と決算額（実績額）の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算（交付）額	—	—	271,800
変更後予算（交付）額	—	—	304,235
決算（実績）額	—	—	304,466

(予算額及び決算額の著増減事項等)

プロポーザルにおいて自由度の高い提案を募ったこと及び新型コロナウイルス感染症やC I O補佐官の意見を踏まえて効果的な事業実施に努めたため、細事業の事業費に増減が生じたもの（事業費全体での増減はなし）。

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	283,772	下記(6)委託契約の概要参照
建物付属設備	1,705	照明
什器備品	6,403	映像機器、家具什器
消耗什器備品費	2,931	映像機器、家具什器、5Gルーター
一括償却資産	147	5Gルーター
旅費	201	職員出張旅費
通信運搬費	791	電話回線、5G通信費他
消耗品費	102	
賃借料	149	会場使用料
人件費	4,725	
公租公課	306	契約書収入印紙
電気代	544	
雑費	2,683	振込手数料等
合計	304,466	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
補助金 (県)	304,235	99.9
その他	—	—
一般	231	0.1
合計	304,466	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	283,772
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	西日本電信電話(株) 山口支店外3件

(6) - 1 令和3年度委託契約の概要

契約名	「やまぐちDX推進拠点(仮称)」整備・運営等業務
契約期間	令和3年6月1日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	① DX拠点整備業務 ・DX拠点の運営システム構築 ・DX拠点の先進技術デモ展示企画・設計、運営 ・DX拠点のプロモーション企画・設計、運営 ② DX拠点運営・保守業務 ・DX拠点の運営設計 ・DX拠点の運営 ・DX拠点のプロモーション企画立案・運営 ・DX拠点の施設・設備保守管理
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	西日本電信電話(株) 山口支店
業者選定理由	プロポーザルにおける最優秀提案者であるため
予定価格	299,981,000円(税込)の一部(三者共同提案)
契約金額	96,617,180円(税込)(契約書全体:102,692,480円(税込))
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	新型コロナウイルス感染症の影響、利用者の反応等を踏まえ、当初想定していなかったプロモーション活動や予約システムの変更、

	各種イベントの実施等が必要になったため。
変更後契約金額	121,081,994 円 (税込) (契約書全体 : 143,212,894 円 (税込))
再委託の有無	有り
再委託先	① (株)NTTフィールドテクノ 中国支店 (ネットワーク通信整備の機器手配、構築、保守) ② (株)アバランチ (WEBサイト・ブランディング、デザイン等のプロモーションコンテンツ制作) ③ ユニアデックス(株) (WEB会議システムの機器手配、構築)
再委託金額	財団では金額の把握はしていない。
検査 (履行確認) の概要	(検査対象(何を)) 業務の実施状況 (検査手法 (どのように)) 業務報告書の確認及びヒアリング、現物確認 (検査結果) 合格

(6) - 2

契約名	「やまぐちDX推進拠点 (仮称)」整備・運営等業務
契約期間	令和3年6月1日～令和3年11月26日
業務内容 (仕様)	DX拠点整備業務 ・DX拠点のデザイン設計、建物工事、内装工事 ・DX拠点のロゴに関するデザイン構造物作成業務
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	日本メックス(株) 中国支店
業者選定理由	プロポーザルにおける最優秀提案者であるため
予定価格	299,981,000 円 (税込) の一部 (三者共同提案)
契約金額	91,300,000 円 (税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	追加工事を検討・実施したため。
変更後契約金額	127,677,000 円 (税込)
再委託の有無	該当なし
検査 (履行確認) の概要	(検査対象(何を)) 業務の実施状況 (検査手法 (どのように)) 業務報告書の確認及びヒアリング、現物確認 (検査結果)

	合格
--	----

(6) - 3

契約名	やまぐちDX推進拠点への5Gソリューション整備業務
契約期間	令和3年6月1日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・5G通信に関する機器設置、設定業務 ・プロジェクションVRに関する機器調達、設置、設定業務 ・TimeRepに関する機器調達、設置、設定業務 ・説明員に対する操作方法の指導業務 ・ドキュメント作成業務(利用手順書、業務完了報告書)
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	(株)NTTドコモ中国支社 山口支店
業者選定理由	山口県を含めた3者協定に基づいて行う業務であり、協定締結の相手であり、且つ、NPYビルに導入するキャリア5Gの通信に関して、他社にはない専門性を有しているため。
予定価格	34,540,000円(税込)
契約金額	34,540,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査(履行確認)の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>業務の実施状況</p> <p>(検査手法(どのように))</p> <p>業務報告書の確認及びヒアリング、現物確認</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格</p>

(6) - 4

契約名	やまぐちDX推進拠点清掃業務
契約期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	日常清掃(週2回)、定期清掃1回
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第1号
委託業者名	テルウェル西日本(株) 中国支店
業者選定理由	NPYビル清掃を委託している業者であり、1階イベントホールや10階共用部と一体的に実施することで効果的・効率的な清掃が

	見込まれるため。
予定価格	488,840 円（税込）
契約金額	488,840 円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査（履行確認）の概要	<p>（検査対象(何を)）</p> <p>業務の実施状況</p> <p>（検査手法（どのように））</p> <p>作業報告（月次）の確認及びヒアリング</p> <p>（検査結果）</p> <p>合格</p>

（7）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル審査、委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・固定資産（設備等）の管理状況について減価償却台帳を確認した。 ・県の職員による財団兼務について、所定の手続を経ていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営等業務プロポーザル審査委員会 ・競争入札等審査会（業務委託契約） ・委託契約書 ・建設工事に係る覚書 ・別添仕様書 ・「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営業務に係る覚書（別添仕様書含む） ・固定資産台帳 ・職務に専念する義務免除の承認申請について
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託承認申請 ・施設見学/DXコンサル技術サポート実績一覧 ・アンケート結果

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ Y-B A S Aの利用実績記録を閲覧し、日付別にどのような利用があったかを確認した。 ・ Y-B A S Eの利用者から徴収したアンケート結果を閲覧した。 ・ 委託先からの実績報告書を閲覧し、仕様書に沿った契約履行となっていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書編綴ファイル一式
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約変更について、経済性の観点から問題となる事項がないことを確認した。 ・ 再委託について、再委託業務の割合や再委託金額を財団が審査承認していることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務指示書（変更内容） ・ 再委託承認申請

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】再委託の承認審査について（経済性・効率性）

財団では、上記（6）－1の再委託の承認について、再委託承認申請書には「再委託をしようとする相手方の名称及び所在地」、「再委託をしようとする業務の範囲」、「再委託をしようとする期間」、「再委託をする理由」を記載して審査会に添付している状況である。

ここで、再委託を承認する趣旨は、責任の所在が不明瞭となり易い再委託業務に対して、品質確保の観点で、再委託先が適正な業務遂行能力を有していることを確認する点、及び業務の全部又は主要な部分を再委託する、一括再委託（いわゆる丸投げ）については、当初の委託契約自体の経済的合理性の観点で、それを原則禁止としていることを踏まえ、一括再委託を防止する点にある。

以上より、上記の申請書記載項目に追加して、再委託に係る契約（予定）金額等の情報が必要であると考え。そして、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であることや、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念されることがないか等、当初の委託契約の経済的合理性が慎重に検証されるべきであり、他の契約事務においても同様の状況が見受けられるため、早急に改善するべきである。また、県の事務手続きでは、再委託の承認申請において、再委託に係る契約金額の記載を要求していることを念のため申し添える（平 23 会計第 321 号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」参照）。

なお、上記の指摘事項については、以下の事業 No. においても該当するが、同一内容につき、本件での一括記載とし、以下の各事業別の頁では記載を省略する。

事業 No.	事業名
1－2	山口県版クラウド「Y-C l o u d（仮称）」構築事業

事業 No.	事業名
1-3	「山口県データプラットフォーム（仮称）」構築事業
1-4	DX推進官民協働フォーラム創設事業
1-7	データドリブン推進事業

【意見】DX推進の啓発強化について（有効性）

Y-BASEは、全県的なDXを推進するため、DXコンサルティングやデジタル化の技術的支援、デジタル人材の育成等を行う中核施設として令和3年11月に整備し、運営が開始された。運営開始以降、令和3年度は247団体、個人1,396名が利用し、27団体38件のDXコンサルティング及び技術支援を実施した。なお、施設見学者や利用者のアンケートでは、「満足」・「やや満足」で95.1%（令和3年3月末時点）に至っている。このように、他の都道府県にも例を見ない先進的な取り組みで、地域や企業等が抱える課題の解決、新たな価値の創造を図るべくDXを推進することは県民や企業等にとっても有意義である。

一方で、DXは単なるデジタル技術の導入（ICT化等）ではなく、デジタル化を通じて社会全体がより良いものへと変革することを指しており、この社会変革を支援する役割を担い、DX推進拠点としてのY-BASEが存在している。そして、その役割は、いわゆるデジタルリテラシーに左右されることなく、潜在的な利用者を含め十分に果たされることが期待されるが、その前提として、DXに係る啓発の強化が必要である。

現状、Y-BASEの実際の利用者は、そもそもDXに対する問題意識を持っている者に限らず、関心・興味がある者が情報収集として利用しているとのことである。一方で、DXという比較的新しい概念は、まだまだ広く県民や企業等に理解されている状況にあるとは言えない。したがって、県内の商工団体や経済団体等との企画連携等をより強化するなど、まずは県内企業等を中心に、現状肯定の認識を変える機会として、DX推進の意義を啓発することにより、Y-BASEが活力みなぎる山口県を実現する有効な手段の場として、より一層積極的に活用され、利用者が利用者と呼ぶような好循環が生まれ、DXへの活性化が期待される。

【意見】DXコンサルタントの育成について（有効性）

Y-BASE利用の間口拡大が強く望まれるのは上記のとおりである。一方で、現在は、DX相談やコンサルティング機能については、県外の委託先からDXコンサルタントの派遣により、専門的な役務提供を安定的に受けている。しかしながら、これは、あくまでも単年度契約業務であり、将来年度までの役務提供が保証されている訳ではない。また、わが国全体でもDXに向けた動きが加速度的に進むことが予想される中で、DXコンサルタント不足も懸念される。DXコンサルタントは、いわゆるAI人材（No.1-8参照）とは異なり、様々なデジタル技術やサービスの最適な組み合わせを提案し、企業等のニーズを汲み取りながら、業務改善等のDX推進に寄与する専門人材である。この点、財団としては、委託

先企業において、本県在住の人材を新たに雇用し、支援体制の強化を図っているとしており、また、DXコンサルタントについては、プロパー職員よりもCIO補佐官等の外部人材から助言を得る体制の方が効果的・効率的と考えており、体制に問題はないとしている。しかしながら、委託先との契約が継続的である前提や、外部の専門人材がどこまで事業者の要望に応えられるかという点は現時点で不明である（例えば、物理的にリモートでのコミュニケーションではなく、現地にすぐ来て欲しいという利用者側の要望等も考えられる）。

財団の目指すべき将来像の達成に向けて、このDXコンサルタントの育成や確保は、きめ細やかなサポートを切れ目なく行うためにも、また、付随的ではあるが、県の公金が県外ではなく、県内事業者に消費されることによる経済効果も踏まえ、Y-BASE運営における今後の検討課題の一つと言え、可能な限り支援体制の強化を期待する。

1-2. 山口県版クラウド「Y-Cloud（仮称）」構築事業

(一財) 山口県デジタル技術振興財団

(1) 事業の概要

事業名	やまぐちDX推進事業 山口県版クラウド「Y-Cloud（仮称）」構築事業
担当部局	(一財) 山口県デジタル技術振興財団
事業実施の背景（必要性）	県政の幅広い分野でのDX推進の支援をするための拠点施設やまぐちDX推進拠点を構築するにあたって、県内の行政・民間・団体等にアンケート・ヒアリングを行ったところ、拠点に求める機能として、実証実験ができる環境が必要という声が多く寄せられた。デジタル技術の目利きから適用までの実証環境を単独で用意するには負担が大きく、本県におけるDX推進の障壁となっていることが明らかになった。
事業目的及び達成時期	(事業目的) 全県的なDXを推進するため、行政や民間企業、大学等の多様な主体が、アプリケーション開発やデータ解析等をクイックに行うことができるICT環境を構築し、DX推進のサポートを行う。 (達成時期) 令和3年度～
目指すべき将来像	(本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像) 行政や民間企業、大学等の多様な主体が、県政の幅広い分野でDXを推進し、豊かさと幸せを実感することのできるデジタル社会を実現する。

<p>事業の概要（内容）</p>	<p>・やまぐちDX推進拠点「Y-BASE」において実証を行うためのクラウド基盤「Y-Cloud」の構築・運営</p>
<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>（一財）山口県デジタル技術振興財団（委託）</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>全県民、県内企業・団体、行政、学生など</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要</p>	<p>（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口県版クラウド「Y-Cloud」を設計・構築し、令和3年11月1日のY-BASE開所に合わせて運用を開始。 <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Y-BASEにおける最新技術デモ展示にY-Cloudを活用し、来訪者・相談者への理解促進を推進。 ・Y-BASEにおける実証でY-Cloudを活用。
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐちデジタル改革基本方針 ・やまぐち産業イノベーション戦略
<p>デジタル・魁プロジェクトとの関連性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ④「未来を切り拓く中堅・中小企業DX」促進プロジェクト ⑦「みんなで解決！地域課題」チャレンジプロジェクト ⑧「データ＝価値創造の源泉」利活用促進プロジェクト ⑩「明日の社会を創るデジタル人材」育成プロジェクト
<p>事業区分</p>	<p>新規事業</p>

(2) 予算額（交付額）と決算額（実績額）の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算（交付）額	—	—	125,800
変更後予算（交付）額	—	—	71,126
決算（実績）額	—	—	71,126

(予算額及び決算額の著増減事項等)

プロポーザルにおいて自由度の高い提案を募ったため、細事業の事業費に増減が生じたもの（事業費全体での増減はなし）。

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	71,126	下記(6)委託契約の概要参照
合計	71,126	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
補助金（県）	71,126	100.0
その他	—	—
一般	—	—
合計	71,126	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	71,126
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	NTTビジネスソリューションズ(株) 中国支店

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営等業務
契約期間	令和3年6月1日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	・要件定義

	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計・詳細設計 ・構築・テスト ・運用設計
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	NTTビジネスソリューションズ(株) 中国支店
業者選定理由	プロポーザルにおける最優秀提案者であるため
予定価格	299,981,000円(税込)の一部(三者共同提案)
契約金額	71,126,000円(税込)(契約書全体:104,214,000円(税込))
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	有り
再委託先	<ul style="list-style-type: none"> ① エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー(株)(クラウドサーバーの構築、保守) ② (株)NTTフィールドテクノ 中国支店(Y-Cloudの機器調達、構築及び保守)
再委託金額	財団では金額の把握はしていない。
検査(履行確認)の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>業務の実施状況</p> <p>(検査手法(どのように))</p> <p>業務報告書の確認及びヒアリング</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル審査、委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまぐちDX推進拠点(仮称)」整備・運営等業務プロポーザル審査委員会 ・競争入札等審査会(業務委託契約) ・委託契約書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した(受託 	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託承認申請 ・実績報告書編綴ファイル一式

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先からの実績報告書を閲覧し、仕様書に沿った契約履行となっていることを確認した。 ・Y-C l o u dのランニングコストについて質問し、要件定義について覚書を確認した。 ・Y-C l o u dのサーバーセキュリティ対策の状況について質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまぐちDX推進拠点(仮称)」整備・運営業務に係る覚書(別添仕様書含む)
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託について、再委託業務の割合や再委託金額を財団が審査承認していることを確認した。 ・Y-C l o u dのランニングコストについて質問し、要件定義について覚書を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまぐちDX推進拠点(仮称)」整備・運営業務に係る覚書(別添仕様書含む)

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】 Y-C l o u dのランニングコストについて(経済性・効率性)

Y-C l o u dに求められる機能として、「やまぐちDX推進拠点(仮称)」整備・運営業務に係る覚書の別添仕様書において、要件定義が以下のとおり定められている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (ア) ネットワーク機能・セキュリティ機能 (イ) データアダプタ機能 (ウ) データ管理機能 (エ) リソース管理機能 (オ) 分析、開発、BI機能 (カ) 他クラウド接続機能 (キ) 端末機能 |
|--|

そして、Y-C l o u dで整備するローコードツールやアプリケーション等、どのようなツールを整備するかについて、ライセンス数や必要なリソース等の上限数については、Y-C l o u dを活用した実証を年間10件程度(令和3年度は5件程度)実施することを想定している。

ここで、Y-C l o u dのランニングコスト(運営費用)は、上記(6)委託契約の概要に記載した契約金額約71百万円のうち、約46百万円が相当するとのことである(再委託金額の詳細が不明なためランニングコストの積算も不明である)。なお、業務実施報告書に

よると、令和3年度のY-C l o u dの利用実績は4件（DXコンサルティング案件）であり、概ね当初想定した5件程度と言える。

一方で、アプリケーションツールの種類は多岐に亘り、安易に整備するツールの種類を増やせば良い訳ではなく、利用者のニーズに基づき効率的に整備することが求められる。この点、財団では、令和3年度中にも利用者ニーズを踏まえてアプリケーションを追加するなどの対応をしているところである。

したがって、引き続き経済合理性を一層追求したランニングコストとなるように、財団としても再委託業務（運營業務）の把握及び、ツールの整備及び見直しを定期的に行うことが望まれる。

【意見】 Y-C l o u dの利用促進について（有効性）

Y-C l o u dは、DX拠点の基本機能の一つとして、ビッグデータ解析やAI開発等を行うことを可能とするクラウド環境を構築し、地域課題の解決や新たなイノベーションの創出等を推進するため、市町や民間企業、学校法人などの各種団体等がDXに取り組む際に実証実験や各種サービス等の機能などを確認するために活用されている。

一方で、利用者目線で見ると、Y-C l o u d内で、何が可能となるのか等の情報を分かり易く得られる状況にあるとは言えない。Y-B A S Eの今後の展開（No. 1-1）で触れたように、個人や企業の意識が変わればDXへの問題意識を持ち、Y-B A S E利用のきっかけとなり得る。そして、そのような利用者が増えれば、Y-C l o u dの活用事例も蓄積され、それを見た個人や企業が利用のきっかけにするという循環が生まれることも期待される。地域課題を解決し、新たな価値を創造することに寄与する実証実験の場としては、決して少額ではないランニングコストの発生がある以上、相応の活用があって整備の効果があつたと言える。

したがって、Y-C l o u dの利用促進により、多くの実証実験を通して、山口県データプラットフォーム（後述の事業No. 1-3）との相乗効果を発揮しながら、県域での一層のDX推進に寄与することが期待される。

1-3. 「山口県データプラットフォーム（仮称）」構築事業

（一財）山口県デジタル技術振興財団

（1）事業の概要

事業名	やまぐちDX推進事業 「山口県データプラットフォーム（仮称）」構築事業
担当部局	（一財）山口県デジタル技術振興財団
事業実施の背景（必要性）	<p>県政の幅広い分野でのDX推進の支援をするための拠点施設やまぐちDX推進拠点を構築するにあたって、県内の行政・民間・団体等にアンケート・ヒアリングを行ったところ、拠点に求める機能として、実証実験ができる環境が必要という声が多く寄せられた。デジタル技術の目利きから適用までの実証環境を単独で用意するには負担が大きく、本県におけるDX推進の障壁となっていることが明らかになった。</p> <p>また、デジタル社会の価値創造の源泉であるデータの流通・利用を促進していくためには、自社が保有するデータだけでなく、オープンデータや他分野のデータと連携することが重要。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>全県的なDXを推進するため、行政や民間企業、大学等の多様な主体が、様々なデータを連携することができるICT環境を構築し、DX推進のサポートを行う。</p> <p>（達成時期）</p> <p>令和3年度～</p>
目指すべき将来像	<p>（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像）</p> <p>行政や民間企業、大学等の多様な主体が、県政の幅広い分野でDXを推進し、豊かさと幸せを実感することのできるデジタル社会を実現する。</p>
事業の概要（内容）	<p>・やまぐちDX推進拠点「Y-BASE」においてデータ連携をするためのクラウド基盤「山口県データプラットフォーム」の構築及び運営</p>

<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>(一財) 山口県デジタル技術振興財団 (委託)</p>
<p>事業の対象者 (誰に提供する事業か)</p>	<p>全県民、県内企業・団体、行政、学生など</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果 (進捗) の概要</p>	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「山口県データプラットフォーム」を設計・構築し、令和3年11月1日のY-BASE開所に合わせて運用を開始。 <p>(成果 (進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Y-BASEにおける最新技術デモ展示に山口県データプラットフォームを活用し、来訪者・相談者への理解促進を推進。
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐちデジタル改革基本方針 ・やまぐち産業イノベーション戦略
<p>デジタル・魁プロジェクトとの関連性</p>	<p>④「未来を切り拓く中堅・中小企業DX」促進プロジェクト ⑦「みんなで解決！地域課題」チャレンジプロジェクト ⑧「データ＝価値創造の源泉」利活用促進プロジェクト ⑩「明日の社会を創るデジタル人材」育成プロジェクト</p>
<p>事業区分</p>	<p>新規事業</p>

(2) 予算額 (交付額) と決算額 (実績額) の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算 (交付) 額	—	—	32,000
変更後予算 (交付) 額	—	—	33,088
決算 (実績) 額	—	—	33,088

(予算額及び決算額の著増減事項等)

プロポーザルにおいて自由度の高い提案を募ったため、細事業の事業費に増減が生じたもの(事業費全体での増減はなし)。

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	33,088	下記(6)委託契約の概要参照
合計	33,088	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
補助金(県)	33,088	100.0
その他	—	—
一般	—	—
合計	33,088	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	33,088
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	NTTビジネスソリューションズ(株) 中国支店

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	「やまぐちDX推進拠点(仮称)」整備・運営等業務
契約期間	令和3年6月1日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・要件定義 ・基本設計・詳細設計 ・構築・テスト ・運用設計
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号

委託業者名	NTTビジネスソリューションズ(株) 中国支店
業者選定理由	プロポーザルにおける最優秀提案者であるため
予定価格	299,981,000円(税込)の一部(三者共同提案)
契約金額	33,088,000円(税込)(契約書全体:104,214,000円(税込))
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	有り
再委託先	① エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー(株)(クラウドサーバーの構築、保守) ② (株)NTTフィールドテクノ 中国支店(山口県データプラットフォームの機器調達、構築及び保守)
再委託金額	財団では金額の把握はしていない。
検査(履行確認)の概要	(検査対象(何を)) 業務の実施状況 (検査手法(どのように)) 業務報告書の確認及びヒアリング (検査結果) 合格

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル審査、委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまぐちDX推進拠点(仮称)」整備・運営等業務プロポーザル審査委員会 ・競争入札等審査会(業務委託契約) ・委託契約書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した(受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等)。 ・委託先からの実績報告書を閲覧し、仕様書に沿った契約履行となっていることを確 	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託承認申請 ・実績報告書編綴ファイル一式 ・「やまぐちDX推進拠点(仮称)」整備・運営業務に係る覚書(別添仕様書含む)

監査要点	実施手続	証憑書類等
	認した。 ・山口県データプラットフォーム（以下、山口県DP）の概要について質問した。 ・山口県DPのランニングコストについて質問し、要件定義について覚書を確認した。	
経済性・効率性	・再委託について、再委託業務の割合や再委託金額を財団が審査承認していることを確認した。 ・山口県DPのランニングコストについて質問し、要件定義について覚書を確認した。	・「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営業務に係る覚書（別添仕様書含む）

（８）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】山口県DPのランニングコストについて（経済性・効率性）

山口県DPに求められる機能として、「やまぐちDX推進拠点（仮称）」整備・運営業務に係る覚書の別添仕様書において、要件定義が以下のとおり定められている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> （ア）ネットワーク機能・セキュリティ機能 （イ）データアダプタ機能 （ウ）データ管理機能 （エ）データガバナンス機能 （オ）データカタログ機能 （カ）イベント連携機能 |
|--|

このうち、（ウ）データ管理機能において、データ蓄積量は1TB程度を見込むと規定している。ここで、山口県DPのランニングコスト（運営費用）は、上記（６）委託契約の概要に記載した契約金額約33百万円のうち、約13百万円が相当するとのことである（再委託金額の詳細が不明なためランニングコストの正確な積算も不明である）。なお、業務実施報告書によると、令和3年度の山口県DPの利用実績は2件である。そして、1件当たりのデータ量は案件により異なるため、単純計算は困難だが、仮に1TBの契約容量の多くが未使用な状況が続くようであれば、経済性や効率性の面で改善が必要となりかねない。この点について、令和3年11月に開設したばかりであり、現時点では客観的な数値情報の蓄積には至っていないが、財団でも問題意識を持って取り組む方針であるとのことである。

したがって、今後は利用実績を踏まえ、経済合理性を一層追求したランニングコストとなるように、財団としても再委託業務（運営業務）の詳細な把握及び、要件定義等の見直しを定期的に行うことが望まれる。

【意見】山口県DPの利用促進について（有効性）

DXに向けたデータ利活用の促進を図るため、官民の様々なオープンデータを蓄積し、加工及び分析等を行うICT基盤として、山口県DPをY-C l o u d内に構築している。

一方で、利用者目線で見ると、山口県DP自体の内容や、その中でどのようなデータを収集出来るのかについて、必ずしも分かり易く発信されているとは言えない。本事業は単独で機能するものではなく、No. 1-1（Y-BASE）、1-2（Y-C l o u d）と不可分一体的であり、特にY-C l o u dと相乗性がある。そして、山口県DPに焦点を絞ると、例えば、行政が管理する多様な情報や、民間が持つ独自情報等がオープンデータ化されることで収集可能なデータの範囲が拡大し、DPの利用が促進され、さらにはNo. 1-6で後述するシビックテックの活性化にも寄与し得る。

したがって、行政はもとより、民間企業の機密等もある中で、出来得る限りの協力を得ながら、オープンデータの蓄積を継続し、DP利用によるデータ活用のメリットを享受してもらい、ひいてはDX推進への動きが加速度的に進むことを期待する。

1-4. DX推進官民協働フォーラム創設事業

(一財) 山口県デジタル技術振興財団

(1) 事業の概要

事業名	やまぐちDX推進事業 DX推進官民協働フォーラム創設事業
担当部局	(一財) 山口県デジタル技術振興財団
事業実施の背景 (必要性)	高度・複雑化した地域課題を解決するためには、行政の取組だけでは限界があり、台湾におけるマスクマップ作成や、日本での新型コロナウイルス感染者数の可視化などに見られるように、民間等が有する知見やノウハウ、新たなアイデア等を結集し、スピード感を持って臨まなければならない。 このため、やまぐちデジタル改革基本方針における「改革の基本姿勢」の一つに「多様な主体との連携・協働」を掲げ、市町、県民、企業、関係団体、大学、金融機関等との多様な主体との連携・協働体制を整え、それぞれが担うべき役割を踏まえながら一体となってデジタル改革を進めることとした。
事業目的及び達成時期	(事業目的) 「山口県の最重要課題である人口減少に関連した主要なテーマ(少子高齢化、中山間地域、若者流出)について、共に考え、デジタル改革に挑戦し克服する」という目的に賛同し、デジタル技術を活用して、共に地域の課題を解決し、共に新たな価値を創造したいと希望する山口県内外の個人・団体による組織を発足し、自主企画活動等を促進する。 (達成時期) 令和3年度～
目指すべき将来像	(本事業(デジタル化の推進)で目指すべき将来像) 行政や民間企業、大学等の多様な主体が、県政の幅広い分野でDXを推進し、豊かさと幸せを実感することのできるデジタル社会を実現する。
事業の概要(内容)	・DX推進官民協働フォーラム「デジテック for YAMAGUCHI」の発足及び運営

<p>事業の概要図等</p>	<p>デジテック for YAMAGUCHI 山口県の課題について、共に考え、デジタル改革に挑戦し克服</p> <p>参加希望者 個人・団体 県内外問わず</p> <p>山口県を 応援したい方</p> <p>技術を有する方</p> <p>課題解決したい方 興味のある方など</p> <p>入会</p> <p>デジテック for YAMAGUCHI 会員 (デジテック・パートナー)</p> <p>会員同士の交流 会員同士の出会い 交流・意見交換 マッチング 勉強会・セミナー</p> <p>幅広い自主的な活動</p> <p>シビックテック的 活動</p> <p>ビジネス的 活動</p> <p>持続的な取組</p> <p>山口県が抱える 地域課題の解決</p> <p>新たな価値の 創造</p>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>(一財) 山口県デジタル技術振興財団 (委託)</p>
<p>事業の対象者 (誰に対 する事業か)</p>	<p>全県民、県内企業・団体、行政、学生など (県外からも参加可)</p>
<p>令和3年度の取り組み と成果 (進捗) の概要</p>	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年6月10日、「デジテック for YAMAGUCHI」を発足させ、デジテック・パートナー (会員) の募集を開始。 ・専用のWebサイトを設置するとともに、noteによる情報発信や、会員同士のコミュニケーションを行うためSlackに専用ワークスペースを立ち上げ、運営。 ・会員向けの勉強会・イベントを開催。 ・Y-BASEにおいて、会員が他の会員等を対象にイベントを実施する制度「デジテック・ミートアップ」を創設。会員への周知を図るとともに、会員による自発的な企画を募集し、実施をサポート。 ・HPやSlackを通じて、共に考え、共に挑戦したい課題テーマや、課題に挑戦したい会員を募集し、マッチングを実施。 <p>(成果 (進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月末現在の会員数は646会員 (個人532会員、法人114会員)。 ・会員による自発的なイベントは3件実施。 ・会員同士の共創活動として、レノファ山口の駐車場の混雑状況を可視化するアプリケーションを開発。
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐちデジタル改革基本方針 ・やまぐち産業イノベーション戦略

デジタル・魁プロジェクトとの関連性	④「未来を切り拓く中堅・中小企業DX」促進プロジェクト ⑦「みんなで解決！地域課題」チャレンジプロジェクト ⑧「データ＝価値創造の源泉」利活用促進プロジェクト ⑩「明日の社会を創るデジタル人材」育成プロジェクト
事業区分	新規事業

(2) 予算額（交付額）と決算額（実績額）の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算（交付）額	—	—	10,000
変更後予算（交付）額	—	—	22,130
決算（実績）額	—	—	22,130

(予算額及び決算額の著増減事項等)

CIO補佐官の意見を踏まえて効果的な事業実施に努めたため、細事業の事業費が増額したもの（事業費全体での増減はなし）。

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	22,130	下記(6)委託契約の概要参照
合計	22,130	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
補助金（県）	22,130	100.0
その他	—	—
一般	—	—
合計	22,130	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	22,130
契約方法	—	—	随意契約

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託業者名	—	—	西日本電信電話(株) 山口支店

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	「やまぐちDX推進拠点(仮称)」整備・運営等業務
契約期間	令和3年6月1日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の勧誘、登録、情報管理業務 ・ホームページやSNS等を通じた情報発信業務 ・会員の自主的な活動に対する支援業務 ・会員相互のマッチング支援業務
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	西日本電信電話(株) 山口支店
業者選定理由	プロポーザルにおける最優秀提案者であるため
予定価格	299,981,000円(税込)の一部(三者共同提案)
契約金額	6,075,300円(税込)(契約書全体:102,692,480円(税込))
変更契約の有無	有り
変更契約の理由①	会員の活動を促進していく上で、将来的な自立的活動を見据え、その活動を担うことを期待する地元企業・人材の育成も視野に入れたコミュニティマネジメントを実施するため。
変更後契約金額①	9,045,300円(税込)(契約書全体:105,662,480円(税込))
変更契約の理由②	CIO補佐官の意見も踏まえ、会員同士が自由に交流する場の設置や、会員に対する細やかなフォローをしていく必要性が生じたため。
変更後契約金額②	22,130,900円(税込)(契約書全体:143,212,894円(税込))
再委託の有無	有り
再委託先	<ul style="list-style-type: none"> ① (株)スオウ ② (株)NTT フィールドテクノ ③ (株)アバランチ ④ ユニアデックス(株) ⑤ (株)YMFG ZONE プラニング
再委託金額	財団では金額の把握はしていない。
検査(履行確認)の概要	(検査対象(何を)) 業務実施報告書

	(検査手法 (どのように)) 業務報告書の確認及びヒアリング (検査結果) 合格
--	---

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	契約先の選定が妥当であることを質問及び関連する審査会資料や伺い書等を閲覧して確認した。 業務の検査が適正に粉われていることを検査調書にて確認した。	審査会資料 伺い書
有効性	委託契約の合理性について質問し回答を得た。 委託の効果をどのように分析及び評価しているかを質問し検討した。	審査課資料
経済性・効率性	委託された事業が経済的になされているかについて変更契約に関する見積書及び質問により回答を得て確認した。	変更契約に伴う見積書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 契約変更時の見積りについて（経済性・効率性）

上記（6）令和3年度委託契約の概要のとおり、契約変更が2度なされているが、随意契約の相手先から徴収した参考見積書には、「フォーラムHP作成」、「フォーラム運営対応人件費」、「シビックテック・マネジメント業務」との記載があるのみで、詳細な内訳が不明であった。オンラインミーティングやチャットにおいて業務内容と委託金額が決められたとの説明を受けたが、委託金額がどのように積算されているかについて詳細が不明であった。

したがって、変更契約金額の妥当性を客観的に判断し得るように、積算の内訳や変更に至る過程等を書面又はデータ形式等、財団の上記実務運用に合わせて整理したうえで、内容確認を経て決裁を行うべきである。

【意見】 今後の事業推進について（有効性）

本事業は、DX推進官民協働フォーラム「デジテック for YAMAGUCHI」の発足及び運営を行うものである。事業実施の背景にある通り、行政の取り組みのみならず、民間等が有する知見やノウハウ、新たなアイデア等を結集するために連携・協働体制の組織を立ち上げ、また、行政だけではなく、県内外の個人・団体による自主的な活動を促進することを目的とす

るものである。そして、発足してまだ間もない組織であるものの、令和4年3月31日時点の会員数は個人532名、法人114名となっており、創生段階として会員数の確保は出来ている状態である。

今後については、フォーラムの自主的な活動を活発化させ、活発化した結果、さらに自律的に自主的な活動が生じるといった循環を生み出し、その結果、DXとして地域や県民の課題が解決されるという循環を生じさせる必要がある。そこで、まずは当組織の自主的な活動が活発化するよう一層後押しをする具体的な施策の立案及び展開が望まれる。

1-5. オープンイノベーション創出事業

(一財) 山口県デジタル技術振興財団

(1) 事業の概要

事業名	やまぐちDX推進事業 オープンイノベーション創出事業
担当部局	(一財) 山口県デジタル技術振興財団
事業実施の背景 (必要性)	やまぐちデジタル改革の推進に当たっては「地域課題の解決」、「新たな価値の創造」、「多様な主体との連携・協働」、「スピード・柔軟性・持続性」を基本姿勢とすることとしている。 本県が有する地域課題の解決や新たな価値の創造に向け、本県ならではのDX「やまぐちDX」を創出するために、多様な主体と連携・協働しながらスピード感を持って実証実験に取り組んで行く必要がある。
事業目的及び達成時期	(事業目的) デジタル技術を活用した地域課題の解決や新たな価値の創造に向け、「デジテック for YAMAGUCHI」の会員同士がノウハウや技術等を持ち寄り、県内をフィールドとした社会実装に繋がる実証実験等を行うことにより、新たなソリューションなどの先導的事例を創出し、県内での普及・横展開を図る。 (達成時期) 令和3年度～
目指すべき将来像	(本事業(デジタル化の推進)で目指すべき将来像) 行政や民間企業、大学等の多様な主体が、県政の幅広い分野でDXを推進し、豊かさと幸せを実感することのできるデジタル社会を実現する。
事業の概要 (内容)	・「デジテック・オープンイノベーション」制度の創設 ・提案の募集、採択、実施委託

事業の概要図等	
事業の主な実施主体	(一財) 山口県デジタル技術振興財団 (委託)
事業の対象者 (誰に対する事業か)	全県民、県内企業・団体、行政、学生など (「デジテック for YAMAGUCHI」の会員)
令和3年度の取り組みと成果 (進捗) の概要	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月に「デジテック・オープンイノベーション」制度を創設し、提案の募集を開始。 ・第一次として3案件を採択。事業を開始。 ・令和3年9月に二次募集を開始。1案件を採択し、事業開始。 <p>(成果 (進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4件の実証実験を実施。
関連する県の計画や基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐちデジタル改革基本方針 ・やまぐち産業イノベーション戦略
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	<ul style="list-style-type: none"> ④「未来を切り拓く中堅・中小企業DX」促進プロジェクト ⑦「みんなで解決！地域課題」チャレンジプロジェクト ⑧「データ＝価値創造の源泉」利活用促進プロジェクト ⑩「明日の社会を創るデジタル人材」育成プロジェクト
事業区分	新規事業

(2) 予算額 (交付額) と決算額 (実績額) の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算 (交付) 額	—	—	30,000
変更後予算 (交付) 額	—	—	29,441
決算 (実績) 額	—	—	29,441

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	29,441	下記(6)委託契約の概要参照
合計	29,441	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
補助金(県)	29,441	100.0
その他	—	—
一般	—	—
合計	29,441	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	29,441
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(株)エアロネクスト外3件

(6) - 1 令和3年度委託契約の概要

契約名	「過疎地の課題解決を目指す新スマート物流の取組」実施業務
契約期間	(当初) 令和3年10月25日～令和4年3月3日 (変更後) 令和3年10月25日～令和4年3月18日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> 採択した提案内容の実施 山口県内における普及・横展開の取組への協力 管理調整業務 成果報告書の作成、提出
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	(株)エアロネクスト
業者選定理由	プロポーザル方式における選考決定提案者であるため
予定価格	6,204,000円(税込)
契約金額	6,204,000円(税込)
変更契約の有無	有り

変更契約の理由	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用に伴い感染防止拡大集中対策の期間中において、業務実施が制限されたため、契約期間の延長を行う。 当初契約期間：令和3年10月25日～令和4年3月3日
変更後契約金額	6,204,000円（税込）
再委託の有無	該当なし
検査（履行確認）の概要	（検査対象(何を)） 業務の実施状況 （検査手法（どのように）） 業務報告書の確認及びヒアリング （検査結果） 合格

(6) - 2

契約名	「施設の利用をスマホ一つで可能に！」実施業務
契約期間	（当初）令和3年10月1日～令和4年3月3日 （変更後）令和3年10月1日～令和4年3月18日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・採択した提案内容の実施 ・山口県内における普及・横展開の取組への協力 ・管理調整業務 ・成果報告書の作成、提出
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	(株)Tsumug
業者選定理由	プロポーザル方式における選考決定提案者であるため
予定価格	7,617,500円（税込）
契約金額	7,617,500円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用に伴い感染防止拡大集中対策の期間中において、業務実施が制限されたため、契約期間の延長を行う。 当初契約期間：令和3年10月1日～令和4年3月3日
変更後契約金額	7,617,500円（税込）
再委託の有無	該当なし
検査（履行確認）の	（検査対象(何を)）

概要	<p>業務の実施状況</p> <p>(検査手法 (どのように))</p> <p>業務報告書の確認及びヒアリング</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格</p>
----	---

(6) - 3

契約名	「道の駅を拠点とした中山間地域の生活利便性向上」実施業務
契約期間	(当初) 令和3年10月1日～令和4年3月3日 (変更後) 令和3年10月1日～令和4年3月18日
業務内容 (仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・採択した提案内容の実施 ・山口県内における普及・横展開の取組への協力 ・管理調整業務 ・成果報告書の作成、提出
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	(株)フォーバル
業者選定理由	プロポーザル方式における選考決定提案者であるため
予定価格	9,794,950円 (税込)
契約金額	9,794,950円 (税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	<p>新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用に伴い感染防止拡大集中対策の期間中において、業務実施が制限されたため、契約期間の延長を行う。</p> <p>当初契約期間：令和3年10月1日～令和4年3月3日</p>
変更後契約金額	9,794,950円 (税込)
再委託の有無	該当なし
検査 (履行確認) の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>業務の実施状況</p> <p>(検査手法 (どのように))</p> <p>業務報告書の確認及びヒアリング</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格</p>

(6) - 4

契約名	「ドローンを活用した地域防災・災害対応への支援」実施業務
契約期間	令和3年12月1日～令和4年3月3日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・採択した提案内容の実施 ・山口県内における普及・横展開の取組への協力 ・管理調整業務 ・成果報告書の作成、提出
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	岡村工業(株)
業者選定理由	プロポーザル方式における選考決定提案者であるため
予定価格	5,825,279円（税込）
契約金額	5,825,279円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査（履行確認）の概要	<p>（検査対象(何を)）</p> <p>業務の実施状況</p> <p>（検査手法（どのように））</p> <p>業務報告書の確認及びヒアリング</p> <p>（検査結果）</p> <p>合格</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書、仕様書 ・業務委託契約事務取扱要領 ・業者選定理由書 ・委託検査調書 ・請求書、支出負担行為

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。 	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託検査調書 ・業務委託検査報告書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札方式に変更し、委託料の削減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 ・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書

（８）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】事業目的達成指標について（有効性、経済性・効率性）

オープンイノベーション創出事業（以下、「本事業」という）においては、事業目的として「県内をフィールドとした社会実装に繋がる実証実験等を行うことにより、新たなソリューションなどの先導的事例を創出し、県内での普及・横展開を図る。」としているが、現状では、財団に明確な事業目的の達成指標及び達成に向けた計画はない。DX推進事業におけ

る実証実験の性質上、不確実性もあり、事業の達成指標及び達成に向けた計画を明確に策定することは容易ではないということは理解できる。しかし、段階的であっても事業目的の達成指標及び達成に向けた計画が策定されなくては本事業の正確な評価を行うことはできない。現状では、一先ず実証実験を行い、実験結果を得たことが成果となっており、当該成果がどのように将来的に貢献し、目的達成されるかのロードマップが不明確であると言わざるを得ない。ここで、本事業は、財団による委託事業ではあるが、そもそも県による補助金により行われている。もちろん、現時点で成果が確実に見込めないとしても、将来に亘り、公益性に照らして有益な事業に取り組むことは県の使命であり、必要なことではあると考えられるが、県の予算財源も無限ではない以上、成果が見込まれる事業により多くの予算を配分することは当然である。また、明確な成果指標及び達成までの計画がなければ正確な予算さえ設定できず、公正な予算配分が阻害される可能性がある。

以上より、実証実験という名の下に公費が無計画に使われることがないように、県としては公正な予算配分のため、財団では委託事業の実施主体としての責任を果たすためにも、段階的にでも明確な目的達成指標及び達成に向けた計画の設定が望まれる。

【意見】 オープンイノベーション応募件数について（有効性、経済性・効率性）

令和3年7月に「デジテック・オープンイノベーション」制度を創設し、提案の募集を開始した。その後、第一次、第二次募集を経て、4件募集があり、4件が採択（上記参照）された。この点、応募は会員（令和4年7月末時点766者・団体）限定であり、かつ、テーマが①少子高齢化、②中山間地域、③若者流出に限定され、実施する場所は山口県内であることという制約があるため、募集数が限定されることは理解できる。しかしながら、会員数及び山口県が有する地域課題の現状に照らしても4件の募集が限界数かと考えると疑問である。そもそも、オープンイノベーション創出事業の目的を達成するためには、より多くのアイデアが出てくることが重要であり、多くの募集から厳選された提案を実施していただくことにより質の高い事業となると考えられ、募集数の母数を増加させる対応は重要である。

現状では、応募広告についてホームページへの掲載や会員へのメール、SNS（Slack）での会員への通知を実施しているが、今後はより積極的に市町の課題とDX技術を保有する企業とのマッチングを促す機会の創出を図る等、募集をより増加させる施策の検討が望まれる。

【意見】 提案選考基準の評価について（有効性）

「デジテック・オープンイノベーション」採用に係る審査において、指標の一つとして進行管理、見積金額、事業計画について9項目について合計100点満点での各審査委員6人による点数評価（審査委員各100点満点での点数の合計点で評価）を実施している。採用審査に際して明確な点数評価を行うことは客観的な指標となり、有益とも考えられる。しかしながら、現状の採用審査において、当該点数評価は参考に過ぎず、採用審査での取扱いについ

での明確な規定はなく、具体的な反映は行われていない。上記4案件においても339点から411点と区々であるが、採用審査において具体的に点数を検討された様子は窺い知れなかった。つまり、評価点数に関わらず採用される可能性があるとも見られかねない。もちろん、当該点数の高低のみで採用・不採用を判断すべきではなく、他の指標とも併せて総合的に判断すべきであるが、現行では点数評価の意義がどこまであるのか不明である。

したがって、例えば、ある一定以下の低い点数であれば原則不採用とするものの、別の要素を踏まえて最終的に採用する場合には、審査委員全員の同意が必要等の選考基準を規定するなど、提案選考における採用審査の実効性を一層高めることは検討の余地がある。

1-6. シビックテック推進事業

(一財) 山口県デジタル技術振興財団

(1) 事業の概要

事業名	やまぐちDX推進事業 シビックテック推進事業
担当部局	(一財) 山口県デジタル技術振興財団
事業実施の背景 (必要性)	やまぐちデジタル改革の推進に当たっては「地域課題の解決」、「新たな価値の創造」、「多様な主体との連携・協働」、「スピード・柔軟性・持続性」を基本姿勢とすることとしている。 本県が有する地域課題の解決や新たな価値の創造に向け、本県ならではのDX「やまぐちDX」を創出するために、多様な主体と連携・協働しながらスピード感を持って実証実験に取り組んで行く必要がある。
事業目的及び達成時期	(事業目的) 県・市町から提示した課題について、市民エンジニアやスタートアップ企業等から解決案を募り、その実証と新たなアプリ開発等を支援することで、解決策の社会実装や新サービスの創出を進めるとともに、シビックテックの機運を醸成する。 (達成時期) 令和3年度～
目指すべき将来像	(本事業(デジタル化の推進)で目指すべき将来像) 行政や民間企業、大学等の多様な主体が、県政の幅広い分野でDXを推進し、豊かさと幸せを実感することのできるデジタル社会を実現する。
事業の概要 (内容)	・「シビックテック チャレンジ YAMAGUHI」制度の創設 シビックテックは神戸市で取組が始まり、全国的に広がっている事業である。 ・課題及びそれを解決できるスタートアップ等の募集、マッチング、実証実験の実施

<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>(一財) 山口県デジタル技術振興財団 (委託)</p>
<p>事業の対象者 (誰に対する事業か)</p>	<p>行政及び「デジテック for YAMAGUCHI」の会員</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果 (進捗) の概要</p>	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月、「シビックテック チャレンジ YAMAGUCHI」制度を創設。 ・県・市町に対して課題募集オンライン説明会を開催し、行政・地域課題を募集。39 課題の応募あり。 ・協働企業等の募集説明会を開催し、企業を募集。48 企業から応募あり。 ・課題と企業のマッチングを実施。7 課題の実証に至った。 <p>(成果 (進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7 課題の実証実験を実施。
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐちデジタル改革基本方針 ・やまぐち産業イノベーション戦略
<p>デジタル・魁プロジェクトとの関連性</p>	<p>④「未来を切り拓く中堅・中小企業DX」促進プロジェクト ⑦「みんなで解決！地域課題」チャレンジプロジェクト ⑧「データ＝価値創造の源泉」利活用促進プロジェクト ⑩「明日の社会を創るデジタル人材」育成プロジェクト</p>
<p>事業区分</p>	<p>新規事業</p>

(2) 予算額（交付額）と決算額（実績額）の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算（交付）額	—	—	10,000
変更後予算（交付）額	—	—	19,290
決算（実績）額	—	—	19,290

(予算額及び決算額の著増減事項等)

当初想定していたよりも多くの課題・企業の応募があり、より多くの実証を実施するため細事業費が増額したもの（事業費全体での増減はなし）。

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	19,290	下記(6)委託契約の概要参照
合計	19,290	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
補助金（県）	19,290	100.0
その他	—	—
一般	—	—
合計	19,290	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	19,290
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	コミュニティリンク外7件

(6) - 1 令和3年度委託契約の概要

契約名	「シビックテック チャレンジ YAMAGUCHI」実施に係る企画・運営等業務委託
契約期間	令和3年4月30日～令和4年3月31日

業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の洗い出し ・課題ヒアリング・選定 ・民間企業・スタートアップの募集 ・広報、マーケティング活動 ・民間企業・スタートアップの選考・マッチング ・協働作業のファシリテート ・成果発表会の開催 ・実証実験の振り返り ・実績報告書の提出
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	特定非営利活動法人コミュニティリンク
業者選定理由	事業実施における企画・運営、実施手法等に係る専門的な知識、技能を必要とする業務内容である。この専門的知識があり実施手法を有するのは選定業者のみであるため。
予定価格	10,609,500円（税込）
契約金額	10,609,500円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	課題数増加による委託費増額（課題選定：5⇒8テーマ、協働実証：3⇒7テーマ）
変更後契約金額	15,790,500円（税込）
再委託の有無	該当なし
検査（履行確認）の概要	<p>（検査対象(何を)） 業務の実施状況</p> <p>（検査手法（どのように）） 業務報告書の確認及びヒアリング</p> <p>（検査結果） 合格</p>

(6) - 2

契約名	シビックテック チャレンジ YAMAGUCHI プロジェクト実施に係る協定
契約期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	「スマホで完結！粗大ごみ申込の市民負担を減らすツールの開発」の協働開発
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	(株)G-Place 大阪支店

業者選定理由	プロポーザル方式における選考決定提案者であるため
予定価格	500,000 円 (税込)
契約金額	500,000 円 (税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査 (履行確認) の概要	(検査対象(何を)) 業務の実施状況 (検査手法 (どのように)) 業務報告書の確認 (検査結果) 合格

(6) - 3

契約名	シビックテック チャレンジ YAMAGUCHI プロジェクト実施に係る協定
契約期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日
業務内容 (仕様)	「近くの公民館(出張所)をもっと便利に。誰もが使いやすいオンライン窓口をつくりたい!」の協働開発
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	(株)ワイズ・リーディング
業者選定理由	プロポーザル方式における選考決定提案者であるため
予定価格	500,000 円 (税込)
契約金額	500,000 円 (税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査 (履行確認) の概要	(検査対象(何を)) 業務の実施状況 (検査手法 (どのように)) 業務報告書の確認 (検査結果) 合格

(6) - 4

契約名	シビックテック チャレンジ YAMAGUCHI プロジェクト実施に係る協定
契約期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日

業務内容（仕様）	「全長 1,200km の市道メンテナンスを官民まるごと DX したい！」の協働開発
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第 7 条の 3 第 2 項第 2 号
委託業者名	あっとクリエーション(株)
業者選定理由	プロポーザル方式における選考決定提案者であるため
予定価格	500,000 円（税込）
契約金額	500,000 円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査（履行確認）の概要	（検査対象(何を)） 業務の実施状況 （検査手法（どのように）） 業務報告書の確認 （検査結果） 合格

(6) - 5

契約名	シビックテック チャレンジ YAMAGUCHI プロジェクト実施に係る協定
契約期間	令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	「聴力の弱い方ともスムーズな意思疎通ができる相談支援ツールの開発」の協働開発
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第 7 条の 3 第 2 項第 2 号
委託業者名	(株)アイシン
業者選定理由	プロポーザル方式における選考決定提案者であるため
予定価格	500,000 円（税込）
契約金額	500,000 円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査（履行確認）の概要	（検査対象(何を)） 業務の実施状況 （検査手法（どのように）） 業務報告書の確認 （検査結果）

	合格
--	----

(6) - 6

契約名	シビックテック チャレンジ YAMAGUCHI プロジェクト実施に係る協定
契約期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	「ナッジやゲーミフィケーションで、子どもたちの環境学習を行動変容につなげたい！」の協働開発
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	(株)TAGRE
業者選定理由	プロポーザル方式における選考決定提案者であるため
予定価格	500,000円（税込）
契約金額	500,000円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査（履行確認）の概要	（検査対象(何を)） 業務の実施状況 （検査手法（どのように）） 業務報告書の確認 （検査結果） 合格

(6) - 7

契約名	シビックテック チャレンジ YAMAGUCHI プロジェクト実施に係る協定
契約期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	「主要観光地の訪問者数をタイムリーに把握し、観光対応に活かしたい！」の協働開発
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	Intelligence Design(株)
業者選定理由	プロポーザル方式における選考決定提案者であるため
予定価格	500,000円（税込）
契約金額	500,000円（税込）

変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査（履行確認）の概要	(検査対象(何を)) 業務の実施状況 (検査手法(どのように)) 業務報告書の確認 (検査結果) 合格

(6) - 8

契約名	シビックテック チャレンジ YAMAGUCHI プロジェクト実施に係る協定
契約期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	「衛星・ドローンを活用し、農地の作付状況をスマートに把握したい！」の協働開発
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	サグリ(株)
業者選定理由	プロポーザル方式における選考決定提案者であるため
予定価格	500,000円（税込）
契約金額	500,000円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査（履行確認）の概要	(検査対象(何を)) 業務の実施状況 (検査手法(どのように)) 業務報告書の確認 (検査結果) 合格

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 「シビックテックチャレンジ YAMAGUCHI」実施に係る企画・運営等業務委託について、業者選定の競争入札等審査会、委託契約書 	<ul style="list-style-type: none"> 見積書 委託契約書 仕様書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	及び仕様書、(変更契約含む)を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・再委託の有無について質問した。 ・「シビックテックチャレンジ YAMAGUCHI」プロジェクト実施に係る協定について、協定書を閲覧した。 ・シビックテックチャレンジ YAMAGUCHI 最終報告書及び業務委託検査調書を閲覧し、検査状況を確認した。 ・請求書(概算及び精算)を閲覧し、見積項目との乖離の有無について確認した。	・競争入札等審査会(業務委託契約) ・協定書 ・最終報告書 ・業務委託検査調書 ・概算払請求書 ・精算払請求書
有効性	・最終報告書を閲覧し、仕様書に沿った業務が履行されていることを確認した。 ・シビックテックの機運醸成に向けて本事業がどのような役割を果たすかについて質問した。	・最終報告書
経済性・効率性	・「シビックテックチャレンジ YAMAGUCHI」実施に係る企画・運営等業務委託について、見積書を閲覧し、金額の妥当性を質問した。 ・「シビックテックチャレンジ YAMAGUCHI」プロジェクト実施に係る協定について、開発支援金 500 千円/社(上限)の妥当性について質問した。	・見積書 ・協定書

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【指摘事項】開発支援金の使用明細根拠の徴収について(合规性)

シビックテックチャレンジ YAMAGUCHI プロジェクト実施に係る協定書(以下、「協定書」という)第5条第1項では、採択企業1社当たり500千円(上限)の開発支援金(協働開発実施に伴う経費)を財団が協働企業に支払うと規定している。また、同条第3項において、協働企業は、協働開発終了後に成果報告書とともに実際に開発支援金を使用した明細及び明細根拠を提出しなければならないと規定されている。ここで、令和3年度に実施した7件の協働開発について、いずれも実際の使用明細は提出を受けているが、明細の根拠が財団側に提出されておらず、協定書に逸脱した状況(明細の検証が困難)となっている。

したがって、遺漏なく協定書の条項に遵守した事務手続きを経る必要がある。

【意見】 開発支援金の支出方法について（合規性）

財団では、当該プロジェクトの開発支援金を委託料として支出している。一方で、委託契約書や仕様書は存在せず、支出の根拠は協定書のみである。また、当該協定書第5条第1項では、名目として開発支援金と謳っている。さらに、同条第3項において、協働開発終了後は実際に開発支援金を使用した明細や明細根拠を求め、500千円を下回る場合には差額の返還を要する旨も規定している。加えて、成果物の帰属（第7条）について、協働企業や自治体に単独あるいは共有で帰属すると定められており、財団への帰属は見受けられず、プログラムの使用許諾（第8条）においても、財団による使用は同条に規定されていない。また、当初の見積書では、開発支援金は消費税の対象外項目とされている。これらの状況に鑑みると、ともすれば当該開発支援金は、協働開発経費の一部を補助する、いわゆる、補助金や助成金、負担金（以下、「補助金等」という）であるとも見られかねない。仮に、補助金等であるならば、当該支援金を委託料として支出した事務手続きが異なることになる。この点、同様の事業に取り組む他の複数の自治体でも、委託契約や補助金等など取扱いが区々となっており、当財団としては参考としたA市に倣い、委託契約としたとのことであった。

ここで、財団の上記対応を前提にすると、本県の定める委託契約に係る事務手続きとは異なる現状にある。また、今後も同様の実務運用が起こり得る点に鑑みると、県の外郭団体に位置付けられる当財団においても、契約事務手続きの根拠を整理し、対外的にも説明可能性を担保するべく明確にしておくことは重要である。

以上より、まずは、開発支援金の支出について、委託契約に基づくものか、又は補助金等に基づくものか実態を改めて整理する必要がある。そして、その上で委託業務であると判断するならば、従前のような委託契約書の締結等の事務手続きに拠らず、協定書のみとする現状の実務への対応として、適切な事務手続きであることが明確となるように、運用の根拠となる規程の整備を早期に図るべきである。

【意見】 シビックテックの活性化について（有効性）

当該事業の目的は、最終的にはシビックテックの機運の醸成を図ることにある。そして、令和3年度の事業においては、県や市町と協働企業による課題解決のための実証実験結果を得たことが成果となっている。シビックテック自体が比較的新しい取り組みであり、一足飛びに達成できるものではない。また、シビックテックは、市民主導で地域課題の解決に取り組むものであり、行政から市民に提供される従来型のような行政サービスとは異なる事業モデルである。一方で、県の財源（補助金）投下を踏まえると、年度ごとに事業の計画的な実施や成果（参加市民の増加等）が行政側（財団）に求められるのも事実である。この点、事業の計画立案から実施に至るまでのプロセスをより一層見える化（透明化）し、企業や個人を含む多様な市民がシビックテックへの取り組みを知り、参加の機会が促進され、本県におけるシビックテックの裾野をさらに拡大することが必要である。

したがって、まずは、身近なスマートフォンアプリ等を活用することでもシビックテック

に繋がることなど、参加へのハードルが決して高くないことをより多くの市民に知ってもらうべく引き続きPR等を行い、本事業の活性化に繋げていただきたい。

【意見】見積書の検討について（経済性・効率性）

財団では、シビックテックチャレンジYAMAGUCHI 実施に係る企画・運営等業務委託について、委託料の積算過程で見積書を入手している。当該見積書では、項目ごとに単価や個数が記載されており、基本的には内容が明瞭に判別できるようになっている。一方で、下表のような項目も記載されており、必ずしも単価が合理的か否かの判別が付かないものも掲載されている。例えば、下表の企画・調整について、どの程度の人数や日数を要するのか、どういったマネジメントによって1,000千円となるのかについては、より詳細な情報を得なければ合理性の有無は判断が困難である。

したがって、今後は、可能な限り見積書の合理性（金額や内容の妥当性）を検証するために、不明瞭な単価や内容については工数や作業量を確認し、委託事業の実施主体として、より一層の説明責任を客観的に果たすことが望まれる。

（当初見積書より抜粋（転記））

項目	説明	単価	数量	小計
企画・調整	企画・調整・マネジメント	¥1,000,000	1	¥1,000,000
協働作業ファシリテート	3テーマのファシリテーション、資料作成、実証実験立ち会い	¥1,000,000	3	¥3,000,000

1-7. データドリブン推進事業

（一財）山口県デジタル技術振興財団

（1）事業の概要

事業名	やまぐちDX推進事業 データドリブン推進事業
担当部局	（一財）山口県デジタル技術振興財団
事業実施の背景（必要性）	データは価値創造の源泉であり、その流通・利用がデジタル社会の重要な礎となることから、官民データの利活用促進に取り組む必要がある。また、データを活用できる人材の育成も急務である。
事業目的及び達成時期	（事業目的） データドリブン社会の構築に向け、官民のデータの収集・連携がしやすい環境を構築するとともに、データを活用できる人材を育成する。 （達成時期）

	令和3年度～
目指すべき将来像	<p>(本事業(デジタル化の推進)で目指すべき将来像)</p> <p>行政や民間企業、大学等の多様な主体が、県政の幅広い分野でDXを推進し、豊かさと幸せを実感することのできるデジタル社会を実現する。</p>
事業の概要(内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータ及び関連する事例情報や各種外部サイトへのリンク情報等を芋づる式で検索できる仕組みを構築・実装 ・県・市町の職員を対象として、①データに基づく課題仮説の設定、②データ分析手法の決定と分析の実施、③データに基づく評価・検証、④課題を解決する施策立案、の一連のプロセスに必要な各種データ利活用手法を参加者が実践形式で体験・習得する「山口データアカデミー」を開催
事業の概要図等	 <p>The image shows a screenshot of a network visualization tool. At the top, there is a search bar with the text '交通事故がどこで起きているのか' and a green button labeled '類似文書検索'. Below the search bar are buttons for '検索' and '高度なオプション'. The main area displays a complex network of nodes and edges. The nodes are color-coded: orange for 'データセット', green for 'リンク', blue for '事例', yellow for '課題', and light blue for 'キーワード'. The edges represent relationships between these nodes. The network is dense, with many connections between different data sets and topics.</p>
事業の主な実施主体	(一財)山口県デジタル技術振興財団(委託)
事業の対象者(誰に対する事業か)	全県民、県内企業・団体、行政、学生など

<p>令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要</p>	<p>（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータカタログサイトに以下の特徴を具備した機能追加を行い、オープンデータおよび関連する事例情報や各種外部サイトへのリンク情報等を芋づる式で検索できる仕組みを構築・実装するとともに、県内自治体の情報部門の担当者を対象とした機能説明会を開催。 <p>〔実装機能仕様〕</p> <ol style="list-style-type: none"> ① カタログサイトで検索したデータに関連する情報を、登録されたメタ情報等を用いてAI分析し、関連性の高いデータや情報を抽出して可視化表示する。 ② データ同士を特徴抽出したキーワードで結び付けて表示するUIとすることで、関連性の高い情報を辿りながらデータ探索を可能とする仕組みで構築。 ③ データ利活用のアイデア創出の支援を行うため、カタログサイト内のデータ以外の各種外部情報を登録・分析・表示できるシステム構成で構築。 <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町の職員を対象として、各種データ利活用手法を参加者が実践形式で体験・習得する「山口データアカデミー」を開催。 <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータカタログサイトへの機能追加実装完了。 ・山口データアカデミーは以下のとおり開催。 <table border="1" data-bbox="568 1211 1353 1554"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>上期</th> <th>下期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期 間</td> <td>令和3年7～9月</td> <td>令和3年11月～令和4年1月</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>データ分析型〔施策立案及び指標作成手法習得〕</td> <td>サービス立案型〔課題解決型新サービス検討手法習得〕</td> </tr> <tr> <td>参 加 人 数</td> <td>県3部署、 8市町から54名</td> <td>県7部署、 8市町から19名</td> </tr> <tr> <td>回 数</td> <td>5回</td> <td>5回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	上期	下期	期 間	令和3年7～9月	令和3年11月～令和4年1月	内 容	データ分析型〔施策立案及び指標作成手法習得〕	サービス立案型〔課題解決型新サービス検討手法習得〕	参 加 人 数	県3部署、 8市町から54名	県7部署、 8市町から19名	回 数	5回	5回
項目	上期	下期														
期 間	令和3年7～9月	令和3年11月～令和4年1月														
内 容	データ分析型〔施策立案及び指標作成手法習得〕	サービス立案型〔課題解決型新サービス検討手法習得〕														
参 加 人 数	県3部署、 8市町から54名	県7部署、 8市町から19名														
回 数	5回	5回														
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐちデジタル改革基本方針 ・やまぐち産業イノベーション戦略 															
<p>デジタル・魁プロジェクトとの関連性</p>	<ol style="list-style-type: none"> ④「未来を切り拓く中堅・中小企業DX」促進プロジェクト ⑦「みんなで解決！地域課題」チャレンジプロジェクト ⑧「データ＝価値創造の源泉」利活用促進プロジェクト ⑩「明日の社会を創るデジタル人材」育成プロジェクト 															
<p>事業区分</p>	<p>新規事業</p>															

(2) 予算額（交付額）と決算額（実績額）の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算（交付）額	—	—	23,000
変更後予算（交付）額	—	—	23,000
決算（実績）額	—	—	23,004

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	22,702	下記(6)委託契約の概要参照
通信運搬費	212	クラウド利用料
消耗品費	89	消毒用品・文房具等
合計	23,004	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
補助金(県)	23,000	100.0
その他	—	—
一般	4	0.0
合計	23,004	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	22,702
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(一社)コード・フォー・ ジャパン外1件

(6) - 1 令和3年度委託契約の概要

契約名	「山口データアカデミー」実施に係る企画・運営等業務
契約期間	令和3年6月15日～令和4年3月31日

業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修プログラムの企画 ・環境整備 ・研修プログラムの実施 ・報告書及び実施マニュアルの作成
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	（一社）コード・フォー・ジャパン
業者選定理由	プロポーザルにおける最優秀提案者であるため
予定価格	8,094,900円（税込）
契約金額	8,094,900円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査（履行確認）の概要	<p>（検査対象(何を)）</p> <p>業務の実施状況</p> <p>（検査手法（どのように））</p> <p>業務報告書の確認及びヒアリング</p> <p>（検査結果）</p> <p>合格</p>

（6）－2

契約名	「山口県データ関係グラフ」可視化基盤に係る構築業務
契約期間	令和3年9月14日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・要件定義・基本設計 ・プログラムの開発・実装 ・運用・保守
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	富士通 J a p a n (株)
業者選定理由	委託に当たって必要な条件を備えている者が同者以外にないため
予定価格	10,978,000円（税込）
契約金額	10,978,000円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	データ同士の関係性を可視化したグラフを作成・提供するうえで、格納するデータの品質や精度の更なる向上を図るために、ユーザーが直接ニーズを文章形式で入力し、類似するデータや事例を検

	索する機能を追加開発するため。
変更後契約金額	14,608,000円(税込)
再委託の有無	有り
再委託先	① 富士通(株) ② (株)テクノプロジェクト
再委託金額	財団では金額の把握はしていない。
検査(履行確認)の概要	(検査対象(何を)) 業務の実施状況 (検査手法(どのように)) 業務報告書の確認及びヒアリング (検査結果) 合格

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 契約方法の選定について質問し、安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した。 再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した(一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等)。 委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約書、仕様書 競争入札等審査会(業務委託契約)議事録 再委託承諾願 委託検査調書、業務報告書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約に付する合理性があるか確認した。 再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した(受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等)。 委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託検査調書 競争入札等審査会(業務委託契約)議事録 再委託承諾願

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・アジャイル型のシステム開発における委託先の管理及び成果物の評価について質問し検討した。 ・当年度の事業実績をどのように翌年度の事業内容に反映しているか質問し検討した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）をどのように評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の内容、再委託割合や再委託金額等が審査対象とされているか否か確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書 ・競争入札等審査会（業務委託契約）議事録 ・再委託承諾願

（８）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】グループ企業間の再委託について（法規性、経済性・効率性）

「山口県データ関係グラフ」可視化基盤に係る構築業務においては、上記（６）－２のとおり、財団内部の会計処理規程第７条の３第２項第２号より随意契約により富士通Ｊａｐａｎ（株）と委託契約を締結している。そして、業者選定理由としては「委託に当たって必要な条件を備えている者が同者以外にないため」としている。一方で、本件委託契約では、委託業者とグループ企業関係にある２社へ再委託契約を行っている。随意契約の審査会において再委託の必要性についても諮っているとのことであるが、業者選定理由として、委託業者（富士通Ｊａｐａｎ（株））以外にないと説明しながら再委託に付すことは、外観上は業者選定理由で謳う唯一性と矛盾しているとも見られかねず、少なくとも、グループ企業間の分業を前提とした再委託であり、随意契約に矛盾しない旨及びグループ企業間での再委託の合理性を事前の諮問における検証記録として明示すべきである（例えグループ企業間での分業を前提とした再委託であっても、そのことをもって再委託が当然に認められるものではなく、委託業者による再委託先の適切な管理監督責任の履行が求められる）。

以上より、本件のように企業グループを構成する契約当事者間においても、一括再委託に該当しない点は慎重に審査し、業者選定理由書等に付記することで客観視させることが望ましい。なお、昨今ではグループ企業間での分業（事業再編）が進み、営業や役務提供を明確に分離しているケース等が見受けられ、委託業者による適切な指揮監督及び検査等を前提に、一括再委託に当たらないケースとして例示したガイドラインを策定している自治体

もあり、当該形態に応じた再委託の可否判定を行い得る事務取扱要領等の策定も併せて検討が必要と思われる。

【意見】委託先の選定過程について（有効性）

当事業のうち、「山口データアカデミー」実施に係る企画・運営等業務の委託先として、本県のCIO補佐官が代表理事を務める法人が選定されている（上記（6）－1参照）。CIO補佐官は、CIO（最高情報責任者）である知事に対して専門的知見から提案や助言等を行う者であり、非常勤特別職として令和3年4月より登用されている。そして、官民が一体となって改革を行う「やまぐちデジタル改革」を進めるにあたり重要な役割を担っており、CIO補佐官登用前からも上記の代表理事者より助言を受けている。

委託先の選定は公募型プロポーザル方式によって行われ、全応募者2者のうち1者が辞退したことから、本件委託先である法人のみ審査が行われた。審査委員会は、財団の理事長・専務理事・事務局長及び、県のデジタル推進局長・課長の5名で構成され、審査の結果「提案内容に支障は認められなかったため」として、同法人を最優秀提案者に決定し、委託業者として選定している。本件については、受託者は非営利団体であり、総務省と連携して地方公共団体のためのデータ利活用ハンドブックの作成や、他自治体におけるデータアカデミーの開催実績がある団体であり、委託先として問題はなく、デジタル分野という新たな行政の取り組みに関して、民間の知見を活用することで、より効率的かつ効果的な行政サービスの提供に資することは十分に期待される。しかしながら、一方では、いわゆる利害関係を有すると見られかねない者（当該者が代表を務める法人）との契約手続きについては、特別な配慮等があったとの疑念を外部から持たれることがないように、より細心の注意を払うことが求められ、委託先の選定過程が客観的かつ合理的に説明可能となるよう文書等で残されるべきである。

1-8. AI人材育成プログラム推進事業

（一財）山口県デジタル技術振興財団

（1）事業の概要

事業名	やまぐちDX推進事業 AI人材育成プログラム推進事業
担当部局	（一財）山口県デジタル技術振興財団
事業実施の背景（必要性）	県民誰もがデジタル化を通じて、暮らしの豊かさや地域の活力を実感できるデジタル社会を構築するためには、国内で大幅に不足していると言われているデジタル人材の育成を加速するとともに、そうした人材の県内での活躍を促進することが必要。
事業目的及び達成時期	（事業目的）

	<p>DXのコア技術であるAIについて、県民の幅広い層が学習できる環境を整備するとともに、上級者向けのハンズオン勉強会を開催し、業務等におけるAI技術の実践を促進する。</p> <p>(達成時期) 令和3年度～</p>
<p>目指すべき将来像</p>	<p>(本事業(デジタル化の推進)で目指すべき将来像) 行政や民間企業、大学等の多様な主体が、県政の幅広い分野でDXを推進し、豊かさと幸せを実感することのできるデジタル社会を実現する。</p>
<p>事業の概要(内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによるAI学習プログラム「やまぐちAIQuest」を「デジテック for YAMAGUCHI」の会員を対象に無料開放 ・一定レベルに達した受講者に対してハンズオン勉強会を開催
<p>事業の概要図等</p>	<p>令和3年度実施範囲</p>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>(一財) 山口県デジタル技術振興財団(委託)</p>
<p>事業の対象者(誰に対する事業か)</p>	<p>全県民、県内企業・団体、行政、学生など (「デジテック for YAMAGUCHI」の会員)</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果(進捗)の概要</p>	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データサイエンスに関する基礎～中級スキル(IT部門の仕事ができる程度)を身に付けることができる「やまぐちAIQuest」の提供を開始。 ・e-Learningで学んだ知識を基に、AIモデル開発の実践的なスキルを習得するため、実際のデータを用いて予測精度を競い合う課題解決型のハンズオン勉強会を開催。 <p>(成果(進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「やまぐちAIQuest」に347名からの申し込みがあり、262名がオンライン受講を開始。 うち155名がAIに関する基礎知識を習得 うち71名が一般的なプログラミング言語であるPythonの操作方法を習得

	・ハンズオン勉強会には 28 名が参加。初学者にとっての目標（評価指標：RMSE スコア 3000 未満）を 4 名が達成。
関連する県の計画や基本方針等	・やまぐち維新プラン ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐちデジタル改革基本方針 ・やまぐち産業イノベーション戦略
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	④「未来を切り拓く中堅・中小企業DX」促進プロジェクト ⑦「みんなで解決！地域課題」チャレンジプロジェクト ⑧「データ＝価値創造の源泉」利活用促進プロジェクト ⑩「明日の社会を創るデジタル人材」育成プロジェクト
事業区分	新規事業

(2) 予算額（交付額）と決算額（実績額）の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算（交付）額	—	—	22,000
変更後予算（交付）額	—	—	22,288
決算（実績）額	—	—	22,288

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	22,288	下記(6)委託契約の概要参照
合計	22,288	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
補助金(県)	22,288	100.0
その他	—	—
一般	—	—
合計	22,288	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	22,288
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(株)SIGNATE

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	A I 人材育成プログラム推進事業に係る業務委託
契約期間	令和3年5月10日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・ A I 人材育成プログラムの企画立案及び実施 ・ A I 開発コンペティションの企画立案
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	(株) S I G N A T E
業者選定理由	委託に当たって必要な条件を備えている者が同者以外にないため
予定価格	22,000,000円(税込)
契約金額	22,000,000円(税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	ハンズオン勉強会の開催方式を変更したことにより、講師の追加派遣が必要になったため
変更後契約金額	22,288,000円(税込)
再委託の有無	該当なし
検査(履行確認)の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ e-learning 講座・ハンズオン勉強会実施状況 ・ A I 開発コンペティションの企画・立案状況 <p>(検査手法(どのように))</p> <p>委託業者から提出された報告書と仕様書を照合し、仕様書通りに業務が実施され成果物が作成されていることを確認する。</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連証憑を閲覧した。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術振興財団会計処理規程 ・予定価格調書 ・令和3年度A I人材育成プログラム推進事業に係る業務仕様書 ・執行伺 ・競争入札等審査（業務委託契約）報告書 ・業者選定伺 ・契約締結伺 ・見積書 ・委託契約書 ・執行伺（変更） ・契約締結伺（契約変更） ・業務委託検査調書 ・委託業務完了報告書、令和3年度A I人材育成プログラム推進事業に係る業務報告書 ・請求書、支出票
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか、質問により確認した。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度A I人材育成プログラム推進事業に係る業務仕様書 令和3年度A I人材育成プログラム推進事業に係る業務報告書
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容について質問し、関連証憑を確認した。 ・委託先から提出される請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格調書 ・見積書 ・請求書、支出票

監査要点	実施手続	証憑書類等
	討した。	

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 委託業務の作業工数確認について（経済性・効率性）

本委託事業のうちハンズオン勉強会及びコンペティション企画立案の予定価格は、時間単価×作業工数により決定されている。検査では、ハンズオン勉強会の実施状況及びコンペティション企画立案の成果物の確認は行われていたが、実際に委託先で発生した作業工数についての検証はなされていなかった。予定価格を算出した際に、委託先が提出した見積書に記載された工数を大幅に下回っていれば、委託金額は過大であり、大幅に上回っていれば、委託先で発生する費用を下回る可能性がある（委託金額が過少）。

委託先ではプロジェクトごとに時間管理をしており、作業工数を把握していると思われるため、業務報告書と併せて、例えば、作業者の業務日誌（タイムレポート）などの実績工数が分かるものについても提出を求め、予定価格算出時の見積工数と実績工数との差を把握し、工数に乖離があれば、委託先に状況確認等を行い、工数差の発生原因を明確にして委託金額の適切性を検証する必要がある。

【意見】 委託の効果測定指標について（有効性）

オンライン型のAI学習講座の効果測定の際、「AI基礎知識習得人数」及び「パイソン習得人数」を利用して評価している。当事業でのAI学習講座は、e-learning形式で50講座の中から受講者が各自のレベルに合わせて受講する講座・順序を自由に選ぶことができる。そのため、受講開始時に中級以上のレベルにある受講者は、基礎講座は受講せずに中級レベルの講座からスタートする可能性がある。また、「AI基礎知識習得人数」はリテラシーコース4講座修了者の数、「パイソン習得人数」はパイソン関連の2講座を修了した者の数であるが、習得人数にカウントする講座数に達せずとも次のレベルに進んだ受講生がいる可能性もある。

e-learningによりデータサイエンスに関する基礎知識のレベルアップを図るという所期の目的が達成されたか否かは、受講開始から終了までの間にどの程度レベルアップしたかにより測定されると考えられることから、受講開始時及び終了時の受講生のレベルを測定し、レベルアップの幅を確認できるような仕組みを設け、効果を測定する必要がある。

【意見】 AI学習講座の受講者拡充について（有効性）

オンライン型のAI学習講座において、受講申込をしたものの1講座も終了していない受講生が85名に至った（347名中、262名が受講）。当該学習講座は、「デジテック for YAMAGUCHI」の会員を対象に無料で提供しているサービスである。そして、当該学習講座の受講を主として申し込むものではなく、デジテック会員になると申込可能となる付随的な

ものであり、必ずしも全ての会員が受講を完了するとは限らず、上記のように未受講の者が一定数存在することになるとのことである。受講を強制する性質ではない以上、未受講者が発生することは現実的にやむを得ないが、一方で、受講内容としてはIT部門の仕事に従事することができる水準の学習講座であり、受講者が増えることでそのようなITスキルを持つ人材が増えることが期待でき、デジタル人材の育成に寄与し得る。

したがって、未受講者を減らす（受講率の上昇）方向の施策も重要ではあるが、まずは、上記347名に該当する、AI学習講座（AIQuest）の申込者数（母数）を拡充し、受講者の裾野が広がる施策の展開が望まれる。

【意見】人材育成と県内課題解決との関係について（有効性）

当事業により育成したAI人材が県内課題の解決に貢献することが理想ではあるものの、今後活躍するAI人材の育成を主眼に置いた事業であるため、成果が短期的に県内の課題解決に直結するものではない。また、優れたAIをプログラムするには様々な経験を積む必要があり、山口県内にとどまることなく多様な場面で技術の習得に努めることが効果的で、受講者に対して県内在住・県内就業の条件を付することは現実的ではないと考える。しかし一方では、受講に関する条件が全くなければ、単なる学習機会の提供となり民間事業者が実施するAI学習講座と差異はなく、財団の事業として意義が乏しいのも事実である。

したがって、当事業修了者のネットワークの構築や、受講者同士又は、修了者同士が交流する機会の提供など、山口県のために貢献したいと思ったときにすぐコンタクトをとれるような環境づくりが望まれる。

1-9. DXリーダー育成事業

(一財) 山口県デジタル技術振興財団

(1) 事業の概要

事業名	やまぐちDX推進事業 DXリーダー育成事業
担当部局	(一財) 山口県デジタル技術振興財団
事業実施の背景（必要性）	県民誰もがデジタル化を通じて、暮らしの豊かさや地域の活力を実感できるデジタル社会を構築するためには、国内で大幅に不足していると言われているデジタル人材の育成を加速するとともに、そうした人材の県内での活躍を促進することが必要。
事業目的及び達成時期	(事業目的) 特にデジタル化の遅れが指摘されている行政分野のデジタル人材を育成するため、最小限のプログラミング知識によりアプリケーション開発等が行える「ローコードツール」の研修を実

	<p>施する。研修受講者は、自団体でのDXの取組を促進する。</p> <p>(達成時期)</p> <p>令和3年度～</p>
目指すべき将来像	<p>(本事業(デジタル化の推進)で目指すべき将来像)</p> <p>行政や民間企業、大学等の多様な主体が、県政の幅広い分野でDXを推進し、豊かさと幸せを実感することのできるデジタル社会を実現する。</p>
事業の概要(内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・DX技術やローコードに関する高い専門性を有する研修講師を確保し、「ローコード研修プログラム」を構築する。 ・「ローコード研修プログラム」を実施する。
事業の概要図等	<pre> graph TD A[行政職員による ローコード技術習得・導入] --> B[アプリ開発 UI/UXの改善] B --> C[満足度の高い行政サービスの実現] </pre> <p>例：加古川市等 特別定額給付金の申請受付フォーム作成によるオンライン手続化</p>
事業の主な実施主体	(一財) 山口県デジタル技術振興財団(委託)
事業の対象者(誰に対する事業か)	行政
令和3年度の取り組みと成果(進捗)の概要	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職員を対象に、ローコードツールの活用研修を実施。 ・また、研修受講者が、各団体での実践や他職員の育成を進めることができる「DXリーダー」となるべく、研修受講者それぞれが現場実装研修を踏まえた成果報告会を開催。 <p>(成果(進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員：7部局14名、市町職員：8市町16名が参加。 ・研修受講者により、文書管理、電子申請、報告・集計、施設管理、勤怠管理、チャットボット、日程調整、FAQなどのアプリケーションが開発された。
関連する県の計画や基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐちデジタル改革基本方針

	・やまぐち産業イノベーション戦略
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	④「未来を切り拓く中堅・中小企業DX」促進プロジェクト ⑦「みんなで解決！地域課題」チャレンジプロジェクト ⑧「データ＝価値創造の源泉」利活用促進プロジェクト ⑩「明日の社会を創るデジタル人材」育成プロジェクト
事業区分	新規事業

(2) 予算額（交付額）と決算額（実績額）の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算（交付）額	—	—	10,000
変更後予算（交付）額	—	—	9,999
決算（実績）額	—	—	9,999

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	9,999	下記(6)委託契約の概要参照
合計	9,999	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
補助金(県)	9,999	100.0
その他	—	—
一般	—	—
合計	9,999	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	9,999
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(株)NTTドコモ中国支

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			社 山口支店

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	ローコード研修プログラム実施業務
契約期間	令和3年8月2日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修講師の確保 ・ローコード研修プログラムの構築 ・研修受講者の募集・決定 ・人材育成プログラムの実施
契約方法	随意契約
契約の根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	(株)NTTドコモ中国支社 山口支店
業者選定理由	プロポーザルにおける最優秀提案者であるため
予定価格	9,999,000円（税込）
契約金額	9,999,000円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査（履行確認）の概要	（検査対象(何を)） 業務の実施状況 （検査手法（どのように）） 業務報告書の確認及びヒアリング （検査結果） 合格

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・随意契約における業者選定理由は合理的かつ客観的なものであるか質問し、関連証憑を閲覧した。また当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・執行伺 ・委託契約書 ・ローコード研修プログラム実施業務仕様書 ・一般財団法人山口県デジタル技術振興財団契約事務取扱要領 ・デジタル技術振興財団会計処理規程 ・山口県業務委託プロ

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>を質問し、適切に評価されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 	<p>ポーザル方式実施要領の運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口県業務委託プロポーザル方式実施要領 ・競争入札等審査会（業務委託契約）報告書 ・ローコード研修プログラム実施業務プロポーザル審査委員会報告書 ・ローコード研修プログラム実施業務プロポーザル審査委員会設置要綱 ・「ローコード研修プログラム実施業務」に係る公募型プロポーザル応募要項 ・ローコード研修プログラム実施業務プロポーザル審査要領 ・プロポーザル参加者からの提案書・見積書 ・「ローコード研修プログラム実施業務」プロポーザル審査委員会報告書・審査結果記入表 ・業者選定伺 ・契約締結伺 ・業務完了通知書 ・ローコード研修プログラム成果報告書 ・業務委託検査調書 ・請求書、支出票
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ローコード研修プロ

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<p>グラム実施業務仕様書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容を確認した。 ・委託先から提出される請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ローコード研修プログラム実施業務仕様書 ・見積書 ・請求書

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】全市町へのDXリーダー配置について(有効性)

全市町へDXリーダーを配置するためには、全市町から受講生が参加する必要があるが、本事業では、ハンズオン研修として各受講者の実際の業務において行政サービスを改善するためのローコードツールを活用したアプリケーション開発を行うことから、研修期間が約半年と長期にわたるため、受講者の属する組織の業務分担や人員数等、各市町の事情により受講生の派遣が困難な市町もある。少人数で業務に当たらなければならない組織ほどローコードツール活用の有効性がより高いともいえるため、細切れの時間でも受講可能なプログラムや、WEB受講でも効果のあるプログラムの提供等、研修メニューの工夫により参加しやすい環境を作る必要がある。

また、今年度の研修では、各市町1名の参加を前提に全体の受講者数を決定しているが、複数名参加する自治体もあれば、先述の事情により参加者がゼロの市町もあった。

以上より、市町によりDXに取り組む内容やスピード、DXへの理解度も様々であると考えられるが、県民があまねくDXの恩恵を受けるためにも、取り残される市町がないように、改めて各市町の実態を踏まえて、受講促進及び、市町の行政実務への活用を期待する。

【意見】研修成果活用状況の把握について(有効性)

本事業の目的に「研修受講者は、自団体でのDXの取組を促進する」とある。令和3年度の研修は3月に終了するスケジュールのため、研修受講者は受講の翌年度以降に研修成果を自団体での業務に活用することとなる。令和3年度は事業初年度のため、研修終了後の取組に関するフォローについては事業対象ではなかったが、研修終了から約半年となる本件包括外部監査の実施時点においては、ローコードツールを導入するには、ツールを作成するアプリのライセンス取得やデータ保管のためのサーバー整備が必要となるものの、市町単

独では予算化が困難であること、研修受講者が他部署へ異動してしまい研修成果を活かす機会を失ってしまうこと等を担当者が課題として把握していた。

本事業は、ローコードツールに関する知識を得るための研修ではなく、ローコードツールを活用した行政サービスの効率化を行うためのリーダー育成事業であり、県内の行政分野へのローコードツール導入の前段階という位置づけである。そのため研修受講後のDXの取り組みに対するフォローがより重要であり、フォローなくして本事業の目的が達成されることは難しいと考えられる。受講生が研修終了後、所属する団体においてローコードツール導入をどのように進めているのか、進んでいない場合には、導入促進の障壁となるものは何かについて、引き続き、積極的に各団体から情報を収集して分析し、認識した課題を解決するための方策、当財団として可能な支援策について検討し、ローコードツール導入に向けたDXリーダー育成の次段階の事業として、早期に取り組むことが望まれる。

1-10. 若者層の育成

(1) 事業の概要

事業名	やまぐちDX推進事業 若者層の育成
担当部局	総合企画部 政策企画課
事業実施の背景（必要性）	（事業実施に至る背景（必要性）） 「山口県新たな時代の人づくり推進方針（令和3年3月策定）」に沿った取組として、先端テクノロジーやこれからのデジタル社会に関する専門的な知識・技術を学ぶとともに、新たなビジネスや魅力的なコンテンツなどを創造するデジタル人材の育成
事業目的及び達成時期	（事業目的） 新たな時代における社会変革に向けて、デジタル技術の活用による地域課題の解決等につながるソリューションやイノベーションなど、新たな価値を創造するデジタル人材の育成 （達成時期） 本プログラムに参加しデジタル技術の活用による「0から1をつくる」体験をした人数 目標：30名（令和3年度末）
目指すべき将来像	（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像） デジタル人材の育成について、県内高校・大学生等の意識向上を図るとともに、連携して取組を進める企業の開拓
事業の概要（内容）	高い「志」と「行動力」をもって、デジタル技術を活用して新たな価値を創造するプロセスを体験する

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題の掘り下げ・アイデアの創出（アイデアソンの開催） ・協働作業によるアプリ開発（ハッカソンの開催） ・プレゼンテーション（アプリ発表会の実施）
事業の概要図等	
事業の主な実施主体	県（委託）
事業の対象者（誰に対する事業か）	県内高校生、高等専門学校生、大学生、専門学校生など
令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要	<p>（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル人材として活躍するロールモデルによる講演 ・地域課題を解決するアイデアを創造するアイデアソン ・デジタル技術を活用したアプリ制作に取り組むハッカソン ・各個人で制作したアプリのプレゼンテーション <p>（成果（進捗））</p> <p>本プログラムに参加しデジタル技術の活用による「0から1をつくる」体験をした人数 実績：17名</p>
関連する県の計画や基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・山口県新たな時代の人づくり推進方針 ・やまぐちデジタル改革基本方針
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	⑩「明日の社会を創るデジタル人材」育成プロジェクト
事業区分	新規事業（令和3年度～）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	10,000
補正後予算額	—	—	10,000
決算額	—	—	9,988

（予算額及び決算額の著増減事項等）

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	9,988	下記(6)委託契約の概要参照
合計	9,988	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	4,994	50.0
その他	—	—
一般(県)	4,994	50.0
合計	9,988	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	9,988
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	タクトピア(株)

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	やまぐちDX推進事業「やまぐち未来維新塾DX事業」開催に係る企画・運営等業務
契約期間	令和3年6月25日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	地域課題の掘り下げやアイデアの創出及び協働作業によるアプリの開発に向けた支援 ・アイデアソン、ハッカソンの企画・運営 ・ファシリテーター・講師・メンター等の配置 ・チラシのデザイン、取組状況の録画等の作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	タクトピア(株)
業者選定理由	運営や広報、実施体制等、他の業者より提案内容が優れていたため(プロポーザル方式により選定)。

予定価格	9,900,000円（税込）
契約金額	9,900,000円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	発注者側の都合により、宿泊施設の変更が生じたため。
変更後契約金額	9,988,000円（税込）
再委託の有無	有り
再委託先	A社
再委託金額	4,400,000円（税込）
検査の概要	<p>（検査対象(何を)） 講演、アイデアソン、ハッカソンの運営状況および記録動画</p> <p>（検査手法（どのように）） 講演、アイデアソン、ハッカソンに立ち会うとともに、提出された成果報告書に基づき、ヒアリングを実施し、適正に処理されているかを確認した。</p> <p>（検査結果） 合格（適正に委託業務を遂行している）</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した(一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等)。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書、仕様書 ・業務委託契約事務取扱要領 ・業者選定理由書 ・委託検査調書 ・請求書、支出負担行為 ・業務委託契約情報の公表について(県HP) ・業務再委託承諾、承認書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。 	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託検査調書 ・委託契約書、業務委託仕様書 ・業務委託契約書（再委託） ・業務完了届、成果品
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 ・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【指摘事項】再委託の承認審査について(合規性、経済性・効率性)

本事業において、令和3年6月26日に委託事業者から提出された再委託の承諾申請書によれば再委託業務の内容として以下のように示されている。

2 再委託する業務

- ① アプリ開発等に向けた技術的支援
- ② 講師、メンター等の確保

そして、委託業者と再委託業者との業務委託契約書(再委託契約書)を確認すると、甲(委託業者)が再委託業者に委託した業務内容は、「第2章 委任等」において委任業務が以下のように列挙されている。

- (1) 本件研修 DAY1 講演にむけた事前準備・当日運営
- (2) 本件研修 DAY2-3 ハッカソンにむけた事前準備・当日運営
- (3) 本件研修 DAY3 最終発表・講評にむけた事前準備・当日運営
- (4) 本件研修 DAY2-3 で稼働するメンター10名の手配・育成・管理
- (5) 本件研修 DAY2-3 実施に伴う甲が手配する人員の宿泊・交通手配
- (6) 本件研修 DAY2-3 実施に伴う参加者が使用する機材手配
- (7) 本件研修広報募集にむけた説明会の実施
- (8) 本件研修のための甲、関係者、山口県の打ち合わせ
- (9) 本件研修実施後の報告書作成
- (10) 本件研修実施後の2021年3月31日までの参加者への事後フォロー
- (11) 本件研修がオンライン開催になった場合の対応
- (12) 前各号に付随・関連する業務

この再委託業務の内容は、本件研修のほぼ全ての内容であり、さらには甲の宿泊、交通手配、山口県との打ち合わせ、報告書作成に至るまで業務内容のほぼ全てが再委託されているように見受けられ、委託業者による再委託先の管理監督責任の履行も客観視できない。

再委託金額は4,400千円であり、当初委託金額に対する割合は44.4%だが、再委託業務内容の外観的には、ほぼ一括再委託と見られかねず、通知(平23会計第321号「公共調達適正化及びふるさと産業の振興について(通知)」)で規定される一括再委託の禁止への抵触の有無を慎重に審査し、その過程が示されなければならない。また、上記のようにほぼ全ての業務を実施する再委託金額は4,400千円であるにも関わらず、当初委託金額が9,900千円である点で経済的合理性にも疑問が残り、この点でも検証過程が客観的な記録として明示され、説明責任が果たされなければならない。

【指摘事項】 検査調書について（合規性）

本業務委託仕様書 3（2）研修業務において要求されている項目について、以下の規定が示されている。

- ⑩ 研修会終了後、希望する参加者に対し、アイデアソン及びハッカソンの成果物を基に、社会実装できるアプリとして開発していくための相談対応や技術的支援の実施など、アフターフォローにかかる計画を提案すること。

当該規定より、研修終了後も受講者からの質問対応を行う必要があり、その実施期間は令和3年12月31日までとすることとしている（事前の書面質問に対する回答より）。

検査調書は委託業務完了届を受けて実施されるが、委託先から提出された委託業務完了届における完了年月日は令和3年12月17日となっており、それを受けた検査調書における完了年月日も令和3年12月17日となっている。つまり、予定する業務実施期間が終わらないうちに委託業務完了届が提出され、検査調書が作成されていることになる。

また、アフターフォローの状況について、どのような内容か、またその対応はどのようなものか、アフターフォローの有無等につき、実績報告書上には記載がない。この点、担当者によれば、一切アフターフォローの質問等はなかったとのことではあるが、それでもやはり、業務終了日（本来の業務期間満了日）をもって、委託業務完了届が出され、それに対する検査を行うべきであった。

【指摘事項】 成果品について（合規性）

本業務委託仕様書 6 成果品において要求されている項目について、以下の規定が示されている。

- 6 成果品
- (1) 取組等実施当日の記録写真、音声データ及び映像データ
 - (2) 記録報告書（広報物、記録写真及び講義録、アンケート集計等で構成） 2冊
 - (3) 上記（1）及び（2）に係る電子データ一式

しかしながら、上記規定にも関わらず、成果品として受け取った講義録はなく、また冊子でも受け取っていない。また、映像データ等も求めているが、そのデータはホームページ上にあるだけで、CD等の媒体で入手はしていない。

今回の研修で作成したアプリもデータで渡していることになっているが、そのデータそのものを県のパソコンではアクセス制限により実際にそのデータの存在を確認できていない。担当者は現場でアプリの作成を確認しているとのことだが、データとして実際に成果物を受領した確認ができていない点は不十分である。

したがって、仕様書に則った成果品を現に受領すべきであり、成果品の現物を検査担当者が確認すべきである。

【意見】 目指すべき将来像について（有効性）

本事業において、目指すべき将来像として、「デジタル人材の育成について、県内高校・大学生等の意識向上を図るとともに、連携して取組を進める企業の開拓」とある。この点、参加者のDXに対する認識や意識の醸成という面では一定程度の向上があると思われるが、実施後の対応を見ると事後的な対応の欠如が否めない。また、連携して取組を進める企業については、実績はなく、ある程度の目途も立っていない状況である。

研修受講生（学生等）のDXに対する意識は向上していると思われるが、それを今後どのように県内企業へ波及させていくか、どのような連携を図ることが可能なのか、より深く検討して、本事業の有効性を高めるべきである。また、同様の事業は庁内の他部署も行っていたことが判明し、令和4年度は本事業を行っていないとのことである。他部署との横の連携も深めて県全体として事業の有効性が図られることを期待する。

2. 未来技術活用推進事業

（1）事業の概要

事業名	未来技術活用推進事業
担当部局	総合企画部 デジタル推進局デジタル政策課
事業実施の背景（必要性）	本格的な人口減少と少子高齢化、東京一極集中の影響が広がる中、持続可能な社会を構築するためには、「Society5.0」の実現が課題となっているが、県内の行政や企業には、未来技術やICTに関する知見が少なく、身近なところでブレンとなる人材が必要とされている。 また、Society5.0の基盤となる通信インフラ5Gについて、その基礎的知識の普及促進や利活用事例等の創出が必要となっていた。
事業目的及び達成時期	（事業目的） ・Society5.0の実現に向け、山口県全体の未来技術活用を推進していく支援体制を構築する。 ・県内企業等に対する5Gの普及啓発や具体的な活用事例の創出により、県内での5G展開を促進する。 （達成時期） ・支援体制の構築：令和2年度～ ・5G基盤展開率：令和4年度60%（山口県）
目指すべき将来像	（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像） 県内に5Gが広く展開され、未来技術やICTが自由に活用できる環境になる。

<p>事業の概要（内容）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未来技術活用推進体制を整備し、Society5.0に向けた未来技術活用の取組を加速化。 ・未来技術活用の基盤となる通信インフラである5Gの理解促進、利活用ニーズの掘り起こしを行い、5G早期整備につなげる。
<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県（委託）</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>県内行政機関、企業</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要</p>	<p>（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来技術活用統括監の配置等、未来技術活用推進体制の整備 ・5Gの理解促進、利活用ニーズの掘り起こし <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口県未来技術活用統括監の配置（令和2年6月～） ・分野別アドバイザーの招聘については、新型コロナウイルス感染症の影響により実績なし ・NTTドコモと「やまぐちDX推進拠点による5G等を活用した地域課題の解決と新たな価値の創造」に関する協定の締結（令和3年6月）及びやまぐちDX推進拠点への5G環境の整備 ・5G研究会の開催（令和4年3月）
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・やまぐちデジタル改革基本方針 ・やまぐち産業イノベーション戦略
<p>デジタル・魁プロジェクトとの関連性</p>	<p>⑨「誰でも・いつでも・どこでもデジタル」基盤整備促進プロジェクト</p>
<p>事業区分</p>	<p>継続事業（令和2年度～）</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	27,000	17,760
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	19,141	16,663

(予算額及び決算額の著増減事項等)

令和2年度から3年度による当初予算額の減額は、やまぐちDX推進事業を立ち上げたことから、未来技術プロモーション事業(7,200千円)を廃止したことによるものである。

令和2・3年度の予算額と決算額との乖離は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、アドバイザーの招へいや個別相談会の取りやめ、旅費の減等によるものである。

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	16,663	下記(6)委託契約の概要参照
合計	16,663	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	8,331	50.0
その他	—	—
一般(県)	8,331	50.0
合計	16,662	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	19,141	16,663
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(一財)山口県デジタル技術振興財団	(一財)山口県デジタル技術振興財団

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	未来技術活用推進事業業務委託
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県未来技術活用統括監の配置 ・ アドバイザーの配置 ・ 5G普及セミナーの開催 ・ 5G普及に係る個別相談会の開催 ・ 5G普及に係る先進事例視察の実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）イ
委託業者名	（一財）山口県デジタル技術振興財団
業者選定理由	<p>本事業は、山口県における Society5.0 の実現に向け、山口県未来技術活用統括監の配置や5G研究会の開催等による推進体制を構築し、先進事例の創出に繋げるなど、県民や企業、自治体が早期に5G等未来技術を活用できるよう取組の推進を図るものである。このため、本事業の適切かつ円滑な実施のためには、下記の要件を充たす者に事業を委託する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高度情報化の推進や情報通信に係る地域間格差の是正に関する事業を実施している者であること。 ② 事業内容が、県、市町、企業等に対し支援、助言を行うものであり、支援、助言先と競合しない者であること。 ③ 県の関与など公的な性格を有し、県内市町・企業に対する高い周知性と信用力があること。 <p>本事業の委託先としては、上記の要件を全て充たし、かつ、本県においてこれらの活動を遂行できる者は、県と市町の情報化の推進を目的として設立された一般財団法人山口県デジタル技術振興財団の他にない。</p>
予定価格	17,760,000円（税込）
契約金額	17,760,000円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴い一部事業の履行が困難となったことや、事業内容の見直しを踏まえて変更契約を必要とするため。変更後の業務内容（仕様書）は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県未来技術活用統括監の配置 ・ 5G普及に係るセミナー及び体験会の開催

変更後契約金額	17,760,000円（税込）
再委託の有無	有り
再委託先	(株)NTTドコモ
再委託金額	1,980,000円（税込）
検査の概要	<p>(検査対象(何を)) 未来技術活用統括監の配置及び活動状況、5G普及に係るセミナー及び体験会の実施状況</p> <p>(検査手法(どのように)) 提出された成果報告書に基づき、ヒアリングを実施し、適正に処理されているかを確認した。</p> <p>(検査結果) 合格</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した。 ・随意契約を選定した理由について検討した。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐちDX推進拠点による5G等を活用した地域課題の解決と新たな価値の創造に向けた協定書 ・委託契約書、仕様書 ・山口県未来技術活用統括監の業務内容について ・社員の出向に関する覚書 ・社員の出向に関する覚書の適用に関する確認書 ・辞令 ・見積書 ・予定価格調書 ・業務委託変更契約書、 ・随意契約とする理由及び受託者選定理由 ・委託検査調書

監査要点	実施手続	証憑書類等
		<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務成果報告書 ・請求書、支出負担行為 ・業務委託契約情報の公表について（県HP）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託検査調書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書 ・請求書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見
記載すべき指摘事項及び意見はない。

2-1. 未来技術活用推進事業

(一財) 山口県デジタル技術振興財団

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託料（県）	17,760	16,663
一般	0	21
合計	17,760	16,684

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
人件費	13,552	13,252
旅費	373	75
報償費	21	0
需用費	778	838
使用料及び賃借料	256	291
役務費	280	247
委託料	2,500	1,980
合計	17,760	16,684

(2) 令和3年度の委託契約の概要

契約名	山口県5G研究会における5G及びXRに関するデモ体験提供業務
契約期間	令和4年3月4日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・低遅延3Dビデオチャットシステムに関するデモ展示機器の調達 ・雪舟VRに関するデモ展示機器の準備 ・展示に関する説明パネルの作成 ・イベント当日の説明およびデモ体験の補助
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	デジタル技術振興財団会計処理規程第7条の3第2項第2号
委託業者名	(株)NTTドコモ中国支社 山口支店
業者選定理由	協定締結の相手であり、且つ、Y-BASEの5G環境に関して、他社にはない専門性を有しているため。
予定価格	1,980,000円(税込)
委託契約金額	1,980,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>5G普及に係るセミナー及び体験会の実施状況</p> <p>(検査手法(どのように))</p> <p>提出された成果報告書に基づき、ヒアリングを実施し、適正に処理されているかを確認した。</p>

(検査結果)
合格

(3) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した。 ・ 随意契約を選定した理由について検討した。 ・ 再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 ・ 委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・ 委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・ 業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書、仕様書 ・ 見積書 ・ 予定価格調書 ・ 再委託承諾願 ・ 山口県未来技術活用推進事業業務に係る再委託の承認について ・ 随意契約とする理由及び受託者選定理由 ・ 委託検査調書 ・ 委託業務成果報告書 ・ 請求書、支出負担行為
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約に付する合理性があるか確認した。 ・ 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・ 再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託検査調書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書 ・ 見積書 ・ 請求書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。	

(4) 監査の結果（指摘事項）または意見
記載すべき指摘事項及び意見はない。

3. デジタル・ガバメント構築推進事業

(1) 事業の概要

事業名	デジタル・ガバメント構築推進事業
担当部局	総合企画部 デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課
事業実施の背景（必要性）	（事業実施に至る背景（必要性）） 行政手続きのオンライン化や情報システムのクラウド化、ICTを活用した業務効率化等の推進
事業目的及び達成時期	（事業目的） ・行政サービスのデジタル化による利便性の向上 ・テレワーク等の働き方改革、デジタル技術の活用による業務の効率化・省力化・共有化・標準化 （達成時期） ・情報システム最適化方針に基づくITコストの削減等 計画期間：令和4年度～令和7年度 ・行政事務効率化のための関連機器整備 整備期間：令和3年度末
目指すべき将来像	（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像） デジタル技術を活用した利便性の高い行政サービスを提供する、デジタル・ガバメントの構築
事業の概要（内容）	・情報システム最適化方針の策定 ・行政事務効率化関連機器整備
事業の概要図等	該当なし
事業の主な実施主体	県
事業の対象者（誰に対する事業か）	県
令和3年度の取り組み	（取り組み）

と成果（進捗）の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム最適化方針の策定 ・インターネット接続環境構築 ・モバイルワーク環境構築 ・職員用モバイルパソコン整備 ・庁内LAN無線化 ・大規模ファイルサーバ構築 等 （成果（進捗）） ・方針策定及び環境構築等が完了、運用を開始。
関連する県の計画や基本方針等	・やまぐちデジタル改革基本方針
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	該当なし
事業区分	継続事業（令和2年度～）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	（※2）1,176,341
補正後予算額	—	（※1）1,224,124	1,176,341
決算額	—	47,780	1,017,435

（予算額及び決算額の著増減事項等）

※1：補正後予算額のうち1,176,341千円は、令和3年度へ繰越

※2：令和2年度から令和3年度へ繰越した予算額を記載

（3）令和3年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	638,920	下記（6）委託契約の概要参照
役務費	1,057	クラウドPBX（電話交換機）利用料
使用料及び賃借料	3,759	クラウドストレージ（BOX）利用料 他
備品購入費	373,699	職員用PC 他
合計	1,017,435	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	1,017,435	100.0
その他	—	—
一般(県)	—	—
合計	1,017,435	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	6,735	638,920
契約方法	—	随意契約	随意契約、一般競争
委託業者名	—	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国外1件	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国外13件

(6) - 1 令和3年度委託契約の概要

契約名	山口県情報システム最適化計画策定業務
契約期間	令和3年2月15日～令和3年12月28日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方針の策定 ・現状調査等 ・課題の抽出、業務プロセス分析、最適化手法の検討 ・山口県情報システム最適化計画の策定支援 等
契約方法	随意契約(プロポーザル)
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	EY新日本有限責任監査法人 福岡事務所
業者選定理由	プロポーザルの審査において、最優秀提案者であったため
予定価格	22,440,000円(税込)
契約金額	22,440,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象(何を)) <ul style="list-style-type: none"> ・調査方針の策定 ・現状調査等 ・課題の抽出、業務プロセス分析、最適化手法の検討 ・山口県情報システム最適化計画の策定支援 等

	(検査手法 (どのように)) 実施状況や成果品の検査 (検査結果) 合格 (適正に委託業務を遂行している。)
--	---

(6) - 2

契約名	ネットワーク強靱化環境構築業務
契約期間	令和3年11月18日～令和4年3月31日
業務内容 (仕様)	・総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和2年12月)」における「三層の対策」に基づくネットワーク分離環境の構築
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号
委託業者名	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国
業者選定理由	総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和2年12月)」に基づき、情報セキュリティ対策を徹底しながら、現行のネットワーク強靱化環境を更改するものであり、設計や構築、セキュリティ対策等の条件をすべて満たす者が他にないため
予定価格	302,797,000円 (税込)
契約金額	296,197,000円 (税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象(何を)) 仕様書に定める構築業務等の各項目 (検査手法 (どのように)) 業務実施状況や成果物により完成検査を実施し、適正に履行していることを確認 (検査結果) 合格 (適正に委託業務を遂行している。)

(6) - 3

契約名	特定クラウドローカルブレイクアウト環境構築業務
契約期間	令和3年10月27日～令和4年3月31日
業務内容 (仕様)	特定のクラウドサービスに対して、県庁LANから閉域網を経由

	して接続するローカルブレイクアウト環境の構築
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国
業者選定理由	本業務の実施に当たっては、既設の閉域網環境や県庁LAN機器の設定・運用、セキュリティ対策といった機密情報を熟知している必要があり、条件をすべて満たす者が他にないため
予定価格	24,276,340円(税込)
契約金額	24,276,340円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象(何を)) 仕様書に定める構築業務等の各項目 (検査手法(どのように)) 業務実施状況や成果物により完成検査を実施し、適正に履行していることを確認 (検査結果) 合格(適正に委託業務を遂行している。)

(6) - 4

契約名	特定用途向けインターネット接続環境構築業務
契約期間	令和3年12月22日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	業務専用のWebシステム利用等の特定用途について、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和2年12月)」における「三層の対策」に基づき、県庁LANからインターネット系への接続環境を構築
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国
業者選定理由	本業務の実施に当たっては、既設の基幹ファイアウォールや内部プロキシ・コンテンツフィルタ等の県庁LAN機器の設定・運用、セキュリティ対策といった機密情報を熟知している必要があり、条件をすべて満たす者が他にないため
予定価格	27,698,000円(税込)
契約金額	27,698,000円(税込)

変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>(検査対象(何を)) 仕様書に定める構築業務等の各項目</p> <p>(検査手法(どのように)) 業務実施状況や成果物により完成検査を実施し、適正に履行していることを確認</p> <p>(検査結果) 合格(適正に委託業務を遂行している。)</p>

(6) - 5

契約名	閉域SIMモバイル環境(専用回線)再構築業務
契約期間	令和3年10月27日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	セキュリティの確保された閉域網による外部から県庁LANへのアクセスを可能とする専用ネットワーク環境について、USB Dongleを用いた接続形式から、ノートパソコン内蔵のSIMモジュールによる接続形式に変更するため、既存環境を再構築
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国
業者選定理由	本業務の実施に当たっては、既設の閉域網環境や県庁LAN機器の設定・運用、セキュリティ対策といった機密情報を熟知している必要があり、条件をすべて満たす者が他にないため
予定価格	29,990,400円(税込)
契約金額	29,990,400円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>(検査対象(何を)) 仕様書に定める構築業務等の各項目</p> <p>(検査手法(どのように)) 業務実施状況や成果物により完成検査を実施し、適正に履行していることを確認</p> <p>(検査結果) 合格(適正に委託業務を遂行している。)</p>

(6) - 6

契約名	モバイルワークVDI環境改修業務
契約期間	令和4年1月8日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	インターネット系ネットワークから庁内システム等を利用可能とする環境(モバイルワークVDI環境)について、BYOD(職員の私物端末)による利用を可能とする環境への改修
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国
業者選定理由	本業務の実施に当たっては、構築済みのモバイルワークVDI環境や県庁LAN機器の設定・運用、セキュリティ対策といった機密情報を熟知している必要があり、条件をすべて満たす者が他にないため
予定価格	3,448,500円(税込)
契約金額	3,448,500円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象(何を)) 仕様書に定める構築業務等の各項目 (検査手法(どのように)) 業務実施状況や成果物により完成検査を実施し、適正に履行していることを確認 (検査結果) 合格(適正に委託業務を遂行している。)

(6) - 7

契約名	ネットワークパソコンへのSIMカード設定業務
契約期間	令和3年12月14日～令和4年3月25日
業務内容(仕様)	令和3年度に調達したモバイルノートPCにSIMカードを挿入して格納し、ネットワーク設定を行う
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	富士フイルムビジネスソリューションジャパン(株) 山口支社
業者選定理由	SIMカードは県庁LANのネットワークの通信を行う機器であり、調達し運用する枚数についても3,000枚と多数にのぼりネッ

	トワークパソコンの調達・初期設定と一体的に実施する必要がある。このため、本業務を適正かつ円滑に実施できる業者は、現在ネットワークパソコンの調達契約を結んでおり、機器構成情報などについて熟知している必要があり、条件をすべて満たす者が他にないため
予定価格	3,060,200円（税込）
契約金額	3,047,000円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>（検査対象(何を)）</p> <p>SIMカードを挿入し、ネットワーク設定を行ったPC2,770台</p> <p>（検査手法（どのように））</p> <p>当課が指定した接続先URLにSIMカードを用いた通信で接続できるかテストを実施</p> <p>（検査結果）</p> <p>合格（適正に委託業務を遂行している。）</p>

(6) - 8

契約名	県庁LAN無線化環境構築業務
契約期間	令和3年10月23日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	県の各所属執務室等において、職員が業務に使用するネットワーク（県庁LAN）を無線化対応するための環境構築
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号
委託業者名	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国
業者選定理由	本業務は、総務省「庁内無線LANのセキュリティ要件について（地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会・令和2年5月）」等を参考に、情報セキュリティ対策を徹底した上で進める必要があり、設計や構築、セキュリティ対策等の条件をすべて満たす者が他にないため
予定価格	105,512,000円（税込）
契約金額	102,163,600円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし

検査の概要	(検査対象(何を))
	仕様書に定める構築業務等の各項目
	(検査手法(どのように))
	業務実施状況や成果物により完成検査を実施し、適正に履行していることを確認
	(検査結果)
合格(適正に委託業務を遂行している。)	

(6) - 9

契約名	県庁LAN無線化に係る電波調査業務
契約期間	令和3年11月20日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	県の各所属執務室等において、職員が業務に使用するネットワーク(県庁LAN)を無線化対応する際、適切な無線アクセスポイントの設置位置や電波強度、無線チャンネルの設計を行う
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国
業者選定理由	本業務の実施に当たっては、県庁LAN無線化環境や県庁LAN機器の設定・運用、セキュリティ対策といった機密情報を熟知している必要があり、条件をすべて満たす者が他にないため
予定価格	3,989,700円(税込)
契約金額	3,989,700円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象(何を))
	仕様書に定める構築業務等の各項目
	(検査手法(どのように))
	業務実施状況や成果物により完成検査を実施し、適正に履行していることを確認
	(検査結果)
合格(適正に委託業務を遂行している。)	

(6) - 10

契約名	電子県庁基幹システム(施設予約システム)施設追加業務
契約期間	令和3年3月19日～令和3年9月30日
業務内容(仕様)	県民がインターネットで県有施設の検索や空き状況の照会ができ

	る「施設予約システム」について、新たに予約等が可能な施設を追加する
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
委託業者名	(株) H A R P
業者選定理由	「施設予約システム」は選定業者が開発・運用を行っているシステムであり、選定業者以外では本業務の目的を達成できないため
予定価格	2,093,300 円 (税込)
契約金額	2,093,300 円 (税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象(何を)) 追加された各施設に係るシステム上の表示・動作 (検査手法 (どのように)) ・完成図書に従い全体設計等の確認 ・各施設管理者による表示及び動作確認 (検査結果) 合格 (適正に委託業務を遂行している。)

(6) - 11

契約名	山口県ファイルサーバ構築業務
契約期間	令和 3 年 10 月 28 日～令和 4 年 3 月 31 日
業務内容 (仕様)	効率的なデータマネジメントを行うことができる安全性と柔軟性を兼ね備えた高機能なファイルサーバを構築する
契約方法	一般競争入札
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2
委託業者名	富士通 J a p a n (株) 山口支社
業者選定理由	該当なし
予定価格	105,533,734 円 (税込)
契約金額	99,000,000 円 (税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	有り
再委託先	(株) 新星工業社
再委託金額	635,800 円 (税込)
検査の概要	(検査対象(何を))

	<ul style="list-style-type: none"> ・実機 ・完成図書 ・仮想化基盤 <p>(検査手法 (どのように))</p> <p>完成図書をベースに実際の設定等について業者の説明を受けながら一つずつ確認を行った。ユーザーの使い方を想定したテストを行い、動作やアクセス権に支障がないことを確認した。</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格 (適正に委託業務を遂行している。)</p>
--	---

(6) -12

契約名	サーバ構築に係る県庁LAN接続設定変更業務
契約期間	令和4年2月7日～令和4年3月31日
業務内容 (仕様)	ファイルサーバの運用開始に伴い、全所属からファイルサーバに接続が可能となるよう県庁LANの設定を変更する
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
委託業者名	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国
業者選定理由	県庁LANの運用保守を行っている唯一の業者であり、選定業者以外では本業務の目的を達成できないため
予定価格	991,078円 (税込)
契約金額	990,000円 (税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>各種ネットワーク機器の設定</p> <p>(検査手法 (どのように))</p> <p>完成図書をベースに実際の設定等について業者の説明を受けながら一つずつ確認を行った。ファイルサーバに実際に接続を行い、異常がないことを確認した。</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格 (適正に委託業務を遂行している。)</p>

(6) -13

契約名	ペーパーレス会議システム構築業務
契約期間	令和3年3月24日～令和3年5月31日

業務内容（仕様）	共用会議室等への無線ネットワークやタブレット端末等の導入により、ペーパーレス会議等の実施が可能となる環境を構築
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)エヌ・ティ・ティ・データ中国
業者選定理由	本業務は、総務省「庁内無線LANのセキュリティ要件について（地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会・令和2年5月）」等を参考に、情報セキュリティ対策を徹底した上で進める必要があるとあり、設計や構築、セキュリティ対策等の条件をすべて満たす者が他にないため
予定価格	19,735,870円（税込）
契約金額	19,735,870円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>（検査対象(何を)）</p> <p>仕様書に定める構築業務等の各項目</p> <p>（検査手法（どのように））</p> <p>業務実施状況や成果物により完成検査を実施し、適正に履行していることを確認</p> <p>（検査結果）</p> <p>合格（適正に委託業務を遂行している。）</p>

(6) -14

契約名	オンライン手続総合案内サイト企画・制作業務
契約期間	令和3年11月12日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトの企画・制作 ・ウェブサイトの運用及び管理等に関するマニュアルの作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	福泉(株)
業者選定理由	令和3年度にホームページを作成するためのCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）の再構築を福泉(株)に委託しており、令和4年度以降の運用・保守についても同社と契約を行っている。構築サイトの性質上、ホームページ同様にCMS機能を用いて、職員によるタイムリーな情報更新ができる必要がある。また、ホームページと同一のCMSで構築することで別個にCMSを調達する

	必要がなく、サイトの保守費用についてもホームページのCMS運用・保守費用に包含されるため不要であるため
予定価格	3,850,000円(税込)
契約金額	3,850,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象(何を)) 上記「業務内容(仕様)」に関する成果物一式 (検査手法(どのように)) 報告書に基づき、受託者が提出した成果物一式の内容を検査 (検査結果) 合格(適正に委託業務を遂行している。)

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した(一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等)。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書 ・請求書 ・完了報告書、検査報告書 ・検査調書 ・検査職員任命伺 ・競争入札等審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・仕様書 ・執行伺 ・業者選定伺 ・予定価格調書 ・検査職員任命伺 ・完成図書 ・検証結果報告書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サー 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上

監査要点	実施手続	証憑書類等
	ビスの向上等)。 ・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した(受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等)。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容(業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等)を確認した。	・同上

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【指摘事項】長期継続契約に係る契約書作成について(合規性)

上記(6) - 2 ネットワーク強靱化環境構築業務の見積書明細書の中に、「製品支援対応チケット 60 チケット 2022年4月~2027年3月 13,200,000円」とあった。これは、本件業務の中に、ライセンス有効期間である今後5年間の運用サポート費用と見受けられる内容が含まれており、契約年度に一括で支払ったものである。

ここで、本県では、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(以下、「条例」という)及び、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の留意事項等の一部改正について(通知)(以下、「通知」という)を定め、いわゆる単年度主義の特例として複数年契約の締結を容認している。そして、通知の「5 契約書作成関係」において、以下のとおり留意事項を示している。

- (1) 契約金額は年額又は月額(単価契約については単価)を記載すること。
- (2) 契約期間は全契約期間を記載すること。
- (3) 長期継続契約の性質上、条例第1号適用の契約については必ず予算の都合による解除条項を記載すること。

当該規定を踏まえ、本件が長期継続契約に当たるとするならば、本件の委託契約書には、サポート費用に係る上記(1)から(3)のいずれも記載はなく、さらに、競争入札等審査

会でも契約方法が審査過程の俎上に上がっているにも関わらず疑義が付された形跡もない。また、見積の通知時において、相手方に（３）の解除条項を付す旨を周知しておくことも規定しているが周知過程が確認できない。

通知の別紙冒頭部分に記載があるとおり、単年度主義の特例である、複数年契約の締結は、契約期間中の予算が当然に保証されるものではない。したがって、上記通知の取扱いを遵守し、条例に則した事務手続きとなるべく契約関係を改めるべきである。

【指摘事項】長期継続契約に係る一括支払いについて（合規性）

上記のとおり、本件サポート費用は条例及び通知に基づく限りにおいて、5年間の長期継続契約とすること自体は可能である。しかしながら、あくまでも、翌年度以降にわたり契約締結しなければ、当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすと判断されることから容認しているものであり、長期継続契約に基づく支出負担行為は、翌年度以降に帰属する支払いの執行までを容認しているものではない（通知「6 経費支出伺関係」参照）。

以上より、役務提供を受ける年度ごとに適正な支出事務を行わなければならない。

4. 県・市町RPA等共同利用推進事業

(1) 事業の概要

事業名	県・市町RPA等共同利用推進事業
担当部局	総合企画部 デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課
事業実施の背景（必要性）	（事業実施に至る背景（必要性）） 県と市町でRPAの共同利用を実証することで、各市町間でのRPA共同利用の促進や、企画・推進を行うことができる人材を育成
事業目的及び達成時期	（事業目的） ・県と市町によるRPA共同利用の実証と人材育成 （達成時期） ・共同利用可能なRPAシナリオの作成 目標：15業務（令和5年度末）
目指すべき将来像	（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像） 行政の様々な分野で、県と市町が共同でRPA等のデジタル技術の導入に取り組み、県内自治体のデジタル・ガバメントの実現を推進し、行政サービスの向上や業務の効率化を図る。
事業の概要（内容）	・RPAにより効率化できる業務の掘り起こし ・自治体間の業務プロセスを比較し、標準的な業務プロセスを構築

	<ul style="list-style-type: none"> 導入効果の検証、課題整理
事業の概要図等	
事業の主な実施主体	県
事業の対象者(誰に対する事業か)	県・市町
令和3年度の取り組みと成果(進捗)の概要	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> RPAにより効率化できる業務の掘り起こし 自治体間の業務プロセスを比較し、標準的な業務プロセスを構築 導入効果の検証、課題整理 <p>(成果(進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> 県・市町が共同利用できるRPAシナリオを5業務作成、運用中
関連する県の計画や基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> やまぐちデジタル改革基本方針
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	該当なし
事業区分	新規事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	18,260
補正後予算額	—	—	18,260
決算額	—	—	18,260

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	18,260	下記(6)委託契約の概要参照
合計	18,260	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	18,260	100.0
その他	—	—
一般(県)	—	—
合計	18,260	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	18,260
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(株)NTTドコモ 中国支社 山口支店

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	県・市町共同利用型RPA導入支援業務
契約期間	令和3年6月18日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・RPAツールの調達 ・AI-OCRの調達 ・RPA導入業務の選定支援 ・標準的業務プロセスの構築支援 ・シナリオの作成支援 ・BPR研修、RPA・AI-OCR操作研修 ・問い合わせ対応 ・運用マニュアルの作成 ・RPA、AI-OCR導入拡大に向けた課題整理・提案
契約方法	随意契約(プロポーザル)

契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)NTTドコモ 中国支社 山口支店
業者選定理由	プロポーザルの審査において、最優秀提案者であったため
予定価格	18,260,000円(税込)
契約金額	18,260,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	有り
再委託先	プライマル(株)
再委託金額	12,980,000円(税込)
検査の概要	(検査対象(何を)) 上記「業務内容(仕様)」に関する成果物一式 (検査手法(どのように)) 報告書に基づき、受託者が提出した成果物一式の内容を検査 (検査結果) 合格(適正に委託業務を遂行している。)

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル方式に係る手続きについて、応募要項及び競争入札等審査会(業務委託契約)を確認した。 ・プロポーザル審査、委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・競争入札等審査会(業務委託契約) ・公募型プロポーザル応募要領 ・企画提案書 ・見積書 ・審査結果及び審査表 ・委託契約書、仕様書 ・再委託承認申請書 ・再委託の承認について ・業務委託検査報告書 ・提出された成果物 ・請求書、支出負担行為票、支出票 ・業務委託契約情報の

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・委託先からの実績報告書を閲覧し、仕様書に沿った契約履行となっていることを確認した。 	公表について（県HP） <ul style="list-style-type: none"> ・再委託承認申請書 ・再委託の承認について ・業務委託検査報告書 ・提出された成果物
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・再委託について、再委託業務の内容、再委託割合や再委託金額等が審査対象とされているか否か確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書 ・ITアドバイザーによる評価結果 ・再委託承認申請書 ・再委託の承認について

（８）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】再委託業務の範囲について（経済性・効率性）

本件の委託事業は、RPAツール等の調達とそれらの導入支援業務に大別でき、このうち導入支援業務では再委託が行われており、その割合は委託金額の71.0%を占めている。委託先の選定はプロポーザル方式によっており、導入支援業務を再委託することは提案時点で判明している。そのため、再委託の承認においても、「業務の履行上支障はない」と判断したうえで承認されている。

一方で、再委託も含めた提案を評価したうえで業者を選定しているとはいえ、再委託比率が7割超ともなれば委託業務の主要部分が再委託に付されていると見られかねない。そして、委託先が行う主たる業務はRPAツール等の調達であり、ライセンス契約である。新システムの導入を進めるにあたり、ベンダーを効果的に選択利用することが効率的な側面はあると思われるが、ライセンス契約を主とする委託先が、導入支援業務の管理監督を行うことの意義と実効性についてはやや疑問が残る。さらに、県は、委託先が行う再委託先の管理状況を把握しておらず、委託業者の指揮監督権がどこまで発揮されたか等は不明瞭である。

以上より、外見上で業務の大部分、又は主要な部分が再委託に付される場合には、その承認に際しては、再委託業務の範囲や金額、管理・監督の手法等の是非を慎重に検証し、最小

の経費で最大の効果を得る委託業務の履行（経済合理性）について、その検証過程や検証結果を客観的に示すことが望まれる。

5. RPA等活用推進事業

(1) 事業の概要

事業名	RPA等活用推進事業
担当部局	総合企画部 デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課
事業実施の背景（必要性）	（事業実施に至る背景（必要性）） RPA等のデジタル技術を庁内業務へ導入することにより、定型業務の自動化等、「スマート県庁」に向けた取組を推進
事業目的及び達成時期	（事業目的） ・ICTを活用した業務の効率化・生産性の向上 （達成時期） ・導入効果を検証したうえで取組を継続
目指すべき将来像	（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像） 業務の効率化・生産性の向上を図り、職員のワークライフバランスの充実や県民サービスの質の向上を実現するため、ICTを活用した働き方改革を推進する。
事業の概要（内容）	・RPAの導入 ・議事録作成支援システムの導入 ・Web会議システムの導入
事業の概要図等	該当なし
事業の主な実施主体	県
事業の対象者（誰に対する事業か）	県
令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要	（取り組み） ・RPAの導入 ・議事録作成支援システムの導入 ・Web会議システムの導入 （成果（進捗）） ・RPA導入による業務の効率化と正確性の向上 ・議事録作成支援システム導入による会議録作成に係る業務時間の削減 ・Web会議システム導入による職員出張に係る移動時間や旅費の削減

関連する県の計画や基本方針等	・やまぐちデジタル改革基本方針
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	該当なし
事業区分	継続事業（令和2年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	21,109	21,495
補正後予算額	—	18,980	20,047
決算額	—	18,963	19,896

(予算額及び決算額の著増減事項等)

補正は不用額の減額補正によるものである。

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	14,564	下記(6)委託契約の概要参照
役務費	1,283	モバイル回線通信料
使用料及び賃借料	4,049	各システムのライセンス料
合計	19,896	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	19,896	100.0
合計	19,896	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	11,891	14,564

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(株)NTTドコモ 中国 支社 山口支店外2件	(株)NTTドコモ 中国 支社 山口支店

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	RPA導入業務委託
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・RPAツール、AI-OCRの調達 ・シナリオの作成支援、運用保守支援 ・RPA導入拡大に向けた業務の選定支援 ・操作研修、問い合わせ対応
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(株)NTTドコモ 中国支社 山口支店
業者選定理由	<p>選定業者は、昨年度公募型プロポーザル方式により選定した「山口県RPA導入支援事業」の契約事業者である。</p> <p>本業務では、昨年度にRPAを導入した計21業務のシナリオの保守(シナリオの修正・変更)への迅速な対応や、類似業務への効率的なシナリオ作成支援を要しており、他の事業者に委託した場合、運用中の業務に支障を来すおそれがあることから、引き続き、選定業者を本業務の委託事業者として選定する。</p>
予定価格	14,564,000円(税込)
契約金額	14,564,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	有り
再委託先	プライマル(株)
再委託金額	5,115,000円(税込)
検査の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>上記「業務内容(仕様)」に関する成果物一式</p> <p>(検査手法(どのように))</p> <p>報告書に基づき、受託者が提出した成果物一式の内容を検査</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格(適正に委託業務を遂行している。)</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・競争入札等審査会(業務委託契約) ・委託契約書、仕様書 ・再委託承認申請書 ・再委託の承認について ・業務委託検査報告書 ・提出された成果物 ・請求書、支出負担行為票、支出票 ・業務委託契約情報の公表について(県HP)
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した(受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等)。 ・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・委託先からの実績報告書を閲覧し、仕様書に沿った契約履行となっていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託承認申請書 ・再委託の承認について ・業務委託検査報告書 ・提出された成果物
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容(業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等)を確認した。 ・再委託について、再委託業務の内容、再委託割合や再委託金額等が審査対象とされているか否か確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書 ・再委託承認申請書 ・再委託の承認について

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】概算見積書の評価について（経済性・効率性）

当事業は継続事業の2年目であり、前年度においてプロポーザル方式によって決定した委託先と委託契約を締結している（締結時期は前年度末）。委託業務はRPAツール等の調達及びそれらの活用支援業務に大別できる。支援業務については再委託が行われており、支援業務の実行メンバーは、前述の4. 県・市町RPA等共同利用推進事業（以下、共同利用推進事業とする）とほぼ同一である。この支援業務についても、概ね同一の業務が行われているが、見積書の単価は、当事業の後に契約された共同利用推進事業の方が1,500円（税抜）低く設定されていた。

単価設定は企業判断によるものであり、契約のタイミングも相違するとはいえ、ほぼ同一の業務を同一人物が対応するのに単価が1,500円も相違する点には経済合理性の点で違和感がある。また、初年度に選定された業者の主張どおりの金額で継続事業の委託契約を締結することは、同様に経済性・効率性の観点で問題が生じる可能性がある（予算額の範囲内であることをもって、経済性・効率性が担保されるわけではない）。

以上より、概算見積書については、その内訳を適切に検証し、検証結果を示したうえで予定価格の算定基礎として利用すべきである。

【意見】事業の評価について（有効性）

当事業の目指すべき将来像は「職員のワークライフバランスの充実や県民サービスの質の向上を実現するため、ICTを活用した働き方改革を推進する」であり、事業目的は「ICTを活用した業務の効率化・生産性の向上」にある。このような事業の評価として、RPA等の導入により削減できた業務時間を集計しているが、県職員の時間外労働時間の推移については評価していない。また、県民サービスの質の向上について問うも、その内容について具体的な回答は得られなかった。

事業の費用対効果の測定という意味で、デジタル化による業務時間数の削減効果を評価することは確かに重要である。しかしながら、対象業務の時間数が削減されることは自明であるのに対し、それが目指すべき将来像の実現に対してどのような影響を与えているのかについても評価しなければ本当のゴールまでの距離や距離を縮めるための施策が曖昧となりかねない。そもそも目指すべき将来像について、具体化されたうえで共有されていなければ、評価自体困難である。ともすれば抽象的になり易い将来目標ではあるが、単なるデジタルツールの導入に留まることなく、県民が享受するサービス向上の観点でより一層納得が得られる事業成果を生み出せるような評価の視点を持たれることを期待する。

6. テレワーク移住支援事業

(1) 事業の概要

事業名	テレワーク移住支援事業
担当部局	総合企画部 中山間地域づくり推進課
事業実施の背景（必要性）	コロナ禍を契機に、首都圏では、時間と場所にとらわれない「働き方の新しいスタイル」として、テレワークが普及するとともに、地方移住への関心が高まっており、こうした動きをしっかりと捉え、本県への新たな人の流れを創出する。
事業目的及び達成時期	（事業目的） テレワーク移住等を支援し、本県への新たな人の流れを創出する。 （達成時期） 令和6年度
目指すべき将来像	（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像） 山口県内における移住・定住の促進
事業の概要（内容）	テレワーク移住支援金を支給した市町に対して当該給付金の3/4を補助 【参考】市町からテレワーク移住者等への支援金支給額 [支給額] 1,000 千円(世帯)、600 千円(単身)
事業の概要図等	<p>国 → 県 → 市町</p> <p>交付金 (地方創生推進交付金) 補助金</p> <p>申請 支給</p> <p>テレワーク移住者 関係人口移住者</p>
事業の主な実施主体	市町
事業の対象者（誰に対する事業か）	東京 23 区在住者又は通勤者（直近 10 年間で通算 5 年以上在住又は通勤）で、次のいずれかに該当する者 ・本県に移住し、引き続きテレワークで業務を行う者

	・市町が移住前に地域等と関わりがある者（関係人口）として認める者
令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要	（取り組み） ・市町への補助金の交付 （成果（進捗）） 下記（6）令和3年度補助金等の概要のとおり
関連する県の計画や基本方針等	・第2期 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	該当なし
事業区分	新規事業（令和3年度～）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	15,000
補正後予算額	—	—	7,650
決算額	—	—	6,120

（予算額及び決算額の著増減事項等）

令和3年度の補正予算は実績見込みの減少によるものである。

（3）令和3年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
負担金補助金及び交付金	6,120	下記（6）補助金等の概要参照
合計	6,120	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	4,080	66.7
その他	—	—
一般（県）	2,040	33.3
合計	6,120	100.0

(5) 負担金補助金及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	6,120
補助金等の名称	—	—	やまぐちテレワーク移住等支援事業費補助金
交付先名	—	—	宇部市 外8件

(6) 令和3年度補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐちテレワーク移住等支援事業費補助金		
目的(趣旨)	県と市町が協働で実施する内閣府所管の地域再生計画及び地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)で位置づけた事業のうち、テレワーカーや関係人口を対象に、市町が行う移住支援事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、東京圏から本県への移住促進を図ることを目的とする。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	やまぐちテレワーク移住等支援事業費補助金交付要綱		
創設年度	令和3年度		
交付対象事業	市町が実施する移住支援金のうち、テレワーク移住に関する要件又は関係人口に関する要件を満たしたもの		
補助対象経費及び補助率(限度額)	補助対象経費及び補助率(限度額)の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率(限度額)
	補助金	やまぐちテレワーク移住等支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき実施する移住支援金(以下「支援金」という。)及び支援金の支給に係る事務経費	国1/2、県1/4、市町1/4 ・2人以上の世帯 100万円 ・単身世帯 60万円 に4分の3を乗じて得た額及び支援金の補助対象経費の額に100分の1.5を乗じて得た額とする
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先名	交付金額	
	宇部市	459,000円	
	防府市	459,000円	
	防府市	459,000円	
	萩市	765,000円	

	宇部市	459,000 円																
	光市	765,000 円																
	山口市	765,000 円																
	下関市	1,224,000 円																
	岩国市	765,000 円																
	合計	6,120,000 円																
申請及び交付件数	申請件数：9 件 交付件数：9 件																	
補助金の効果測定	<p>効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移 (県の設定する効果測定指標) 当初予算額に対する実績額 (単位：世帯)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値 (A)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>26(※1)</td> </tr> <tr> <td>実績値 (B)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10(※2)</td> </tr> <tr> <td>達成率 (B/A)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>38.5% (※3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：第2期総合戦略における単年度目標 2,500 人の約1%をテレワーク移住と想定して設定した。 ※2：令和3年度の申請期間は令和3年7月～令和4年3月までの9ヶ月である。 ※3：上記※2のとおり、実績値10世帯は9ヶ月相当であるが、12ヶ月(令和4年4月～6月の実績を加味した場合)では、約61.5%となる。</p>			令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標値 (A)	—	—	26(※1)	実績値 (B)	—	—	10(※2)	達成率 (B/A)	—	—	38.5% (※3)
	令和元年度	令和2年度	令和3年度															
目標値 (A)	—	—	26(※1)															
実績値 (B)	—	—	10(※2)															
達成率 (B/A)	—	—	38.5% (※3)															

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること(交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性及び公益性)を確認した。 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支(経理)が適切に報告されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 起案書 補助金交付要綱 交付申請書 審査書類 交付決定通知書 実績報告書 交付確定通知書

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 ・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問により確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか(安易に定性評価としていないか)確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・補助金チェックシート
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該補助金制度の利用(申請)状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の予算実績比較

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】補助金の効果測定指標について(有効性)

本補助金の効果測定指標として、県はテレワーク移住世帯数を掲げているが、その数値根拠は、第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPIである『転入者アンケートによる「YY!ターン」実績数』を基にした単年度目標値(2,500人)の約1%である。しかしながら、当該1%という数値自体は、本県の環境を踏まえた積極的かつ具体的な根拠とは言い難い。また、上記(6)の補助金の効果測定欄では、12ヶ月換算で6割を超える達成率となっていることをもって「まずまずの結果である」とのことであったが、現状の効果測定では、何が足りなかったのか、目標値を達成するためには今後どのような施策を展開するべきなのか等の具体的なアクションプランへの反映が難しいと言える。

以上より、コロナ禍を契機として広く行われるようになったテレワークであるが、本県への移住・定住の促進に寄与する補助事業となるように、明確な根拠に基づく指標を設定し、当該指標に対する実績の把握、さらには目標未達におけるアクションプランを具体的に策定する、いわゆるPDCAサイクルが望まれる。

7. ぶちエコやまぐちCO₂削減加速化事業

(1) 事業の概要

事業名	ぶちエコやまぐちCO ₂ 削減加速化事業
担当部局	環境生活部 環境政策課
事業実施の背景（必要性）	<p>（事業実施に至る背景（必要性））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民全体では、<u>地球温暖化対策の推進に向けた取組意識が若年層で低く、これらへの意識醸成や取組意欲を高める啓発や支援が必要。</u>（全平均：40%、20代：29%） ・ 家庭部門では、依然、増加傾向にあり、若者や子どもなども含めた効果的な啓発や支援が必要。 ・ 業務部門では、今後の更なる削減に向けて、より効果的な啓発や支援が必要。 ・ 運輸部門では、自動車保有台数は増加傾向しており、購入時に次世代自動車を選択するための支援が必要。
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>低炭素社会の実現に向けて、「ぶちエコやまぐち」を合言葉に、「知る」「気づく」「実践する」「継続・発展する」の視点で、県の地球温暖化対策を加速化し、県民や事業者自らの低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの行動変容・定着を促進する。</p> <p>※令和12年度の温室効果ガス削減目標：平成25年度比17.8%削減</p> <p>（達成時期）</p> <p>令和12年度（予定）</p>
目指すべき将来像	<p>（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像）</p> <p>ICT（アプリ）を活用し、県民の地球温暖化対策への取組状況や成果をわかりやすく把握できるようにするとともに、主体的に楽しく取り組めるようなしかけづくりを行い、エコ行動の継続的な実践、定着化を図る。</p>
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用した県民のCO₂排出量の「見える化」やエコ行動のポイント化、事業者等と連携したインセンティブ付与により、効果的・継続的なエコ行動につなげるとともに、県民や事業者に応じた普及啓発や省エネ診断、より効果の高い住宅や建築物への省・創・蓄エネや次世代自動車の導入まで一体的な取組を推進。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策実行計画（関連重点プロジェクト） 1 県民総参加による地球温暖化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ぶちエコやまぐち～CO₂削減県民運動～の強化 ○ICTを活用した環境学習・環境教育の推進 3 移動・物流の低炭素化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ○自転車や公共交通の利用など行動変容の促進
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	該当なし
事業区分	新規事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	271,545 (内DX関連:14,948)
補正後予算額	—	—	149,380 (内DX関連:14,372)
決算額	—	—	125,085 (内DX関連:14,372)

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳（DX関連のみ記載）

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	14,371	下記(6)委託契約の概要参照
旅費	1	検討会出席者旅費
合計	14,372	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般 (県)	14,372	100.0
合計	14,372	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	14,371
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(株)DERESI

(6) - 1 令和3年度委託契約の概要

契約名	やまぐち環境アプリ (仮称) 等構築業務
契約期間	令和3年6月24日～令和4年3月31日
業務内容 (仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン用アプリケーションの開発 ・WEBページの構築 ・アプリ普及イベントの実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	(株)DERESI
業者選定理由	公募型プロポーザルにより、最優秀提案者に決定したため
予定価格	13,530,000円 (税込)
契約金額	13,530,000円 (税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	効果的なPR・啓発を展開するための新規キャラクターの制作及び普及イベント時等に放映可能な映像コンテンツを作成するため
変更後契約金額	13,645,500円 (税込)
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象(何を)) <ul style="list-style-type: none"> ・アプリケーションの開発状況

	<ul style="list-style-type: none"> ・WEBページの構築状況 ・アプリ普及イベントの実施状況 (検査手法 (どのように)) 提出された成果物(設計書、業務報告書等)から、適正に業務が実施されていることを確認 (検査結果) 合格
--	---

(6) - 2

契約名	「ぶちエコアプリ」保守管理及びデータ、コンテンツ管理等業務
契約期間	令和4年1月4日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリの保守管理 ・関連データ、コンテンツ管理(更新・追加・修正を含む)
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	(株)DERESI
業者選定理由	本業務はアプリのシステムアップデート対応が伴う業務であり、当該アプリに精通している必要があるため、本アプリを開発した業者にしか対応できない
予定価格	726,000円(税込)
契約金額	726,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象(何を)) <ul style="list-style-type: none"> ・アプリの保守管理状況 (検査手法(どのように)) <ul style="list-style-type: none"> ・提出された業務委託完了通知書から、適正に業務が実施されていることを確認 (検査結果) 合格

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合规性	入札審査会資料及び伺い書を閲覧し、適切な手続にて契約の相手先が決定されていることを確認	入札審査会資料 伺い書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>るかどうかについて確認した。</p> <p>契約変更について、適切な手続きにて契約変更がなされているかどうかについて、伺い書等を閲覧して確認した。</p>	
有効性	<p>アプリの登録者数、ポイント抽選数の推移の情報を入手し、アプリの利用状況を検討した。</p>	登録者数及び抽選数の推移情報
経済性・効率性	<p>変更された仕様書及び変更契約の前に徴収する参考見積書の内訳について、明らかに不合理な項目がないことを確認した。</p>	仕様書 参考見積書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

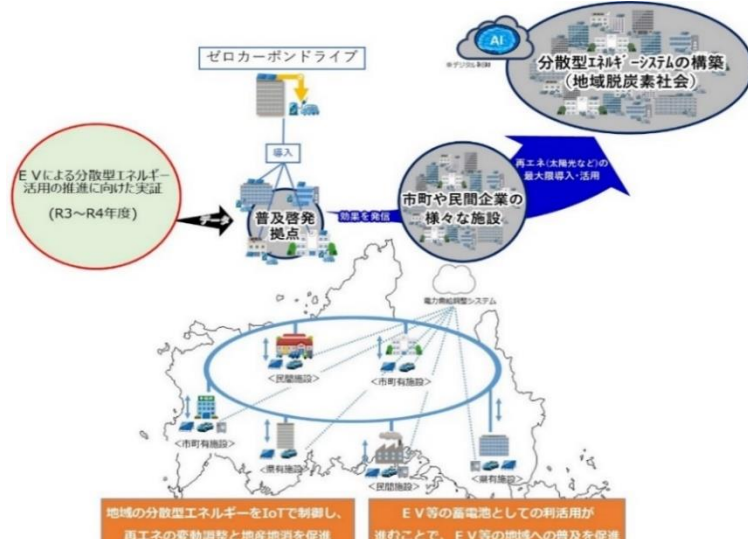
【意見】ぶちエコアプリの今後の活用について（有効性）

ぶちエコアプリは、令和4年1月4日から配信されている。令和4年3月31日のユーザー（人数）は1,567人、令和4年8月31日時点で1,908人、ポイントを貯めての抽選者数は累計1,628人であるものの、抽選回数は令和4年1月からほぼ一貫して減少している。これは、取得ポイント数に比して、抽選可能ポイントである200ポイントが多いため、ポイントを貯めることが難しいことも一つの要因と考えられるが、抽選者数の推移からすると、いわゆるアクティブユーザーが減少しているのではないかと推察される。

今後については、若年層の意識と行動を変容させることもアプリの目的であるため、例えば、県内大学との連携（大学の生協等の売店でポイントを利用可能とする等）、環境政策課内のイベントに限らず、他の部局のイベント等と共同することによるエコスポットの作成、また、可能であれば県の他のアプリやポイントの相互乗り入れ等の検討を行うことで、アプリの知名度を高め、アプリの利用者とアクティブユーザーを増やすような仕掛けに取り組んでいただきたい。

8. EVによる分散型エネルギー活用推進事業

(1) 事業の概要

事業名	EVによる分散型エネルギー活用推進事業
担当部局	環境生活部 環境政策課
事業実施の背景（必要性）	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の使用が多い本県の特性を踏まえ、産学公で組織した分散型エネルギー活用検討会（令和2年度設置）において、電気自動車（EV）の蓄電機能を活用した「山口モデル」の構築が重要と提言 ・再エネは天候等による変動が大きく、再エネの変動調整が、今後の再エネ普及にとって重要 ・太陽光発電（PV）、蓄電池、EV等の分散型エネルギーをAI・IoTで統合的に制御することで、電力の需給調整を行い、再エネを最大限活用することが可能となり、地球温暖化対策に資する。
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的） 分散型エネルギーを地域内で最大限に活用するため、岩国地域の県有施設をモデルとして、分散型エネルギーを遠隔制御することによる省エネ効果やコストなどを評価。</p> <p>（達成時期） 令和4年度（予定）</p>
目指すべき将来像	 <p>・地域の分散型エネルギーをIoTで制御し、再エネの変動調整と地産地消を促進</p> <p>・EV等の蓄電池としての利活用が進み、EV等の地域への普及を促進</p>

<p>事業の概要（内容）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ E Vの遠隔充放電による P Vの変動調整の検証 ・ 庁舎の消費電力のピークカットの検証 ・ 公用車としての E Vの利便性への評価
<p>事業の概要図等</p>	<p>The diagram illustrates the project's energy management system. At the top, a server provides remote control to two main sites: Iwano City Hall (岩国総合庁舎) and Iwano High School (岩国高校). Both sites are equipped with solar panels (太陽光発電) and batteries (蓄電池) for energy storage. Bidirectional arrows labeled '充放電' (charge/discharge) indicate the flow of energy between the solar panels and batteries. A '新規設置' (new installation) section shows a V2H (Vehicle-to-Home) system where an EV (Electric Vehicle) is connected to a communication device (通信装置) and the main system, also with bidirectional energy flow.</p>
<p>事業の主な実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県 <ul style="list-style-type: none"> ・ E Vの購入、V 2 H設備の設置 ・ 庁舎管理者との調整、公用車利用情報等の収集 ● 分散型エネルギー活用実証プロジェクトチーム (R3 設置) ※ <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証試験に係る実務（制御装置・システムの開発・調整、制御試験の実施等） ・ 実証試験のとりまとめ <p>※分散型エネルギー活用検討会の一部委員で組織</p> <p>The organizational chart shows the following relationships: <ul style="list-style-type: none"> 山口県 (Yamaguchi Prefecture) is connected to the 分散型エネルギー活用検討会 (2020.6設置) via '連携' (collaboration). The 分散型エネルギー活用検討会 provides '助言' (advice) to the 分散型エネルギー活用実証プロジェクトチーム (2021.4設置). The 分散型エネルギー活用実証プロジェクトチーム provides '報告' (report) back to the 分散型エネルギー活用検討会. The 分散型エネルギー活用実証プロジェクトチーム is '委託' (commissioned) by the 山口県 and provides '報告' (report) back to it. </p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>全県民、県内業者、県内市町</p>

<p>令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要</p>	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実証試験の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・岩国総合庁舎にV2H及びEVを新規導入 ・制御システムの構築 ●実証試験 <ul style="list-style-type: none"> ・EV充放電の基本特性の把握及びマルチユースの検討 ・EV導入拡大後の水平展開に向けた検討 ●令和4年度の実証プランの構築 <p>(成果（進捗）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実証試験 <ul style="list-style-type: none"> ・EV充放電の基本特性の把握（充放電効率、実証に適したEV電池残容量の条件） ・EVとV2Hの使用手順書作成、庁舎職員への研修 ・岩国庁舎の公用車の稼働率、使用時間帯・距離を把握 ●令和4年度の実証プランの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・EVの運行情報、PVの発電量・余剰電力、電力市場価格等から、庁舎の消費電力のピークカットの検証 ・天候予測をモニターしEV等を事前に充放電する、災害時の非常用電源としての利用法検証 ・公用車におけるEV導入効果の検証
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン <ul style="list-style-type: none"> 39 人と自然が共生する環境にやさしい県づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの活用等による地球温暖化対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▼水力発電やバイオマス発電等、本県の自然や産業の特性を活かした再生可能エネルギーの導入の促進 ▼蓄電池等の導入促進等による再生可能エネルギーの有効活用の促進 ・地球温暖化対策実行計画（関連重点プロジェクト） <ul style="list-style-type: none"> 2 省・創・蓄エネの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> 多様なエネルギーの導入・利用促進 3 移動・物流の低炭素化の促進 <ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車の導入促進 5 地域資源を活用した持続可能な地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 分散型エネルギーの活用促進
<p>デジタル・魁プロジェクトとの関連性</p>	<p>該当なし</p>
<p>事業区分</p>	<p>新規事業（令和3年度～令和4年度）</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	15,120
補正後予算額	—	—	11,550
決算額	—	—	11,106

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報償費	18	検討会謝礼
旅費	91	職員出張旅費
需用費	193	コピー代、用紙代、車両燃料費他
役務費	18	電話代
委託料	3,317	営繕部局設計委託 825 千円 その他下記(6)委託契約の概要参照
使用料及び賃借料	31	ETC 利用料
工事請負費	3,988	V2H 充放電設備設置工事他
備品購入費	3,450	車両購入費
合計	11,106	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	1,328	12.0
一般(県)	9,778	88.0
合計	11,106	100.0

(その他財源の内容)

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 1,328 千円である。

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	3,317
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	分散型活用実証プロジェクトチーム 外1件

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	分散型エネルギー活用実証業務
契約期間	令和3年6月14日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・分散型エネルギー活用実証プロジェクトチームの運営 ・分散型エネルギー活用実証業務の実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）イ
委託業者名	分散型活用実証プロジェクトチーム
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施には、プロジェクトの遂行に必要な知識や技術を有する産学公の連携が不可欠である。 ・プロジェクトチームはEVや蓄電池の充放電に係る研究開発の実績の有る者で構成され、本業務を実施し得る唯一の者である。
予定価格	2,121,500円（税込）
契約金額	2,121,500円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・通信環境により、県が設置するV2Hとプロジェクトチームが設置する遠隔制御装置間の通信線の設置作業が必要なことが判明。 ・通信線の設置作業はプロジェクトチームが設置する遠隔制御装置の設置作業と不可分であるため。
変更後契約金額	2,560,400円（税込）精算額△68,277円（県に返納）あり
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>（検査対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分散型エネルギー活用実証プロジェクトチームの運営状況 ・分散型エネルギー活用実証業務の実施内容 <p>（検査手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された業務実績報告書から適正に業務が実施されているかを確認した。 <p>（検査結果）</p>

（7）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。 ・工事請負費及び備品購入費について関連資料を閲覧し、適切な契約事務が行われていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約事務取扱要領 ・競争入札等審査会（業務委託契約）議事録 ・委託契約書、仕様書 ・委託検査調書 ・成果報告書 ・請求書、支出負担行為、支出票 ・収支報告書、出納簿、返納通知書 ・業務委託契約情報の公表について（県HP） ・競争入札等審査会（工事請負）議事録 ・予定価格決定調書 ・工事請負契約書、工事請負変更契約書 ・工事検査調書 ・請求書、領収証
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託検査調書 ・成果報告書
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積あ 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書 ・請求書、収支報告書、出納簿

監査要点	実施手続	証憑書類等
	りきで請求されていないか検討した。	

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見
記載すべき指摘事項及び意見はない。

9. 介護事業所 I C T 導入推進事業

(1) 事業の概要

事業名	介護事業所 I C T 導入推進事業
担当部局	健康福祉部 長寿社会課
事業実施の背景（必要性）	生産年齢人口の減少により、介護分野の人的制約が強まる中、新型コロナウイルス感染症への対応により、介護現場の負担が増していることから、ケアの質を確保しながら、必要なサービス提供を行うため、介護現場の業務の効率化が求められている。
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的） 介護事業所に対して、I C T 導入を推進することで、業務の効率化及び介護の質の向上を図る。</p> <p>（達成時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての主要な介護事業所への介護ソフト等の導入 セミナー参加者数目標：300 人（令和 5 年度末累計） 補助事業所数目標：390 事業所（令和 5 年度末累計） <p>アンケートにより費用等が課題で I C T の導入計画がない事業所に対して、段階的に導入が進んでいくように目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年度：100 人、140 事業所 令和 4 年度：100 人、140 事業所 令和 5 年度：100 人、110 事業所
目指すべき将来像	ウィズコロナの時代においても、ケアの質を確保しながら、必要なサービスの提供を行うことが可能となり、介護分野の生産性向上が図られる。
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> 介護事業所 I C T 導入セミナーの実施（介護ソフトメーカーの講演や導入事業者の事例発表、相談会等） 介護事業所における介護ソフト等の導入経費に対する補助（山口県介護事業所 I C T 導入推進事業補助金）

<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>県内の介護事業所</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要</p>	<p>（取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所ICT導入セミナーの実施 ・山口県介護事業所ICT導入推進事業補助金の交付 <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT導入セミナーの開催により、ICT導入後の効果を周知し、介護事業所におけるICT導入を促進（令和3年度参加者数：108人） ・介護ソフト等の導入に対する補助金の交付により、介護事業所のICT化を推進し、介護現場の業務効率化を促進（令和3年度交付実績：142事業所）
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次やまぐち高齢者プラン ・第2期山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略 [2021改訂版] ・やまぐちデジタル改革基本方針 ・「コロナの時代」に対応するための施策推進方針
<p>デジタル・魁プロジェクトとの関連性</p>	<p>該当なし</p>
<p>事業区分</p>	<p>新規事業（令和3年度～）</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	57,000
補正後予算額	—	—	54,736
決算額	—	—	48,768

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	1,000	下記(6) 委託契約の概要参照
負担金補助金及び交付金	47,768	下記(8) 補助金等の概要参照
合計	48,768	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	48,768	100.0
一般(県)	—	—
合計	48,768	100.0

(その他財源の内容)

その他財源は、基金繰入金(地域医療介護総合確保基金)によるものである。

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	1,000
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(福) 山口県社会福祉協議会

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	介護事業所 I C T 導入セミナー開催業務
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	県内の介護事業所に対して、I C T 導入の推進に向けたセミナーを実施。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	(福) 山口県社会福祉協議会
業者選定理由	福祉関係の専門研修機関として研修実施についてのノウハウを有しており、特定の介護サービスに偏ることなく、すべての介護サービスを対象に企画、募集することができ、また、日頃から介護関係団体と連携した取組を行っていることから、本研修を効果的に実施することができる機関であり、本県において上記要件をすべて満たす者は他にないため。
予定価格	1,000,000円（税込）
契約金額	1,000,000円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>【検査対象】 介護事業所 I C T 導入セミナーの開催状況、関係資料、参加者名簿、アンケート集計資料、その他活動状況</p> <p>【検査手法】 提出された実績報告書の内容を確認するとともに、適宜ヒアリングを行い、適正に業務が実施されているか確認した。</p> <p>【検査結果】 合格（適正に委託業務を遂行している。）</p>

(7) 負担金補助金及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	47,768
補助金等の名称	—	—	山口県介護事業所 I C T 導入推進事業補助金
交付先名	—	—	J A 協同サポート山口株式会社 外141件

(8) 令和3年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県介護事業所 I C T 導入推進事業補助金			
目的 (趣旨)	介護事業所の I C T の導入を促進することにより、介護現場の業務の効率化及び質の向上を図ることを目的とする。			
公募・非公募	公募			
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金等交付規則 山口県介護事業所 I C T 導入推進事業補助金交付要綱 			
創設年度	令和3年度			
交付対象事業	介護事業所が I C T を導入する事業			
補助対象経費及び補助率 (限度額)	補助対象経費及び補助率 (限度額) の概要			
	区分	補助対象経費の概要	補助率 (限度額)	
	山口県介護事業所 I C T 導入推進事業	介護ソフト導入経費、タブレット端末等購入経費、ネットワーク機器の購入経費、保守・サポート費用等	1/2 ※一定の要件を満たせば 3/4 (1 事業所当たり 40 万円)	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況			
	交付先名	交付金額		
	J A 協同サポート山口株式会社 (J A 介護支援センター須々万ぺんぎん) 外 141 件	47,768,000 円		
	合計	47,768,000 円		
申請及び交付件数	申請件数：154 件 交付決定件数：154 件 交付実績件数：142 件 (交付決定との差異は、事業中止 12 件があったため)			
補助金の効果測定	効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移 (県の設定する効果測定指標)			
	<ul style="list-style-type: none"> 介護事業所 I C T 導入セミナー参加者数 <p style="text-align: right;">(単位：人)</p>			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
	目標値 (A)	—	—	100
実績値 (B)	—	—	108	
達成率 (B/A)	—	—	108.0%	

	・介護事業所 I C T 導入推進事業補助金交付件数			
	(単位：件)			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
	目標値 (A)	-	-	140
	実績値 (B)	-	-	142
達成率 (B/A)	-	-	101.4%	

(9) 監査要点と実施手続の概要

【委託契約】

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した(一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等)。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書、仕様書 ・業務委託契約事務取扱要領 ・業者選定理由書 ・委託検査調書 ・請求書、支出負担行為 ・業務委託契約情報の公表について(県HP)
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。 ・委託の効果(実効性)をどのように分析及 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託検査調書 ・委託契約書、業務委託仕様書 ・実績報告書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>び評価しているか質問し検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 入札方式に変更し、委託料の削減を図るべき随意契約がないか質問した。 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書 見積書

【補助金】

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 補助金に係る消費税仕入控除税額報告を閲覧し、漏れなく報告を受け必要に応じて 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱 交付申請書 審査書類 交付決定通知書 補助金に係る消費税仕入控除税額報告 実績報告書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	返還を受けていることを確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支(経理)が適切に報告されていることを確認した。	
有効性	・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 ・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問により確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか(安易に定性評価としていないか)確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検討した。	・実績報告書 ・補助金チェックシート
経済性・効率性	・当該補助金制度の利用(申請)状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。 ・補助金交付先が大規模な事業者(財政余力のある事業者)である場合等、補助金支出の要否(必要性)をどのように判定しているか質問により確認した。	・補助金の予算実績比較

(10) 監査の結果(指摘事項)または意見

【指摘事項】補助金額の確定について－①(合規性)

本補助金の対象経費は、山口県介護事業所ICT導入推進事業補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)第3条2項において、以下のように規定している。

(2) タブレット端末・スマートフォン・インカム等のハードウェア(ICT技術を活用した生産性向上に効果のあるハードウェアに限る。パソコン・プリンターは対象外)の購入・設置にかかる経費

補助対象事業者から提出される事業実績報告書の経費所要額精算調書を確認したところ、

液晶ワイドディスプレイが補助対象経費に含まれていた。結果的には補助金額に影響はなかったものの、補助金額の確定検査時に補助対象経費から除くべきであった。

したがって、額の確定検査における補助対象経費の適否については、十分なチェックや上長承認を要し、事務手続きの不備がないよう改善を求める。

【指摘事項】 補助金額の確定について－②（合規性）

本補助金の対象経費は、先述の【指摘事項】－①に記載したとおりの規定である。そして、補助対象事業者から提出される事業実績報告書の経費所要額精算調書を確認したところ、ノートパソコンが補助対象経費に含まれていた。これはタブレット端末よりも実際の業務としてノートパソコンの方が使い勝手が良いため、事前に確認を得てノートパソコンを経費に含めることを認めたものである。しかしながら、ノートパソコンを補助対象経費に含めることを認めた経緯等の記録は残されていない。補助金額の確定時に、補助金チェックシート等を活用して経緯を記載する等、客観的な文書として残しておくべきである。また、たとえ事前確認を経たとしても、公開される交付要綱だけを見れば、ノートパソコン自体の費用を補助対象経費とすることができる旨は認識できず、事前確認の有無で、結果的に事業者間の公平性が保たれていないこととなっている。

したがって、公平性を確保し、極力、事業者側に推定の余地を与えることがないようにするためにも、交付要綱の記載方法を再度見直し、明確化を図るべきである。

【指摘事項】 補助金額の確定について－③（合規性）

交付要綱第7条（交付条件）において、以下のように規定している。

- | |
|---|
| (1) ハードウェア（タブレット端末等）の導入にあたっては、必ず介護ソフトをインストールの上、業務にのみ使用すること。 |
|---|

この点、購入したタブレット端末の写真のみで、ソフトのインストールが十分に確認できないものがあった。

したがって、公平性の観点から、交付要綱に則った適正な補助金額の確定のために、より一層深度ある審査を行うべきである。

【意見】 補助金の効果測定指標について（有効性）

本事業の効果測定指標の目標値及び実績値については、以下の2点が掲げられているが、これらの指標は活動の結果であり、いわゆるアウトプット指標に止まっている。

- | |
|-----------------------------|
| ① 介護事業所 I C T 導入セミナー参加者数 |
| ② 介護事業所 I C T 導入推進事業補助金交付件数 |

効果測定指標としては、本事業の目的及び目指すべき将来像にあるように、「I C T 導入により、業務の効率化及び介護の質の向上を図り、もってケアの質を確保しながら必要なサービスの提供を行い、介護分野の生産性向上を図ること」を目的とした指標を選定すべきで

ある。例えば、業務効率化前には事務作業にかかっていた時間を、業務効率化後にケアの提供時間や相談時間に充てることができ、介護の質が向上した割合や、業務効率化に伴う職員負担軽減による離職率の低下等の指標を選定すべきと考えられる。

したがって、アウトプット指標とするのではなく、アウトカム（成果）指標を選定し、効果測定に用いるべきである。

10. つながるやまぐちSNS相談事業

(1) 事業の概要

事業名	つながるやまぐちSNS相談事業
担当部局	健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課
事業実施の背景（必要性）	<p>（事業実施に至る背景（必要性））</p> <p>本県の児童虐待相談対応件数は高い水準で推移しており、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図る必要がある。そのため、コミュニケーションツールとしてのSNSの普及を踏まえた、子どもや保護者がより相談しやすい環境の整備が求められている。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>子育ての不安や育児疲れ、児童虐待、DV、ヤングケアラーなどの問題の深刻化を未然に防止するため、子育てに不安を抱える保護者や子ども自身からのあらゆる相談に、ワンストップで対応するSNS相談体制を構築する。</p> <p>（達成時期）</p> <p>令和3年度</p>
目指すべき将来像	<p>（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像）</p> <p>子育て家庭に対する様々な問題に対して、SNSを活用した相談ツールを拡大することにより、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応につなげ、重篤な児童虐待の防止に資する。</p>
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者からの様々な相談を24時間365日受け付ける相談窓口を開設する。 ・児童虐待やDV等の相談対応には、高い専門性が求められることから、児童虐待等に関する相談実績のある事業者に委託し、専門的な知見から助言等を行う。

<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県（民間事業者へ委託）</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>子ども本人や、子育て中の保護者</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要</p>	<p>（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月17日にSNS相談窓口を開設し、24時間相談受付を実施中。 ・開設にあたり、相談員の資質向上を図るための研修を実施。 ・相談カードを保育園、幼稚園、小・中・高等学校の子どもへ配布するとともに、ポスター、チラシを市町、児童相談所、医療機関、薬局、その他関係機関へ配布し、周知を図った。 <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度実績（開設74日） LINE 友だち登録数 477件 相談件数 244件（1日当たり3.3件） SNSカウンセラー養成講座受講相談員数 23人 ・目標値である年間1,500件の相談対応（1日約4件）と比較し、目標値に近い水準でスタートできている。 ・広報ツールとして、相談カードを学校経由で配布することにより、児童本人、保護者等からの相談が増加。 ・ポスター、チラシの配布のほか、県政放送や新聞の紙面広告、市町の広報誌への掲載、県のSNSでの周知等、広く県民に周知を行った。
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・やまぐちデジタル改革基本方針
<p>デジタル・魁プロジェクトとの関連性</p>	<p>①「デジタル de 子育て支援」推進プロジェクト</p>
<p>事業区分</p>	<p>新規事業（令和3年度～）</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	27,935
補正後予算額	—	—	11,937
決算額	—	—	11,937

(予算額及び決算額の著増減事項等)

開設準備に時間を要し、開設日数が減少したことに伴う当初予算額の減額である。

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	11,937	下記(6)委託契約の概要参照
合計	11,937	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	5,968	50.0
その他	—	—
一般(県)	5,969	50.0
合計	11,937	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	11,937
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(福)防府海北園

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	令和3年度つながるやまぐちSNS相談業務
契約期間	令和3年12月1日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを活用した相談対応業務 ・周知のためのポスター、チラシ、カード等の作成・配布

契約方法	随意契約（プロポーザル）
契約の法令根拠	・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ・ 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 （ 3 ） イ
委託業者名	（福）防府海北園
業者選定理由	審査委員会による審査の結果、基準を満たし、提案内容が優れているため。
予定価格	11,937,000 円（税込）
契約金額	11,937,000 円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	有り
再委託先	（株）コア
再委託金額	6,380,000 円（税込）
検査の概要	<p>（検査対象(何を)）</p> <p>つながるやまぐち SNS 相談窓口の相談実績及び相談窓口開設に係る運営状況</p> <p>（検査手法（どのように））</p> <p>相談実績は、相談日翌日に毎日報告することで日々の業務の進捗状況を確認した。</p> <p>また、委託期間終了時には、提出された実績報告書に基づき、実地確認、ヒアリングを実施するとともに、領収書等の根拠資料を検査し、相談窓口に係る委託業務が適正に実施されているか確認した。</p> <p>（検査結果）</p> <p>合格（適正に委託業務を遂行している）</p>

（ 7 ） 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起案書 ・ 委託契約書、仕様書 ・ 業務委託契約事務取扱要領 ・ 業者選定理由書 ・ 委託検査調書 ・ 請求書、支出負担行為 ・ プロポーザル応募要項 ・ 業務委託契約書（再委

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した（一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。 	<p>託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS相談業務委託仕様書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書 ・業務委託契約書（再委託） ・業務委託検査報告書 ・実施報告書 ・見積書 ・請求書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・請求書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	実績比較)や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 ・直営の場合と比較して、委託の効果(経済性・効率性)を分析しているか確認した。	

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】再委託業務の範囲について(経済性・効率性)

県は、つながるやまぐちSNS相談事業について、「令和3年度つながるやまぐちSNS相談業務」として(福)防府海北園に11,937,000円で委託している。そして、(福)防府海北園は当該業務の一部を6,380,000円で再委託している。

(単位:円)

品名及び仕様	金額(税込)
令和3年度つながるやまぐちSNS相談業務(①)	11,937,000
再委託業務(システム構築・保守・広報)相当額(②)	6,380,000
再委託業務相当額の割合(②/①)	53.4%

上表のとおり再委託した業務は当該業務にかかるWEBサイトの構築や相談用のLINE環境整備等、(福)防府海北園が対応できないシステムに係る業務であるが、再委託料が6,380,000円÷11,937,000円=53.4%であり5割を超えており、ともすれば、委託業務の主要部分が再委託に付されていると見られかねず、経済性の観点で当初委託契約の合理性が不明瞭である(社会福祉法人自体は営利企業ではないものの、再委託に際して中間マージンを徴取する可能性は否定できない)。

そこで、例えば、契約締結前の段階又は、再委託承認申請の審査段階で、再委託業務の範囲や金額、管理・監督の手法等の是非を慎重に検討し、最小の経費で最大の効果を得る委託業務の履行について、その検証過程や検証結果が客観的に示されるべきである。

以上より、少なくとも外見上で業務の大部分、又は主要な範囲が再委託に付される場合には、委託料の経済合理性を一層明らかにする検証の補足が望まれる。

【意見】プロポーザル審査について(有効性)

本事業では、1事業者の提案に対して、6名の審査員による評価が行われた。各審査員の審査表を見ると、審査員によっては、20点の配点項目に対して5点(25%)としているケースがあった(その他の審査員の評点は13点~16点であった)。


審査員によって評点が異なること自体は当然あり得ることだが、このように他の審査員に比べて著しく低い評点があるにも関わらず、特段の措置を要するでもなく形式的に集計されただけとなっている。

以上より、例えば、審査項目ごとに最低ラインの点数を設け、その基準を下回った場合には審査員全員の協議を要する（協議による判断過程が記録として残される）など、一層実効性のある審査となることが望まれる。

11. デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業

(1) 事業の概要

事業名	デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業
担当部局	観光スポーツ文化部 インバウンド推進室
事業実施の背景（必要性）	（事業実施に至る背景（必要性）） 旅行先の選定におけるオンラインでの情報収集の増加
事業目的及び達成時期	（事業目的） 観光事業者によるデジタルプラットフォームを活用した情報発信やマーケティングを支援することにより、国内外の観光客の県内周遊を促進 （達成時期） ・Google マイビジネス登録に係る支援件数 目標：2,300件（令和3年度末） コロナ禍においても安心・安全な観光客等受入に積極的な事業者約3,300施設のうち、Google マイビジネスへの登録は約1,000件にとどまっており、県内観光事業者の掲載情報を充実させるため目標を設定した。
目指すべき将来像	（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像） 最新情報の即時発信（コロナ対策情報含む）による観光利便性の向上、県民を含めた県内周遊増加（観光客増加）による県内経済の活性化
事業の概要（内容）	・Google マイビジネスの登録・活用の普及啓発（関係機関を通じた事業周知やウェブサイト及びPRチラシの作成） ・Google マイビジネスの登録・活用の支援（施設情報の登録作業の代行、活用セミナーの開催、活用マニュアルの提供等）

<p>事業の概要図等</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #c8e6c9; margin: 0;">デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業</p> <p style="margin: 5px 0;">観光事業者によるデジタルプラットフォームを活用した情報発信やマーケティングを支援することにより、国内外の観光客の県内周遊を促進します。</p> <div style="border: 1px solid #f44336; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="margin: 0;">【旅行形態や情報ニーズの変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密を回避するため「個人旅行」へのシフトが加速 (旅マエ・旅ナカに情報収集し周遊) ・安心安全情報に係る関心の高まり </div> <div style="text-align: right; margin: 5px 0;">  </div> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">観光事業者によるデジタルプラットフォーム(Google)の活用促進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin: 5px 0;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「Google マイビジネス」への施設情報の登録作業を代行 ・セミナー等による活用支援 </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <ul style="list-style-type: none"> ・観光事業者による情報発信を促進 ・施設の安心安全対策等の発信 ⇒県内周遊を促進 </div> </div> </div>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>一般社団法人山口県観光連盟</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>県内観光事業者</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要</p>	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Google マイビジネス登録・活用の普及啓発 ① 事業周知 ② ウェブサイトの作成・運用 ③ PRチラシの作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ Google マイビジネス登録・活用の支援 ① 支援窓口の設置・運営 ② 登録代行及び活用相談の実施 ③ 運用マニュアルの作成・提供 ④ Google マイビジネス活用促進セミナーの開催 ⑤ Google マイビジネスの分析及び報告 <p>(成果（進捗）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Google マイビジネス登録に係る支援件数 <li style="padding-left: 20px;">目標：2,300件（令和3年度末） <li style="padding-left: 20px;">実績：2,300件（令和3年度末）
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまぐち維新プラン ・ やまぐちデジタル改革基本方針 ・ 山口県観光V字回復プラン
<p>デジタル・魁プロジェクトとの関連性</p>	<p>⑥「活力を高める移住・交流・関係人口」拡大プロジェクト</p>
<p>事業区分</p>	<p>新規事業（令和3年度）</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	32,844
補正後予算額	—	—	30,925
決算額	—	—	30,914

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金補助金及び交付金	30,835	下記(6)補助金等の概要参照
旅費	33	職員出張旅費
需用費	22	コピー代、用紙代、車両燃料費他
役務費	22	電話代
合計	30,914	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	15,417	49.8
その他	—	—
一般(県)	15,496	50.1
合計	30,914	100.0

(5) 負担金補助金及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	30,835
補助金等の名称	—	—	デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業補助金
交付先名	—	—	(一社) 山口県観光連盟

(6) 令和3年度補助金等の概要

補助金等の名称	デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業補助金			
目的(趣旨)	観光事業者によるデジタルプラットフォームを活用した情報発信やマーケティングを支援することにより、国内外の観光客の県内周遊を促進することを目的とする。			
公募・非公募	非公募			
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金等交付規則 デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業補助金交付要綱 			
創設年度	令和3年度			
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (一社)山口県観光連盟が行う、観光事業者によるデジタルプラットフォームを活用した情報発信やマーケティングの支援事業 			
補助対象経費及び補助率(限度額)	補助対象経費及び補助率(限度額)の概要			
	区分	補助対象経費の概要	補助率(限度額)	
	該当なし	観光事業者によるデジタルプラットフォームを活用した情報発信やマーケティングの支援に係る経費	10/10(限度額なし)	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況			
	交付先名	交付金額		
	(一社)山口県観光連盟	30,835,620円		
	合計	30,835,620円		
申請及び交付件数	申請件数：1件 交付件数：1件			
補助金の効果測定	効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移 (県の設定する効果測定指標) Googleマイビジネス登録に係る支援件数 (単位：件)			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
	目標値(A)	—	—	2,300
	実績値(B)	—	—	2,300
	達成率(B/A)	—	—	100.0%

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・ 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・ 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付要綱 ・ 収支予算書 ・ 審査書類 ・ 交付決定通知書 ・ 実績報告書
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 ・ 補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・ 補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問により確認した。 ・ 効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書 ・ 補助金チェックシート
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。 ・ 補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか質問により確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書 ・ 補助金チェックシート

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 補助金の効果測定指標について（有効性）

本事業では、補助金についての成果指標として Google マイビジネス登録に係る支援件数を挙げており、目標 2,300 件（令和 3 年度末）に対して実績 2,300 件（令和 3 年度末）を達成したと評価している（達成率 100%）。しかしながら、そもそも本事業の目的は、観光事業者によるデジタルプラットフォームを活用した情報発信やマーケティングを支援することにより、国内外の観光客の県内周遊を促進し、最終的には観光客の県内周遊数の増加を図ることにある。ここで、確かに Google マイビジネス登録に係る支援を通して、県内登録施設件数が増加すると当該登録施設の認知度向上の機会が増加し、国内外の観光客の県内周遊数の増加に貢献する可能性が高まると考えられる。しかし同時に、どれだけ県内登録施設数を増加させたとしても、当該登録施設が閲覧されない、又は閲覧されたとしても魅力が伝わらずに観光客の県内周遊数の増加に貢献していない可能性も潜んでいる。そのように考えると、現状の成果指標が効果測定に最適な指標であるかは疑問が残る。

したがって、支援件数自体は否定しないが、それはあくまでも活動結果によるアウトプット指標であり、成果指標（アウトカム指標）としては、例えば上述したように、登録施設の閲覧（検索）件数等も併せて評価指標として活用すべきである。

【意見】 非公募の補助金交付先の選定について（有効性）

本補助金の交付先選定において、非公募で（一社）山口県観光連盟（以下、「連盟」という）に交付している。当該交付先の選定理由について担当者へ質問したところ、以下のような担当者自身の備忘記録（参考資料であり審査資料ではない）の提示を受けた。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 本県全域を対象とする唯一の地域連携DMOとして、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役を担っていること。② 長年にわたる観光振興事業を通じて、当事業の効果的・効率的な遂行に必要なノウハウと、宿泊事業者をはじめ、事業のPR等に重要となる旅行業者や広告会社、報道機関などとの広範囲なネットワークを有していること。③ 複数の観光振興事業を同時進行で実施しており、当事業を併せて実施することで相乗効果が期待できること。 |
|--|

当該選定理由を踏まえて、監査の過程で得た心証では、結果として連盟が交付先に選定されたこと自体は問題ないと考えられる。しかしながら、補助金は、公益性や公平性が重視されなければならない、特に本件連盟等の固定された特定の団体に対する補助は、透明性の観点も含めて妥当性が検証され、県民への説明責任が十分に果たされなければならない。

以上より、外見上は連盟ありきと見られることのないように、非公募として連盟を補助金交付先として選定するに至った検証過程は、担当者による見解で決まるものではなく、公式な審議等を経て適切に記録保存されるべきである。

11-1. デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業

(一社) 山口県観光連盟

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
補助金	32,660	30,835
合計	32,660	30,835

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託費	32,160	30,814
事務費	500	21
合計	32,660	30,835

(2) 令和3年度の委託契約の概要

契約名	デジタルプラットフォーム活用による観光周遊促進事業実施業務
契約期間	令和3年6月9日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・Google マイビジネス登録・活用の普及啓発 ・Google マイビジネス登録・活用の支援
契約方法	随意契約(プロポーザル方式)
契約の法令根拠	一般社団法人山口県観光連盟会計処理規程第33条(1)
委託業者名	(株)ミライカメラ
業者選定理由	プロポーザル審査の結果による
予定価格	30,814,300円(税込)
委託契約金額	30,814,300円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	有り
再委託先	<ul style="list-style-type: none"> ① A社 ② B社
再委託金額	<ul style="list-style-type: none"> ① 6,009,300円(税込) ② 2,200,000円(税込)
検査の概要	(検査対象(何を))

	<p>業務実績報告書 (検査手法 (どのように))</p> <p>履行内容と委託業務内容 (仕様) との突合 (検査結果)</p> <p>適正に委託業務が執行されていた。</p>
--	---

(3) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した (随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。 ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した (長期継続の有無を含む)。 ・ 再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した (一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等)。 ・ 委託業務の検査 (履行確認) が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・ 委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書、仕様書 ・ 業者選定伺 ・ 委託検査調書 ・ 請求書、支出負担行為
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約に付する合理性があるか確認した (事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。 ・ 委託の効果 (実効性) をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・ 再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した (受託 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託検査調書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・ 直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・ 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 ・ 直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書 ・ 見積書

(4) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】再委託の承認手続きについて（合規性）

県では再委託の承認手続きについては「公共調達適性化及びふるさと産業の振興について（通知）」にて規定されており、原則再委託の承認申請及び承認の審査を経て行われることとなっている。ただし、4.再委託の取扱い（建設工事に係るものを除く）の（5）当初から再委託を予定している場合の手続として、「競争性のない随意契約をする場合において、契約に係る業務の一部に当初から再委託を予定している業務があり、その再委託を特定の者にする必要がある場合は、その者の名称及び所在地、再委託に係る契約金額及びその者が行う業務の範囲を契約書案に記載の上、再委託の理由を契約締結伺に記載し、併せて決裁することにより、再委託にあたっての承認手続きを省略することができるものとする。」との規定がある。ここで、本件委託業務においては、プロポーザル審査における企画提案書において、再委託を当初から予定していたことは判明しており、上記4（5）に則した手続きが必要と考えられる。しかしながら、契約書案や契約締結伺への記載及びそれらの決裁は行われていなかった。この点、上記の通知は県の取扱いであり、直接的に連盟の事務手続きを拘束

するものではないかも知れないが、財政的援助団体である連盟についても県に準じた手続きが求められて然るべきである。

以上より、当初委託契約の経済的合理性を検証するためにも、再委託については厳格な承認手続きを経るべきである。

12. 交通系 I Cカード整備促進事業

(1) 事業の概要

事業名	交通系 I Cカード整備促進事業
担当部局	観光スポーツ文化部 交通政策課
事業実施の背景（必要性）	<p>（事業実施に至る背景（必要性））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や訪日外国人旅行者等、誰もが利用しやすい交通環境を整備するため、路線バスの利用改善策として交通系 I Cカードの導入を求める声が高まっている。 ・また、キャッシュレス決済は、運賃支払い時の接触を避けることにつながることから、交通系 I Cカードは、with/after コロナ時代において、一層ニーズが高まっている。
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>県内全てのバス事業者（7社）での整備を完了</p> <p>（達成時期）</p> <p>令和6年度（予定）</p>
目指すべき将来像	<p>（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像）</p> <p>地域住民や県外・国外からの観光客にとって利便性を向上させ、公共交通利用者の増加が図られるとともに、交通事業者にとっても旅客データの収集・分析に基づいた効果的・効率的な輸送サービスの実現に寄与する。</p>
事業の概要（内容）	<p>バスへの導入費用について、県と市町が協調し、国（補助率：1/3）と同等の支援を行う</p> <p>①補助対象 交通系 I Cカードの導入に伴う機器整備費、システム開発費</p> <p>②負担割合 国 1/3、県 1/6、市町 1/6、事業者 1/3（国：地方＝1：1）</p>
事業の概要図等	
事業の主な実施主体	県
事業の対象者（誰に対する事業か）	バス事業者

令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要	（取り組み） 宇部市交通局に対し導入補助を実施 （成果（進捗）） 導入することとなった。
関連する県の計画や基本方針等	・やまぐち維新プラン ・やまぐちデジタル改革基本方針
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	該当なし
事業区分	継続事業（令和2年度～）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	85,805	33,950
補正後予算額	—	92,805	—
決算額	—	92,805	31,658

（予算額及び決算額の著増減事項等）

5年間で県内7つの路線バス事業者にICカードを導入する計画であり、令和2年度は2事業者に導入したのに対し、令和3年度は1事業者への導入だったため、予算額は減少している。

（3）令和3年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
負担金補助金及び交付金	31,658	下記（6）補助金等の概要参照
合計	31,658	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	31,658	100.0
その他	—	—
一般（県）	—	—
合計	31,658	100.0

(5) 負担金補助金及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	92,805	31,658
補助金等の名称	—	山口県交通系ICカード整備促進事業費補助金	山口県交通系ICカード整備促進事業費補助金
交付先名	—	サンデン交通(株)、中国ジェイアールバス(株)	宇部市交通局

(6) 令和3年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県交通系ICカード整備促進事業費補助金		
目的(趣旨)	バス利用者の利便性向上及びバス利用の促進を図り、もって本県の地域公共交通網全体の発展と観光誘客の促進に資すること		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金等交付規則 山口県バス交通系ICカード整備促進事業費補助金交付要綱 		
創設年度	令和2年度		
交付対象事業	交通系ICカード整備促進事業		
補助対象経費及び補助率(限度額)	補助対象経費及び補助率(限度額)の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率(限度額)
	ICカード導入経費	ICカードシステム導入経費	1/6
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先名	交付金額	
	宇部市交通局	31,658,000円	
	合計	31,658,000円	
申請及び交付件数	申請件数：1件 交付件数：1件		
補助金の効果測定	効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移 (県の設定する効果測定指標) 交通系ICカード導入事業者数 (単位：事業者数)		
		令和元年度	令和2年度
	目標値(A)	—	3
			令和3年度
			4

実績値 (B)	—	3	4
達成率 (B/A)	—	100.0%	100.0%

注1：上記目標値及び実績値は累計値である。

注2：令和2年度の目標値及び実績値3者については、令和2年度事業開始以前に導入済みの1事業者が含まれている。

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること(交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性)を確認した。 ・ 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・ 補助金に係る消費税仕入控除税額報告を閲覧し、漏れなく報告を受け必要に応じて返還を受けていることを確認した。 ・ 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支(経理)が適切に報告されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱 ・ 山口県補助金等交付規則 ・ 山口県交通系 I C カード整備促進事業費補助金交付要綱・交付申請書 ・ 審査書類 ・ 交付決定通知書 ・ 補助金に係る消費税仕入控除税額報告 ・ 実績報告書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 ・ 補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・ 補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問により確認した。 ・ 効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか(安易に定性評価としていないか)確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書 ・ 補助金チェックシート

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	事業の適合性について検討した。 ・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。 ・補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか質問により確認した。	・補助金の予算実績比較

（８）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】補助金交付後の路線バスのモニタリングについて（合規性）

本事業では、交通系ＩＣカード機器が設置された路線バスが継続的に使用されているか、路線バスが売却され換価されていないか等について、事業実施後、県独自で継続したモニタリングが実施されていない。この点、事業者は毎年国土交通省に路線バスの所有台数を報告する義務があるため、台数の増減は国側で確認可能であるものの、例えば、売却したバスに本事業による機器が設置されたバスであったか否かまでは事業者側に報告義務はない。そのため、事業者が国の許可なく交通系ＩＣカード機器が設置された路線バスを売却し、換価することは可能な環境に置かれていることになる。

少子高齢化が進む県全体を見渡すと、路線バスは重要な交通インフラであるものの、利用者減少に伴う事業者の財政状態の悪化、さらに減便や廃線等を理由に所有する路線バスを売却することも将来的には十分想定される事象である。

したがって、補助事業によるバスの稼働状況については事業者から県に定期的に報告される仕組みを整えておくべきと言える。また、県独自で当該取扱いの決定が困難であれば、補助事業を受けた路線バスを売却等処分した際の取扱いについて、事前に国や県及び、市町並びにバス事業者と協議を重ねて整理することも検討課題である。

【意見】補助金の効果測定指標について（有効性）

本事業の目的が令和６年度までに県内全てのバス事業者（７社）に対して交通系ＩＣカード機器整備を行うこととしていることから、効果測定についても、各年度で導入を予定した事業者が予定通りに機器導入されているか否かのみ（いわゆる、活動結果のアウトプット指標）となってしまう。

事業の背景には、キャッシュレス決済を通じて地域住民や訪日外国人旅行者の利便性向上やコロナ禍における非接触サービスの促進があるものの、その事業背景が意図する有効性の事後的な検証がなされていない。コロナ禍で訪日外国人旅行者は極めて限定的であるため、地域住民を本事業の受益者と考えた際に、地域住民の声がどのように変わってきたか、

また、キャッシュレス決済を活用し業務効率の向上やマーケティングへの活用など事業の有効性について、事後的に振り返り、次の施策に活かされることを期待する。

13. 次代を切り拓くスマート農林漁業研究開発事業

(1) 事業の概要

事業名	次代を切り拓くスマート農林漁業研究開発事業
担当部局	農林水産部 農林水産政策課
事業実施の背景（必要性）	<p>（事業実施に至る背景（必要性））</p> <p>全国より早いスピードで進む担い手の減少や高齢化、産地間競争の激化などを踏まえ、中核経営体による少人数での大規模経営、新規就業者への技術承継を図るため、日々開発が進む先端技術の活用が急務のため、本事業を実施。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>農林漁業の担い手の減少・高齢化に対処するため、実用段階に入ったスマート農業機器の実証研究や、ICTを活用する生産技術等の開発を実施し、低コスト、軽労働での品質の高い生産を実現する。</p> <p>（達成時期）</p> <p>令和3年度（ICT活用技術の研究開発は新規事業で継続）</p>
目指すべき将来像	<p>（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像）</p> <p>ICT等の先端技術を活用し、省力化、低コスト化、高品質化による中核経営体の収益向上につながる生産技術開発</p>
事業の概要（内容）	<p>① ICTを活用した技術の研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用したかんきつの規模拡大生産技術の開発 ・ 多様なニーズに応える県産花き新品種の開発 ・ イチゴ・トマト栽培における「農の匠」モデルのパッケージ化 ・ ドローンを活用した病害虫の発見及び防除技術の開発 ・ 衛星データ及びAIの活用による小麦の高品質、安定多収化技術の開発 ・ スマート農業実装による果樹の効率・軽労生産と高品質化技術の開発 ・ ICTを活用した漁業操業支援システムの開発 ・ ICTを活用した養殖管理システムの開発

	<p>② 知的財産等の活用</p> <p>研究で得られた成果を積極的に開示し、生産現場での有効活用や生産者への技術指導を促進するとともに、特許登録、品種登録を行うことで、「山口県知的財産基本戦略」に基づき、知的財産を県有財産として権利化し保護・活用を図る。</p>
<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県</p>
<p>事業の対象者（誰に對する事業か）</p>	<p>農林漁業者</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要</p>	<p>（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した栽培管理システムの開発や、データ連携技術の導入が進展 ・技術実証が終了した研究は、現場実装への取組が進展 ・一方で、ICT技術は情報のやりとりが主体であり、作業の「判断指標」の統一化が難しいため、日々の環境変化に応じた正しい「判断」ができる環境整備が必要との課題も生じた <p>（成果（進捗））</p> <p>現場導入したスマート機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵システム付田植機 ・防除、センシング用ドローン ・マアジ、ケンサキイカの漁場予測技術

関連する県の計画や基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・やまぐちデジタル改革基本方針
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	⑤「地域を支えるスマート農林水産業」加速化プロジェクト
事業区分	継続事業（令和元年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	325,890	75,179	68,483
補正後予算額	85,985	60,122	61,729
決算額	84,602	59,176	60,695

(予算額及び決算額の著増減事項等)

令和元年度の当初予算額、決算額の差については、国のスマート農業加速化実証プロジェクトに2課題応募したが、1課題は不採択、もう1課題は採択されたが減額されたもの(詳細は15.スマート農業加速化実証プロジェクト参照)

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	33,100	下記(6)委託契約の概要参照
一般需用費	8,417	調査消耗品費、管理資材費
報酬	7,534	会計年度職員(7名)
備品購入費	5,775	モニタリング機器、環境制御機器
役務費	1,693	通信費
職員手当等	1,542	会計年度職員
使用料及び賃借料	1,247	機器リース費、備船費、高速道路費
報償費	817	現地実証謝礼(圃場、漁船)
旅費	538	職員出張旅費
共済費	32	会計年度職員
合計	60,695	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	28,701	47.3
その他	—	—
一般 (県)	31,994	52.7
合計	60,695	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	39,406	28,786	33,100
契約方法	随意契約	随意契約、指名競争入札	随意契約、指名競争入札
委託業者名	(株) サンポリ外 27 件	(株) オーシャンテック外 32 件	(株) オーシャンテック外 26 件

(6) - 1 令和3年度委託契約の概要

契約名	農薬散布ドローンによる防除作用委託業務
契約期間	令和3年4月26日～令和4年3月31日
業務内容 (仕様)	農薬散布用ドローンによるカンキツ樹への農薬散布 ・年10日 ・航行データの提供
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア
委託業者名	(株) オーシャンテック
業者選定理由	当該業者は散布委託業務にかかる機体と操縦者を多く保有し、天候等による散布日程の変更にも柔軟な対応が可能のため。 また、ドローン防除の試験研究期間は3年間であり、通年の継続調査で業者間の技術力に年次間差が生じれば、結果の信頼性が低下するおそれがあるため。
予定価格	792,000円 (税込)
契約金額	792,000円 (税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし

検査の概要	(検査対象(何を))
	農薬散布試験報告書及び散布状況動画
	(検査手法 (どのように))
	提出された報告書及び動画に基づき、ヒアリングを実施し、適正に処理されているかを確認。
(検査結果)	
合格 (適正に委託業務を遂行している)	

(6) - 2

契約名	通信型マルドリシステムの改良にかかる業務
契約期間	令和3年8月2日～令和4年3月31日
業務内容 (仕様)	通信型マルドリシステムの保守点検及び安定性と利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・システムの改善 ・システムPR用のパンフレット原案作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	エコマス(株)
業者選定理由	「通信型マルドリシステム」は山口県、エコマス(株)、日進工業(株)と共同開発し、令和2年9月に特許取得をしたものであることから、本システムはエコマス(株)でなければ通信やクラウド管理を一本化したシステム開発ができないため。
予定価格	3,056,900円(税込)
契約金額	3,000,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象(何を))
	報告書及びシステムPR用パンフレット原案
	(検査手法 (どのように))
	提出された報告書に基づき、ヒアリング及び現地確認を実施し、適正に処理されているかを確認。
(検査結果)	
合格 (適正に委託業務を遂行している)	

(6) - 3

契約名	I C Tを活用した出荷予測技術の確立に係るオリジナルユリの現地試験
契約期間	令和3年11月15日～令和4年1月31日
業務内容（仕様）	現地ほ場におけるオリジナルユリの栽培管理
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）ア
委託業者名	個人2名
業者選定理由	オリジナルユリ試験栽培に適するほ場を有しており、ほ場管理を委託するに十分な栽培管理技術及び経験を有しているため。
予定価格	10,000円（税込）※5,000円（税込）×2名
契約金額	10,000円（税込）※5,000円（税込）×2名
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	（検査対象(何を)） 現地実証試験・調査報告書 （検査手法（どのように）） 提出された報告書に基づき、ヒアリング及び現地確認を実施し、適正に処理されているかを確認。 （検査結果） 合格（適正に委託業務を遂行している）

(6) - 4

契約名	I C Tを活用した出荷予測技術の確立に係るオリジナルユリの現地試験
契約期間	令和3年11月15日～令和4年2月28日
業務内容（仕様）	現地ほ場におけるオリジナルユリの栽培管理
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）ア
委託業者名	個人3名
業者選定理由	オリジナルユリ試験栽培に適するほ場を有しており、ほ場管理を委託するに十分な栽培管理技術及び経験を有しているため。
予定価格	15,000円（税込）※5,000円（税込）×3名

契約金額	15,000円(税込) ※5,000円(税込) × 3名
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>現地実証試験・調査報告書</p> <p>(検査手法(どのように))</p> <p>提出された報告書に基づき、ヒアリング及び現地確認を実施し、適正に処理されているかを確認。</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格(適正に委託業務を遂行している)</p>

(6) - 5

契約名	リンドウ有望系統の特性調査
契約期間	令和3年4月1日～令和3年12月31日
業務内容(仕様)	現地ほ場におけるリンドウ育成品種の栽培管理
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア
委託業者名	個人2名
業者選定理由	リンドウ試験栽培に適するほ場を有しており、ほ場管理を委託するに十分な栽培管理技術及び経験を有しているため。
予定価格	10,000円(税込) ※5,000円(税込) × 2名
契約金額	10,000円(税込) ※5,000円(税込) × 2名
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>現地実証試験・調査報告書</p> <p>(検査手法(どのように))</p> <p>提出された報告書に基づき、ヒアリング及び現地確認を実施し、適正に処理されているかを確認。</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格(適正に委託業務を遂行している)</p>

(6) - 6

契約名	ナシ栽培農場における半自動走行運搬車の導入実証の指導に係る委託業務
契約期間	令和3年12月22日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	ナシ栽培に関して半自動走行運搬車を用いる実地試験設計書の助言・指導及び測定データの集計及び開発に対する要求仕様書の作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）ア
委託業者名	（大）山陽小野田市立山口東京理科大学
業者選定理由	半自動走行運搬車の開発にあたり、必要となる要求仕様書の作成及び実地試験設計に関する専門知識を有し、研究に取り組んでいる者は上記大学以外にいないため。
予定価格	440,000円（税込）
契約金額	440,000円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>（検査対象(何を)） 要求仕様書</p> <p>（検査手法（どのように）） 提出された要求仕様書に基づき、ヒアリング実施し、適正に処理されているかを確認。</p> <p>（検査結果） 合格（適正に委託業務を遂行している）</p>

(6) - 7

契約名	山口県農林総合技術センター作物栽培ハウス等休日管理業務
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	農林総合技術センターの休日における作物栽培ハウス等の灌水作業、ハウス内の温度調整対応
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の2（3）イ
委託業者名	（株）高山造庭園

業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格者名簿の樹木管理に登録し特AまたはA等級の業者 ・山口市内に本店がある業者 ・政策入札の登録がある業者
予定価格	2,475,000円（税込）
契約金額	2,475,000円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>（検査対象(何を)） 業務委託報告書</p> <p>（検査手法（どのように）） 提出された報告書に基づき、適正に処理されているかを確認。 なお、休日管理業務の翌勤務日には対象施設等の確認も実施。</p> <p>（検査結果） 合格（適正に委託業務を遂行している）</p>

(6) - 8

契約名	A I 画像認識による小麦穂数計測システム開発業務
契約期間	令和3年6月30日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	<p>A I 画像認識による小麦穂数計測システムの開発及びシステムの動作検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小麦穂の写真データのアノテーション作業 ・画像認識の学習モデルのブラッシュアップ及び評価 ・ドコモ画像認識プラットフォームと連携して作動するアプリ作成 ・テストデータを用いたアプリの動作検証 ・評価及び動作検証の結果をまとめたレポート作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）イ
委託業者名	(株)NTTドコモ
業者選定理由	<p>(株)NTTドコモは農業分野における画像認識技術開発に関するノウハウを保有しているため、特許出願を視野に令和2年度に高い精度で一定面積あたりの小麦の穂数の推定を行うための画像認識システムの共同開発を開始した。</p> <p>このことから、上記業者以外に仕様書の要件を満たす者はいない。</p>
予定価格	6,930,000円（税込）

契約金額	6,930,000円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	現地実装にはデータ収集量を増やし、A I 画像認識の精度を上げる必要があるため。
変更後契約金額	契約金額に変更なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>（検査対象(何を)）</p> <p>画像認識を用いた麦穂カウントの実証実験に関する報告書及び作成されたシステム</p> <p>（検査手法（どのように））</p> <p>提出された報告書や作成されたシステムを基に、ヒアリングを実施し、適正に処理されているかを確認。</p> <p>（検査結果）</p> <p>合格（適正に委託業務を遂行している）</p>

(6) - 9

契約名	小麦等の生育診断システム構築業務
契約期間	令和3年6月30日～令和3年10月31日
業務内容（仕様）	<p>山口県が開発した生育診断技術を用いた小麦等の生育診断システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レーザー式生育センサに通信機能を装備し、ほ場横に設置 ・連続してセンシングを行い、比較的簡単に小麦等の生育診断を行う事ができるシステムを構築
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の2（3）イ
委託業者名	富士通 J a p a n (株)
業者選定理由	今回の生育診断技術は富士通 J a p a n (株)の協力により開発したものであり、その技術を使ったシステム構築を単年で行う事ができるのは上記業者以外いないため。
予定価格	1,699,500円（税込）
契約金額	1,699,500円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	（検査対象(何を)）

	<p>実証結果報告書 (検査手法 (どのように)) 提出された実証結果報告書に基づき、ヒアリングを実施し、適正に処理されているかを確認。 (検査結果) 合格 (適正に委託業務を遂行している)</p>
--	---

(6) -10

契約名	ドローンによる薬剤散布業務
契約期間	令和3年7月下旬～令和3年9月中旬
業務内容 (仕様)	山口県農林総合技術センター内の水稲ほ場におけるドローンによる試験区の防除
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条第1号 ・ 業務委託契約事務取扱要領第2の2(3)ア
委託業者名	(株)オーシャンテック
業者選定理由	山口県内の防除ドローン販売・委託業者および防除業者
予定価格	209,000円 (税込)
契約金額	154,000円 (税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	水稲の生育が早まったことや、生育状況にばらつきが出たことで要防除期間が拡大したため。
変更後契約金額	192,500円 (税込)
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>(検査対象(何を)) 防除作業の実施状況及び業務完了報告書 (検査手法 (どのように)) 防除作業実施日には現地立会し、実施状況の確認。また、全ての業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、適正に処理されたかを確認。 (検査結果) 合格 (適正に委託業務を遂行している)</p>

(6) -11

契約名	ドローンによる病害虫の早期発見技術および防除技術の調査研究
契約期間	令和3年6月8日～令和4年2月28日
業務内容（仕様）	ドローンによる病害虫の早期発見技術および防除技術の調査研究 ・ドローン撮影画像を利用したレンコン腐敗病の診断技術の開発 ・腐敗病発生予測データの提供
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の2（3）イ
委託業者名	（大）山口大学
業者選定理由	ドローン撮影画像を利用したレンコン腐敗病の早期発見および腐敗病の診断を併せて実施できる機関は上記大学以外にはない。
予定価格	3,718,000円（税込）
契約金額	3,718,000円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	（検査対象(何を)） 業務完了報告書 （検査手法（どのように）） 提出された業務完了報告書に基づき、ヒアリングを実施し、適正に処理されているか、内容を確認した。 （検査結果） 合格（適正に委託業務を遂行している）

(6) -12

契約名	「Evo. マスター」のクラウドシステム開発業務
契約期間	令和3年12月1日～令和4年3月25日
業務内容（仕様）	「Evo. マスター」のクラウドシステム開発 ・専用ロゴデザインサイト構築 ・専用データ共有機能拡張開発 ・お知らせ、ヘルプリンク登録機能付与 ・ウィークリーレポート表示機能付与
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の2（3）イ

委託業者名	(株)サンポリ
業者選定理由	「Evo. マスター」は(株)サンポリと山口県で共同開発したものであり、(株)サンポリでなければ一体的なシステム開発ができないため。
予定価格	2,695,000円(税込)
契約金額	2,651,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	有り
再委託先	アルスプラウト(株)
再委託金額	2,200,000円(税込)
検査の概要	(検査対象(何を)) 開発されたクラウドシステム及び成果報告書 (検査手法(どのように)) クラウドシステム及び成果報告書を確認し、仕様書のとおり適正に処理されているかを確認した。 (検査結果) 合格(適正に委託業務を遂行している)

(6) - 13

契約名	環境センサーブイ及び養殖管理システム開発、改良及び製作業務
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	・IoTを用いた赤潮モニタリングシステムの研究開発 ・IoTを用いた養殖管理システムの研究開発
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	(大)公立はこだて未来大学
業者選定理由	はこだて未来大学と共同研究契約を締結し、当該業務を研究課題としているため
予定価格	10,050,000円(税込)
契約金額	10,050,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象) 赤潮モニタリングシステム、養殖管理システム

	(検査手法) システムの作動確認 (検査結果) 合格
--	-------------------------------------

(6) -14

契約名	「西都の雫」のタンパク質含有率測定および発行試験による原料米品質の酒質への影響調査
契約期間	令和4年1月11日～令和4年2月28日
業務内容(仕様)	・場内ほ場及び現地で生産された「西都の雫」のタンパク分析 ・玄米タンパク含有率の異なる酒米への酒質への影響
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の2(3)ア
委託業者名	(地独) 山口県産業技術センター
業者選定理由	当該施設は、県産酒米タンパク含有率の測定、酒質の評価を行っている県内で唯一の公的機関であるため。
予定価格	277,728円(税込)
契約金額	277,728円(税込) ※うち、当該事業での支出: 200,000円
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象(何を)) 研究成果報告書 (検査手法(どのように)) 提出された研究成果報告書を確認し、仕様書のとおり適正に処理されているかを確認した。 (検査結果) 合格(適正に委託業務を遂行している)

(6) -15

契約名	不用農薬・薬品等処理業務
契約期間	令和3年11月12日～令和4年3月15日
業務内容(仕様)	山口県農林総合技術センターから排出される、不用農薬・薬品、空き容器等を収集運搬し、処分する。
契約方法	随意契約

契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の2(3)ア
委託業者名	(株)エスプレス大分
業者選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県の入札参加資格者名簿で「特別管理廃棄物、収集・運搬」及び「特別管理廃棄物、処分」の登録がある者 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業で山口県の許可を受けている者 ・水銀使用製品産業廃棄物の許可を受けている者
予定価格	998,690円(税込)
契約金額	969,100円(税込) ※うち、当該事業での支出:640,000円
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>回収立会及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)</p> <p>(検査手法(どのように))</p> <p>回収時の立会、処分完了までの産業廃棄物管理票を確認。</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格(適正に委託業務を遂行している)</p>

(6) - 16

契約名	特許料
契約期間	出願～権利消滅まで
業務内容(仕様)	特許権存続手続
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の2(3)ア
委託業者名	維新国際特許事務所(4件)、(大)山口大学(1件)、 太田国際特許事務所(1件)、國分特許事務所(1件)、創英国際特許法律事務所(1件)
業者選定理由	実績のある業者
予定価格	276,949円(計8件)
契約金額	276,949円(計8件)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>特許庁への特許年金納付にかかる書類の写し</p>

	(検査手法 (どのように)) 書類の確認 (検査結果) 合格 (適正に委託業務を遂行している)
--	--

(7) 負担金補助金及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	2,010	—	—
補助金等の名称	次世代につなぐ営農体系 確立支援事業	—	—
交付先名	山口市南部地域スマート 農業活用促進協議会	—	—

(8) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(指名競争入札の方法)。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した(一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等)。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・競争入札審査会(業務委託契約) ・単独随意契約理由 ・仕様書 ・委託契約書 ・再委託承認申請書 ・再委託承諾書 ・成果報告書 ・業務委託検査調書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の事業をもって、目指すべき将来像に繋がる成果を得られたか質問した(委託業務の適合性)。 ・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・システム開発((6)-12のEvo.マスタークラウドシステム)の実証状況を確認す 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果報告書 ・視察写真

監査要点	実施手続	証憑書類等
	るために、実証先（農家）を視察した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。	
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・随意契約における再委託の経済的合理性について質問した。	・仕様書 ・見積書

（9）監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】仕様書の明確化について（法規性、経済性・効率性）

上記（6）－7では、山口県農林総合技術センター（以下、「センター」という）の休日管理業務を委託している。センターの定める休日は年間123日であり、仕様書においても以下のように規定している。

5 委託期間及び管理時間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

※農林総合技術センター休日日数 123日

8時30分から17時15分まで

一方で、本件委託業務の落札業者における落札金額（見積書）には、123日のセンター休日日数に加えて10日間の業者側の有給休暇日数が上乘せされている。この点、有給休暇の取扱いについては、仕様書で客観的な明示はなく、県が負担すべき範囲のものか否か疑問が残る（より一層経済性を図った契約の機会があった可能性がある）。また、その他の指名競争入札業者の見積書には同様の日数は含まれておらず、外観上は均衡を欠いている。

以上より、委託料の経済性及び指名業者間の公平性の観点から、仕様書の明確化を図ることが必要である。

【指摘事項】単独随意契約における再委託の合理性について（法規性、経済性・効率性）

上記（6）－12では、単独随意契約によって委託業者を選定しており、その選定理由にも委託業者でなければならないとする、唯一の相手である旨が謳われている。一方で、「Evo.マスター」クラウドシステム開発業務のプログラム作成支援業務を再委託に付しており、そもそも単独随意契約が起点であるところ、契約書や契約締結同等に具体的な再委託の明示もなく、委託契約の業者選定理由に照らすと、契約手続きの外観上は矛盾していると見られ

かねない。また、再委託に付した業務内容は本件仕様書のほぼ全てに相当し、委託業者が再委託先のプログラム作成業務をどのように実際の現場で管理監督していたかについて客観的には確認できず、また、再委託の承認審査資料からも明確に判断できないため、いわゆる丸投げに該当しないという説明としては不十分である。

以上より、再委託の承諾において、単独随意契約との整合性や、経済性の観点からも再委託に合理性があるとする客観的な検証結果が示されるべきである。

【指摘事項】見積書の内容確認について（有効性、経済性・効率性）

上記（６）－13では、委託先からの見積書を入手して契約金額（予定価格）を決定している。しかしながら、以下のとおり（見積書から抜粋）、入手した見積書の内容からは一部金額の根拠が不明な点が存在した。

経費の内訳	金額（円）	備考
② 人件費	160,000	
・ 給与費		
・ 賃金		
学生謝金（1千円×100）	160,000	

学生謝金について、経費内訳を単純に計算すると金額は100,000円になるはずであり、人件費として計上した160,000円に至る積算が不明である。学生謝金以外に何か含まれていたのか、それとも学生謝金の内訳の記載誤りなのか、その事実関係は不明とのことであったが、委託契約金額に直結することからも、入念な確認作業は必要であったと考える。

以上より、入手した見積書に不明点が残ることがないように、遺漏なく内容を精査して適正な委託契約手続きを執行するべきである。

【意見】通信型マルドリシステムの普及について（有効性）

上記（６）－2における通信型マルドリシステムは、現在のところ周防大島のみかん農家2箇所の実証実験中である。当該システムが市販化（受注生産）された場合には、想定される販売価額としてメインユニットが約4百万円～5百万円、サブユニットは1ユニット約50万円程度ではないかとのことであった。農家の視点では、投資価額としては相当の金額になると思われるが、一方で広大な農園（最低2haの農地に導入が前提）での作業効率の向上や、マルドリ（マルチドリップ）栽培による、みかん品質の向上（島ブランド）も大きく期待されている。ここで、センターによれば、当該システムの普及は農政局（国）の農地整備（ほ場整備）事業と一体的に推進していくことが望ましいと考えているが、荒地の所有者に農地整備の合意を得ることも容易ではなく、現実的には県の想定どおりに進まない。

以上より、単純に普及促進を図る環境にあるとは言えないが、当該システムの開発や本件改良業務において県の財源が投下されている点を踏まえると、設備投資に対する就農者の負担軽減を図る事業の併用等により、早期に実証実験から実装（市販）へ移行し、農業経営

の収益力向上及び新規就農者の増加に繋がることを強く望む。

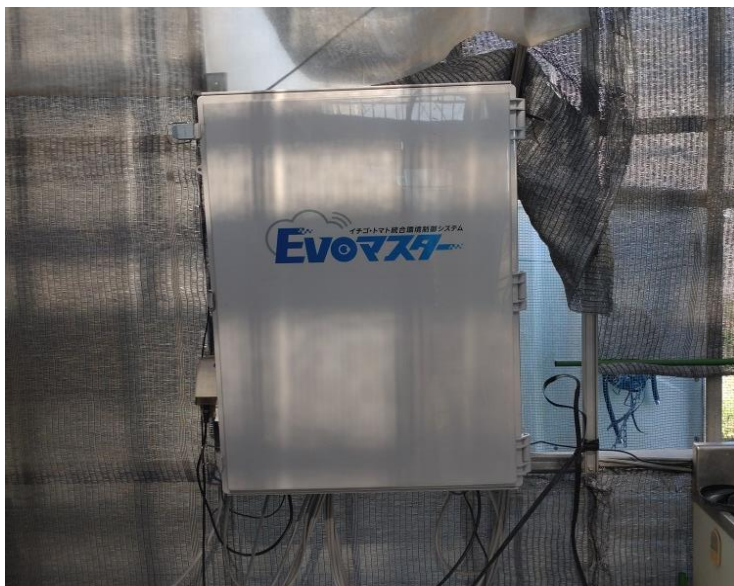
【意見】 Evo. マスターの普及について（有効性）

上記（6）－12 における、Evo. マスターは現在のところ、県内農家2箇所へ設置（市販化）し、1箇所は後述のとおり、実証実験中（防府市のトマト栽培農家）である。なお、導入コストは約2百万円（一式）程度を要するとのことである。当該システムも、イチゴやトマトの栽培において、熟練者の栽培データを参考にすることができ、栽培効率の向上も期待されている。上記の通信型マルドリシステムの普及について述べたとおり、当該システムも県が開発コストを負担している以上は、一定以上の普及があって事業の成果となり得る。

この点、実証実験の状況を現地視察した際に、当該トマト栽培農家へ設備導入に関する質問をしたところ、「それなりの投資額を要するため、ある程度の規模を有する農業経営体であることが望ましく、さらに市町の補助金等を活用して導入することが現実的ではないか」との見解であった。実際に、当該農家では設備の実装を予定しており、その投資額は約180万円にのぼるが、防府市のDX関連補助事業での採択により、自己負担を可能な限り抑えることで財務的な負担を軽減できる見込みであった。

以上より、機能的には農家にとって導入意義のあるシステムであり、デジタル化を通じて農業振興に寄与するため、先述のマルドリシステム同様に、より幅広く、かつ早期に普及促進が図られるように費用面での支援策等が望まれる。

参考：Evo. マスター実証実験先の現地視察






14. やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業

(1) 事業の概要

事業名	やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業
担当部局	農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課
事業実施の背景 (必要性)	<p>(事業実施に至る背景 (必要性))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では「意識して県産農林水産物を購入する者」の割合が、若年層ほど低い傾向にあり、少子高齢化が進む中、県産品需要の低下が懸念される。 ・地産・地消のさらなる拡大を進めるためには、幅広い世代を対象とし、オンラインでの購入促進対策に加え、多くの消費者が実店舗での購入を基本としていることを踏まえ、店舗での県産品購入も促進する仕組みを構築する必要がある。
事業目的及び達成時期	<p>(事業目的)</p> <p>意識して県産農林水産物を購入する者の割合の向上</p> <p>(達成時期)</p> <p>目標：45.0% (令和4年度末)</p>
目指すべき将来像	<p>(本事業 (デジタル化の推進) で目指すべき将来像)</p> <p>農林水産物の販売促進アプリの開発や県産品を取り扱うカタログギフトのデジタル化などのデジタル技術を活用した販売促進手法の導入により県産品ファンが増加する。</p>
事業の概要 (内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぶちうま! アプリ」の開発 (店舗での購買と連動したポイント制度の導入等) ・カタログギフト「ぶちうま! 山口」のデジタル化による新サービスの創出
事業の概要図等	<p>●ぶちうま! アプリ</p>

	<p>●カタログギフト「ぶちうま！山口」のデジタル化</p>  <p>スマホをかざし料理動画等が視聴できるAR機能をカタログギフトに付加</p> <p>SNSでギフトを贈るサービス、小型・軽量のカードギフトの導入</p>																																
事業の主な実施主体	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会																																
事業の対象者（誰に対する事業か）	全県民																																
令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ぶちうま！アプリの開発、運用 <ul style="list-style-type: none"> 参加店舗での県産品購入等で独自ポイントが付与される機能、生産者への応援メッセージ投稿機能、県産品図鑑等の機能を搭載 ● カatalogギフト「ぶちうま！山口」のデジタル化 <ul style="list-style-type: none"> ・AR機能を付加したカタログギフトの制作及び専用アプリの開発 ・ウェブサイトへのアクセスで選べるカード型ギフトの制作 ・贈る相手の住所を知らなくてもSNS等でギフトを贈れるソーシャルギフトの開発 <p>(成果（進捗）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ぶちうま！アプリの開発、運用 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年1月17日にアプリ運用を開始 公開7日で、利用者1万人を突破(令和4年3月末現在利用者：15,811人) 参加店舗数は280店舗(令和4年3月末時点) ● ぶちうま！アプリを活用したキャンペーン等による来店・購買誘導 <table border="1" data-bbox="555 1671 1353 1910"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">1日あたりポイント付与回数（ポイントを読み込んだ回数）</th> </tr> <tr> <th>拠点区分</th> <th>ポイントの種類</th> <th>2/21~3/2 (イベント前)</th> <th>3/3~13 ポイント倍増キャンペーン</th> <th>3/14~23 春のプレゼントキャンペーン</th> <th>3/24~4/2 (イベント後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">販売協力店</td> <td rowspan="2">来店ポイント</td> <td>1,301</td> <td>1,509</td> <td>1,544</td> <td>1,507</td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td>116%</td> <td>119%</td> <td>116%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">販売協力店以外</td> <td rowspan="2">購入ポイント</td> <td>312</td> <td>432</td> <td>426</td> <td>359</td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td>139%</td> <td>137%</td> <td>115%</td> </tr> </tbody> </table>			1日あたりポイント付与回数（ポイントを読み込んだ回数）				拠点区分	ポイントの種類	2/21~3/2 (イベント前)	3/3~13 ポイント倍増キャンペーン	3/14~23 春のプレゼントキャンペーン	3/24~4/2 (イベント後)	販売協力店	来店ポイント	1,301	1,509	1,544	1,507	100%	116%	119%	116%	販売協力店以外	購入ポイント	312	432	426	359	100%	139%	137%	115%
		1日あたりポイント付与回数（ポイントを読み込んだ回数）																															
拠点区分	ポイントの種類	2/21~3/2 (イベント前)	3/3~13 ポイント倍増キャンペーン	3/14~23 春のプレゼントキャンペーン	3/24~4/2 (イベント後)																												
販売協力店	来店ポイント	1,301	1,509	1,544	1,507																												
		100%	116%	119%	116%																												
販売協力店以外	購入ポイント	312	432	426	359																												
		100%	139%	137%	115%																												

	<ul style="list-style-type: none"> ●カタログギフト「ぶちうま！山口」のデジタル化 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月1日、AR機能を付加したカタログギフトの販売開始(AR機能で、完成料理画像の表示やレシピ動画の再生が可能)※再生アプリダウンロード数 1,117 件(令和4年3月末時点) ・令和4年3月24日、カード型ギフト及びソーシャルギフトの販売開始
関連する県の計画や基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・やまぐちデジタル改革基本方針
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	⑤「地域を支えるスマート農林水産業」加速化プロジェクト
事業区分	新規事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	39,025
補正後予算額	—	—	36,525
決算額	—	—	36,525

(予算額及び決算額の著増減事項等)

令和3年度の補正予算は地方創生推進交付金の減額によるものである。

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金補助金及び交付金	36,525	下記(8)補助金の概要参照
合計	36,525	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	16,762	45.8
その他	—	—
一般(県)	19,763	54.1
合計	36,525	100.0

(5) 負担金補助金及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	36,525
補助金等の名称	—	—	令和3年度やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業費補助金
交付先名	—	—	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会

(6) 令和3年度補助金等の概要

補助金等の名称	令和3年度やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業費補助金		
目的(趣旨)	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会が行う販促アプリやカタログギフトのデジタル化などのデジタル技術を活用した販売促進手法の導入による県産品ファン増加を図ること。		
公募・非公募	非公募		
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県補助金等交付規則 ・流通対策等事業補助金交付要綱 		
創設年度	令和3年度		
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業 		
補助対象経費及び補助率(限度額)	補助対象経費及び補助率(限度額)の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率(限度額)
	アプリの開発	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会が行う販促アプリの開発に要する経費	10/10(22,000千円)
	アプリの運用	販促アプリを活用した需要拡大のための企画の実施に係る経費等	2/3(8,525千円)
	カタログギフトのデジタル化	カタログギフトのデジタル化に係る経費	2/3(8,000千円)
事業推進費	広報費、旅費等	1/2(500千円)	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先名	交付金額	
	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会	36,525,000円	
	合計	36,525,000円	
申請及び交付件数	申請件数：1件		

	交付件数：1件			
補助金の効果測定	効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移 (県の設定する効果測定指標) 意識して県産農林水産物を購入する者の割合の向上 (単位：%)			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	目標値 (A)	－	－	45.0
	実績値 (B)	40.7	40.1	－
達成率 (B/A)	－	－	－	
	注1：例年6月に実施される県政世論調査で実績値を集計しており、開発完了が令和3年度末となった「ぶちうま！アプリ」及び、「カタログギフトのデジタル化」の影響の発露は令和4年度以降となる。			

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること(交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性)を確認した。 概算払請求書及び実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支が適切に報告されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金等交付規則 流通対策等事業補助金交付要綱 交付申請書 交付決定通知書 概算払請求書 実績報告書 補助金額の確定通知書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書 補助金チェックシート
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 当該補助金制度の将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> アプリ参加店舗へのフィードバックデータ

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】ぶちうまアプリの出口戦略について(経済性・効率性)

当事業の主要施策の1つは、アプリを活用して県産品の販路拡大・消費増加を目指すこと

である。アプリではポイント制度を主要機能と位置づけており、県産品取扱店舗への来店及び県産品の購入に際し、ポイントを付与し一定数貯まると県産品購入時に値引きを受けることができる仕組みである。ポイントによる値引き額の補填は、補助金交付先で当事業の実施主体であるやまぐちの農林水産物需要拡大協議会（以下、「協議会」という）が行っているが、協議会における当アプリ運用に要する経費の2/3は県の補助金であることから、今後アプリ利用者が増加し、ポイント付与数が増加すると、協議会から参加店舗に対するポイント値引き額の補填金額は増加し、その結果、県からの補助金額も増加が見込まれる。

アプリについては、開発に要する経費は全額、運用に要する経費は2/3以内の補助率で補助金を交付することが本補助金の根拠となる流通対策等事業補助金交付要綱に規定されているが、補助金とは本来、公益上の必要がある場合に交付するものであり、受益者が偏ることなく公平でなければならない。当事業についても本来は協議会が自主財源で取り組むべきところ、県産品の販路拡大・消費増加という公益性の高い事業であり、事業の立ち上げ段階ではアプリ開発に多額の経費を要することから補助金による支援を行っている。令和4年度以降本格化するアプリの運用に関しては、補助金による支援期間が長期化することに伴う、補助金の既得権益化や協議会による自立した事業運営を妨げるようなことがあってはならない。担当者によると、アプリに表示する広告を募集してポイント値引き額補填の財源を確保する、アプリで実施するキャンペーンの景品をアプリ参加店舗からの提供品とするなど、協議会の自主財源により運用できる方策を検討しているとのことである。県からの補助金による支援をいつまで継続するのか、また自主財源への移行後の財源確保の方法等、当事業の今後の運営方針・スケジュールについて早期に計画を作成し、協議会とすり合わせをする必要がある。なお、目的達成以外で補助金による支援終了と同時に、アプリ運用も終了するようなことは決してあってはならない点を申し添える。

【意見】ぶちうまアプリと県産品消費拡大の関係について（有効性）

ぶちうまアプリのポイント制度は、県産品購入で10ポイント、取扱店来店で3ポイント付与され、500ポイント貯まると500円値引きとなる仕組みである。県産品購入で付与されるポイントについては、対象店舗で県産品が1点以上あれば購入金額にかかわらず10ポイント付与される。例えば、県産品1点のみ購入でも10点購入でも付与されるポイントは同じである。また、来店ポイントは県産品取扱店舗で1日1回、県産品の購入をしなくても3ポイント付与される。

本事業の目的は、県産品購入者数の増加、ひいては県産品の消費拡大である。県産品を購入していない人にポイントを付与し値引きの特典を与えても県産品の消費拡大にはつながらない。また、購入ポイントについても、購入金額とポイント付与数が連動しておらず、県産品購入の動機付けとしては強くない。仮にポイント制度により県産品の消費拡大を目指すならば、県産品の消費拡大に寄与した人に多くのポイントが付与されるべきである。

ここで、ポイント付与には参加店舗の協力が欠かせないが、各店舗のオペレーションに大

大きく影響するような作業を依頼することは難しい。購入金額のうち県産品のみの金額を集計することは店舗スタッフにとっては過度の負担となり得るが、この作業をデジタル化するには参加店舗のレジシステムとの連動も必要となり現実的ではない。専用のポイントカードを作成し、店頭では専用のスタンプを押すなど、アナログだがアプリ開発より少ない費用で実施できる方法もあったのではないかとも思える。アナログな方法であれば県産品の購入金額に応じてポイントを付与する等の柔軟な対応も可能である。ポイント制度を活用した県産品の消費拡大に果たしてデジタルツールが最適だったのか、その他により適した手段はなかったのか、事業開始時に各ツール導入に係る費用とその効果を比較し、最も適切な手段を選定できていたか検証し、今後、DX関連事業を実施する際の参考とされたい。

ただし、今回はアプリを開発したことで様々なデータを取得することが可能となり、ここで得られるアプリ利用者の消費行動に関するデータ活用も重要である。来店する曜日や時間に関するデータから、県産品の出荷時期や店頭に並べるタイミング等に役立つ情報を生産者・販売者にフィードバックすることもできる。現状、取得可能なデータのうち一部については定期的にデータ分析を行い生産者・販売者へ情報提供しているが、今後はさらに活用可能な情報が収集できないか、アプリ開発業者と協議し、アプリ参加店舗・生産者の事業に資するようなデータの提供を行うことが望まれる。

【意見】 ぶちうまアプリの効果測定指標について（有効性）

令和3年度はアプリ運用開始から間もないことから、アプリの利用者数（LINEの友達登録数）及びポイント付与回数を成果の指標として把握している。しかしながら、アプリの利用者数だけでは、その後LINEの友達登録を解除（ブロック）する場合も考えられ、登録後の利用状況（いわゆる、アクティブユーザー）について確認できる指標ではない。

今後は、全県民に対するアプリ利用者の割合を確認可能な指標や、例えば、ポイント付与数の推移など利用状況を確認できる指標など、アプリを活用した当事業の有効性について判断するために適した指標を選定し、効果を測定する際の指標とされたい。

【意見】 協議会における県の関与について（経済性・効率性）

当事業の補助金交付先である、協議会は、県内の消費者団体、外食・食品産業、流通・観光・物産、生産者・輸出支援団体等26団体で構成された協議会であり、県産品の需要拡大の取り組みを推進する団体であり、事務局は山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合、（一社）山口県木材協会及び山口県農林水産部の4団体に置かれている。

協議会の事務処理については山口県農林水産部が窓口となっており、当該部署担当者が県業務と兼務している。県産品の販路拡大・消費増加の対策はあくまでも生産者・販売者の自発的な活動によるものでなければならず、県が協議会での事業運営の中心となり、また事務局業務についても大部分を担うことは、協議会に対する過剰な支援になりかねない。協議会に所属する各団体が、生産・販売・流通等各自の置かれた立場から意見を出し合い事業の

方向性を決定し、施策を企画・立案することが重要であり、県も協議会の一構成員として他団体と対等の立場で意見を述べ、会務についても県に業務が偏在することのないように各団体で分担することが必要である。協議会を構成する全てのメンバーが当事者意識を持ち、一体となって県産品の消費拡大にまい進するような体制を構築すべく、県としての望ましい関与の在り方について検討されたい。

14-1. やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業

やまぐちの農林水産物需要拡大協議会

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
補助金	39,025	36,525
団体負担金	8,763	8,510
利息収入	0	1
別事業からの流用(団体負担金)	0	19
合計	47,788	45,055

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
アプリ開発に係る経費	22,000	21,983
アプリ活用による需要喚起に係る経費	12,788	10,269
カタログギフトのデジタル化に係る経費	12,000	12,000
事業推進費	1,000	803
合計	47,788	45,055

(2) - 1 令和3年度の委託契約の概要

契約名	山口県農林水産物販売促進のためのLINE ミニアプリの開発業務
契約期間	令和3年7月6日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	(1) アプリの開発 (2) アプリの審査対応 (3) アプリの公開準備 (4) アプリ利用者へのLINE スタンプ配布事務 (5) アプリ管理システムの構築

	(6) アプリの運用 (7) 情報セキュリティの確保 (8) 情報管理
契約方法	随意契約(公募型プロポーザル方式)
契約の法令根拠	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会会計処理規程別表1の③のイ
委託業者名	(株)ニュージャパンナレッジ
業者選定理由	プロポーザル審査結果
予定価格	19,778,000円(税込)
委託契約金額	19,778,000円(税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	業務仕様書の変更
変更後契約金額	21,778,000円(税込)
再委託の有無	有り
再委託先	(株)無限
再委託金額	1,133,000円(税込)
検査の概要	(検査対象(何を)) ・アプリ及び管理システム一式 ・アプリ管理システム利用マニュアル一式 ・アプリ公開審査書類 (検査手法(どのように)) 業務仕様書に準じたシステム開発等が実施されているか確認 (検査結果) 合格

(2) - 2

契約名	ぶちうま!アプリリーフレット、ポスター作製業務
契約期間	令和3年11月1日～令和3年12月6日
業務内容(仕様)	ぶちうま!アプリのリーフレット及びポスターの作成
契約方法	単独随意契約
契約の法令根拠	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会会計処理規程別表1の③のイ
委託業者名	(株)無限
業者選定理由	アプリデザインを受託した業者であり、統一したデザインのリーフレット、ポスターを作成し、効果的な広報を実施するため。

予定価格	913,000 円 (税込)
委託契約金額	913,000 円 (税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象 (何を)) 成果品 (検査手法 (どのように)) 成果品の確認(納品時にデザイン内容や部数を確認) (検査結果) 合格

(2) - 3

契約名	ぶちうま! アプリPR動画作製業務
契約期間	令和3年12月24日～令和4年1月14日
業務内容 (仕様)	・ぶちうま! アプリPR動画作製 (1分程度×2本) ・スタートアップキャンペーン版動画作製 (20秒程度×1本)
契約方法	単独随意契約
契約の法令根拠	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会会計処理規程別表1の③のイ
委託業者名	(株)無限
業者選定理由	アプリデザインを受託した業者であり、統一したPR動画を作製し、効果的な広報を実施するため。
予定価格	517,000 円 (税込)
委託契約金額	517,000 円 (税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象 (何を)) 成果物(動画) (検査手法 (どのように)) 成果物の確認(動画視聴による内容確認) (検査結果) 合格

(2) - 4

契約名	ぶちうま！アプリのフリーペーパー広告、LINE 広告実施業務
契約期間	令和4年1月17日～令和4年2月15日
業務内容（仕様）	・フリーペーパー広告実施 ・インターネット広告実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会会計処理規程別表1の②の ア
委託業者名	(株)オオバクリエイティブ
業者選定理由	過去の実績による
予定価格	732,600 円（税込）
委託契約金額	721,600 円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	（検査対象（何を）） 納品書 （検査手法（どのように）） 実績の確認 （検査結果） 合格

(2) - 5

契約名	ぶちうま！アプリ春のプレゼントキャンペーン広報業務
契約期間	令和4年3月14日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	・広告デザイン及び広告実施 ・プレゼント応募フォームの作成および管理
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会会計処理規程別表1の②の ア
委託業者名	(株)オオバクリエイティブ
業者選定理由	過去の実績による
予定価格	280,500 円（税込）
委託契約金額	280,500 円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし

検査の概要	(検査対象 (何を)) 業務実施報告書 (検査手法 (どのように)) 実績の確認 (検査結果) 合格
-------	---

(2) - 6

契約名	ソーシャルギフト広報業務
契約期間	令和4年3月18日～令和4年3月31日
業務内容 (仕様)	・ 広告デザイン ・ インターネット広告実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	やまぐちの農林水産物需要拡大協議会会計処理規程別表1の②の ア
委託業者名	(株)オオバクリエイティブ
業者選定理由	過去の実績による
予定価格	885,580円 (税込)
委託契約金額	802,578円 (税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象 (何を)) 業務実施報告書 (検査手法 (どのように)) 実績の確認 (検査結果) 合格

(3) 令和3年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県産品カタログギフトのデジタル化業務補助金
目的 (趣旨)	山口県産品カタログギフトのデジタル業務化支援
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	山口県産品カタログギフトのデジタル化業務補助金交付要綱
創設年度	令和3年度
交付対象事業	山口県産品カタログギフトのデジタル化に関する事業

補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費概要	補助率（限度額）
	山口県産品カタログギフトのデジタルギフトサービス、カードギフトサービスの導入に要する経費	WEB システム構築・管理・運営に係る人件費 WEB システム構築費	1/2 12,000,000 円以内
	AR 機能を付与した山口県産品カタログギフトの制作に要する経費	AR 対応アプリ作成費 印刷等経費	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先	交付金額	
	(株)アデリー	12,000,000 円	
	合計	12,000,000 円	
申請及び交付件数	申請件数：1 件 交付件数：1 件		
補助金等の効果測定	(効果測定方法) 補助目的に合致した事業が実施されているか確認した。 (測定結果) 合格		

(4) 監査要点と実施手続の概要

【委託契約】

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。 再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した(一括再委託の禁止条 	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約書、仕様書 業務委託契約事務取扱要領 業者選定理由書 委託検査調書 請求書、支出負担行為

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>項や再委託業務の承認等)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。 	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。 ・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した(受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等)。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託検査調書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容(業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等)を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書(予算実績比較)や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積あ 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>りきで請求されていないか検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。 	

【補助金】

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・補助金に係る消費税仕入控除税額報告を閲覧し、漏れなく報告を受け必要に応じて返還を受けていることを確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱 ・交付申請書 ・審査書類 ・交付決定通知書 ・実績報告書
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 ・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問により確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書
<p>経済性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。 ・補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出 	

監査要点	実施手続	証憑書類等
	の要否(必要性)をどのように判定しているか質問により確認した。	

(5) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】非公募の補助金交付先の選定手続きについて(有効性)

上記(3)補助金は、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会(以下、「協議会」という)が行う補助事業であり、協議会が作成した補助金交付要綱に基づき行われるものである。そして、補助金交付は非公募で行われたが、非公募の妥当性を検証した形跡がなかった。

この点、交付要綱では明確な規定はないが、補助金は、公益性や公平性が重視されなければならない、特定の団体等に対する補助は、透明性の観点も含めて妥当性が検証され、県民への説明責任が十分に果たされなければならない(協議会の補助事業財源は県からの補助金である)。なお、実態として(株)アデリーは県下で山口県産カタログギフトの提供実績が既にあり、結果として当該業者のみを補助金交付先に選定したことに問題があったとまでは言えないが、それでもやはり補助事業の性質上は、公募を原則としつつ、やむを得ず非公募を採用する場合には、非公募として当該業者を補助金交付先として選定するに至った検証過程が公式な審議等を経て、適切に記録保存されるべきである。併せて、県の補助金が原資となっている以上、協議会に一任するのではなく、県による適正な補助金交付事務手続きの指導を期待する。

15. スマート農業実装加速化事業

(1) 事業の概要

事業名	スマート農業実装加速化事業
担当部局	農林水産部 農業振興課
事業実施の背景(必要性)	(事業実施に至る背景(必要性)) 担い手の高齢化及び減少の進展する本県において、中核経営体等に対し、作業の効率化等を可能とするスマート農業技術の導入機運の醸成を図る。
事業目的及び達成時期	(事業目的) ・スマート農業技術の導入意欲喚起と技術の定着、波及 (達成時期) ・スマート農業技術導入経営体数 目標：24 経営体(令和元年度)→120 経営体(令和4年度)
目指すべき将来像	(本事業(デジタル化の推進)で目指すべき将来像) ・中核経営体が、スマート農業技術を活用することにより経営

	課題の解決と効率的な生産を実現。
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> 各経営体でのスマート農業機械の試用 現地実装・技能向上に向けた専門家の派遣 スマート農業技術の技能講習支援
事業の概要図等	<p>スマート農業実装加速化事業</p> <p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会、中核経営体との調整 ○地域への波及に向けた情報提供 など <p>スマート農業導入加速協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集、蓄積→推進手引き更新 ○支援チーム設置、派遣調整 <ul style="list-style-type: none"> ・高度な技術相談への対応 ・試用する機械の調整 ○技能講習・資格取得講習 <p>中核経営体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機械の実演 <p>情報発信</p> <p>実装</p> <p>委託 (高度技術)</p> <p>成果</p> <p>助言 (モデル性)</p> <p>支援</p> <p>情報</p> <p>成果</p>
事業の主な実施主体	県及びスマート農業導入加速協議会
事業の対象者（誰に対する事業か）	中核経営体（農業法人、農業者）
令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要	<p>（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「推進の手引き」の更新に向けた情報収集・整理 支援チームの設置、派遣調整 実演等を通じた地域への波及 技能講習、セミナーの開催 モデル経営体の選定、試用技術の助言、相談窓口の設置（成果（進捗）） モデル経営体でのスマート技術の試用 23 経営体 スマート農業導入加速セミナーの協賛 5 回 「推進の手引き」の内容更新と公表
関連する県の計画や基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> やまぐち維新プラン やまぐちデジタル改革基本方針
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	該当なし
事業区分	継続事業（令和2年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	22,184	20,168
補正後予算額	—	8,455	13,098
決算額	—	7,705	13,018

(予算額及び決算額の著増減事項等)

新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度途中から事業展開となった結果、令和3年度に比して決算額が過小となったもの。

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	11,223	下記(6)委託契約の概要参照
旅費	138	職員出張旅費
需用費	227	コピー代、用紙代他
役務費	491	電話代
使用料および貸借料	62	高速道路利用料
備品費	877	モバイル端末
合計	13,018	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	7,154	55.0
その他	—	—
一般(県)	5,864	45.0
合計	13,018	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	7,439	11,223
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	山口県スマート農業導入加速協議会	山口県スマート農業導入加速協議会

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	令和3年度スマート農業導入支援業務
契約期間	令和3年5月7日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報整理・発信に係る業務 ・ 中核経営体等への技術相談、派遣対応に係る業務 ・ 技能講習、実演会等の実施に係る業務 ・ 中核経営体等への波及支援業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	山口県スマート農業導入加速協議会
業者選定理由	本業務を適正かつ円滑に実施可能
予定価格	16,838,000円（税込）
契約金額	16,838,000円（税込）※実績報告により△5,615千円（返還）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>（検査対象(何を)）</p> <p>令和3年度スマート農業導入支援業務実績報告書</p> <p>（検査手法（どのように））</p> <p>提出された実績報告書に基づき、ヒアリングを実施した。</p> <p>（検査結果）</p> <p>合格</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・ 委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書、仕様書 ・ 業務委託契約事務取扱要領 ・ 競争入札等審査会設置要綱 ・ 業者選定理由書 ・ 委託検査調書 ・ 委託料概算払請求書 ・ 業務委託契約情報の公表について（県HP）

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>を質問し、適切に評価されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。 	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託検査調書 ・実績報告書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 ・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書 ・実績報告書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】 収支報告書の税込記載について（有効性）

山口県スマート農業導入加速協議会（以下、「協議会」という）の収支実績は下表のとおりである（収支報告書参照）。

【収入の部】	
（単位：円）	
品名及び仕様	金額（税込）
令和3年度スマート農業導入支援業務	11,223,029
【支出の部】	
（単位：円）	
品名及び仕様	金額（税込）
情報整理、発信 事業費（役務費）契約に係る県証紙	20,000
タブレットPCによる技術相談対応	1,943,260
スマート農業施設園芸セミナーの開催 事業費（使用料・需用費）	52,510
スマート農業施設園芸セミナーの開催 報償費	1,168,640
中核経営体等への導入支援 事業費 振込手数料	11,220
中核経営体等への導入支援 現地試用機械借上料	8,027,399
合計	11,223,029

ここで、令和3年度において、協議会はいわゆる免税事業者であり、消費税等の納税義務者ではない（申告義務はない）。一方で、収支実績（税込）の支出内訳の項目には「契約に係る県証紙」20,000円が含まれており、外観上、本来は非課税取引である県証紙の消費税等相当額も含めて県に委託料を請求していると見られかねない。仮に課税取引とした場合には、消費税等相当額は $20,000 \text{円} \div 1.1 \times 0.1 = 1,818 \text{円}$ となり、当該金額が、いわゆる益税として協議会内部に留保されているかのようにミスリードさせる可能性がある。

したがって、実績の収支報告書を作成するに際しては、金額を税込記載すること自体に問題はないものの、非課税取引等についてはその旨を明確にし、疑念を持たれることのないように留意されたい。なお、受託者である協議会が免税事業者のため、本件の委託料の算定は問題ないが、仮に協議会が消費税の納税義務者であった場合、委託料の算定は、非課税取引や不課税取引に対する消費税等相当額（本件で言う県証紙20,000円に対する消費税相当額として10%の2,000円）を上乗せし、確定申告する点を補足的に申し添える。

16. やまぐち「農の継活」スタートアップ推進事業

(1) 事業の概要

事業名	やまぐち「農の継活」スタートアップ推進事業
担当部局	農林水産部 農業振興課
事業実施の背景（必要性）	<p>（事業実施に至る背景（必要性））</p> <p>県内農業における後継者不足が一層進行している一方で、経営開始の初期コストが増大するなど、就農初期のリスクが高まっていることから、就農ハードルを下げる「経営継承」の仕組み作りが急務</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>デジタル技術を活用した経営継承の仕組みを構築し、農業における経営継承を推進する。</p> <p>（達成時期）</p> <p>経営継承のマッチング件数 令和3年度：3件、令和4年度：6件、令和5年度：10件</p>
目指すべき将来像	<p>（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像）</p> <p>本事業でモデル的に取り組んだ実証産地でデジタル技術を活用した経営継承の仕組みが構築され、この取組ノウハウを継承の取組意向がある他産地へ波及させることで、経営継承を推進して農業の担い手確保を図る。</p>
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・経営継承支援体制整備（コーディネーター、推進員の設置など） ・継承資産可視化実証（経営資産のデジタル化など） ・継承ミスマッチ解消実証（継承情報のDB化、継承資産の継続化・適合化実証）

<p>事業の概要図等</p>	
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>県内の農業産地（移譲希望者、継承希望者、生産農家など）</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要</p>	<p>（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継承案件の掘起こし、マッチング活動の実施 ・県下3か所にモデル実証地域を設置し、可視化実証を実施 美祢市（秋芳梨生産販売協同組合） 山口市（徳佐りんご組合） 周防大島町（大島郡柑橘振興協議会） <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチング活動を支援し、2経営体について経営継承 ・3つのモデル実証地域の取組や一部の継承情報を発信する、「農の継活」特設ページをやまぐち農林振興公社のHP内に開設（公開日：令和4年3月8日）
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン（15「担い手支援日本一」の更なる強化）
<p>デジタル・魁プロジェクトとの関連性</p>	<p>⑤「地域を支えるスマート農林水産業」加速化プロジェクト</p>
<p>事業区分</p>	<p>新規事業（令和3年度～）</p>

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	22,000
補正後予算額	—	—	16,304
決算額	—	—	16,264

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	16,000	下記(6)委託契約の概要参照
旅費	162	職員出張旅費
需用費	73	コピー代、用紙代、車両燃料費他
役務費	29	電話代
合計	16,264	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	8,000	49.2
その他	—	—
一般(県)	8,264	50.8
合計	16,264	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	16,000
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(公財)やまぐち農林振興 公社

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	「やまぐち「農の継活」スタートアップ推進」業務
契約期間	令和3年5月6日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	農業経営の継承意向把握やマッチングおよび経営継承モデル実証の推進に係る業務 ・ 経営継承コーディネーターの設置（移譲・継承希望者支援） ・ モデル実証推進員の設置（モデル実証地区における継承資産の可視化実証など）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	（公財）やまぐち農林振興公社
業者選定理由	やまぐち農林振興公社は、就農相談を行う県域の一元窓口として、農業の経営継承をはじめとした就農相談会等を行っている県域唯一の組織であり、経営継承や就農支援に関する専門性を有することから、公社以上に効果的に当該事業を実施できる機関が他にないため。
予定価格	21,000,000円（税込）
契約金額	21,000,000円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	モデル実証推進員の給与、相談会等における県外旅費等の減額による契約金額の減額
変更後契約金額	16,000,000円（税込）
再委託の有無	有り
再委託先	① A社（経営資産のデジタル化構築業務） ② B組合（継承資産の継続化及び適合化実証業務）
再委託金額	① 8,277,500円（税込） ② 1,500,000円（税込）
検査の概要	（検査対象(何を)） 移譲希望者の掘起こしの状況、モデル実証地域における継承情報の可視化・汎用化の取組状況と継承資産の継続化・適合化実証実績、コーディネーター・推進員の活動状況 （検査手法（どのように）） 提出された成果報告書に基づき、ヒアリングを実施し、適正に処理されているかを確認した。 （検査結果） 合格（委託業務を適正に行われている）

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方法等が適切であるかどうかについて、随意契約理由書の閲覧と質問にて確認した。 ・ 再委託契約について、所為の事務手続きを経ていることを確認した。 	<p>伺い書 契約書</p>
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約の事業目的が達成されているかどうかについて実績報告書等を閲覧して確認した。 ・ 公益財団法人やまぐち農林振興公社の HP に公表されている成果物を閲覧した。 ・ 業務の目標とその達成状況について質問した。 ・ 作成したコンテンツへのアクセス数やコンテンツの反響等について質問した。 	<p>実績報告書</p>
<p>経済性・効率性</p>	<p>仕様書と参考見積書の内容の整合性について確認した。</p>	<p>仕様書 見積書</p>

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】仕様書の記載について（経済性・効率性）

当事業では、主として、（公財）やまぐち農林振興公社（以下、「公社」という）への業務委託にて事業を実施している。業務委託の場合には、県が行うべき事業を外部の事業体を実施することになる。したがって、プロポーザル方式による業務委託契約を除いて、県が委託すべき業務内容の詳細は、原則として仕様書に記載されることになり、仕様書の記載内容に応じて、入札が行われ、随意契約の場合には見積書が提出され、契約に至ることとなる。

当該委託業務の仕様書では、例えば、業務の内容に含まれている、経営承継円滑化推進活動中の「経営承継コーディネーターの設置」においては、コーディネーターは専任なのか、兼任で良いのかが不明である。また、想定される稼働日数等の記載がない。これらの記載がない仕様書に対して、公社からの見積書では人件費の積算がなされている。同様に、「承継希望者支援」においては、就農相談会への参画による承継希望者の意向把握等の記載があるが、就農相談会の場所や回数の記載がない。しかし、見積書では、東京、大阪、福岡、広島への旅費が計上されている。その他についても、どれだけの業務量（回数、日数）になるのかが仕様書からは読み取れない状況となっている。

また、当該委託契約では、変更契約がなされており、当初契約額が 21,000 千円から 16,000 千円に減額されている。減額の契約変更伺いには金額変更の記載は項目ごとに記載はされ

ているものの、項目の内訳が不明なため変更後の積算内容については不明であった。

また、契約の減額変更がなされるということは、委託業務内容の縮小や一部取り止めが含まれるものと考えられるが、当初仕様書の業務内容の記載自体が大掴みであるからか、仕様書が変更されることなく契約変更がなされている。

事業の実施主体は県であり、県の委託事業については、仕様内容を明確に規定したうえで業務の履行を求める必要がある。

【意見】作成公表したウェブサイトの活用及び情報の有用性について（有効性）

令和3年度においては、3部会について継承者向けに地区紹介、作業紹介等のコンテンツが制作されており、公社のウェブサイトで公表されている。これらのサイトのアクセス数について、質問したところ、把握できないという回答であった。また、閲覧者の感想等のフィードバックについては把握していないということであり、実績としては、問い合わせが1件もしくは2件あったとのことである（この点、後日に所管課より、就農相談や相談会等で就農希望相談者に継承情報とともに産地や就農等に関する情報を説明する際に活用するなどしており、ウェブサイトに対して「分かりやすい」・「イメージがわく」等の感想や意見を伺っている旨説明があった）。

新規就農者や、承継を検討する者が参考にする情報が記載されるべきウェブページであり、また、これらの者に対する情報提供が新しい取り組みであることから、それ自体は有用であると思われる。しかし、主として県、農業者及び移譲者の視点により作成された情報が、新規就農や承継の検討者にとって必要な情報であるのか、という点については、なお一層の検証が必要であると思われる。

例えば、県の他の事業で新規就農者希望として問い合わせがあった者や、新規就農者で研修中の者等に対して、公表されているウェブサイトを開覧してもらい、アンケート調査等を実施することや、ウェブサイトを開覧して問い合わせがあった者へのアンケート調査等、新規就農や承継を考える者が必要と思われる情報の提供を拡充することが出来ればより望ましいのではないかと考える。

したがって、ウェブサイトに公表される情報以外の情報も収集し、「見える化」することを目的とする当事業については、新規就農者や承継を考える者等の視点も積極的に取り込むことで、より一層充実化が図られることを期待する。

17. 林業労働環境デジタル化推進事業

(1) 事業の概要

事業名	林業労働環境デジタル化推進事業
担当部局	農林水産部 森林企画課
事業実施の背景（必要性）	<p>（事業実施に至る背景（必要性））</p> <p>森林組合雇用者数は平成 20 年と比較し、令和元年では約 7 割減と全国水準（約 5 割）を上回る。また、林業は他産業と比べ強い労働負荷を伴うことから労働災害発生率は約 11 倍となっており、直近 3 カ年死傷年千人率の平均は 34.7 と全国平均（約 22.9）より高い。このため、林業を魅力あるものとし、就業者を増加させるためには、労働負荷及び労働災害発生率の低減を図る必要がある。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>林業特有の労働環境について、労働負荷の大幅な軽減や安全性の向上につながるスマート林業技術等を活用することで改善し、現場実装を加速化することで労働災害発生率の低減や軽労化による魅力ある林業への変身を図り、林業従事者の確保と定着を図る。</p> <p>（達成時期）</p> <p>令和 6 年度（予定）</p>
目指すべき将来像	<p>（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像）</p> <p>労働災害発生率の低減に係る新たな技術の現場実装の加速化により、死傷年千人率の低減（全国平均以下）を図る。</p>
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全対策や軽労化に資する先端技術の導入補助 やまぐちスマート林業実装加速化協議会によるスマート林業技術の周知啓発及び最新知見を提供する研修会の開催等
事業の概要図等	<p>労働環境の改善</p> <p>スマート林業実装支援</p> <p>労働安全対策</p> <p>LPWAによる森林内の情報通信網の整備</p> <p>ウェアラブル端末による体調可視化</p> <p>軽労化対策</p> <p>アシストスーツによる労働負荷軽減</p> <p>最新知見の提供</p> <p>周知啓発</p> <p>指導助言</p> <p>県</p> <p>導入補助</p> <p>林業事業体</p> <p>加速化協議会</p> <p>研修会の開催</p> <p>林業事業体</p> <p>安全性の向上、労働負荷の大幅な軽減</p>

事業の主な実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全対策や軽労化に資する先端技術の導入補助 →林業事業者 ・やまぐちスマート林業実装加速化協議会によるスマート林業技術の周知啓発及び最新知見を提供する研修会の開催等 →県
事業の対象者（誰に対する事業か）	林業事業者
令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要	<p>（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート林業の現場実装を伴走支援するため「やまぐちスマート林業実装加速化協議会」を設置し、先進技術の周知啓発及び最新知見を提供する研修会等を開催 ・開発元と連携し、軽労化に資するアシストスーツについて、4事業者へ無料の貸し出しを行った ・LPWAについて、対象の4森林組合へ直接PRを行った（成果（進捗）） ・研修会等を通じて機器の活用方法や、導入効果の理解促進、事業者の安全意識の向上を図ることができた ・アシストスーツは2事業者が導入 ・LPWAはコスト面から躊躇する事業者が多く、導入に至らなかった
関連する県の計画や基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・やまぐちデジタル改革基本方針
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	⑤「地域を支えるスマート農林水産業」加速化プロジェクト
事業区分	継続事業（令和3年度～）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	15,000
補正後予算額	—	—	791
決算額	—	—	607

（予算額及び決算額の著増減事項等）

補助事業は、林業特有の労働災害発生率の高さ等から対象機器の必要性は感じているが、コスト面から躊躇する事業者が多く、導入に至らなかったことから減少した。

また、協議会活動費については、コロナ禍で講師の来県が出来ない等の事態が生じた。

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金補助金及び交付金	164	下記(6)補助金等の概要参照
旅費	193	協議会委員旅費
需用費	98	消耗品費
役務費	4	通信費
使用料及び賃借料	32	会場使用料
報償費	114	講師依頼
合計	607	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	303	50.0
その他	—	—
一般(県)	303	50.0
合計	607	100.0

(5) 負担金補助金及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	164
補助金等の名称	—	—	林業労働環境デジタル化推進事業補助金
交付先名	—	—	大林産業(株)外1件

(6) 令和3年度補助金等の概要

補助金等の名称	林業労働環境デジタル化推進事業補助金
目的(趣旨)	デジタル技術等を活用し、高い労働災害発生率や労働負荷等の林業特有の労働環境の改善に取り組む林業事業者を支援する
公募・非公募	公募
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 山口県補助金等交付規則 林業労働環境デジタル化推進補助金交付要綱
創設年度	令和2年度

交付対象事業	・ 林業労働環境デジタル化推進事業		
補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
	1 LPWA	・ 機材導入費 ・ 初期設定費	1/2 以内
	2 ウェアラブル端末		(3,000 千円)
3 アシストスーツ	・ 機材導入費	1/2 以内 (200 千円)	
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先名	交付金額	
	大林産業(株)	91,250 円	
	園田きこり農園	73,000 円	
	合計	164,250 円	
申請及び交付件数	申請件数：2 件 交付件数：2 件		
補助金の効果測定	<p>(効果測定方法)</p> <p>事業完了後3年間、事業主体から年度ごとの機器利用状況を報告させることにより、適切に利用していることを確認している。</p> <p>(測定結果)</p> <p>目標：毎年の利用</p> <p>実績：初回の報告が令和4年9月を予定しているため実績なし</p>		

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付事務が「林業労働環境デジタル化推進事業補助金交付要綱」及び「林業労働環境デジタル化推進事業実施要領」に則り適切に実施されていることを確認するため、質問及び書類の閲覧をした。 ・ 補助金交付時の妥当性について、関係書類を閲覧した。 ・ 支出負担金行為の決済関連書類を閲覧した適切に処理されたことを確かめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金に係る事業計画書 ・ 補助金の内示 ・ 補助金交付申請書 ・ 補助金交付決定通知 ・ しゅん工検査実施書 ・ 実績報告書 ・ 検査調書 ・ 補助金確定通知 ・ 補助金交付請求書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会の取組について、資料を閲覧しその有効性を検証した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林企画課作成「令和3年度の取組実績」

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付の公平性について、交付先や補助率等に偏重はないか質問及び関連書類を閲覧した。 ・ 補助金事業の効果を検証するため「機器利用状況報告書」を閲覧しアシストスーツ使用の有効性を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務報告 ・ 機器利用状況報告書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金対象経費として設定した項目の適切性について質問した。 ・ 事業効果の観点から補助率について適正水準であるか否か質問し、関連書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費支出伺 ・ 支出調書 ・ 支出負担行為・支出票

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】当初予算額の精緻化について（有効性、経済性・効率性）

L PWA（Low Power Wide Area）は、少ない電力で長距離かつ広範囲の通信が可能な技術である。省電力でランニングコストが非常に低く抑えられるという利点もある。

ここで、本補助金交付の目的は、携帯電話圏外の林業現場において林内通信を整備し、チャット、位置情報等の送受信を可能とし、携帯電話圏外で発生した事故の早期発見により林業による労働災害の抑制を期待するものである。また、ウェアラブル端末により得られた脈拍・暑さストレス等の情報をL PWAによって整備された林内通信網を利用し、クラウドにアップロードすることで、作業員の体調を可視化でき、事故の未然防止も期待できる。

翻って、県内の林業における状況は、小規模事業者が多く（携帯電話圏外となる奥地で作業を実施していない）、そうでない事業者は無線により通信を確保している。このような現状で、当該補助金を申請する事業者は皆無であった。県内の対象事業者はL PWA機器を最初から必要としていないか、上記メリットを理解しつつも、費用対効果を考慮すると導入する必要性を見いだせず、補助金申請に至らなかった。その結果、当初予算の15,000千円は補正予算後791千円となり、執行額としては、当該事業の他の補助金交付額164千円を含む607千円であった。令和2年度に創設された比較的新しい補助事業であり、経験の積み重ねが少なく、様々な点で正確な想定が困難だったことは推察されるが、当初予算に対する執行額の低さを見る限り、予算策定時における事業者の意向等の調査不足及び、想定のがんがきがあるとされてもやむを得ない。

したがって、限りある財源の効果的かつ効率的な配分のためにも、より慎重な調査及び想定による予算の精緻化に努められたい。なお、財源の内訳は、県の一般財源と国庫の折半となっているが、国の施策に則った補助事業であったとしても、公益上の必要性が高い施策となるべく県が主体性を持って構築するべきである。

【意見】補助金の効果測定指標について（有効性）

本件補助金の効果測定は、導入後3年間、毎年9月に「利用状況報告書」の受領をもって確認することとなっている。直近で令和4年9月に提出された令和3年度の当該報告書を確認したところ、利用範囲を示した地図と利用時の写真が添付され、利用状況報告書には、事業範囲や生産量等を記載し、「アシストスーツを着用し、作業の負担軽減を図った」旨の報告がされているのみであった。当該事業の目的は、「林業特有の労働環境について、労働負担の大幅な軽減や安全性の向上につながるスマート林業技術等を活用することで改善し、現場実装を加速化することで労働災害発生の低減や軽労化による魅力ある林業への変身を図り、林業従事者の確保と定着を図る。」ことである。

とりわけ、アシストスーツ導入については、その目的が達成されたか否かの指標としては、利用状況ではなく、負担の軽減割合や安全性の向上度合い及び生産性の向上等である。すなわち、アシストスーツの着用という活動の結果（アウトプット）ではなく、アシストスーツの着用がもたらした成果（アウトカム）が重要である。

したがって、将来にわたる林業従事者の確保と定着を図る事業目的を念頭に、補助事業の効果が最大限に発揮されるべく、例えば、林業の労働環境がどのように改善されるに至ったかという観点に着目した効果測定の指標を設定すべきである。

18. やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業

（1）事業の概要

事業名	やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業
担当部局	農林水産部 森林整備課
事業実施の背景 （必要性）	林業の成長産業化を図るためには、木材供給力の強化と再生林の促進が重要であるが、木材価格の低迷や担い手の減少・高齢化が深刻化する中、先進技術により林業事業体の採算性の向上と作業の省力化・軽労化が必要
事業目的及び達成時期	（事業目的） 主伐-再生林の採算性向上を図るため、先進技術をパッケージ化した作業システムの実践を支援し、スマート林業技術の現場実装を加速化する （達成時期） 令和4年度（やまぐち農林水産業成長産業化行動計画に準ずる）
目指すべき将来像	スマート林業技術の導入により林業事業体の採算性の向上と作業の省力化・軽労化を図り、森林整備を促進する
事業の概要（内容）	・スマート林業技術・装備の実践支援（試用）

	<ul style="list-style-type: none"> ・現場実装・技術定着に向けた支援（指導者派遣や事業評価）
事業の概要図等	
事業の主な実施主体	県（委託）、林業事業体
事業の対象者（誰に対する事業か）	林業事業体
令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要	<p>（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート林業技術・装備の実践支援 ・新技術のレンタル等に対する費用を助成 ・新技術にかかる操作指導の専門家を派遣 ・事業実施結果の評価、実装に向けた指導助言 <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6事業体が複数の作業工程において、スマート林業技術等を実践。 ・操作指導の専門家を延べ13回派遣 ・3事業体が、令和4年度にスマート機器等を実装予定
関連する県の計画や基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・やまぐちデジタル改革基本方針 ・やまぐち農林水産業成長産業化行動計画
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	⑤「地域を支えるスマート農林水産業」加速化プロジェクト
事業区分	新規事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	36,000
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	16,702

(予算額及び決算額の著増減事項等)

令和3年度の当初予算額に比べて決算額が少額となった。これは、補助事業において、主伐一再造林の面積が想定より小さく、機器レンタル期間が短くなり、補助金額が減少したことによる。

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	7,490	下記(6)委託契約の概要参照
負担金補助金及び交付金	9,212	下記(8)補助金等の概要参照
合計	16,702	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	8,351	50.0
その他	—	—
一般(県)	8,351	50.0
合計	16,702	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	7,490
契約方法	—	—	随意契約 ほか
委託業者名	—	—	山口県森林組合連合会 外2件

(6) - 1 令和3年度委託契約の概要

契約名	令和3年度 スマート林業技術の現場実装・技術定着支援業務
契約期間	令和3年7月19日～令和4年3月22日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート林業機器等の操作技能習得支援 ・事業実施結果の評価 ・実装に向けた指導助言
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）イ
委託業者名	山口県森林組合連合会
業者選定理由	上部団体の全国的なネットワークを活用しながら効率的・効果的に業務を実施し、かつ県内における川上から川下までの原木流通を熟知した上で、対象となる林業事業体の経営状況等を考慮しつつ指導助言できる者は、選定業者しかいないため。
予定価格	7,876,000円（税込）
契約金額	7,843,924円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	コロナ禍により操作指導者派遣回数が少なくなったため
変更後契約金額	6,490,000円（税込）
再委託の有無	有り
再委託先	住友林業(株)
再委託金額	4,400,000円（税込）
検査の概要	<p>【検査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果報告書 ・講師派遣や業務委託に関する支出帳票等 <p>【検査手法】</p> <p>県規定に基づいて検査者を任命し、事業実施状況のヒアリングや成果報告書等書類の照合を行い、業務が適正に実施されていることを確認した</p> <p>【検査結果】</p> <p>合格</p>

(6) - 2

契約名	令和3年度 山口県農林総合技術センター（林業指導センター）試験研究調査・分析等業務
-----	---

契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	農林総合技術センターが実施する試験研究課題等において、試験地での調査補助等を行う。
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条第1項第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の2（3）ア
委託業者名	(株)戸坂造園土木
業者選定理由	入札結果による
予定価格	2,818,200円（税込）
契約金額	2,695,000円（税込）〈うち当該事業976,000円（税込）〉
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>【検査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果報告書 ・業務日誌及び監督確認 <p>【検査手法】</p> <p>県規定に基づいて検査職員を任命し、事業実施状況の聞き取りや成果報告書等書類の確認を行い、仕様書に沿って適正に業務が実施されていることを検査した</p> <p>【検査結果】</p> <p>合格</p>

(6) - 3

契約名	令和3年度 林業試験研究調査等業務
契約期間	令和3年7月1日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	農林総合技術センターが実施する試験研究課題等において、試験地での調査補助等を行う。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）ア
委託業者名	早川樹木医事務所
業者選定理由	見積徴取の結果による
予定価格	281,600円（税込）
契約金額	270,000円（税込）〈うち当該事業24,000円（税込）〉
変更契約の有無	該当なし

再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>【検査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果報告書 ・ 業務日誌及び監督確認 <p>【検査手法】</p> <p>県規定に基づいて検査職員を任命し、事業実施状況の聞き取りや成果報告書等書類の確認を行い、仕様書に沿って適正に業務が実施されていることを検査した</p> <p>【検査結果】</p> <p>合格</p>

(7) 負担金補助金及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	9,212
補助金等の名称	—	—	やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業補助金
交付先名	—	—	山口県東部森林組合 外 5件

(8) 令和3年度補助金等の概要

補助金等の名称	やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業補助金
目的(趣旨)	林業事業者によるスマート林業技術・装備の試用の取組を促進し、現場実装を加速化することによって、森林資源の把握から主伐—再造林までの一連の作業の省力化と採算性の向上を図る。
公募・非公募	公募(対象となる林業事業者体に周知)
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県補助金等交付規則 ・ やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業補助金交付要綱 ・ やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業実施要領
創設年度	令和3年度
交付対象事業	やまぐちスマート林業実装チャレンジ事業

補助対象経費及び補助率（限度額）	補助対象経費及び補助率（限度額）の概要		
	区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
	スマート林業技術等	計測費、解析費、レンタル料、作業費、ライセンス料、回送費、資材費及び設置作業費	1/2
交付先及び交付金額	交付先及び交付金額の状況		
	交付先名	交付金額	
	山口県東部森林組合	920,175 円	
	周南森林組合	1,849,450 円	
	山口県中央森林組合	983,333 円	
	カルスト森林組合	3,737,150 円	
	山口県西部森林組合	1,101,539 円	
	阿武荻森林組合	621,000 円	
合計	9,212,647 円		
申請及び交付件数	申請件数：6 件 交付件数：6 件		
補助金の効果測定	<p>【効果測定方法】</p> <p>スマート林業技術等を使用した際の、人役削減効果等を調査した。</p> <p>【測定結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林資源把握は、4 事業者のうち 3 事業者で人役削減 ・木材生産は、6 事業者のうち 4 事業者でコスト削減 ・再造林は、5 事業者のうち 3 事業者でコスト削減 		

(9) 監査要点と実施手続の概要

【委託契約】

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書、仕様書 ・業務委託契約事務取扱要領 ・業者選定理由書 ・委託検査調書 ・請求書、支出負担行為

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>した)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した（一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託検査調書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 ・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。 	

【補助金】

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱 ・交付申請書 ・審査書類 ・交付決定通知書 ・実績報告書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 ・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問により確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 ・補助金チェックシート
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について 	

監査要点	実施手続	証憑書類等
	検討した。 ・ 補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか質問により確認した。	

(10) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】 単独随意契約における再委託の合理性について（合規性、経済性・効率性）

上記（6）－1では、（単独）随意契約によって委託業者を選定しており、その選定理由にも委託業者でなければならないとする、唯一の相手である旨が謳われている。一方で、事業実施結果の評価や実装に向けた指導助言業務を再委託に付しており、そもそも単独随意契約が起点であるところ、契約書や契約締結伺等に具体的な再委託の明示もなく、委託契約の業者選定理由に照らすと、契約手続きの外観上は矛盾していると見られかねない。また、再委託に付した業務内容は本件仕様書の主要部分に該当しているようにも見受けられる。所管課としては、業務内容のうち、委託業者（森林組合連合会）が、スマート林業機器等の操作技能習得支援の講師選定や日程調整及び研修内容の検討等を担い、事業実施結果の評価及び実装の指導助言においても、県の関係機関や再委託先との連携、事業体へのヒアリング等へ出席している状況を踏まえて、一括再委託ではないと認識している。確かに、委託業者がヒアリング等へ同席している写真は確認したが、委託業者の指揮命令・監督下で再委託先が事業を実施したと判断し得る具体的な裏付けとしては不十分である。すなわち、委託業者が、林業事業体の経営状況等を考慮しつつ指導助言できる唯一の業者である旨を業者選定理由としているにも関わらず、実際の指導助言業務は再委託先が行っており、委託業者による指揮命令・監督の状況が不明瞭な点で、いわゆる丸投げに該当しないという上記の説明は、再委託の承認審査資料等からも明確に判断できず、十分性を欠いていると言わざるを得ない。

以上より、再委託の承諾において、単独随意契約との整合性や、委託業者が得る対価に係る経済性の観点からも、再委託に合理性があるとする具体的かつ客観的な検証結果の記録保存が必要である。

【意見】 補助金等の交付事務に係るチェックシートについて（有効性）

後述の意見（事業目的の達成指標について）で詳細は触れるが、本事業において現状では事業目的に則した最適な効果測定指標が定まっていない。本事業において当初は補助金の効果測定として、人役削減効果を指標に選定していた。そして、当該人役削減効果は、以下のような結果であった。

・ 森林資源把握は、従来比 16%～486%の人役で実施

- ・木材生産は、従来比 41%～129%のコストで実施
- ・再造林は、従来比88%～331%のコストで実施

上記の結果からは、人役削減効果には大きな幅があり、削減効果に寄与した部分と、一方で逆に作用した部分が存在することが判明した。しかしながら、当該プラス又はマイナスに作用した結果について、コスト（収支）計算書はあるが、収支結果を受けての具体的なフィードバック等を示したものはなく、実績報告書にも反映されていなかった。それにも関わらず、補助金等の交付事務に係るチェックシート（カルスト森林組合）の補助効果の測定項目では、「効果測定のための指標や目標値を設定」という項目欄に「○（丸印）」を付して評価を終えており、補助金の効果測定手続きが有効であったと認めるには不十分である。

したがって、適切な補助金の交付事務手続きを担保するためにも効果測定は一層具体的かつ明瞭に行われ、その結果を踏まえて承認決裁を経るべきである。

【意見】事業目的の達成指標について（有効性）

本事業においては、先進技術により林業事業体の採算性の向上と作業の省力化・軽労化の必要性のもとに「主伐-再造林の採算性向上を図るため、先進技術をパッケージ化した作業システムの実践を支援し、スマート林業技術の現場実装を加速化する」ことを目的として行っているが、上述のように、明確かつ最適な事業目的の達成指標が定まっていない現状がある。もちろん、林業事業体の採算性向上と作業の省力化・軽労化が本事業のみで達成されることはなく、本事業は目的達成のための導入部分であり、明確な指標を設定することや何が最適な指標であるかを判断することが困難な点も理解できる。

しかしながら、仮に事業を重ねていく過程で最適と考える指標が変遷したとしても、より事業目的達成に係る効果測定に資する指標を設定しなければ、事業評価はなし得ない。少なくとも現時点では、スマート林業技術それ自体が従来比でコスト削減効果があるのは事実であり、当該技術の各事業体における現場での活用可能性があるか否か、現場実装の加速化や試用促進を踏まえると、例えば、事業体へのスマート林業技術の導入数等を指標とすることも検討の余地がある。

【意見】当初予算額の精緻化について（有効性、経済性・効率性）

本事業において当初予算額 36,000 千円に対して、決算額は 16,702 千円と大きく乖離した結果となっている。これは、本事業における事業地（主伐-再造林）の面積が想定より小さく、機器レンタル期間が短縮したことが主な要因である。具体的には、当初 3 h a 程度の事業地を想定していたが、実際には、大型機材の運搬のために必要な路面が整備されている等の事業実施のための要件を満たす事業地の多くが 1 h a 前後であったためである。

本事業は新規事業及び公募であり、事業実施に関して様々な点で正確な想定が困難であったことは理解できる。しかしながら、決算額が当初予算額の 2 分の 1 にも満たない本事業では、予算策定時における調査不足及び想定のがんがあると言われてもやむを得ない。

したがって、限りある財源の効果的かつ効率的な配分のためにも、より慎重な調査及び想定による予算の精緻化に努められたい。なお、財源の内訳は、県の一般財源と国庫の折半となっているが、国の施策に則った補助事業であったとしても、公益上の必要性が高い施策となるべく県が主体性を持って構築するべきである。

19. スマート水産業社会実装推進事業

(1) 事業の概要

事業名	スマート水産業社会実装推進事業
担当部局	農林水産部 水産振興課
事業実施の背景（必要性）	<p>（事業実施に至る背景（必要性））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス感染症の影響による魚価の低下が契機で、漁業者サイドでマーケットインの観点を導入し魚価向上や操業効率化に向けた操業戦略の機運が高まっている。 ・これには漁業者の操業データをデジタル化することで、操業効率化や生産の低コスト化が必要であり、デジタル技術の活用による水産業のビジネスモデルを確立し、社会実装していくことが必要である。 ・そこで、生産から流通に至る本県水産業のデジタル化を推進することで、コロナの時代に適合した持続可能な水産業の実現を目指す。
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産から流通加工まで一貫したデジタル化への推進 ・デジタル化社会実装に向けた取組推進のため、学識経験者や現場関係者による産学官連携の協議会を運営 <p>（達成時期）</p> <p>令和5年度（予定）</p>
目指すべき将来像	<p>（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者は流通側の需要に沿って操業戦略が立てられる。またデータベース化された過去情報及び予測情報で精度の高い魚種、漁場の選定をすることができ、収益性の高い操業が可能 ・流通関係者は需要のある水産物の安定供給、高価格帯での取引が可能。また早期情報提供による取引先への営業や仕入れ確保の見込みが立ちやすくなること、市場の魅力向上による仲卸業者の参入拡大、これによる魚価向上なども見込まれる。
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・生産から流通加工まで一貫したデジタル化の推進を図るた

	<p>め、水産研究・教育機構に、漁獲情報等のデジタルデータ基盤の構築、生産と流通双方向のデジタルデータ基盤の構築に関する研究調査を委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究調査に関する進捗状況やデジタル化社会実装に向けた共通認識を図り取組を推進するため、学識経験者や現場関係者による産学官連携の協議会を運営
<p>事業の概要図等</p>	<p>○ スマート水産業社会実装推進事業 [水産振興課] 11,000千円</p> <p>事業のポイント (国研)水産研究・教育機構と共同研究を行い、本県水産業のデジタル化を推進し、マーケットインの観点を取り入れた新たな生産・流通体制を構築することで、漁業者の操業の効率化や収益性の向上を図ります。</p> <p>【事業概要】 ▽ 生産から流通までの一貫したデジタル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場や漁獲量等の漁獲情報のデータ化  <ul style="list-style-type: none"> ・漁場と市場間のデジタル情報の共有化
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>事業主体：県（国立研究開発法人 水産研究・教育機構へ委託）</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>漁業者、漁協、市場関係者など</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要</p>	<p>（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合底びき網漁船に漁獲情報を効率良く収集するためのモデルアプリを導入し、データ収集を開始 ・デジタルデータに基づいた資源管理や操業効率化に向け、小型魚混獲回避のための改良漁具等の操業試験を実施、解析中 ・沿岸漁業のうち、ふぐはえ縄漁業に着目し、操業形態や漁獲

	情報の記録について調査し、必要となるデジタルデータの抽出や記録方法等を検討の上、モデルアプリの設計に反映予定 ・先進的な取組を行っている県外卸売業者の現地調査を実施し、本県卸売市場のデジタルデータ基盤の構築に必要な漁獲情報等の情報流、商流について調査中
関連する県の計画や基本方針等	・やまぐち維新プラン (先端・先進技術の研究開発・実用化の推進) ・デジタル化の推進による県づくり全体の取組加速化
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	⑤「地域を支えるスマート農林水産業」加速化プロジェクト
事業区分	継続事業（令和3年度～令和5年度）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	11,000
補正後予算額	—	—	10,430
決算額	—	—	10,298

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	10,000	下記(6)委託契約の概要参照
旅費	203	委員及び職員旅費等
需用費	30	複写代等
使用料及び賃借料	65	高速道路利用料等
合計	10,298	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	5,000	48.6
その他	—	—
一般 (県)	5,298	51.4
合計	10,298	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	10,000
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	(国研) 水産研究・教育機構

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	令和3年度スマート水産業社会実装推進事業業務
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
業務内容 (仕様)	共同研究拠点 (山口連携室) を核として、産学公による共同研究を行う。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	(国研) 水産研究・教育機構
業者選定理由	政府関係機関移転基本方針に基づき、(国研) 水産研究・教育機構が水産大学校に設置した水産共同研究拠点「山口連携室」を核として第一期共同研究を進めてきており、第二期共同研究 (スマート水産業社会実装推進事業) で本県水産業のデジタル化の社会実装を進めていくためには、水産研究・教育機構の他に適当な者がいないため。
予定価格	10,000,000円 (税込)
契約金額	10,000,000円 (税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし

検査の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>「スマート水産業社会実装推進事業」業務における調査研究状況</p> <p>(検査手法 (どのように))</p> <p>提出された実績報告書に基づき、適正に調査研究が進められているかを確認した。</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格 (適正に委託業務を遂行している。)</p>
-------	---

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書、仕様書 ・業務委託契約事務取扱要領 ・業者選定理由書 ・委託検査調書 ・実績報告書 ・請求書、支出負担行為、支出票 ・業務委託契約情報の公表について(県HP)
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。 ・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託検査調書 ・実績報告書

監査要点	実施手続	証憑書類等
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・ 委託先から提出される収支報告書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書 ・ 見積書 ・ 収支報告書

（８）監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】実績報告（収支報告）の評価について（経済性・効率性）

当該委託契約において取得した機械等は、委託先の帰属となる（委託契約書第 25 条）ところ、県は、提出された収支報告書の内容を精査することなく、契約に従った委託料の支払いを行っている。

この点、委託料自体は適切な手続きを経て決定しており、支出の内訳については問わないという県の見解であった。しかしながら、予算と執行額に大きな差異が生じている項目など、その支出が当該事業のために必要な支出であったかどうかは、費目合計額を比較しただけでは詳細は判別し得ない。特に金額的に重要な機械等の取得が予定どおりに行われ、実際に研究に使用されているか、購入代金は委託先が提出した見積額や県が計算した積算根拠と比較して妥当か、また、費目のうち、その他として集計された支出内容の適否等、委託料の適正使用や経済性について検証することが望まれる。

【意見】仕様書の業務内容について（合规性、有効性）

委託業務仕様書に記載されている業務の内容として、「デジタルデータ基盤の構築という課題に対する共同研究を行う」旨のみが記載されている。共同研究の実施主体は山口連携室であり、共同研究そのものは過年度から継続して行われている。

仕様書に事業の具体的な内容の記載がない場合、委託先において見積書の作成は困難であり、発注者である県においても、仕様書に照らして事業の評価をどのように行えばよいのか定まらないはずである。また、このような業務内容の記載では、県が委託先に対して事業を丸投げしているようにも見られかねない。

県の委託事業として契約する以上、契約内容に具体的な業務内容を明示し、契約に基づいた業務が適切に行われたのか否かを評価したうえで委託料の支払いを行う必要がある。関係者間で事前に協議済みであったとしても、また、研究事業であったとしても、他の一般的な委託事業と同等の契約事務手続きを行うことが求められるべきである。

20. 建設DX加速化事業

(1) 事業の概要

事業名	建設DX加速化事業
担当部局	土木建築部 技術管理課
事業実施の背景（必要性）	<p>（事業実施に至る背景（必要性））</p> <p>建設産業は、少子高齢化等に伴う担い手不足や、長時間労働が常態化している。こうした中、社会資本整備や災害復旧等の社会的使命を果たしていくためには、建設現場の生産性向上を図り、働き方改革を進める必要がある。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>3次元モデル活用ガイドラインを作成し、測量・設計、施工、維持管理の各段階で3次元モデルの活用を促進することにより、建設現場の生産性向上を図り、長時間労働等の就業環境を改善し、県内建設産業の働き方改革を推進する。</p> <p>（達成時期）</p> <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3次元モデル活用ガイドラインの完成 ・ガイドラインを用いた3次元モデルの普及推進活動
目指すべき将来像	<p>（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像）</p> <p>県内建設産業において、測量・設計、施工、維持管理の各段階で3次元モデルが活用され、生産性が向上することで、働き方改革を実現すると共に、担い手不足を解消し、持続可能な建設産業を実現する。</p>
事業の概要（内容）	<p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3次元モデル活用方針の検討 <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量・設計段階の試行による効果・課題の検証 <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工段階の試行による効果・課題の検証 <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3次元モデル活用ガイドラインの作成 ・ガイドラインを用いた3次元モデル普及推進活動の実施

事業の概要図等	<p>《3次元モデルの活用イメージ》</p> <p>《事業フロー》 方針検討→試行実施→効果検証→ガイドライン作成・活用促進</p>
	<p>事業の主な実施主体</p> <p>県（委託）</p>
<p>事業の対象者（誰に対する事業か）</p>	<p>県内建設関係業者（建設会社、測量・設計会社等）、県</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要</p>	<p>（取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3次元モデルの活用に関する調査 全国の取組事例調査 県内企業のニーズ・シーズ調査 ・3次元モデル活用方針（案）の作成 ・実施要領（案）の作成 ・データ保管・保管方法の検討 <p>（成果（進捗））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3次元モデルを活用する業務の試行開始
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・やまぐちデジタル改革基本方針
<p>デジタル・魁プロジェクトとの関連性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ③「日本一の安心インフラやまぐち」実現プロジェクト ④「未来を切り拓く中堅・中小企業DX」促進プロジェクト
<p>事業区分</p>	<p>新規事業</p>

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	20,000
補正後予算額	—	—	19,250
決算額	—	—	19,250

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	19,250	下記(6)委託契約の概要参照
合計		

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	9,625	50.0
その他	—	—
一般(県)	9,625	50.0
合計	19,250	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	19,250
契約方法	—	—	随意契約(指名型プロポーザル)
委託業者名	—	—	(株)建設技術研究所山口事務所

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	建設DX推進検討業務委託
契約期間	令和3年6月28日～令和4年3月25日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・3次元モデルの活用に関する調査 全国の取組事例調査 県内企業のニーズ・シーズ調査 ・3次元モデル活用方針(案)の作成 ・実施要領(案)の作成 ・データ保管・保管方法の検討

契約方法	随意契約（指名型プロポーザル方式）
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ・ 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 （ 3 ） イ
委託業者名	(株) 建設技術研究所 山口事務所
業者選定理由	プロポーザル（技術提案書）審査の結果、提案内容が最も優れていたため。
予定価格	19,869,300 円（税込）
契約金額	19,866,000 円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	県内企業のニーズ・シーズ調査に関するヒアリングについて、当初調査対象数を 40 社としていたが、協力を得られた業者が 36 社であったため
変更後契約金額	19,250,000 円（税込）
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>（検査対象(何を)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業のニーズ・シーズ調査結果 ・ 3次元モデル活用方針（案） ・ その他「建設DX推進検討業務委託」における関係資料 <p>（検査手法（どのように））</p> <p>提出された成果報告書に基づき、ヒアリングを実施し、適正に処理されているか確認した。</p> <p>（検査結果）</p> <p>合格（適切に委託業務を遂行している）</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書、仕様書 ・ 業務委託契約事務取扱要領 ・ 業者選定理由書 ・ 委託検査調書 ・ 請求書、支出負担行為 ・ 業務委託契約情報の公表について（県HP）

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。 	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託検査調書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 ・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見
記載すべき指摘事項及び意見はない。

21. 建設ICT導入普及推進事業

(1) 事業の概要

事業名	建設ICT導入普及推進事業
担当部局	土木建築部 技術管理課
事業実施の背景（必要性）	<p>（事業実施に至る背景（必要性））</p> <p>少子化や従事者の高齢化などによる県内建設産業の担い手不足を解消するため、県内建設企業を支援し、建設分野におけるICT活用工事の普及を推進することで、建設工事の生産性向上を図ると共に、多様な人材が活躍できる環境を整備する。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>県内建設企業にICT活用工事を普及させることで、建設工事の生産性向上を図ると共に長時間労働等の就労環境を改善し、多様な人材が活躍できる環境を整備する。</p> <p>（達成時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内のICT活用工事実施企業数の増加 <p>目標：80社（令和4年度末）</p> <p>※山口県建設業許可業者数（A等級約170社）の半数を目標値としている</p>
目指すべき将来像	<p>（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像）</p> <p>県内建設企業においてICT活用工事を活用した生産性向上が図られることで、担い手不足を解消し、持続可能な建設産業を実現する。</p>
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設ICTビジネスメッセの開催（令和元年度） ICTに関する最新技術や活用のノウハウを紹介するビジネスイベントを開催 ・ 建設維新ICTセミナーの開催（令和2年度～） ICT活用工事を実際に行うために必要な一連の工程を学習できるセミナーを開催
事業の概要図等	<p>経営者向け講習は、(一社)山口県建設業協会が主体となって実施</p>

事業の主な実施主体	県（委託）
事業の対象者（誰に対する事業か）	県内建設業者
令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要	（取り組み） ・建設維新ICTセミナーの開催 （成果（進捗）） ・県内のICT活用工事実施企業数の増加 目標：60社（令和3年度末） 実績：77社（令和3年度末）
関連する県の計画や基本方針等	・やまぐち維新プラン ・やまぐちデジタル改革基本方針
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	該当なし
事業区分	継続事業（令和元年度～）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	20,000	14,546	12,070
補正後予算額	18,053	13,345	11,968
決算額	18,053	13,344	11,968

（予算額及び決算額の著増減事項等）

特記事項なし

（3）令和3年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	11,968	下記（6）委託契約の概要参照
合計	11,968	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	5,984	50.0
その他	—	—

財源	金額	比率 (%)
一般 (県)	5,984	50.0
合計	11,968	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	15,931	13,266	11,968
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(株)オオバクリエイティ ブ外1件	(一社)日本建設機械施工 協会	(一社)日本建設機械施工 協会

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	令和3年度建設維新ICTセミナー運営業務委託
契約期間	令和3年5月28日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	建設工事におけるICT活用の普及拡大を目的として、技術者を育成するために開催する検閲ICTセミナーの運営
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	(一社)日本建設機械施工協会
業者選定理由	<p>当業務は、建設工事でICTが活用できる建設企業の人材育成を目的とした専門的な講習等を運営するものであり、実施できるのは、建設機械と機械化施工に関する総合的研究機関を擁した一般社団法人日本建設機械施工協会のみのため。</p> <p>なお、当協会はICT活用工事に関する調査・試験・研究及び地方自治体支援の豊富な経験と実績を有している。</p>
予定価格	11,968,000円(税込)
契約金額	11,968,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>建設維新ICTセミナーの開催状況及び開催資料</p> <p>(検査手法(どのように))</p> <p>提出された成果報告書に基づき、ヒアリングを実施し、適正に処理</p>

	<p>されているか確認した。</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格 (適正に委託業務を遂行している)</p>
--	---

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書、仕様書 ・業務委託契約事務取扱要領 ・業者選定伺 ・委託検査調書 ・請求書、支出負担行為 ・契約締結伺
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。 ・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託検査調書 ・業務委託検査報告書 ・業務完了通知書 ・引取書 ・検査職員任命伺 ・業務完了検査合格通知書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 ・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。 	

（８）監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】起案書の記載様式について（合規性、有効性）

起案書は、所管部局内の意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正な事務手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適時の承認証跡が確認できなかった。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、日付一つをとって見ても重要な意味があり、完全性が求められるため、不備のない起案書に基づき、適正な事務手続きを徹底することが必要である。

22. AIによるインフラ点検・診断システム活用推進事業

（１）事業の概要

事業名	AIによるインフラ点検・診断システム活用推進事業
担当部局	土木建築部 道路整備課
事業実施の背景（必要性）	<p>（事業実施に至る背景（必要性））</p> <p>膨大な時間と労力を要している小規模橋梁点検について、AIによる点検・診断システムの構築により、効率化及び信頼性の向上を図る。</p>
事業目的及び達成時期	<p>（事業目的）</p> <p>橋梁点検の効率化及び信頼性の向上</p> <p>（達成時期）</p> <p>令和4年度（予定）</p>

<p>目指すべき将来像</p>	<p>(本事業(デジタル化の推進)で目指すべき将来像) 県内市町や建設企業へ取り組みを波及させることにより、計画的な公共インフラの維持管理を実現し、県民の安全・安心を確保する。</p>
<p>事業の概要(内容)</p>	<p>AIによるインフラ点検・診断システムの構築</p>
<p>事業の概要図等</p>	<p>①3Dスキャンにより損傷箇所を把握するシステムの構築 ・システムが現場で3Dスキャンや撮影した箇所を把握</p> <p>3Dスキャン → 3Dスキャンデータ</p> <p>作業時間の短縮</p> <p>②AIにより健全度を診断するシステムの構築 ・AIが写真データから画像を解析し、健全度を診断</p> <p>AI 画像解析 → II, III</p> <p>診断精度のバラつき解消</p> <p>③調書を自動で作成するシステムの構築</p> <p>タブレット入力 → 点検調書 (健全度 II)</p> <p>点検効率の向上</p>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県</p>
<p>事業の対象者(誰に対する事業か)</p>	<p>県、県内市町、建設業企業</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果(進捗)の概要</p>	<p>(取り組み) ・現場実証に向けたシステムの構築 ・点検・診断業務におけるAI技術の現場実証</p> <p>(成果(進捗)) ・現場実証に向けたシステムの構築が完了 ・現場実証の結果、操作性等に関する課題が判明したものの、1橋の点検に係る時間が概ね1時間程度効率化されることが確認された。</p>
<p>関連する県の計画や基本方針等</p>	<p>・やまぐち維新プラン ・やまぐちデジタル改革基本方針</p>

デジタル・魁プロジェクトとの関連性	③「日本一の安心インフラやまぐち」実現プロジェクト
事業区分	継続事業（令和2年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	30,000	29,974
補正後予算額	—	29,314	29,974
決算額	—	29,313	29,974

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	29,974	下記(6)委託契約の概要参照
合計	29,974	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	14,987	50.0
その他	—	—
一般(県)	14,987	50.0
合計	29,974	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	29,314	29,974
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	日本工営(株)	日本工営(株)

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	令和3年度「AIによるインフラ点検・診断システム」設計業務委託
契約期間	令和3年8月26日～令和4年6月30日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・現場実証に向けたシステムの構築 ・点検・診断業務におけるAI技術の現場実証
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）イ
委託業者名	日本工営(株)
業者選定理由	プロポーザルの結果、最優秀提案者となったため
予定価格	49,962,000円（税込）
契約金額	49,962,000円（税込）
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	構築したシステムの現場実証を実施するにあたり、関係機関との協議に不測の日数を要したため
変更後契約金額	49,962,000円（税込）
再委託の有無	有り
再委託先	A社
再委託金額	18,557,000円（税込）（承認願提出時点）
検査の概要	<p>（検査対象(何を)）</p> <p>完成図書（成果品）</p> <p>（検査手法（どのように））</p> <p>書面検査</p> <p>（検査結果）</p> <p>合格</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
法規性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当である 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書、仕様書 ・業務委託契約事務取扱要領 ・業者選定理由書 ・委託検査調書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>ことを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した(一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等)。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書、支出負担行為 ・山口県入札情報サービス
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。 ・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した(受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等)。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託検査調書 ・委託契約書、業務委託仕様書 ・委任(下請負)承認書 ・業務完了届、成果品
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札方式に変更し、委託料の縮減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<p>べき随意契約がないか質問した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 ・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書

（８）監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】再委託の承認審査について（合規性）

本事業では、委託契約書第6条の規定に基づき、業務の再委託の承認がなされている。再委託金額は18,557千円（承認願提出時点）、再委託割合は金額ベースで37.1%である。そのため、土木設計業務等共通仕様書第1128条第4項（下記参照）により、発注者がやむを得ないと認めた場合に限り容認されるものである（随意契約における業務委託の再委託を規定）。

土木設計業務等共通仕様書

第1128条（再委託）

1. 略
2. 略
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
5. 略

ここで、受注者より委任（再委託）申請書が提出されているが、その項目には再委託業務委託料の記載がなかった。土木設計業務等共通仕様書第1128条第4項によれば、再委託承認の際には再委託料が原則3分の1に収まっているか否かの確認が必要であるため、必須の項目である。また、令和3年度の委任（下請負）承認願には鉛筆書きで再委託業務委託料の金額が備忘記録されているが、承認決裁の回覧には、再委託金額が3分の1を超えているがやむを得ないと認める旨の記載等はなく、検討の過程を確認することができなかった。そ

して、令和2年度における同業務においても同一委託先での委託業務が行われているため、その書類一式を確認したところ、当該年度分に関しては、2件の委任（下請負）承認願が提出されているが、2件ともに再委託金額の記載はなく、先述した備忘記録さえも確認できず、決裁の回覧や承認書もない状態であった。

再委託を行う場合は、その再委託には、合理的な理由があるか、再委託割合が高い場合には一次委託契約の経済性や合理性は妥当なのかを、再委託金額とともに再委託先の業務遂行能力を含めて慎重に検討する必要がある。この点、現状（監査実施時点）では、公開されている委任（下請負）承認願のひな型（様式）を使用しているが、そもそも、当該ひな型に再委託金額を記載する項目がないことが重大な不備である。したがって、再委託金額を承認願の様式に規定する措置を早急に図るべきである。

なお、令和4年10月1日以降の委任（下請負）承認願のひな型では、再委託金額を明記するように様式が改められたことを後日確認するに至ったが、今後は当該様式に則り、十分かつ客観的な検証を踏まえた再委託の承認手続きを徹底されたい。

23. 高度なインフラ監視・点検事業（道路整備課）

（1）事業の概要

事業名	高度なインフラ監視・点検事業
担当部局	土木建築部 道路整備課
事業実施の背景（必要性）	（事業実施に至る背景（必要性）） 離島架橋や構造が特殊な橋梁について、橋の細密な状態を把握する
事業目的及び達成時期	（事業目的） インフラメンテナンスの高度化・効率化を図り、安心して暮らせる山口県を実現する （達成時期） 令和6年度（予定）
目指すべき将来像	（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像） 橋の3次元モデルやひずみ計や変位計による定期計測結果等のデータを蓄積し、これを解析することにより、損傷予測、予防保全対策案選定の支援に活用する
事業の概要（内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の3次元モデル作成 ・ ひずみ計や変位計による計測
事業の概要図等	
事業の主な実施主体	県

事業の対象者（誰に対する事業か）	県、県内市町、建設業企業
令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要	（取り組み） ・構造物の3次元モデル作成 ・ひずみ計や変位計による計測 （成果（進捗）） ・離島架橋である笠戸大橋（下松市）と沖家室大橋（周防大島町）において実施
関連する県の計画や基本方針等	・やまぐち維新プラン ・やまぐちデジタル改革基本方針
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	③「日本一の安心インフラやまぐち」実現プロジェクト
事業区分	新規事業（令和3年度～）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	50,000
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	28,520

（予算額及び決算額の著増減事項等）

予算編成時は3橋の実施を計画していたが、1橋については計測等が困難となり、2橋と
なったため当初予算比で決算額は減少した。

（3）令和3年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	28,520	下記（6）委託契約の概要参照
合計	28,520	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	15,843	55.5
その他	—	—

財源	金額	比率 (%)
一般 (県)	12,677	44.4
合計	28,520	100.00

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	28,520
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	大日本コンサルタント(株) 外1件

(6) - 1 令和3年度委託契約の概要

契約名	令和3年度県道白木漁港佐連線(沖家室大橋)「A Iのデータ解析による損傷予測構築」に伴う設計業務委託
契約期間	令和3年9月6日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の3次元モデル作成 ・ ひずみ計や変位計による計測
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	国際航業(株)
業者選定理由	参加者5者のプロポーザルの結果、最優秀提案者となったため
予定価格	13,453,000円(税込)
契約金額	13,453,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象(何を)) 完成図書(成果品) (検査手法(どのように)) 書面検査 (検査結果) 合格

(6) - 2

契約名	令和3年度県道笠戸島公園線（笠戸大橋）「AIのデータ解析による損傷予測構築に伴う設計業務委託
契約期間	令和3年9月3日～令和4年3月31日
業務内容（仕様）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の3次元モデル作成 ・ ひずみ計や変位計による計測
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）イ
委託業者名	大日本コンサルタント(株)
業者選定理由	参加者3者のプロポーザルの結果、最優秀提案者となったため
予定価格	15,067,360円（税込）
契約金額	15,067,360円（税込）
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>（検査対象(何を)）</p> <p>完成図書（成果品）</p> <p>（検査手法（どのように））</p> <p>書面検査</p> <p>（検査結果）</p> <p>合格</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザル実施要領に即した契約業者の決定が行われているか関連書類を閲覧した。 ・ プロポーザル審査が適切に実施されたか否かを確認するため審査関連資料を閲覧し、審査の結果の妥当性について質問した。 ・ 委託業務の検査状況を確認するため関係書類を閲覧した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計業務委託プロポーザル実施要領 ・ 設計業務委託プロポーザル仕様書 ・ 設計業務委託プロポーザル審査（議事録含）関連書類 ・ 業務委託検査調書 ・ 業務委託契約書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書及び委託業務報告書を閲覧するとともに、契約の履行状況及び実際の活用について質問をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託報告書 ・ 検査書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	・ 書面による検査書を閲覧し、検査の妥当性を確認した。	
経済性・効率性	・ 予定価格の積算方法について関連書類を閲覧した。 ・ 業務工程表及び業務委託報告書を閲覧し、業務量と委託額について検討を実施した。	・ 見積書 ・ 業務工程表 ・ 業務委託報告書 ・ 支出票 ・ 委託料支払請求書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】委託成果の利活用について（有効性）

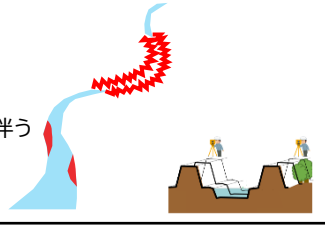
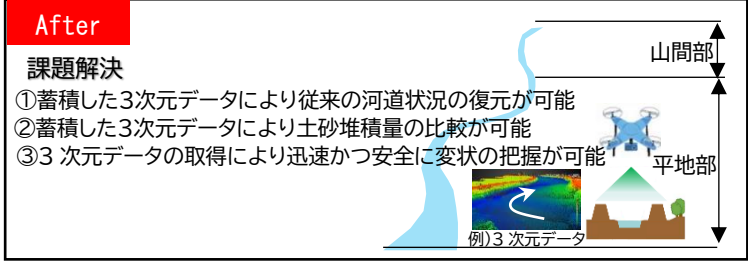
本事業は、橋の3次元モデルやひずみ計や変位計による定期計測結果等のデータを蓄積し、これを解析することにより損傷予測や予防保全対策案選定の支援に活用し、橋梁の損傷箇所の早期発見・早期対応に繋げていくものである。対象となる33橋について、令和3年度に2橋を実施済、令和4年度は9橋について実施予定である。令和6年度までに追加で10橋を行い、令和7年度から山口県の管理する道路橋への本格導入が予定されている。橋の構造はそれぞれの地形等に合わせてオーダーメイドであるため、それぞれについて実施されるが、橋の3Dモデル作成方法や測定計測データの計測・活用方法の知見については他の橋梁へ適用できると考えられる。

したがって、取得したデータ結果については、今回対象となった橋梁メンテナンスサイクルのみならず、広く県域で活用できるように情報整備が期待される。また、オープンデータ化等も検討し、逆に他者からデータを入手することが可能となれば相乗効果が生じ、課題解決に繋がると思われる。データ公開については、令和4年度に新設された技術管理課建設DX推進班が検討中とのことであるが、公開の方法や効果について最善の方法で実施されることを期待する。また、上記(6)－2における笠戸大橋は、現在補修工事中であるが、通常の橋梁補修であり、本件業務委託の分析結果を踏まえたものではないとのことである。この点についても、同じ笠戸大橋の分析結果として判明した橋梁の問題点等があり、補修工事への活用可能性があるのであれば、是非反映して事業効果を高めていただきたい。

24. 高度なインフラ監視・点検事業（河川課）

(1) 事業の概要

事業名	高度なインフラ監視・点検事業
担当部局	土木建築部 河川課
事業実施の背景（必要性）	（事業実施に至る背景（必要性）） 災害発生後に河道内の土砂の堆積量や堤防等の施設の変状等

	<p>を確認するには、多くの人手と時間を要し、危険を伴う場合もあるため、デジタル技術を活用し高度化・効率化を図る</p>
<p>事業目的及び達成時期</p>	<p>(事業目的) デジタル技術を活用したインフラメンテナンスの高度化・効率化を図るため、ドローン等により取得した3次元の地形データを活用し、新たな変状監視手法を検討</p> <p>(達成時期) 令和4年度(島田川のみ(平成30年豪雨の影響を受けた河川)) 令和5年度以降(その他河川)</p>
<p>目指すべき将来像</p>	<p>(本事業(デジタル化の推進)で目指すべき将来像) 新たな変状監視手法により、迅速かつ安全にデータを取得し、土砂堆積量・洗掘量等を詳細に把握し、早期対応に繋げる</p>
<p>事業の概要(内容)</p>	<p>島田川において衛星、航空機、ドローンによるレーザ測量や写真測量で取得した3次元の地形データを比較検証するなど、新たな河川の変状監視手法を検討</p>
<p>事業の概要図等</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>Before</p> <p>従来の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被災後に従来の河道状況の復元が困難 ②土砂堆積量変化の把握が困難 ③被災後の縦横断測量に時間を要し危険が伴う  <p style="text-align: center;">衛星・ドローン・航空機のデータ精度・コスト等を踏まえ、区間毎に変状監視手法を検討</p> <p>After</p> <p>課題解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ①蓄積した3次元データにより従来の河道状況の復元が可能 ②蓄積した3次元データにより土砂堆積量の比較が可能 ③3次元データの取得により迅速かつ安全に変状の把握が可能  </div>
<p>事業の主な実施主体</p>	<p>県(委託)</p>
<p>事業の対象者(誰に対する事業か)</p>	<p>全県民</p>
<p>令和3年度の取り組みと成果(進捗)の概要</p>	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島田川の一部区間において、衛星、ドローン、航空機により取得したデータの比較検証を実施 ・島田川における新たな地形の変状監視手法を検討 <p>(成果(進捗))</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用することにより、従来の測量手法と比べ短時間で地形データが取得可能 ・立体的に可視化することが可能であり、データ精度等から今後の河川監視に活用できることを確認
関連する県の計画や基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン ・やまぐちデジタル改革基本方針 ・山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	③「日本一の安心インフラやまぐち」実現プロジェクト
事業区分	新規事業（令和3年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	40,000
補正後予算額	—	—	40,000
決算額	—	—	27,823

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	27,823	下記(6)委託契約の概要参照
合計	27,823	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	27,823	100.0
合計	27,823	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	27,823
契約方法	—	—	指名競争入札
委託業者名	—	—	中電技術コンサルタント (株)

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	令和3年度島田川単独河川改修(通常)工事に伴う河川変状監視手法検討業務委託 第1工区
契約期間	令和3年8月19日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	河川変状監視手法検討 ・地形データ取得 1式 ・変状監視手法の構築 1式
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	・地方自治法施行令第167条第1号(指名競争入札) ・山口県会計規則第161条～165条(指名競争契約)
委託業者名	中電技術コンサルタント(株)
業者選定理由	・県内に営業所があり、土木関係建設コンサルタントの等級がA等級であること ・指名停止期間中でないこと ・経営状態が著しく悪化していると認められないこと ・休業中でないこと ・専門技術力、同種業務の実績を総合的に考慮して選定 ・電子入札の利用者登録を行っていること ・見積書を提出した者
予定価格	34,911,800円(税込)
契約金額	27,823,400円(税込)
落札率(%)	79.6%(契約金額/予定価格)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	有り
再委託先	① (株)オガワ設計 ② (株)山陽測器 ③ 中日本航空(株)

再委託金額	再委託承認審査項目となっていない。
検査の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>業務委託の成果</p> <p>(検査手法(どのように))</p> <p>「山口県業務委託技術検査実施要綱」に基づき、「山口県土木関係業務委託検査技術基準」に沿って実施</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(指名競争入札の方法)。 ・再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した(一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等)。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札審査資料 ・入札参加者指名調書 ・委託契約書 ・仕様書 ・見積書 ・委任(下請負)承認願 ・委任(下請負)承認書 ・業務委託検査調書
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の事業をもって、目指すべき将来像に繋がる成果を得られたか質問した(委託業務の適合性)。 ・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容(業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等)を確認した。 ・再委託について、再委託業務の割合や再委託金額等の審査状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書 ・見積書 ・積算根拠資料 ・業務委託起工設計書 ・予定価格決定調書 ・委任(下請負)承認願 ・委任(下請負)承認書

(8) 監査の結果(指摘事項)または意見

【意見】再委託の承認審査について(経済性・効率性)

本件委託契約では、上記(6)のとおり、委託先から3者へ再委託に付されている。ここで、土木建築部技術管理課が公表している「業務執行体制の確認に関するQ&A(令和2年3月)」(以下、「Q&A」という)において、以下のように記載している(Q&A抜粋)。

2 業務履行期間中の確認事項

Q4 再委託が可能な業務について、金額の上限等はあるのか

A4 再委託を行おうとする業務に係る上限額を規定するものはないが、発注者は再委託の承諾に際し、再委託を行うことが合理的であるか、特に業務の大部分を再委託する場合に合理的な理由及び必要性があるかについて注意する。

当該Q&Aに照らすと、土木建築部の調査・設計業務に係る「委任(下請負)承認願」(以下、「承認願」という)において、再委託金額の情報は必須事項(審査対象)とはなっていない。しかしながら、業者提示の見積書に基づいて予定価格が積算され、入札に付されることからすると、当初委託金額の経済合理性の有無は再委託金額も踏まえ、客観的かつ適切な審査を経ることが望ましい。本件は、当時の承認願の取扱いから逸脱したものではなく、意見に止めるが、再委託の承認は、再委託金額も併せて総合的に勘案されるべきである。

なお、令和4年10月1日以降は、承認願の中で再委託金額を明示する様式改訂がなされており、該当する所管課等での今後の運用徹底が望まれる。

【意見】見積価格と落札価格の乖離について(有効性)

本件は、指名競争入札によっており、上記(6)のとおり、落札率は約79.6%である。なお、当該業務は設計標準歩掛表に定めのない業務であるため、指名業者から見積書を徴収して予定価格を算出している(徴収した見積書のうち、異常値排除後の平均値を算出し、当該平均値の直下をベースに算定)。そして、予定価格の積算方法自体に問題はなかったが、本件落札業者が当初提出した見積書では、見積価格57,979千円となっていた。一方で実際の入札においては27,823千円で応札している(見積価格比で5割を下回る水準)。同一の業者が見積書を提示した時点では約57百万円であったものの、入札において約27百万円まで下がっていた点で、当初見積価格と落札価格の差は何か経緯があったのか質問をしたところ、周南土木建築事務所では、当初見積価格は仕様書に示された内容を履行するための標準的な経費を業者が想定して算定した「予定価格の算出を目的とした価格」であり、落札価格(入札価格)は業者が持つノウハウを加味して当該業務を履行するために真に必要な経費を積み上げて算定した「入札を目的とした価格」であるため、金額の差はその目的の違いから生じているもの、と認識しているが、「何としても落札したい」との業者の思いも加味されているのではないかと、との見解であった。

確かに、調査基準価格に抵触しておらず、指名競争入札自体の事務手続きに不備はなく、少しでも低く入札して落札したいという業者側の思惑も踏まえると、当該見解も理解でき

る。しかしながら、落札価格が同一業者の提示した見積価格に比べて大幅に低い状況は、外観的には当初の見積価格の合理性への疑問や業務品質面への影響が懸念されかねない。

したがって、見積書を提示した業者と落札業者が同一の場合で、見積価格と落札価格に一定の乖離がある場合には、改めて仕様に則り、業務品質に影響が無い旨を確認し、契約締結同等に記録として残したうえで承認決裁することが望ましい。

25. デジタル技術導入推進事業

(1) 事業の概要

事業名	デジタル技術導入推進事業
担当部局	企業局 電気工水課
事業実施の背景（必要性）	（事業実施に至る背景（必要性）） 工業用水道の主要な導水路の点検は、工業用水の送水を停止したうえで、内部を作業員が歩きながら目視等により、施設の劣化状況等を確認しており、送水停止によるユーザー企業への影響や、閉鎖された空間の暗所でかつ、限られた時間の中での作業となるため、作業員への負担が大きく、点検作業の効率化や安全性の確保が求められている。
事業目的及び達成時期	（事業目的） ・ AI による導水路点検・診断システムの開発 （達成時期） ・ 令和6年度（予定）
目指すべき将来像	（本事業（デジタル化の推進）で目指すべき将来像） 水力発電所や工業用水道の管路や導水路トンネルの点検、維持管理において、デジタル技術を導入することで、作業の効率化や安全を確保し、電気及び工業用水の安定供給体制の強化を図る。
事業の概要（内容）	・ 無人カメラを活用した通水状態での点検 ・ AI による損傷状況等の自動判別、健全性の診断 ・ システムによる点検結果調書自動作成

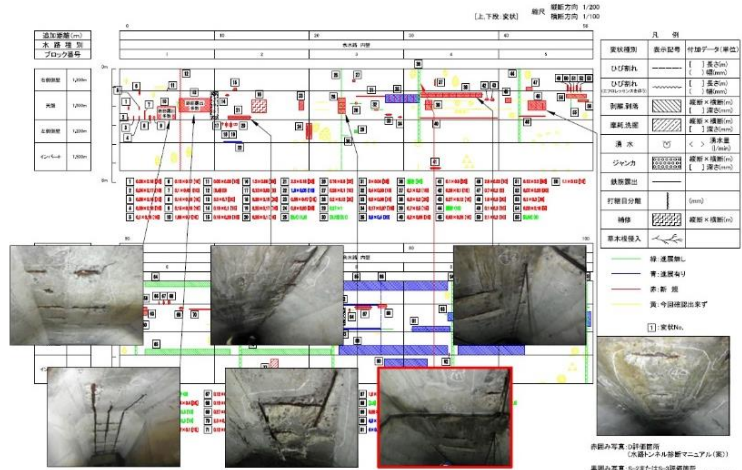
事業の概要図等



《水抜きを行い、点検者による目視点検》



《通水状態で無人船による撮影》



《AIによる自動判別、点検調書自動作成（イメージ）》

事業の主な実施主体

山口県企業局（委託）

事業の対象者（誰に対

県内の工業用水道受水企業

する事業か)	
令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要	(取り組み) ・無人船製作、導水路内の撮影 ・AIによる自動判別 (成果（進捗）) ・撮影により課題が抽出でき、無人船の改良 ・撮影データによりAI学習（データが少ないため、さらなる学習が必要）
関連する県の計画や基本方針等	該当なし
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	該当なし
事業区分	新規事業（令和3年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	11,000
補正後予算額	—	—	11,000
決算額	—	—	8,804

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	8,591	下記(6)委託契約の概要参照
消耗品費	103	タブレット端末購入(2台)
設備費	110	スマート検針システム導入
合計	8,804	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	8,804	100.0
一般 (県)	—	—
合計	8,804	100.0

(その他財源の内容)

その他財源は、山口県工業用水道事業費によるものである。

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	—	8,591
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	NTTビジネスソリューションズ(株)

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	AIによる導水路点検・診断システム構築業務
契約期間	令和3年11月12日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<p>通水状態での導水路点検・診断が可能となるようデジタル技術を活用</p> <p>(1) 診断システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無人船製作 ・AIによる自動判別等 <p>(2) 実証実験</p> <p>(3) 成果報告書の作成、提出</p>
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	NTTビジネスソリューションズ(株)
業者選定理由	<p>公募型プロポーザル方式に係る手続において、審査委員会で提案内容の審査を行った結果、上記委託業者が最優秀提案者であると認められたため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業種目を大分類「コンピュータサービス」小分類「システムの設計・開発」として、入札参加者資格者名簿に登録されている者

	<ul style="list-style-type: none"> ・ A I 等を活用したインフラ点検・診断システムにかかる構築実績があること ・ 等級格付けが特A、Aであること ・ 山口県内に事業所があること ・ 指名停止中でないこと
予定価格	8,998,000 円 (税込)
契約金額	8,998,000 円 (税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	まん延防止等重点措置の施行に伴い、実証実験の延期を余儀なくされ、当初予定していた仕様の一部を取りやめたことによる。
変更後契約金額	8,591,000 円 (税込)
再委託の有無	有り
再委託先	① 古河産業(株) 中四国支店 (導水路内の動画、画像収集) ② (株)エイム (A I 解析プログラム製作)
再委託金額	企業局では金額の把握はしていない。
検査の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>令和3年度対象業務(無人船による流下試験、A I 画像処理)について</p> <p>(検査手法(どのように))</p> <p>発注仕様書に基づき、業務が適正に実施されていることを、提出された成果報告書や報告会(ヒアリング)により確認した。</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格(適正に委託業務を遂行している)</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募型プロポーザル方式に係る手続きについて、応募要項及び競争入札等審査会(業務委託契約)を確認した。 ・ プロポーザル審査、委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・ 変更契約について、変更契約書及び変更仕様書を確認した。 ・ 再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募要領 ・ 競争入札等審査会(業務委託契約) ・ 企画提案書 ・ 見積書 ・ 審査結果及び審査表 ・ 最優秀提案者通知書 ・ 委託契約書及び仕様書 ・ 再委託承認申請書

監査要点	実施手続	証憑書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・企業局の業務委託に係る契約情報の公表状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の再委託の承認について ・作業計画書 ・業務成果報告書 ・業務委託検査報告書 ・随意契約に係る契約情報
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・委託先からの実績報告書を閲覧し、仕様書に沿った契約履行となっていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託承認申請書 ・業務の再委託の承認について ・業務成果報告書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・契約変更について、経済性の観点から問題となる事項がないことを確認した。 ・再委託について、再委託業務の内容、再委託割合や再委託金額等が審査対象とされているか否か確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更契約書 ・見積書 ・再委託承認申請書 ・業務の再委託の承認について

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【指摘事項】再委託の承認審査について（経済性・効率性）

本事業では、再委託の承認について、再委託承認申請書には「再委託をしようとする相手方の名称及び所在地」、「再委託をしようとする業務の範囲」、「再委託をしようとする期間」、「再委託をする理由」を記載して承認している状況である。

ここで、再委託を承認する趣旨は、責任の所在が不明瞭となり易い再委託業務に対して、品質確保の観点で、再委託先が適正な業務遂行能力を有していることを確認する点、及び業務の全部又は主要な部分を再委託する、一括再委託（いわゆる丸投げ）については、当初の委託契約自体の経済的合理性の観点で、それを原則禁止としていることを踏まえ、一括再委託を防止する点にある。

以上より、上記の申請書記載項目に追加して、再委託に係る契約（予定）金額等の情報が必要であると考え。そして、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であることや、丸投げに伴う不要な中間マージンの発生が懸念されることがないか等、当初の委託契約の経済的合理性が慎重に検証されるべきであり、早急に改善するべきである。なお、県の事務

手続きでは、再委託の承認申請において、再委託に係る契約金額の記載を要求していることを念のため申し添える（平 23 会計第 321 号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」参照）。

【意見】再委託業務の範囲について（経済性・効率性）

上記（6）委託契約の概要のとおり、本事業では委託業務を再委託している。ここで、本事業の委託業務に係る見積金額（税抜）は以下のような項目で構成されている。なお、（）書きは変更後の金額である。

① 工業用水道管路内の画像データ収集費用	5,000 千円	(5,000 千円)
② 工業用水道管路内の画像データの A I 解析費用	2,970 千円	(2,630 千円)
③ 労務費	210 千円	(180 千円)

上記の見積変更内容は、当初令和 4 年 1 月に実施予定であった実証実験が、まん延防止等重点措置の施行で延期となり、A I 解析業務が一部契約期間内に履行不可能となったことによる減額（システム構築費用 340,000 円）及び労務費の減額である。

このうち、①及び②について、再委託先が中心となって業務を行っている状況であり（当初委託金額合計 8,180 千円（変更後 7,810 千円）の 90%超）、委託業者が監督責任を負っているとしても、委託業務の主要な部分が再委託に付されていると見られかねず、経済性の観点で当初委託契約の合理性に疑念が残る。また、直接的な監督責任についても、特に A I 解析業務（上記②）では、どこまで委託業者の指揮監督権が実際の解析現場や解析業務過程で発揮されたか等は不明瞭である。本事業は、企画提案書内の業務実施体制を見る限り、当初から提案業者（委託業者）が再委託を行うことは十分に予見可能であり、例えば、契約締結前の段階又は、再委託承認申請の審査過程で、再委託業務の範囲や金額、管理・監督の手法等の是非を慎重に検証し、最小の経費で最大の効果を得る委託業務の履行について、その検証過程や検証結果が客観的に示されるべきであった（平 23 会計第 321 号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」4（5）も取扱いの参考となる）。

以上より、いわゆる県の一般財源ではなく、独立採算を採る企業局としても、経済性を発揮して運営される点で、少なくとも外見上で業務の大部分、又は主要な範囲が再委託に付される場合には、委託料の経済合理性を一層明らかにするべく検証の補足が求められる。

【意見】プロポーザル審査について（有効性）

本事業では、1 者提案に対して、9 名の審査員による評価が行われた。各審査員の審査表を見ると、審査員によっては、ある項目について、15 点の配点に対して 5 点（得点率は約 33%）としているケースがあった（その他の審査員の評点は 10 点～14 点であった）。

審査員によって評点が異なること自体は当然あり得ることだが、このように他の審査員に比べて著しく低い評点があるにも関わらず、特段の措置を要するでもなく形式的に集計されただけとなっている。

以上より、例えば、審査項目ごとに最低ラインの点数を設け、その基準を下回った場合には審査員全員の協議を要する（協議による判断過程が記録として残される）など、一層実効性のある審査となることが望まれる。

26. デジタル化対応産業教育装置整備事業

(1) 事業の概要

事業名	デジタル化対応産業教育装置整備事業
担当部局	教育庁 教育政策課
事業実施の背景（必要性）	産業・社会の変化に対応した職業教育の充実のため、技術革新の進展やデジタルトランスフォーメーション（DX）等を見据えた、学習環境の整備が必要
事業目的及び達成時期	（事業目的） 職業系専門課程を有する県立高等学校にデジタル化対応装置の環境を整備することにより、最先端の職業教育を行う「スマート専門高校」を実現し、地域の産業界をけん引する職業人材を育成 （達成時期） 令和3年度
目指すべき将来像	デジタル化に対応した産業教育装置の整備により職業教育の充実を図り、地域の産業界をけん引する職業人材を輩出
事業の概要（内容）	・文部科学省の学校施設環境改善交付金（スマート専門高校の実現）（補助率1/3）を活用し、関係学校に令達の上で、デジタル化対応産業教育装置を整備
事業の概要図等	
事業の主な実施主体	県
事業の対象者（誰に対	職業系専門課程を有する県立高等学校

する事業か)	
令和3年度の取り組みと成果（進捗）の概要	（取り組み） 関係高等学校からの整備要望を踏まえ、学校発注で実施 （成果（進捗）） 関係高等学校の計87事業を整備
関連する県の計画や基本方針等	・やまぐちデジタル改革基本方針
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	②「やまぐちスマートスクール構想」推進プロジェクト ⑩「明日の社会を創るデジタル人材」育成プロジェクト
事業区分	新規事業（単年限り）

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	—	—
補正後予算額	—	1,572,734	1,572,734
決算額	—	—	1,522,458

（予算額及び決算額の著増減事項等）

国の令和2年度第3次補正予算を受けて、県の令和2年度補正予算（2月議会）で計上した。令和3年度に全額繰越して実施した。

（3）令和3年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
工事請負費	43,226	施設加工等に要した経費
備品購入費	1,479,231	設備購入等に要した経費
合計	1,522,458	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	507,458	33.3
その他	1,015,000	66.6
一般(県)	—	—
合計	1,522,458	100.0

(その他財源の内容)

その他財源は、県債によるものである。

(5) - 1 監査要点と実施手続の概要 山口県立防府商工高等学校

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達した資産がデジタル化対応産業教育に合致することを確認した。 ・ 令達先の学校における資産調達手続きに沿っていることを確認した。 ・ 資産管理手続きが規定に沿って行われていることを確認した。 ・ 資産台帳を確認し、内容が適切に記録されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品調達等審査会 ・ 物品購入決議書 ・ 一般競争入札関連資料一式 ・ 随意契約関連資料一式 ・ 契約書、仕様書 ・ 納品書、物品検査書 ・ 請求書、支出票 ・ 資産台帳
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育(授業)での使用状況を質問し、資産(現物)を確認した。 ・ 調達した資産の使用によって生徒にどのようなメリットがあるか質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産台帳
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な資産の使用可能期間をどのように学校が判断しているか質問した(一般的な耐用年数との関係等)。 ・ 生徒数の推移や将来予測を質問し、将来の生徒数減少等により調達した資産が遊休化するリスクについて学校側がどのように評価しているか確認した。 	

(5) - 2 山口県立山口農業高等学校

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達した資産がデジタル化対応産業教育に合致することを確認した。 ・ 令達先の学校における資産調達手続きに沿っていることを確認した。 ・ 資産管理手続きが規定に沿って行われていることを確認した。 ・ 資産台帳を確認し、内容が適切に記録されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル化対応産業装置の用途と効果 ・ 物品調達等事務取扱要領 ・ 物品購入決議書 ・ 入札執行結果一覧表 ・ 物品売買契約書 ・ 仕様書 ・ 台帳登記確認リスト
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育（授業）での使用状況を質問し、資産（現物）を確認した。 ・ 調達した資産の使用によって生徒にどのようなメリットがあるか質問した（就職等に効果あり）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調集中管理装置一式、調理実習台一式、菌床製造装置一式の現物確認（契約額 10,000 千円以上の設備）。
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な資産の使用可能期間をどのように学校が判断しているか質問した（一般的な耐用年数との関係等）。 ・ 生徒数の推移や将来予測を質問し、将来の生徒数減少等により調達した資産が遊休化するリスクについて学校側がどのように評価しているか確認した（将来的に遊休化した際には本県の定める「保管転換の手続き」に沿って農業大学への売却等も検討）。 	

(5) - 3 山口県立大津緑洋高等学校（水産校舎）

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達した資産がデジタル化対応産業教育に合致することを確認した。 ・ 令達先の学校における資産調達手続きに沿っていることを確認した。 ・ 資産管理手続きが規定に沿って行われていることを確認した。 ・ 資産台帳を確認し、内容が適切に記録されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産台帳

監査要点	実施手続	証憑書類等
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育（授業）での使用状況を質問し、資産（現物）を確認した。 ・調達した資産の使用によって生徒にどのようなメリットがあるか質問した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル化対応産業教育装置整備事業」整備要望理由書
経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な資産の使用可能期間をどのように学校が判断しているか質問した（一般的な耐用年数との関係等）。 ・生徒数の推移や将来予測を質問し、将来の生徒数減少等により調達した資産が遊休化するリスクについて学校側がどのように評価しているか確認した。 	

(6) 監査の結果（指摘事項）または意見

山口県立防府商工高等学校

記載すべき指摘事項及び意見はない。

山口県立山口農業高等学校

【指摘事項】 起案書の記載様式について（合規性、有効性）

起案書は、所管部局内の意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って、適正な事務手続きに則り対応したことを記録する点で、内部統制上も重要な文書である。しかしながら、決裁日の記載自体がないものがあり、適時の承認証跡が確認できなかった。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、日付一つをとって見ても重要な意味があり、完全性が求められるため、不備のない起案書に基づき、適正な事務手続きを徹底することが必要である。

山口県立大津緑洋高等学校（水産校舎）

【意見】 デジタル化対応産業教育装置の有効利用について（有効性）

山口県立大津緑洋高等学校（水産校舎）（以下、「水産校舎」という）に今回導入された装置の利用状況を確認したところ、現状では、生徒及び教員以外の利用はなく、利用生徒数は5人から17人程度であり、利用頻度は授業で週1時間から5時間程度とのことである。具体的な例として、レーダーシミュレーター一式（契約額40,238千円）では、利用生徒数5人で利用頻度は概ね週2時間程度であった。ここで、装置の投資成果については、学校教育

及び人材育成という観点から利用生徒数または利用頻度等のみで判断すべきものではないこと、及び短期的視点ではなく長期的視点で考えなければならないことは理解できる。しかし、一方で現状の利用状況では装置によっては一週間の大部分は遊休となっており、投資に見合う十分な利用状況と判断できるかは疑問である。

そもそも、デジタル化対応産業教育装置整備事業の目的は、デジタル化対応装置の環境を整備することにより、地域の産業界をけん引する職業人材を育成することが明記されている。本件のレーダーシミュレーターについては、遠洋航海におけるタンカー等の大型船の模擬訓練を可能とするものであり、生徒募集面においても学校として、広く対外的に本件装置を利用した学習が可能である点等のPRを行い、現状の装置利用状況に満足するのではなく、当該技能習得の機会をより一層提供できるように取り組んでいく余地がある。

【意見】見積価格と落札価格の乖離について（有効性）

水産校舎に今回導入された装置のうち、レーダーシミュレーター一式の備品購入（以下、「本件備品」という）については競争入札が採用されているが、予定価格積算時に2社から見積書を徴収した結果、安価な提示をした1社（以下A社）の見積書をもとに予定価格を69,300千円（税込）と算定した。その後、実際の入札では3社から入札があったが、そのうちA社は39,380千円（税込）で入札があり（残り2社の入札価格は68,530千円（税込）と72,600千円（税込））、結果的にA社が落札業者となった。このように、本件備品では、A社の落札価格が同一のA社による当初見積価格に比して約56%となっている。

この点、競争入札である以上、応札業者は少しでも低く入札し、落札したいと考えることは当然であり、企業努力等を考慮し、入札段階で当初見積価格より低く入札することはあり得る。しかし、本件備品の場合、同一会社で予定価格積算時の見積価格と落札価格が約30百万円も乖離しており、当初見積価格の妥当性や、備品の機能性（品質）等の有効性について客観的には疑念が生じる（当該乖離を検証した記録等はなく経緯等是不明であった）。

本件備品の調査基準価格は34,650千円（税込）であり、入札価格は調査基準価格を上回っている点からも事務手続きに不備はないが、調査基準価格に近似し、かつ、同一会社にも関わらず見積価格と入札（落札）価格がこれほど乖離するのであれば、少なくとも仕様を照らして品質上問題がないことは確認し、記録として残すべきである（そもそも見積価格を高く設定していた、または入札時に装置の仕様を見積段階から安価なものに変更していた等の問題が潜在していないか慎重に検討されるべきである）。

【意見】やまぐちデジタル改革基本方針との関連性について（有効性）

水産校舎に今回導入された装置6件（契約額合計159,694千円（税込））のうち4件（契約額合計122,771千円（税込））は新規装置ではなく更新装置である。更新前の装置はどれも老朽化が進み、かつ、近年のデジタル化に対応されたものではなかったが、更新された装置はどれも新品であり、最新のデジタル化に対応したものであった。

ここでデジタル化対応産業教育装置整備事業の目的は先述のとおりであり、その背景には県が推進する「やまぐちデジタル改革基本方針」がある。当該基本方針における基本姿勢では①地域課題の解決、②新たな価値の創造、③デジタルデバインド（情報格差）の排除、④多様な主体との連携・協働、⑤スピード・柔軟性・持続性の5つが推進されている。特に地域課題の解決と新たな価値の創造は目指すべきビジョンとして重要である。

このように考えると、今回導入された装置はどれもデジタル化に対応されたものではあるものの、大部分は装置の更新であり、今回のデジタル化対応装置が地域の産業界をけん引する職業人材の育成にどのように関連し、その先にある新たな価値の創造という観点から、改革にどのように寄与するのか現時点で具体性を欠いている。学校教育及び人材育成という面で、短期的に成果が出るものではなく、今回導入された装置による人材育成がきっかけとなり将来新たな価値の創造につながる可能性はあるが、現時点での関連性は、少なくとも水産校舎の認識としては、やはり曖昧であり、現状では予算財源確保を好機とした、デジタル化を名目とする単なる装置の更新であることを明確に否定できる要素はなかった。

そのため、今回導入した装置によりどのようにして地域の産業界をけん引する職業人材の育成を行い、そして最終的に新たな価値の創造につながるかという水産校舎としてのロードマップ等を明確にし、当該装置の利用方法に反映すべきと考える。

27. ICTを活用した新たな学び推進事業

(1) 事業の概要

事業名	ICTを活用した新たな学び推進事業
担当部局	教育庁 教職員課（やまぐち総合教育支援センター やまぐち教育先導研究室）
事業実施の背景（必要性）	（事業実施に至る背景（必要性）） 子供たちが Society5.0 時代を生き抜いていくために「自ら課題を発見し、情報を活用して課題を解決したり、新しい価値を創造したりする力」の育成が求められている。
事業目的及び達成時期	（事業目的） Society5.0 時代に求められる力を育成するため、ICTを積極的に活用し、PBL（課題解決型学習）やSTEAM教育等の新たな視点を取り入れた教育プログラムの開発や、教員に対する研修を行い、教育現場へ効率的・効果的に導入する。 （達成時期） 令和4年度末（予定） ・目標 全県立高等学校 教育プログラム導入・実施 100%

	市町立学校、県立総合支援学校 教育プログラム実施推奨
目指すべき将来像	(本事業(デジタル化の推進)で目指すべき将来像) 生徒の1人1台端末の活用をベースとした、生徒の課題解決能力を育成するため、教育プログラムを活用したPBLを指導できる教員を育成
事業の概要(内容)	・教育プログラムの研究開発と全県普及を行うためのコーディネート業務を委託
事業の概要図等	<p style="text-align: center;">ICTを活用した新たな学び推進事業 実施スケジュール(令和2年度~4年度)</p> <p>民間コーディネーター(株式会社 電通)とYELLによる共同研究体制で実施</p> <p>令和2年度</p> <p>教育プログラム研究開発</p> <p>①やまぐち発自己発見プログラム</p> <p>②やまぐち発コミュニティ型PBL</p> <p>※各プログラムにおいてICTをマストアイテムとして活用</p> <p>令和3年度</p> <p>①教育プログラム研究深化・発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校での実証・検証 ・教育プログラムの追加開発 (STEAM教育、クリティカルシンキング等) ・CSを活用したPBLのためのオンラインサロン開発 <p>②プログラム実施体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進リーダー教員の育成 (リーダー養成研修・カリキュラム化検討) ・プログラムの普及拡大 (県内全域で全校種対象の研修会実施) <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県立高校で試行実施 (総合的な探究の時間・課題研究内で) ・小中学校、特別支援学校での実施を推奨 ※各校のプログラム実施を支援 (訪問・オンライン) <p>新たな対象者を選定して継続実施</p>
事業の主な実施主体	県
事業の対象者(誰に対する事業か)	県立学校及び市町立学校
令和3年度の取り組みと成果(進捗)の概要	<p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育プログラムの追加開発 ・モデル校における実証・検証(通年) ・教員研修の実施 「新たな学び推進リーダー」の育成(5回) 教育プログラムの普及拡大研修の実施(3回) ・オンラインサロンの開発 <p>(成果(進捗))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育プログラムを新たに3本開発 ・モデル校での実証・検証により生徒の育成できる資質・能力の明確化 ・教育プログラムを活用したPBLに関するカリキュラム例を作成(高等学校13例、中学校2例) ・全県立学校及び市立高等学校各1人の教育プログラム活用を指導ができる教員を育成

	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町立小学校・中学校各1人の教育プログラム活用を指導できる教員を育成 ・コミュニティ・スクールにおけるオンラインサロンの実施
関連する県の計画や基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち維新プラン
デジタル・魁プロジェクトとの関連性	該当なし
事業区分	継続事業（令和2年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	—	19,687	17,718
補正後予算額	—	18,213	14,555
決算額	—	18,128	14,278

(予算額及び決算額の著増減事項等)

特記事項なし

(3) 令和3年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	13,500	下記(6)委託契約の概要参照
旅費	451	職員出張旅費、研修会参加者旅費
需用費	327	コピー代、用紙代他
合計	14,278	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	6,750	47.2
その他	—	—
一般(県)	7,528	52.7
合計	14,278	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	—	16,995	13,500
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(株)電通	(株)電通

(6) 令和3年度委託契約の概要

契約名	I C Tを活用したやまぐちの新たな学びに係る教育プログラムの共同研究・共同開発等業務委託
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
業務内容(仕様)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育プログラムの研究開発の深化(追加開発) ・教育プログラムの実施体制整備(研修等)
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	(株)電通
業者選定理由	令和2年度に続き実施する「まなびで“きびる”プロジェクト」において、新たな学びの視点による教育プログラムの開発及びその普及に関する研修実施に関する高い専門性を有しており、この条件を満たすものは他にいないため。
予定価格	13,500,000円(税込)
契約金額	13,500,000円(税込)
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	<p>(検査対象(何を))</p> <p>各研修の実施状況、実証・検証の成果、追加された教育プログラム等</p> <p>(検査手法(どのように))</p> <p>提出された成果報告書に基づき、ヒアリングを実施し適正処理されているかを確認した。</p> <p>(検査結果)</p> <p>合格</p>

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
<p>合規性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書 ・ICTを活用したやまぐちの新たな学びに係る教育プログラムの共同研究・共同開発等業務委託仕様書 ・業務委託契約事務取扱要領 ・業者選定伺（令和3年度） ・業者選定伺（令和2年度） ・ICTを活用したやまぐちの新たな学びに係る教育プログラムの共同研究・共同開発等業務委託プロポーザル応募要項 ・同業務委託審査委員会設置要綱 ・同業務委託プロポーザル審査結果集計表 ・同業務委託プロポーザル参加者見積書（3社） ・業務委託検査調書 ・ICTを活用したやまぐちの新たな学びに係る教育プログラムの共同研究・共同開発研究報告書
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約に付する合理性があるか確認した。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用したやまぐちの新たな学びに係る教育プログラムの

監査要点	実施手続	証憑書類等
	び評価しているか質問し検討した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	共同研究・共同開発等 業務委託仕様書 ・委託検査調書 ・ICTを活用したやまぐちの新たな学びに係る教育プログラムの共同研究・共同開発研究報告書
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、業者見積の合理性を十分に検討しているか確認した。 ・委託先から提出される請求書を閲覧し、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。	・ICTを活用したやまぐちの新たな学びに係る教育プログラムの共同研究・共同開発等業務委託仕様書 ・同業務委託プロポーザル参加者見積書（3社） ・請求書、請求明細書

(8) 監査の結果（指摘事項）または意見

【意見】教育プログラムの周知及び活用について（有効性）

本事業の対象者は県立学校及び市町立学校となっているものの、県費による事業であることから教員研修の参加者は県立学校教員が多く、また事業目標である教育プログラム導入・実施についても、県立学校については「100%」の実施、市町立学校については「推奨」と違いがある。そして、本事業は、課題解決型学習の指導ができる教員の育成を目的としているが、その先には県内の子ども達が自ら課題を発見し、情報を活用して課題を解決したり、新しい価値を創造したりする力の育成・獲得がある。県立学校のみならず市町立学校にも多くの子どもが在籍しており、その子ども達も課題解決能力を育成・獲得するために本事業により育成した教員の指導を受ける対象となるべきである。

そのためには、市町立学校の教員も本事業で作成した教育プログラムにアクセスできなければならない、本事業の広報活動が重要となる。県内の教員が集合するイベントで本事業を紹介する機会があるものの、基本的にはやまぐち教育先導研究室担当者が外向く会議や研修でのアナウンスやチラシ配布が広報活動の中心となっており、このような個人レベルでの活動では本事業で作成した教育プログラムが市町立学校の教員に浸透するには長い時間を要することとなる。また「YAMA-LABO」ホームページに本事業をPRする動画が掲載されており、教員研修の様子や研修参加者が感想を述べる様子を視聴できるが、令和4年10月

19日時点で再生回数が87回と低調であり、広報活動が十分であるとは言い難い。なお本動画については、委託事業者が委託事業内で作成したものであり、請求明細書によれば1,380千円の費用が発生していることから、より一層の広報効果に期待したい。本事業の教育プログラムを県内の教員に広く周知するため、教育庁各部署が連携し、県立学校のみならず市町立学校の教員も本事業について認識し、教育プログラムを活用できるように組織的な広報活動を展開する必要がある。

以 上